

5890

第七號

文學第一一四〇號

陸軍省 清中

支那教育

支那教育關係法規送付ノ件

今般當局ニ於テ調査シタル左記支那教育關係法規和譯ノ上出版致候ニ就テ
ハ各一口部御參考迄ニ送付候條御查收相成度候也

記

教育法令彙編

第一輯

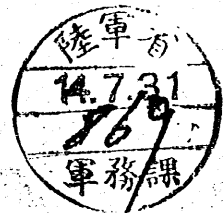
支那 幼稚園課程標準

支那 初級中學課程標準

圖書 三五一九

昭和十四年七月三十一日

文藝局長 島田昌鈔



9890

文教局學務課譯

支那

幼稚園
小學

課程標準

(和譯)

臺灣總督府

2890

文
教
局
學
務
課
譯

支
那

幼
稚
園
學
小

課
程
標
準

(和
譯)

臺
灣
總
督
府

8850

はしがき

本書は新興中華民国文化建設に携る者の参考に資せんが爲め刊行せるものなり。

2-8870

幼稚園課程標準目次

幼稚園小學課程標準編纂經過.....一

幼稚園小學課程標準施行辦法.....七

廣東省小學每週教授時間數配當辦法.....八

幼稚園課程標準.....一〇

小學課程標準總則.....一〇

衛生小學及學生.....一七

體育.....一七

國語.....一七

社會.....一七

自然科.....一七

0588-3

算術科

八

勞作

九

美術

一〇

音楽

一七

短期小學及短期小學班の課程標準

二五

幼稚園課程標準

三三

幼稚園小學課程標準編纂經過

本幼稚園並小學課程標準は教育部に於て専門家を聘し委員會を組織し、編纂せるものにして民國十七年十月より二十一年十月に至るまで左記四時期を經過し始めて完成を見たるものなり。

第一起草整理の時期 各専門家を聘して中小學課程標準起草委員會を組織し十七年十月幼稚園及小學各科研究大家の會合を得起草、整理、審査、修正の分別擔任を爲し十八年八月に至り起草整理を完了す、由つて教育部は各省市に命じ之をして暫行標準となし試験的に實施せしめたり。本期事業に盡力せし諸先生左名の如し。

幼稚園課程暫行標準(順序姓名字劃の多少による)

- 甘夢旦 吳研因 金海觀 胡叔異 俞子夷 馬客談
- 張宗麟 陳鶴琴 葛鯉庭 楊保康 蔣息岑

小學課程暫行標準(順序姓名字畫の多少による)

- 國語 吳研因 施仁夫 孫世慶 陳飛霞 趙欲仁
- 社會 任桐君 吳研因 金海觀 季禹九 胡叔異 胡宣明
- 馬客談 盛朗西 趙士法

自然 王瑩君 朱暄賜 吳研因 李鼎輔 金潤青 胡宣明

馬客談 徐允明 張雅煥 趙士法 潘平之 蔣息岑

算術 沈百英 金桂蓀 俞子夷 楊嘉椿

工作 王國華 伊伯丞 吳研因 周尙志 熊翥高

美術 宗亮宸 徐慕蘭

體育 朱士芳 吳蘊瑞 沈壽金 孫徵和 楊彬如

音樂 何明齊 吳研因 程懋筠 陳郁磐 顧西林

全部參加意見者 朱經農 江景雙 吳研因 沈百英 金海觀 周尙志

俞子夷 胡叔異 施仁夫 馬客談 張宗麟 高君珊

曹守逸 孫世慶 雷震清 楊嘉椿 鄭宗海

第二試驗研究の時期 教育部は各省宛「各省市教育廳又は局研究會を組織し指定學校に於て研究試驗を行ひ十九年六月迄に意見書を呈示以て參考とすべし」との訓令を發し、爾後各省市は都て命に従ひ試驗研究を行へり、然るに十九年七月に至るも尙ほ各省市より意見書の呈示無く且つ試驗研究の期限延長を請願するものあり由つて教育部は試驗研究期限を更に一箇年延長し二十年六月を限りとす、二十年六月に至り各省市より試驗研究の結果を教育部に報じたるものは左記の各區なり。

浙江省教育部廳。江蘇省教育廳。南京市教育局。上海市教育局。廣東省教育廳。熱河省教育廳。吉林省樺甸縣教育局。

尙ほ江蘇省は各實驗小學校よりも數多の意見を具陳し來り、浙江省教育廳並に所屬各校の試験結果は詳細を極め意見尤も多し。

第三修正訂正の時期 教育部に於ては前の中小學課程標準起草委員會を變更する要あるを認め、民國二十年別に専門家を聘して中小學課程及設備標準編訂委員會と改組し、各方面の意見蒐集と改正の研究をなすこととせり。然して六月十八日より三日間大會並に各部の審査修訂委員會を開催し幼稚園及小學の各科標準の實體の決定を見るに至り未完成の部分は更に人を擧げて分擔せしめ又七月二十、二十一日に至り大會及審査會を開き各項の標準を議決し常務委員に交付して之が整理をなさしめたり。此の時期に盡力せし者次の如し。

諸委員

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 三 晋 鑫 | 江 景 雙 | 朱 文 叔 | 朱 葆 勤 | 吳 研 因 | 沈 百 英 |
| 沈 雷 漁 | 李 清 悚 | 李 曉 農 | 易 克 樞 | 林 瑞 輔 | 胡 叔 異 |
| 胡 頤 立 | 施 仁 夫 | 俞 子 夷 | 馬 客 談 | 倪 祝 華 | 徐 逸 樵 |
| 翁 之 達 | 陳 鶴 琴 | 張 國 仁 | 彭 百 川 | 趙 迺 傳 | 趙 廷 爲 |
| 蔣 息 岑 | 鄭 鶴 聲 | 薛 天 漢 | 戴 應 觀 | 謝 樹 英 | 魏 冰 心 |

羅 迪 先 顧 樹 森

此の外各科標準の研究問題につき意見を述べたる諸先生左の如し。

社 會 趙 鉦 鐸 蔣 子 奇

音 樂 王 允 功 唐 學 詠 蕭 友 梅

此回本標準改訂に當り幼稚園課程標準を除いては變更せるもの極めて少し小學課程標準と暫行標準との相異點を約述すれば左の如し。

一、「黨義科」を特設せざりしこと、黨義教材は之を充分に「國語」「社會」「自然」等の各科中に融化挿入せり。

二、暫行標準中の「社會」「自然」兩科の衛生に屬する部分を抽出して別に「衛生」科課程標準を定めたり。

三、工作科を改めて勞作科となし並に商情に關する部分は之を削除す。

商情估價作業は之を「算術」等の科中に編入せり。

四、「社會」科中に公民教材を加へ、更にその内容を修正せり。

五、各科の内容竝に用字上につきては何れも修正せし所あり。

六、別に「總綱」を定め各科標準の指針と爲す。

第四編定完成の時期第三期に於て改正修訂を経たる後はもとより之の頒行をなすも、不幸にして部次長の

審査未だ終らざるに、繼ぎて九・一八事變起り、此の標準も暫時中止の已むなきに至れり、今年朱部長就任して後、課程標準の重要なるを認め、更に整理改訂を加ふる事とせり。此に因りて重ねて委員を招集し審査修正を加へたり。八月一日より八月五日に至る五日間大會を開き、本項標準の編纂始めて緒に就けり。後朱部長は小學國語課程の關係するところ最も甚大なるものあるに着目し、又更に文學の専門家を聘して詳らかに審査を重ねたり。九月二十六日より二日間大會を開きて小學國語課程標準につき一段の琢磨工夫を加ふ（讀書教材分量支配表の如きは這次の審査中に定められたるものなり）小學公民訓練標準は八月に大會を開催せし時、一の草案あり整理の後、之を各委員に分ちて審査せしめ、乃ち十月六日に到りて在京の委員も招集して會議討論し、凡そ二日にして此の標準も大體完成の域に至れり。此の時期に盡力せし各位左の如し。

全部課程標準參加者

王晉鑫 吳研因 李清悚 易克樞 胡顏立 胡叔異
 施仁夫 徐蘇恩 馬客談 陳鶴琴 蔣息岑 薛天漢
 顧樹森

小學國語課程標準審査者

周予同 夏丏尊 趙景深 顧均正 顧樹森

小學公民訓練標準參加者

此の度の標準の前次に異なる點左の如し。

一、公民訓練標準を加へたり。是即ち小學訓育標準の事なり、小學に於ては特に公民、修身等の道德訓練の科目を特設せざるを以て此の項の標準を加へたる所以にして以て公民訓練の準據と爲せり。

二、卒業最低限度を削除す。元來行ひし卒業最低限度は具體的ならず又甚だ主觀的に過ぎたるを以て暫く之を削除し、將來標準を制定し、之を實驗し、又は檢較して改めて客觀的最低限度を定めんとす。

此の標準編纂完成後、之を送りて部長の校閲を請ひ、部長、次長の詳細なる修正を経、些かの缺點なしとは言はざれども百餘人に由りて起草訂正され、全國各地方の試験研究を経、年を關する事、四年の久しきに亘り又數多の委員の研究討論を経て完成したるものなれば、以て近年來に於ける初等教育方面の最も重大なる一事業といふを得べし、然れども、此の如き標準は不斷改訂を忽せにすべからざるものなれば、全國の教育界が相提携して研究を重ね、以て施行後幾年ならずして再び改訂して完善無疵なる課程標準の出で來たらんことを切望して已まざる次第なり。

教育部中小課程及設備標準編訂委員會
事務委員 謹みて誌す
二・一〇・二〇

0594

幼稚園小學課程標準施行辦法

一、本標準發布後全國的各小學は一律に遵守して施行すべし、但し教育部の檢定を受けたる案に依りて行ふ實驗小學或は地方の特殊事情に因りて教育行政の主務機關より教育部の檢定を経たる案ある場合は事情を酌量して臨機に變通することを得。

二、各地方に於て本標準に對する意見ある場合は隨時教育部に報告して改訂時の參考材料と爲すべし。

三、各省市が本標準を施行するに當り教員が不足すれば、障礙を生じて行はれ難きものなれば、即ち師範教育を刷新し、並に小學教員をして講習と研究の機會を供與すべし。

(1) 休暇或は夜間の餘暇を利用して各地方の教育行政機關により各校の某々科目を擔任する教員を召集して某々科目に關する基本知識並に技能を與へ、又教授の方法を授く。

(2) 小學教員により某々學科に關する研究會を組織し某々學科の知識及び技能を研究練磨す。
 四、本標準發布後幼稚園小學の具體課程に關しては、例へば教材要目教學實例等の如きは國語、算術、社會各科の大部分、自然科の一部分は教育部の審定せる依據すべき全國通用の教科書あり、其の他は地方の事情に支配され、時間に左右さるゝを以て準據すべき教科書なし。須らく教育部の指定せる若干の省及び行政院直轄の市教育廳局は率先して専門家を招聘し、又實地の研究者は委員會を組織して各々時令に

鑑み其の他の事情に稽へ、年に分け、目に分け、具體的教材要目、教學實例を編纂して地方及び都市に適用せしむべし。各々二部以上を教育部に送付して校閲を受けてより之を實施し、又各省市が具體課程を編纂せんとする參考に供せしむべし。

五、本標準發布後、地方的補充教材に關しては各縣市の教育局は速かに地方教材蒐集委員會を組織し、本標準各科の作業要項に準據して各地方に適せる實際的、應用的、郷土教材を蒐集して補充教材と爲すべし。主務教育行政機關の校閲を経てより具體教材要目に加ふべし。

八、南洋等各地の華僑の小學課程は該地の華僑教育管理者及華僑教育會並に華僑學校代表に由り、本標準に準據して地方の事情を斟酌し別に編纂すべし、教育部の校閲を経て而る後に實施すべし。

廣東省小學每週教授時間數配當辦法

小學課程標準に列記せる科目及每週の教授時間總表を按ずるに只每週の教授總時間及節數を規定せるのみにて、如何にして之を區分するかは固より自由に伸縮することを得、但し本省小學の現在に於ける實情のまゝに之を施行する時は恐らく障碍多きを慮り、茲にその障碍を芟除し、併せて全省の小學をして比較的整齊劃一にして所期の目的を達するに便せん立場より特に每週の教授時間數及配當辦法を定むること左の如し。

一、三十分間を以て一節と爲す。

二、各年級毎週の教授科目及節數下表の如し。

年級	一 年 級	二 年 級	三 年 級	四 年 級	五 年 級	六 年 級
公民訓練	2	2	2	2	2	2
衛生	2	2	2	2	2	2
體育	5	5	5	5	6	6
國語	13	13	13	13	13	13
社會	3	3	4	4	6	6
自然	3	3	4	4	5	5
算術	2	5	6	6	6	6
勞作	3	3	4	4	5	5
美術	3	3	3	3	3	3
音樂	3	3	3	3	3	3
節數總數	39	42	46	46	51	51

注 意
一、毎節三十分間
二、國語は説話、讀書、作文、寫字の四項を含む其の時間配當は該科の作業要項表中に記載せるものを準則と爲すべし。

三、各縣市の小學校は地方の事情を斟酌して教授時數を増すことを得。但し毎週三節を超ゆることを得ず。
四、其の特殊事情に由り教授時數を減少する場合は亦毎週三節を超ゆることを得ず、但し主務教育行政機

五、堂に上りて授業を爲す際は必ずしも節毎に堂を降りて休息するを要せず、兩節交接する時は鐘を鳴らして其の節の終結を示すべし。

六、兩節毎に堂を降りて五分間の休息を爲し或は三節毎に十五分間の休息を爲す、中年級及初年級に在りては各班とも毎節の終結する時に、室内に於て三分乃至五分間の室内遊戯を爲すことを得。

七、教員充足し、設備の全き學校に導くはその教授時數の配當は年級の高下、科目の性質に應じて適宜に適宜に酌量し、必ずしも本辦法第一二條の制限を受くるを要せず、但し主務教育行政機關の許可を経、然る後に之を實施すべし。

八、教員を聘請して専任と爲すを原則とす其の時數を以て給料を算出する場合は毎節三十分間の時は兩節を一時間と計算し若し毎節の時間等しからざる場合は教授時數を合して滿六十分を一時間と計算す。

幼稚園課程標準

第一、幼稚園教育の目標

- (一) 幼稚兒童の心身の健康を増進す
- (二) 幼稚兒童の應に有るべき快樂と幸福を謀る

(三) 人生の基本的優良習慣を培養す(身體的行爲及各方面之習慣を包括す)

(四) 家庭に於ける幼稚兒童に對する教養に協力し並に家庭教育の改善を謀る

第二、課程範圍

一、(音) 樂

(1) 目 標

(甲) 唱歌の欲望を満足せしむ

(乙) 音樂鑑賞の機能の啓發並に増進(口唱及樂器の兩種を含む)

(丙) 發聲の官能節奏(リズム)の感覺を發達せしめ、並に節奏の動作を訓練す

(丁) 親愛協同の情感を發展せしむ

(戊) 事態に對する(貓、狗、耕田、洗衣の類の如し)興趣を喚起す

(2) 内 容

(甲) 以下各種歌詞の聽唱表演並に鑑賞

(子) 家庭生活に關するもの

(丑) 記念並に慶祝に關するもの

(寅) 時令季節に關するもの

(卯) 自然現象に關するもの

(辰) 見馴れたる動物植物に關するもの

(巳) 日常の職業に關するもの

(午) 愛國に關するもの

(未) 社交に關するもの

(申) 表演用に關するもの

(乙) 節奏の聽分けとその演出

(丙) 通常音樂(銅鑼、小鼓、小木魚等都々應用すべし)の鑑賞並に演出

(丁) (例へば音を聽きて起坐立行するが如し)

(丁) 自然聲音の鑑賞並に模倣(例へば鳥唱猫叫の聲の如し)

(3) 最低限度

(甲) 唱歌の聲音清明にして拍子大方誤りなからんことを要す

(乙) 簡單なる律動(緩急高低等)に對して辨別反應の能力あるを要す

(丙) 四首以上の歌詞の意義を明瞭に知り、並に表演可能なるを要す

(丁) 兩首の簡單なる歌詞を獨唱する能力あるを要す

二、故事と童謡

(1) 目標

(甲) 文學に對する興趣を喚起す

(乙) 想像力を發展せしむ

(丙) 思想を啓發す

(丁) 説話を練習し、發表能力を増進せしむ

(戊) 故事に對する創作能力を發展せしめ、快樂、高尚、和愛の情感を培養す

(2) 内容の概要

(甲) 以下各種故事の鑑賞と演習(例へば口述、表演、創作等)

(子) 童謡

(丑) 自然故事

(寅) 歴史故事

(卯) 生活故事

(辰) 民間傳説

(巳) 笑話

(午) 寓 話

(乙) 各種故事映畫の觀覽

(丙) 各種の趣味ありて劣悪ならざる兒童歌謠、謎語等の鑑賞、吟唱並に表演

(3) 最 限 度

(甲) 最も簡單なる故事四篇を説述し、且つ意味甚だ明瞭なるを要す

(乙) 最も簡單なる故事一篇を創作し、且つ内容明らかなるを要す、

(丙) 簡單明白なる對^アを爲すを要す

三、遊 戲

(1) 目 標

(甲) 遊戲を愛好する自然性向に順應して適當なる遊戲活動を與ふ

(乙) 筋肉の連合作用を發展せしめ並に感覺と軀肢の敏活反應を訓練す

(丙) 互助協作等の社會性を訓練す

(2) 内 容 大 要

(1) 下記各種遊戲の練習

(甲) 計數遊戲(例へばボール投等の如く兼ねて計數すべきもの)

(乙) 故事表演並に唱歌表情遊戯

(丙) 節奏(例へば音を聽きて鳥の飛ぶ獸の走る等の遊戯の如し)と舞踏遊戯

(丁) 感覺遊戯(閉目して摸索し聽音して人をあてる等觸覺、聽覺、視覺等を練習する遊戯)

(戊) 簡單なる用具を應用せる遊戯(秋千、滑臺等の如し)

(己) 摹擬遊戯(戰爭ごっこ、猫と鼠等の模擬動作の如し)

(庚) 我國各地方固有の各種良好なる遊戯

(3) 最低限度

(甲) 群兒に參加して集合し、行進と圓形行進をなし、協調を覺れるもの

(乙) 圓形中に設備せる遊戯器具三種以上を使用し得るもの

(丙) 遊戯の簡易なる規則を知り得るもの

四、社會と自然

(1) 目標

(甲) 自然環境と人民活動に對する觀察と觀照に導く

(乙) 自然を利用し、生活に満足し、團體を組織するの初歩的經驗を増進す

(丙) 「人と自然社會との關係」に對する認識を導く

- (丁) 自然物と衛生を愛護し、衆を楽しむ良習慣を養成す
- (2) 内容大要
- (甲) 食、衣、住、行等の生活需要、衛生方法及び家庭鄰里商舖、郵局救火組織、公園、交通機關等社會組織に關する觀察研究と本地に於ける名勝古蹟の遊覽を興起す
- (乙) 日常禮儀の習慣
- (丙) 記念日と節日(元旦、國慶、總理の忌日、誕生日、五九、五三〇、兒童節其他の令節の如し)の研究と舉行
- (丁) 身體各部の認識と簡易なる衛生規律(例へば行商の糖果を食はず雜食を食はず、食前に必ず、手を洗ひ、食後に必ず顔を洗ひ、地に便溺せず、地に痰を吐かず、手をくはへず、手にて耳孔をほじくらず、眼をこすらず、早寢早起、清潔を愛する等の如く)の實踐
- (戊) 健康と清潔に對する省察
- (己) 黨旗、國旗、總理遺像……の認識
- (庚) 見馴れたる鳥、獸、蟲、魚、花草、樹木と日、月、雨、雪、陰、晴、風、雲等の自然現象の認識と研究
- (辛) 一月分一週分、日々乃至陰晴雨雪等逐日天象の記載

- (3) 最低限度
- (壬) 附近或は本園内動植物の觀察、採集並に飼養或は培植
- (癸) 集合の演習、(公正、仁愛、和平の態度、精神を養ふを主とす)

(甲) 自己日常生活に用ふる主要なる衣食住行等各項物品の認識

(乙) 略々家庭、鄰里、商鋪、工場、農田及地方公共機關の作用を知る

(丙) 四肢五官の機能作用を知る

(丁) 家禽、家畜及五種以上の植物並に太陽、風雨の作用の認識

(戊) 總理遺像と黨旗、國旗の認識

(己) 師長、家長に對して相當の禮儀作用を辨へるもの

(庚) 清潔を愛好する習慣あり

(五) 工 作

(1) 目 標

(甲) 工作に對する自然要求を満足せしむ

(乙) 操作の習慣を培養し、工作の技能を増進し並に感覺能力を鍛鍊す

(子) 粗大なる基本動作を發育せしめ、以て後日精細なる動作發育の基礎たらしむ

(丑) 身心に關する各種動作をして常に表演の機會あらしむ

(丙) 群體的活動力に關する訓練、下例の如し

(子) 自信、自重、堅忍、専心、勤奮、互助、熱心、服務等の精神

(丑) 自動的能力

(寅) 領袖の才と領袖の精神に服従す

(卯) 批評能力と批評を接受する度量

(辰) 時間と材料と浪費せざる習慣

(巳) 秩序を遵守する習慣

(午) 公共用具の愛護

(丁) 智力の發展

(子) 思想を鍛練す

(丑) 發展創造建設の能力の培養

(寅) 鑑賞能力の發展

(2) 内容大要

各兒童の好むまゝに以下の範圍内に於ける任意の工作を實習す

- (甲) 砂箱装排……………砂盤或は沙箱中に在りて各種玩具、物器を利用して積堆装置して許多の立體的觀察と研究。例へば村舎、城市、山景、園景、江河、動物場、植物園或は其他模型等
- (乙) 思物装置……………大小の積木を用ゐて房屋とその他の建築物等の装置
- (丙) 圖畫……………自由單色畫或は彩色畫。彩色畫は各種已成の圖物に兒童をして自ら彩色せしむべく或は自己の作製せる圖物に彩色を施さしむべし
- (丁) 紙細工……………缺を用ゐて各種の圖形を切り、或は紙を用ゐて各種の物件(例へば棹、椅子の如し)を折らしめ、或は剪りたる、折りたる圖形を糊を以て紙上に貼り又は紙縊、紙片を以て各種の花紋を織らしむ
- (戊) 泥土(粘土細工)及紙漿細工―泥又は紙漿を用ゐて模型を作る。(例へば鶏、狗、桃、李、杯、盤、糕、餅、舟車等の如し)併せて泥の性質の研究
- (己) 縫紉(裁縫)―縫紉の動機は大概玩弄偶より起る。例へば房屋を飾り小衣服、小被(小さき布團)小窓掛等を作るが如し、この種の工作は比較的年長兒の擔當すべきものとす。年齢の小さな兒童は厚紙を以て孔を穿ち蘋果、葡萄或は猫狗の類を爲し、兒童をして色絲を以て縫はせ編ましむ。
- (庚) 木工―簡單なる木工器具―錐、鋸の類を用ゐて能く幾種かの簡單なる玩具模型(例へば床、桌、

椅子、秋千、架等)を設計して作製し、且つ製作の順序と方法を知ること(例へば一桌を作るに四脚は同長に、桌面と脚長は相比例すべく四脚は應に桌面の下に在るべき等の如し)

(辛) 織工―簡易なる梭を用ひて絲、帶等を織る

(壬) 園藝―菜豆、普通花卉等の植栽

(癸) 其他―各種の自然物及廢物を利用して玩具裝飾品を製作す

(附註) 以上各種の工作は全部を課するを最上とす、但し環境の情形を視て選擇すべし

(3) 最低限度

(甲) 能く獨りで簡單なる工作を爲し、助けを他人に求めざること

(乙) 能く工具と材料を愛惜すること

(丙) 能く工具材料作品を整理し、又工具材料作品を一定場所に置くこと

(丁) 能く地上の清潔を保持すること

(戊) 能く身體と衣服を棄損せざること

(己) 能く鉛筆と蠟筆を用ふること

(庚) 能く鋏を用ふること

(辛) 能く色彩を選擇す

六、静

(壬) 能く圖形を排列す
 (癸) 能く一兩種の蔬菜或は花卉を栽植し得ること

(1) 目

(甲)

(乙)

(2) 内

(甲)

静 蒙徳梭利^{モウデツッリ}の辦法に由りて定時の静黙を行ふ、何かの聲音、符號を聽いた後（或は振鈴或は何かの聲音を用ゐて）一同端坐し、教師は當番兒童を指導して静牌（灰塵黒字牌）を取らしめて黒板の邊上に立ちて同時静黙せざる兒童の有無を觀察し大凡静まれるに至りて然る後、全兒童に瞑目せしむ、此の時（子）或は合掌して頭上にかゝりて垂下し、頤を支へて支息し、（丑）或は机によりて臥し、（寅）或は桌に就きて睡り、教師は一隅に退き兩三分再び一種の聲音符號を爲して全兒をして頭をあげしむ、聲音符號は二三月後行へば變更すべし、或は遊戯の意味を加味し、時間も漸次増長すべし、例へば教師一室の人皆静まれる後別室に退き二三分後和悦の音聲を以

て一個の兒童の姓名を呼び、呼ばれたる兒童は便ち飛びて教師の懷裡に抱きつく。然る後、再び別の一兒童の姓名を呼びて一々前の如くす。人皆至りて後に止む。此の遊戯或は「飛燕歸巢」と稱すべく、事前に兒童に説明すべし。静息の功課は蒙氏の兒童院中に在りては毎日一次に止らず。十時前後を最も宜しとなす。

二三

(乙)

静息の功課は蒙氏の兒童院中に在りては毎日一次に止らず。十時前後を最も宜しとなす。凡そ全日制によるものは各兒童の臥具を備ふるを最上とす。晝食後休憩静臥し、小なる兒童は應に二時間以上睡るべく、年齢比較的大なるものは睡ること凡そ一時間半、醒後は騒ぎて他人に迷惑をかけるべからず。

(按ずるに英國の新式幼稚園は此の點を極めて重視す)

七、餐

(1) 目

標準

(甲) 需要に適應す—兒童の食量は小なれば須らく食事時間を短縮すべし、早餐より午刻に至る五時の久しき間あり、中間一定の少量の菓子類を與へて飢に充つべし。

(乙) 飲食時の禮節を練習す

(丙) 飲食に守るべき清潔の習慣を養成す

(丁) 食物を愛惜する習慣を養成す

(2) 内容

毎日午前十時前後、毎兒に適當の食品を食はしむ(山芋、菓子類)又水一杯を飲ましむ(經費裕福なる者は牛乳を以て水に代用すべし、或は少しばかりの菓物を食はしむ)

第三、教育方法の要點

(一) 以上述べ來りたる各種の活動は(音樂、遊戲、故事と故謠、社會自然、工作等)實際に施行する時は打つて一丸となして合科的に取扱ひ二科目に一定の方法ありとなす勿れ、應に一種の最重要なる材料を一日又は兩三日内の依業の中心として一切の活動は此の中心的範圍より離れざるべし、(例へば三月の樹節、十月の國慶、秋天の紅葉、冬天の白雪等の如く、又環境内に於いて發現するものとして人形の誕生祝ひをなし、死せる益鳥の公葬をなし、母姉會を開く等々の如し)

(二) 幼稚兒童毎日の園の時間は全日約六時間、都市に在りて特殊事情のある幼稚園は半日制を用ふべし、毎日午前中に約三時間、中間定時の食事時間、靜息、及全日制の正午に依業を停止して、午餐をなし又靜臥をなす時間以外の各種の活動は劃一的の規定を爲すべからず。(例へば毎時に何種の功課を教ふと定むるが如し)但し教師は應に胸に成案あるべく繁重なる作業の後に在りては、兒童を導きて輕便なる活動を爲さしめ、桌間の作業の後に在りては兒童を引ききて戶外の運動をなさしめ、又相連

絡せる某種活動の後には中間に幾分間かの休息を與へて以て兒童の身心を調節す。

(三)

各種の作業は兒童の好む所に從ひて自由活動に由らしむべし、但し團體作業は毎日に一次あるべく教師の暗示法に由りて兒童を共同操作に導入す、團體作業の時に當りて若し少數兒童の参加を願はざる有るも必らずしも強迫せず。

(四)

故事遊戯、音樂、社會と自然は大部分教師の引導に由りて團體作業を行ふことを得、此等の活動は全部の作業を若干の項目に分け(例へば圖畫、純細工、積木……)の如し兒童を組別にして合作し又は仕事を分けて活動せしむべし。但し次の二事に注意を要す。

(1) 組分けは兩三人を一組となして一事を合作せしめるを最も有效となす。

(2) 仕事分けは兒童は往々此の事未だ成らざるに去りて彼の事を成し或は半途にして廢し或は苟且にして責を塞ぐあり、教師は應に彼等を訓練して彼等をして責任感あらしむべし。訓練の方法は或は表に記録し、能く完成したるものには推奨の符號を與へ、然らざるものは戒飭の符號を與へ、或は完成せるものには好感を表示し、未完成のものに對しては冷淡を表示す。

(五)

教師は豫め充分に準備し、以て臨時の困難を免るべし、準備の事項は應に兒童活動の趨向に由りて定むべし、例へば國慶記念日の活動の前に在りては、教師は兒童の國慶記念の活動中に在りて應に

有るべき若干の問題と事實の發生を豫想して此の方面に向つて材料を蒐集し、技能を準備し以て應用に便すべし。

(六) 教師提出する所の児童活動を誘導する材料と児童活動を指導する方法と一切の進行につきては須らく児童の心理を體察し児童の經驗に合すべし。

(七) 幼稚教育に用ふる所の材料は空話なることなく日常に見るべく、接觸すべく又少くても想像し得る實物實事たるべし、幼稚教育に用ふる所の場所は室内に限らず須らく戶外の自然界、家庭、村、市、工業………を最も良好なる活動場所となす。

(八) 幼稚園の設計教學には須らく左の各點に注意すべし。

(1) 児童の自由活動中より設計題材を發見す(例へば一人の児童が砂箱中に白菜を栽植せるを教師が發見したならば便ち數多の児童を集めて野菜栽培を設計するが如し)是は設計教學には絶好の機會なれば須らく利用すべし。

(2) 設計中應に有るべき一切の活動に在りては須らく速かに児童の能力を體察し、児童の爲す能はざるもの或は爲しても不成功に終る部分は之を省き以て児童をして爲す能はざるに因りて廢止し或は中途の失敗に因る懊惱を免れしむ。

(3) 設計の材料は目的を達し易く結果を得易きを最上とす、一個の設計中に在りては須らく許多の小段

(八) 落に分つべし、一小段落毎に一の小目的あり、一の小結果を得べし。此の如く兒童をして爲さしめば目的を達することを得、結果あるを得て也、自然に興趣發生して自ら進んで努力するに至る。萬一整備せる設計に於て中途にして多數兒童の興趣が轉移せるに至らば此の如きは教師も又此の設計を放下すべし。便ち多數兒童の興趣のある設計に従ひ相當の時機の到來を待ちて再び法を考へて繼續すべし。

(九) 教師は是兒童活動中の舵を把るものなり、兒童をして彼らの趨く所に從ひて進行せしむべし。未だ目的を達せざる前に在りては宗旨を改變するを要せず。發する所の暗示も亦一貫して亂雜ならざるべし、兒童の已に反應すれど未だ完成に到らざる時は再び別の一種の新暗示を與ふべからず。

(十) 教師は最後の裁判者なり、兒童の問題は應に兒童に由りて自己解決をなさしむべし。兒童の確かに解決する能はざる時に至りて教師始めて側より啓發引導すべし。

(十一) 教師は須らく獎勵法を講じて兒童に某種の作業の興趣を鼓勵すべし、幼兒の獎勵法には言語を以てし、又玩具を與ふるを最も有效とす、標識符號の獎勵之に次ぐ、獎勵上應に注意すべきは

(1) 獎勵は常用すべからず、常用すれば則ち濫して效を失ふ。

(2) 大衆中に在る優勝は當然推賞すべし、個人も前後を比較して突然進歩あらば又應に獎勵すべし。

(十三) 幾種かの技能あらば應に練習の方法を用ゐて兒童をして熟練せしむべし、練習上願慮すべき條件左

の如し。

- (1) 時間は短きを良とし以て児童の練習に對する興趣と注意を保持すべし。
 - (2) 度数の分配は應に分布練習の原則に従ふべし。(開始の時は每天一定の短時間内に連続練習し、熟したる後は間歇練習し、純熟の後始めて停止す。
 - (3) 練習に用ふる材料は須らく真正なる價値を確めて購ふべし。必ずしも練習を要せざるものには浪費すべからず。
 - (4) 練習の方法は須らくその最優良なるものを考究すべし。方法を誤用すれば亦勞して功なし。(例へば實物を用ゐずして抽象的符號を練習するが如し)
 - (5) 練習時には只児童の表現するところの成績に注意するに止らず、併せて児童の用ふる所の方法の是非、適宜に留意し、妥當ならざるものには隨時に矯正するを要す。
- (十三) 園中の事務は凡そ児童の爲し得るもの、掃除、机の並方、除草、園具の組別管理等の如きは應に充分に児童に由りて爲さしむべし。
- (十四) 半箇年一回「體格検査」を毎月一回「身長、體重検査」を、毎日一回「建康及び清潔検査」を舉行すべし。(方法詳細は小學衛生科課程標準に依る) 兒童身體上の缺陷及び各種の疾病に對し教師はその補救方を構すべし、教師は母親或は師長としての智能を有するのみならず自ら看護の手を下し、又治病の

常識を具ふべし。

二八

(十五) 教師は兒童の身體性情、嗜好、及び家庭、環境等に對してよく注意し、小冊子を備へて觀察せる所を記録して以て研究、教育實施上の資料たらしむ。

(十六) 教師は時々兒童の家庭に到り、父兄を園中へ誘ひ來りて意思感情の聯絡を計り、且つ幼稚教育及び家庭教育の方法を宣傳すべし。

(十七) 幼稚園は戸外の自然及び社會を利用する外左の標準に依りて一切の設備をなす。

(1) 我が國の民族性を喚起すべし、我が國の民族性は誠樸、堅忍にして歐美及び日本と等しからず、幼稚園の設備は華美に流れず、堅固たらしむべく注意し、必ずしも洋式、舶來品を取る必要なく須らく悉く中國化に盡むべし。

(2) 郷土の社會情勢を喚起すべし、我が國土廣濶にして都市、農村、南方、北方、富饒地、貧瘠地等その社會情勢各々等しからず、故に幼稚園の設備に於いても郷土日常の物品を取るべく、郷土社會に適合せざる實際情勢と分離すべし。

(3) 兒童の需要に適合せしむべし。兒童の生理狀態、心理狀態、生活狀況等を觀察しその需要に従ひて設備す。

(甲) 量に於いては簡陋ならず充分に役立たしむべし。

(乙) 質に於いては児童の必要に便ならしむべし。
(4) 教育の意義に背かざるべし。

積極方面

- (甲) 児童の創造力及び想像力を發展せしむるもの。
- (乙) 児童自ら使用し装置し取りはずし得るもの。
- (丙) 児童の興味、美感を起さしむるもの。
- (丁) 児童の感情を誘發するもの。
- (戊) 児童の智力を發展せしむるもの。
- (己) 児童の身體に有益なるもの。

消極方面

- (甲) 衛生に有害なるものは採用せず。
- (乙) 容易に危険の伴ふものは採用せず。
- (丙) 児童の興味を感ぜざるものは採用せず。
- (丁) 美觀を害ふものは採用せず。
- (5) 廢物、天然物、日用品を利用すべし。

廢物（舊新聞、ボロ、ガラスの破片、ガラス瓶、布片、茶碗の破片等）

天然物（果實の種子、樹葉の花弁、貝殻、羽毛、石等）

日用品（肥皂^{サイカチ}、西洋蠟燭等）の如きものは教育用品、裝飾品及び作業の材料等に利用すべし、之、費用省かるゝのみならず、兒童の創造力啓發に役立つべし。

小學課程標準總則

第一、小學教育目標

小學教育は三民主義に根柢を置き、中華民國の教育令及び其の實施方針、兒童心身の發達に留意し國民道徳の基礎並に生活に必須なる基本智識及び技能を授け、以て禮義、愛國の精神を養成せんとす、其の具體的方法左の如し。

- 一、兒童の健全なる身體の培育。
- 二、兒童の高潔なる品性の陶冶。
- 三、兒童の審美的情操の發展を計る。
- 四、常識の増進。
- 五、勤勞習慣の馴致。

六、互助團結の精神の啓培。
七、愛國的精神の養成。

第二、作業範圍

一、教科目及每週の教授時間表

科 目	年 級		中 年 級		高年級
	一 年 級	二 年 級	三 年 級	四 年 級	
公民訓練	60		60		60
衛 生	60		60		60
體 育	150		150		180
國 語	390		390		390
社 會	90		120		180
自 然	90		120		150
算 術	60	150	180	180	180
勞 作	90		120		150
美 術	90		90		90
音 樂	90		90		90
總 計	1170	1260	1380	1580	1530
附 註	上列分數、都可以三除盡 便於以三十分或四十五分或六十分 支配爲一節				

(1) 公民的訓練は平常の個別訓練に重點を置き、表出せる時數は團體訓練の時間數のみ。

(說明)

(2) 各科目は地方の情状を斟酌し科目の分合をなすを得、その辦法左の如し。

(甲) 社會、自然、衛生の三科目を初等小學に於ては常識科として一科目に合併するを得。

(乙) 勞作科に於ては農事工藝作業の中、一分科のみ單設することを得、その他必要なる作業等は性質相類する科目を以て合併するものとす。

例、特設工藝科に於ては農事的園藝、家事等の作業を自然科の中に併入するを得

(丙) 美術、勞作の二科は低學年級に於ては工作科となす。

(3) 各地方の情形に依り、毎週教授時數を九十分増減するを得。

(4) 教授時間は三十分を以て一時限となすも教材の性質に依り四十五分乃至六十分延長するを得。

二、其他各種集團活動及び毎週時間分數表左の如し。

分 鐘	年 級		
	低 年 級	中 年 級	高 年 級
一八〇			
二七〇			
三六〇			
附註	朝會、週會、紀念週、課外運動、課外作業、兒童自治團體活動等の集團作業を含む		

(說明)

(1) 各種の活動時間は地方の情形に依り斟酌し、規定するを得。

(2) 活動事項中各學校の性質に依り分別設置するを得。

第三、教育の通則

一、毎週の作業時間は時間割の製作に際し、各科目の性質を検討し、其の難易、心身の均衡、時間の長短、各週の均衡等に注意し、以て聯絡上教育上に便ならしむべし。

二、各科教材の選擇は各科目の目標に根據を置き、社會、地方情況、時勢等に適合せしむは勿論、需要及び児童經驗に立脚するを原則とす。

三、公民的訓練の指導は一つに文學教育及び理論的探討にあるは勿論常に學校、家庭、社會生活方面及び児童の身體力行を指導すべし。

四、文學的教材は一律に口語文を以てし、文語體を使ふべからず。

五、教材の組織は各科の聯絡を保ち一個の大單元となし、重複減少の弊を免除すべし。

六、教員は教育教授に先立ち常に充分なる準備をなし、教材に精通するは勿論、教案(最少限度略案)教具、環境等最善を盡すべし。

七、教育は「成す」を重視す。

児童の心理に適應し、學習氣分の讓成を計り、以て活動を活潑ならしめ、児童に興味を喚起すべし、

兒童の注意集中は自發的活動、自己反省、努力進行に役立つ、要は「手脳並用」「身體力行」の「成す」にあり、之教育唯一の緊要的原則なり。

八、凡そ教材は兒童に反覆練習の部分(例、文字記憶、地名、人名、年代、歌曲等)練習教育の方法によるべし。

必須條件左の如し。

1. 材料は既習教材たること。
2. 短時間で度数多きを要す。(例、文字練習、毎日又は隔日に一度なし、毎度の時間を十五分を限度とす)

3. 方法は試験的に有效なるもの且つ變化の多きものなること。

(二次に付短時間内若干の練習方法を以てすべし)

4. 豫定目的の達成を以て完全と見做す。

5. 結果に注意し、先きに正確を要求し、後迅速を計るべし。

九、凡そ教材に於て兒童の思考的部分は(例各科目に於て發見する問題、歴史事實的因果、日常生活中、疑問又は困難な問題)「思考教育」の方法に依るべし。必要條件左の如し。

- (1) 常に輔導を要する兒童。

甲、動 作

乙、發 覺 困 難

丙、困難な個所の認定

丁、困難を解決する種々なる方法

戊、有效なる方法を選択し實驗すべし

己、自 信 の 確 立

(2) 教員の性急、代行專斷は宜しからず、児童をして從容思考の餘裕を與ふべし

(3) 児童に對し方法、材料、蒐集、整理等指導すべし

(4) 児童に對し客觀的事實尊重の良習慣を養ふべし

十、児童に觀賞さす部分は(例詩歌、故事、歌曲、美術品、自然風景)は「觀賞教育」の方法を以てすべし

方法左の如し

(1) 材料は児童自己選擇をよしとす

(2) 聲調、態度等の暗示を以て氣分誘發すべし

(3) 形容、比較等の方法に依り児童の想像を誘發し以て児童の觀賞指導をなす

(4) 可能の範圍内に於て美醜善惡を比較研究させ、以て児童の觀賞能力を高む、但し児童の情感を誘發

(5) するを原則とし、児童の過分なる分析批評をなさしめざる様留意すべし。

(6) 児童の個別的性格を重視し指導すべし。

十一、教材に於て児童に發表させる部分(例故事の演出、工藝的製作、文章の創作、圖畫の製作等)は「發表教育」の方法に依るべし、注意事項左の如し

(1) 児童の可能、不可能を豫想し、方法を考究すべし

(2) 容易に目的に達成する題材の選擇

(3) 周到なる計畫

(4) 製作時に於ける教師は常に児童を鼓舞し補導し、児童の成功と満足を與ふべし

(5) 成績の如何に關らず一定の計畫下に於て成すものなれば、能ふ限りの好結果をもたらすべし

十二、児童の成績に對しては嚴密なる注意を以てすべし、成績考查方法は科學的方法を取るべし

十三、児童の身體、個性、家庭、環境等をよく認識調査すべし、精密なる觀察、仔細なる記載、對症的方法、嚴密なる施設を以てし、好結果を齎らすべし。單に知識技能の増進のみならず、公民的訓練、

良習慣の養成、惡習慣の芟除等にもなさざるべからず

十四、教育は單に學校に限らず科目に限定せず、課外の施設、學校の利用等に細心なる研究をなすべし

衛生

第一、目標

- 一、児童の清潔に關する良習慣を養ふ、以て其の身心健康の増進を計るべし
- 二、衛生に關する知識を發展せしめ、自他並に公衆的健康を保たしむ
- 三、児童に衛生に對する關心を持たしめ、以て家庭、學校、社會等の公衆衛生の發展を計る

第二、作業の類別

- 一、習慣に關し児童の健全なる發育に關する生活習慣の養成に留意すべし
- 二、知能に關し

(1) 個人的方面 個人の健康要則及び豫防療養、急救等の研究と實踐

(2) 公衆的方面 公衆保健要則及び公衆衛生の研究と實踐

第三、各學年の作業要項

第一、二學年

習慣 左の事項を養成す

- 一、十時頃の就寢

二、朝晩の口腔衛生(洗口)

三、毎日の大便(一定時に於て)

四、毎週入浴一回、食事前、大小便後の手洗ひ

五、適度な食事

六、茶碗、ハンカチ、食具は自己用を使用し、咳等の時は口を蔽ひ、傳染病の豫防をなすべし

七、坐、立、行等は正しき姿勢たるべし

八、毎日二時間許り屋外にて遊玩すべし

知

個人

一、皮膚及び齒、舌、耳、鼻、眼、咽喉、各器官の機能を保健

二、營養、睡眠、休息等と發育との關係、健康検査の意義と價値、(毎學年一回検査すること)(體重測定

(月一回)日光空氣と健康との效用、清潔(衣、靴、齒及び實踐道德方面)の意義と效果

三、交通、防災の方法(足軽く、左側通行、紅綠燈に注意、線路内の通行等充分各種の危険の注意)

四、跌傷又は擦過傷の處理(直ちに教師又は家長に告ぐることに、汚さぬ様に、驚くな)

傳染病の豫防(咳をする人、又は赤い眼をしてゐる人と一緒にならぬこと)

中毒の豫防(鉛筆又は汚物を口の中に入れぬこと、手で眼を擦らぬこと)。
常に笑ふべし、疲労の時は運動を避くべし。

公衆的

- 一、公衆衛生に注意すること(吐痰、汚物、用便、落書の注意)。
- 二、民衆の安全を計る(驚擾、果皮、紙屑、ガラスの破片等を矢鱈に散さぬこと)。
- 三、生活環境の改善(蚊蠅の機滅、教室の通風採光、便所、臺所、庭園の清潔整頓)。
- 四、社會健康の促進(病氣の豫防、衛生習慣の勸奨)。
友の病氣ある場合は教師に告ぎ、友の負傷の場合は扶助すべし。
負傷の場合は醫師に治療を依頼すべし。

- 五、衛生施設の認識(健康検査、體格測量、種痘、注射、看病、急救等)。

第三、四學年
習 慣

- 八、繼續第一、二學年。
- 九、食物の咀嚼、間食の除去。
- 十、毎日適量の水を飲用。

知能

個人的

- 十一、讀書と勞作の場合は光線の充分なる場所と左方又は後方より光線の照るところ
- 十二、呼吸の時は口を使はず指を鼻又は耳に入れぬこと
- 十三、爪を切ること

四〇

四、繼續第一、二學年

五、筋肉消化、骨格、呼吸、各器管の保健

六、營養ある食物

七、電氣を避くること

(1) 電線を遊ばぬこと(雷電の時は閉門及び窓をしめる、ぬれた衣で樹の下に居らぬこと)

(2) 防害せぬこと(就褥時の滅燈、街路上の車輪の注意)

八、擦過傷の急救、普通消毒藥品、天花、シフテリー、傷寒、コレラ等傳染病の豫防

九、醫學史話(例、天然痘の史實等の如し)

公衆的

五、第一、二學年との連關

- 六、公衆衛生の注意(病人の排泄物の處理、戸棚及食料品製造販賣等)
- 七、環境の淨化の研究(蠅、蚊の糞滅、空氣の流通、手拭の共用食物の共食等の害)
- 八、公衆安全の保障(娛樂場所の如し)
- 九、生活環境の改善(下水、塵埃、便所、臺所の改良、通風採光、上水の改良等)
- 十、公衆保健の促進(自他共に保健に留意し、以て健全なる社會を形成す)
- 十一、衛生施設(衛生行政機關並醫院の建設)
- 十二、公共衛生事業の參加

衛生行政機關の認識、學校衛生の認識、衛生隊の服務、清潔検査隊、保健團、衛生視察日誌、
學生自治衛生團體の組織と訓練

第五、六學年

習 慣

- 十三、第三四學年との連絡
- 十四、營養ある食膳
- 十五、閲讀時の眼球との距離と眼球運動
- 十六、早寢早起(午後八時睡眠、午前六時起床)

十七、起床時の寢具の整理

十八、身體の清潔と對面會話に唾沫をとばさぬこと

知能

個人

九、第三、四學年との連絡

十、循環、排泄、神經、各器官の保健

十一、營養原素(水、空氣、日光、維生素、蛋白質、脂肪、澱粉、有機鹽)

發育原素(食物、睡眠、空氣、日光、運動、休息)

十二、營養價の吸收及び消耗、近視遠視、亂視の原因、煙草、酒、其他刺激性食物の害、休息方法、運

動の必要、氣温調節の方法、生冷食物の注意)

十三、罹病と藥との關係

藥を使用せざる場合、醫師の選擇と指示嚴守

十四、傳染病と媒介物の防止

十五、急救要項(流血、暈倒、溺死、火傷、骨折、脱臼、人工呼吸法、擔架法、繃帶法)

十六、醫學史話

公衆的方面

- 十二、第三、四學年との連絡
- 十三、環境整理の研究(糞便の處理、泉の設備、下水の設置、滅鼠、滅蟲等)
- 十四、公衆安全の保障(住宅、通行、交通と娛樂場所の安全、避難演習)
- 十五、生活環境の改善、家庭社會等尙公共衛生事業に参加すべし
- 十六、社會衛生の促進(公衆衛生の宣明、衛生常識の養成、保健合作社の組織法等)
- 十七、衛生施設の認識(死亡調査、傳染病調査、出生調査、其他衛生事業)
- 十八、公共衛生事業の參加(地方衛生、行政機關、水道、下水道、醫學校等の參觀、衛生的設計、衛生服務練習)
- 十九、嬰兒養育常識(女生のみ)

第四、教育要點

- 一、衛生教育は實際問題を出發點とし、實行を重視す
- 二、教授時に於ては理論と實際に適合せしめ、充分設計教育精神及び各科並に兒童の課外運動の連絡を緊密にすべきこと
- 三、教授時に於ては教師自ら範を示し、須らく衛生工作は親ら參加すべし

四、教員は兒童の衛生方面の實踐に對し時に検査を行ふべし、殊に低學年に於ては時期の如何に係らず常に行ふべし

四四

各種衛生技能と習慣の検査等は結果を統計し、比較競争させ、實績の向上に資すべし

五、學校は可能の範圍内に於て各種の施設をなし、兒童に活用、且つ衛生化環境の造成につとむべし

六、學校は可能の範圍内に於て一室を衛生施設の辦事處となすべし

七、學校は可能の範圍内に於て該地方の衛生機關委員、若くは熱心なる衛生教育家長と圖り、學校健康教育設計委員會を組織し、健康教育の指導獎勵に努むべし

八、學校は可能の範圍内に於て單獨又は聯合のもとに、醫師を招聘し、學校衛生の實務に當らしむべし

九、學校に於て左記の團體を組織し訓練に資すべし

(1) 清潔検査隊、 (2) 救護隊、 (3) 小醫院等

十、家庭との連絡を尊重し、家庭訪問、懇親會、母姉會等を開き、衛生施設情況、自治組織、學校の設備等を參觀さすべし

十一、左の測定を行ひ結果を家庭と報告すべし

(1) 衛生視察一次(毎日) (2) 身長測定一次(毎月) (3) 身體検査と競争會一次(每學年)

十二、學期末に於て衛生教育測定を行ひ進度を明確にすること

體 育

十三、社會上の行事としての滅蠅、大掃除等は兒童を參加せしむ

十四、社會上の諸施設は務めて參觀せしめ、淺見の向上を計る

第一、目 標

一、兒童身體内外の各器官の發達を計り、以て全體的適當なる發育を促進す

二、兒童の遊技愛好本能を満足せしめ、運動能力を發展せしめて運動的趣味の向上を計る

三、兒童の勇敢、敏捷、忍耐、誠實、公正、快活等の品格を陶冶し、犧牲、服務、和協、互助等の精神を養ふ

第二、作 業 類 別

一、遊 戲

二、舞 踏

三、運動(模倣運動の一括、機巧運動、器械運動、球技、田徑運動、簡易國術)

四、運動會及遊戯仕合

五、遊泳(相當の設備及び指導者あれば可)

六、其他姿勢の訓練と比較
第三、各學年作業要項

第一、二學年

遊戲舞蹈(每週一五〇分)

- 一、唱歌遊戲
- 二、故事遊戲
- 三、追逃遊戲(拍人遊戲)
- 四、模倣遊戲
- 五、競技(跳躍、豆袋等)
- 六、鄉土遊戲
- 七、聽琴動作
- 七、簡易土風舞

運動其他(每週一〇五分)

- 八、模倣運動
- 九、遠足登山等
- 十、姿勢訓練
- 十一、準備體操

遊戲舞蹈(每週一五〇分)

- 一、追逃遊戲
- 二、競技(跳繩)
- 三、競爭遊戲
- 四、模倣遊戲
- 五、鄉土遊戲
- 六、歌舞
- 七、土風舞

運動其他(每週一〇五分)

- 八、模倣運動
- 九、機巧運動
- 一〇、簡易球技
- 一一、遠足登山
- 一二、田徑運動(短跑、跳遠、擲遠、立足跳遠、跳高)
- 一三、姿勢訓練
- 一四、準備體操

第五、六學年

遊戯舞踏(每週二五〇分)

一、競技(跳繩、豆囊) 二、競争遊戯 三、郷土遊戯 四、歌舞 五、土風舞

運動 其他

六、球類運動 七、田徑運動 八、器械運動 九、遊泳 一〇、遠足登山 一一、姿勢訓

練 一二、準備運動

附註

一、課外運動の指導は正課の教材を以て本旨となす

二、課外運動集團、個人兩種の運動を兼ねてなすべし

三、蹴球、籠球等は比較的高學年に採用のこと

第四、教學要點

一、體育施設は量に應じ之をなすべし

二、體育の教材選擇は兒童の心理的、生理的、生活の要求に依るは勿論、常に兒童の身體、年齢、技術

等の程度を考慮すべし

三、課外運動の指導教材は常に正課の教材と一致し、以て兒童の實地應用に資すべきこと

- 四、指導方法は須く興味を主とし品徳、虚偽、欺侮、驕傲等の諸徳、不良習慣等に留意すべし
- 五、児童の自然的活動は故なくして禁すべきものにあらず、以て児童の活動的機會並に速度の發展を計る
- 六、我國固有の児童遊戯(例造房子)並に本地方固有遊戯は教育上好きものと認むる場合は之を奨勵すべし
- 七、高學年に於ては拳術、武術を課すことを得
- 八、準備體操、整列、步調、方向轉換等は時間の始めに於て之を行ふも低學年は五分、中學年は六、七分、高學年は七、八分を超ゆるを得ず、且つ機械的に流れず、自然に之をなすべし
- 九、合同體操は時間の短を可とし、教材は模倣運動を主となす
- 十、運動遊戯は児童の興味を増長し、分隊、分列、分組等の活動は迅速に之をなし、教員は補導又は遊戯に参加するを可とす
- 十一、児童の良好なる姿勢につとめ、毎週一回の比較の外、常に注意を怠らざること、教員は正しき姿勢をとりよき模範たるべきこと
- 十二、麥克樂氏の測定法を應用し、児童の進歩を計ると共に各自の自覺を促し、教師の教育的反省に資すべきこと

十三、學校の實情に即し學期又は學年に運動會を行ふ

(1)個人單位のもの (2)團體的本位のもの

十四、低學年は繩跳、踢毬、拍球、投圈、擲囊、打棒、造房子、滾鐵環、乒乓等個人又は團體的競争を重視す

十五、兒童の身體發育記録を作成し、兒童の自覺、獎勵等に資すべきこと

國語

第一、目 標

一、國語の運用力を計ると共に正確なる聽力並に發表力を養ふ

二、平易なる口語文を練習し、觀賞能力及び閱讀能力と興味を培ふ

三、作文を行ひ、發表能力を養成す

四、習字の練習をなし、敏速、正確なる書寫力を養ふ

第二、作業 類別

一、説 話

(1) 日常の談話をなさしめ、耳で聽き口で言ふ練習をなす

(2) 演説、辨論、報告、講述等の練習

附記 本項は標準語を以て本作とすべし、教師に於て充分出來ざる場合は能ふ限り標準語を以て指導

すべし

二、讀

(1) 精讀―選出(適當なる)せる教材に依り、兒童によませ、深究又は熟讀せしめて理解、觀賞、記憶等をなすべし

(2) 略讀―適當なる教材或は補充教材を時間内に於て讀ませ、教員の分別考査、並に兒童相互討論をなす―量的増加に重きを置く

三、作 文

(1) 環境を取材し、兒童に口述、筆述をなさしめ、叙事、説理、達意を練習す

(2) 普通文、實用文の格式(結構、文法、修辭、標點等)理解、運用せしむ

四、寫 字

(1) 練習―正課時間に於て楷、行書を練習し、時に書信等、應用的作業をなさしむ

(2) 認識―通用文字の行書、草書及び俗體の認識

第三、各學年の作業要項

6890

0000

第一、二學年

說話(每週六〇分)

一、掛圖に依る談話

二、日常用語の練習

三、組織的言語材料の演習

四、趣味的簡易日常會話

五、故事の講述練習

讀書(以下共三三〇分)

一、故事掛圖に依る講述と觀賞

二、生活取材童話、自然故事、笑話等の觀賞と演習

三、童謠、雜歌、謎語の觀賞と吟味と表演

四、前記二項中重要なる語句の熟習と運用

五、低き程度の兒童圖書の閱讀

六、簡單なる標點符號の認識

作文

0640

一、或事の説明

二、故事と日常事項の口述或は筆述(日記文)

三、簡單なる日用文と普通文の練習

四、其他作文に關する諸練習

寫字

一、簡易なる熟字の書寫練習

二、佈告、標識の練習

三、其他の練習

第三、四學年

說話(三〇分)

一、組織的言語教材を以ての練習

二、趣味的なる日常會話

三、故事の講述練習

四、簡單なる演說練習

五、國音註符號の熟習

讀書(二二〇分)

- 一、自然故事、歴史故事、生活故事、傳説、寓話、善話、劇本、雜法、遊記、書信等の觀賞と表演
 - 二、兒歌、雜歌、民歌、短歌劇、短詩等の觀賞と吟味表演
 - 三、前記事項中重要なる語句の熟習と運用
 - 四、簡易普通文と實用文の閲讀
 - 五、各種程度の低い兒童圖書の閲讀
 - 六、普通標點符號の熟習
 - 七、字典類の見方と注音符號の運用習熟
- 作文(六〇分)
- 一、圖畫、標型、實物の筆記説明
 - 二、故事と日常の事項、偶發事項の記述
 - 三、讀書報、告
 - 四、兒童文集寄稿
 - 五、普通文、實用文(書信の練習重視)の練習
 - 六、普通標點符號の運用練習

寫(字(六〇分)

五四

一、佈告、標識、書信、案内狀等の練習

二、正書(普通の大きさ)中小形文字の練習

三、俗體破體等の認識

四、行書に對する認識

第五、六學年

説話(三〇分)

一、日常會話

二、故事の講述練習

三、演説の練習

四、辨論の練習

五、國音注音符號の習熟

讀書(二二〇分)

一、歴史故事、生活故事、自然故事、寓話、傳説、笑話、紀行文、雜記、書信の觀賞と研究、演習

二、詩歌に曲の觀賞、吟咏等

- 三、前記二項目中重要な言葉の熟習
 - 四、普通文実用文の閲讀と法式的理解
 - 五、各種の兒童圖書と小説等の閲讀
 - 六、課外讀物の練習
 - 七、繼續標點符號の習熟
 - 八、字典、辭書等の見方の習熟
- 作文(六〇分)
- 一、日常事項と偶發事項の筆記と討論
 - 二、讀書筆記
 - 三、兒童刊行物と級報或は學校新聞への草稿
 - 四、演說辯論の草稿
 - 五、詩歌、故事、劇本等の試作
 - 六、普通文、實用文(計畫書と報告書の重視)の練習
 - 七、標點符號の運用
- 寫字(六〇分)

一、正書中小字の練習

二、實用文(書信格式の重視)の習熟

三、行書の習熟

四、普通の行草書の認識

五、俗體、破體、帖體の字の認識

附註

一、讀書項中、精讀の教材は兒童文學を中心となし、文學的性質の普通文と實用文とを兼ねたるものを以てなす

二、時間支配は課内を以て教員の直接指導の計算による

三、第一、二學年の説話、讀書、作文、寫字は混合教育に依る

四、第三、四學年より説話、讀書、作文、寫字は混合教育による離して取扱ふ場合も相連絡をとりてな

五、重要なる史地材料は普通應用文と詩歌の内に加ふ

附件一、各種文體説明

甲、普通文

0644

一、記 叙 文

(1) 生活 故事

(2) 自然 故事

(3) 歴 史 故 事

(4) 童 話

(5) 傳 説

(6) 寓 話

(7) 笑 話

(8) 日 記

(9) 遊 記

(10) 其 他

二、説 明 文

三、議 論 文

乙、應 用 文

一、書 信

兒童の生活をありのまま、記述す

自然物の生活と特徴ある故事(科學の發明の故事等をも含む)

史實の記入と記事的の故事を含む(傳記軼事及發明家、個人の事蹟等)

超自然的假設故事

民間傳説故事(原始故事も之に含む)

道德的意味を有したる簡單短き故事

滑稽なる簡短なる故事

人と人或は假設なるものとの、往來の書信

二、佈告

學校或は兒童自治團體等の通告、廣告

三、其他

丙、詩歌

一、兒歌

兒童心理に合致せる歌詞(口授)

二、民歌

民間に流行せる歌謠(擬作民歌も含む)

三、雜歌

寫景、抒情、叙述の歌詞

四、謎語

擬作も包含

五、詩歌

所謂新詩と古人の白話詩

丁、劇本

一、活劇

二、歌劇

附件二、讀書教材分量支配

甲、文體に關し

0647

0074 31-1

乙、内容に關し

地 理	衛 生	黨 義	文 藝	歴 史	自 然	公 民	類 別	
							年 級	百 分 比
0	5	10	20	0	35	30	一、二 年	
5	5	10	10	20	20	30	三、四 年	
10	5	15	5	25	10	30	五、六 年	
							摘 要	

戲 劇	詩 歌	實 用	普 通	類 別	
				年 級	百 分 比
0	30	0	70	一、二 年	
5	15	10	70	三、四 年	
5	10	15	70	五、六 年	

附件三、教材の編選注意事項左の如し

一、本黨の主義に據り、教材は須く犠牲的又は互助的精神を高揚し、私利、私慾、攘奪、相争、消極、退縮、悲觀、束縛、封建思想、貴族化資本主義化等の教材は一切之を避くべし、左の黨義教材は積極的に採用すべし

(1) 中山先生のご事、詩歌に關し

甲、幼年生活

乙、學生生活

丙、革命大事

丁、生辰と忌辰

戊、其の他

(2) 國民革命のご事詩歌に關し

甲、國旗と黨旗

乙、革命記念日(黄花岡の役、武昌首義等)

丙、其の他

(3) 民族精神の奮發のご事詩歌に關し

- ① 甲、愛國興國の民族革命との關係
 - ② 乙、民族の構成と交化關係(支那の)
 - ③ 丙、重要な國恥記念
 - ④ 丁、帝國主義の侮辱と國民の覺悟
 - ⑤ 戊、其の他
- (4) 民權の啓發思想の故事詩歌に關し
- ① 甲、神權の迷信打破
 - ② 乙、君權信仰と封建思想、封建殘餘勢力の打破
 - ③ 丙、平等、互助、規律の唱導
 - ④ 丁、民權運動に關し
 - ⑤ 戊、其の他
- (5) 民生觀念の養成の故事詩歌に關し
- ① 甲、労働節と農工運動に關し
 - ② 乙、造林運動、農事改良、工業運動に關し
 - ③ 丙、國産奨勵に關するもの

丁、共同生産、共同消費に關し

戊、其の他

二、兒童の閱讀能力の向上を圖るを原則とし、想像性の教材(寓話、物語)と、現實的教材(自然、生活、歴史を素材としたもの)は須く平均的に調和し、恐怖性的教材は之を避くべし

三、兒童の閱讀趣味の増長を原則とし、教材は須く藝術味のあるものを選ぶ、その條件左の如し

- (1) 事實は一貫せる筋を必要とし、粗雑を忌む
 - (2) 趣味は含蓄豊かなるもの
 - (3) 叙述は生動せる技法を以てす
 - (4) 言葉は眞實懇切なるを要す
 - (5) 記述と事實は不即不離の關係を有す
 - (6) 奇特なる表現法(平凡に陥らず)を以てし、兒童をして直接に推知せらるる技法をとらず
 - (7) 結構は嚴密圓滿を重視す
- 四、兒童心理、兒童生活に關する教材條件左の如し
- (1) 兒童或は兒童に最も近き人物を主役となす
 - (2) 抽象の事項を編みて具體的事實に表現すること

第四、教授要點

一、説話

五、標準語の運用、口語文の學習を原則とし、文字組織等は標準語法、詩歌の韻律は標準音韻に據る

- (3) 閱讀後の實行、想像、研究をなすこと
 - (4) 低學年に於ては童話、詩歌、故事等を多分にとり入れること
 - (5) 時節、季候等に依り排列をなし、直觀教育に便ならしむ
 - (6) 文字の難易は兒童の程度に合致すべし
- (1) 授業の始時は完全なる語句を用ひ後は成段の説話を用ふ
- (2) 教師は豫め教案を作成し、説話の資料となすべし
- 之を次の如く三種に分つ

甲、組織的演説語の資料

毎回共各々一個の題目を必要とし、話の筋の複雑を避け、話の中心を重く、強く、明かになし、容易になし得るべく語句を多く要せず

乙、會話的資料

趣味あるものを選ぶこと(題目と事柄)

丙、故事的資料

文學的趣味を有し、黨義に反せざるもの

(3) 説話は自然に(文の斟酌に拘泥せず文字の束縛を受けず)

兒童の言葉の指導に注意すること

(4) 説話は脈々たる生氣あるものを要し、教授と所作は表現に聯關して考慮すべし(兒童に表現され易きもの)

(5) 誤り易き發音、言葉は充分注意し、矯正、練習を怠るべからず、意義不明なるものは實物圖型、説明動作、翻譯等に依り意義の理解を圖るべし

二、讀書

(6) 教材配列の順序に付左の注意を要す

甲、初年級は連讀的圖畫に依り、次に半圖半文に依り、三、四年級は文字を逐次多く取り入れ、圖畫を減少すべし

乙、文字指導は單字單句より入るべからず、完全なる言語文に依る(後完成せる段、篇の文章を以てす)

丙、文體の排列につき低學年は詩歌を多く高學年に從ひ減少す

- (7) 讀書(讀方)教授は先づ全體の概意を覽め、後局部的に分析し、内容の理解を先きに後形式の探求をなすべし
- (8) 文藝的教材の教授は多方なる想像の補充を要し、時機により表現の計畫をなさしめ、以て觀賞を充分になさしむ
- (9) 毎週精讀以外に略讀の時間を設けること、精讀教材は低學年に於ては朗讀、默讀を共に重視し、二年級以上は默讀を朗讀より多く採る、朗讀は發音、語調に留意し、默讀は正確、迅速、大要把握に留意すべし
- (10) 二年級以上は適當なる時期に文字の構成の意義を知らせ、以て記憶を助けること、尙簡單なる文法をも授け、兒童の閲讀、發表能力と相俟て完全なる發達を圖る
- (11) 略讀に使用する圖書の取扱は須く觀賞的なるもの、實用的なるもの、參考的なるものを重視し、學年に應じ分量を考慮すべし、正課の指導以外に於ける課外閲讀を奨励し、讀書報告をなさしむべし
- (12) 四年以上は兒童に讀書、筆記の練習をなさしむ
- 三、作 文
- (13) 口述、筆記に關らず内容に注意し、方式にのみ着眼せざること
- (14) 口述筆記は常に相連關し、例同一題材に於て先に口述、繼いで筆述更に研究の如し

- (15) 低學年の作文指導、助作法をとり、中學年は共作法をとる。
- (16) 腹案の習慣を養成。
- (17) 命題の方法は◎機會を利用する命題◎兒童自己命題◎題目を多く出して選擇させるものあり。
- (18) 命題の性質上左の事項に注意す。
- (19) 兒童生活に即せるもの、兒童に發表し易きもの、興味豊かなるもの、
- (20) 批評、添削の時は兒童の本意を尊重し、又は共同批評の機會を與ふべし、高學年に於ては「訂正符號」を使ひ、兒童の自己批評に便ならしむ。
- (21) 訂正等は個別指導を尊重し、大なる錯誤ありたるときは、誤り易き文法、句法を聽寫法、倣作法等に依り充分練習せしむ。
- (22) 文法、語法の指導は歸納的過程により既習教材を基礎となし、類似材料を蒐集せしめ比較研究さす。
- (23) 範文は模範たり得るもの(思想的、段、格式の正確、明瞭)をとり、實用文、普通文を主とす。
- (24) 兒童日誌の練習、指導をなす。
- 四、寫
字
- (24) 書方の材料は初學年に於ては誤り易き文字を以て意義を有つ句とし、練習させ機械的作用の減少を圖る。

- (25) 書方姿勢、工具の應用、筆順、結構、位置等は初期より充分指導し、注意すべし
- (26) 初學年は鉛筆を用ひ、二年に入り鉛筆以外に毛筆、使用の訓練をなすべし、五、六年はペン習字を合せて訓練すべし
- (27) 摹寫(印寫)臨寫(字帖)、自由寫は交互に課するものとす
- (28) 時期を定め展覽會を行ふこと

社 會

第一、目 標

- (一) 兒童をして個人及び社會の關係を認識せしめ、並に善良なる道德習慣及び社會に必須なる智識経験を培養す
- (二) 兒童をして國家民族の歴史、地理文物制度の概要を理會せしめ、並に國家愛護、自衛の精神を培養す
- (三) 兒童をして人類生活の狀況、世界大勢及び文明進化の意義を知らしめ、並に社會奉仕、人類愛護及び世界大同の願望を促進する様培養す

第二、作 業 類 別

(一) 兒童の收得すべき公民智識、道德及び習慣に對する研究、設計、練習

(二) 兒童の環境生活に於て接觸し想像し得る古今人の生活、古今の文物制度、古今の歴史、記念日、國恥史、民族運動史、時事等の探索比較、記載、發表

(三) 兒童の環境生活に於て接觸し想像し得る他郷の人、郷土の人の生活、學校家庭市郷省國家の組織、地方の風景季節、國家の文物區域、民族の地位、世界情勢の調査、比較、記載、發表等

第三、各學年作業要項

第一、二學年 每週九十分宛

一、黨族、國旗に對する認識及び講話

二、中山先生幼少時代に於る故事の講話

三、記念週の參加及び其他集會に於ける訓練

四、記念日(植樹デーの如し)に對する講話及び研究

五、忠、孝、仁、愛、信、義、和平等の道德的故事に對する講話(實踐に注意すべし)

六、家庭生活の研究

七、郷土生活の研究

八、學校生活の研究

- 九、郷土の公共物の觀察研究
- 十、郷土の名勝古蹟及び記念物の實地觀察並にその歴史由來に對する講話研究
- 十一、郷土の方向、位置、區域、山水道路等の觀察研究
- 十二、郷土物産の觀察研究
- 十三、他郷生活に對する比較研究
- 十四、原始人の裸體生活及び生食、穴居、巢居、取火、漁獵、自衛、防敵、遷居、娛樂等に對する比較研究
- 十五、記念日の講話研究
- 十六、郷土の時事重要事項に對する講話研究
- 第三、四學年 毎週百二十分宛
- 一、我が國近代歴史上の重要人物及び先進諸外國の故事に對する講話研究
- 二、我が國の革命運動史及び中華民國、開國史の講話研究
- 三、三民主義大要の講話研究
- 四、記念日及び國恥痛史の講話研究
- 五、不平等條約大要の講話研究

- 六、民權實施の豫行演習
- 七、選舉、罷免の創制、複決等の四種民權の設計練習
- 八、人民の地方國家に對する權利義務の研究
- 九、第一、二學年第五項の準用
- 十、地方自治(保安、水利、造林、修路等)の觀察、調査及び研究
- 十一、我が國政組織大要の講話
- 十二、郷土民の生活及び職業狀況に對する觀察、調査、研究
- 十三、他郷民の生活に對する比較研究
- 十四、食、住、衣、行等の日常事物の發明進化に對する研究
- 十五、歴史上重要人物及び發明家の事跡に對する講話研究
- 十六、漁業、牧畜、農耕の工商時代に於ける人類生活の進化大要に對する研究
- 十七、家族、民族、部落、國家、人類社會の政治組織の變遷大要に對する研究
- 十八、我が國の地勢、氣候、物産、交通區域等の大要に對する研究
- 十九、我が國都上海、北平、漢口、廣州等の重要都市に對する研究
- 二十、地球の形狀、大洋大洲、我が國及び世界重要各國の位置に對する認識

- 第二十一、重要時事の講話研究 毎週百八十分宛
- 第五、六學年、每週百八十分宛
- 一、總理遺囑の意義の講話研究
 - 二、中國國民黨々治及び軍政、訓政、憲政等の意義に對する講話研究
 - 三、第三、四學年第三項、第六項、第七項、第九項の準用
 - 四、平等並に自由の眞義研究
 - 五、地方風俗習慣の觀察調査及び改良法の研究
 - 六、地方自治の觀察、調査、研究
 - 七、市政の觀察研究
 - 八、社會生活及び社會奉仕の觀察研究及び實際參加
 - 九、家庭貧乏等の社會問題の觀察、調査の討論、研究
 - 十、生産、消費等の社會經濟狀況に對する觀察、調査、討論、研究
 - 十一、我が國政治制度組織及び人民の權利義務に關する研究
 - 十二、五權憲法の研究
 - 十三、我が國現行重要法制大要の研究

十四、職業の種類、職業選擇の方法及び就職に必要な品性行爲等の討論研究
十五、重要な時事に對する講述研究

(以上は公民知識に關するものなり)

十六、我が國民族起源及び古代文化の研究

十七、我が國歴史民族の變遷及び國內民族現狀の研究

十八、我が國歴代の學術、思想に關する重要事實の研究

十九、我が國歴代の重要な發明の研究

二十、我が國の歴史上重要な人物の講述研究

二十一、現時我が國と關係を有する各民族及び國家の研究

二十二、我が國近代百年内に於ける内政、外交の重要事實及び革命運動の研究

二十三、帝國主義の侵略及び我が國並に世界各弱小民族の獨立運動に對する研究

二十四、日本の維新及び太平洋上に於ける活動の研究

二十五、英佛の革命、米國獨立及び我が國の民權運動の研究

二十六、ソビエト聯邦革命の研究

二十七、産業革命及びその我が國に對する影響の研究

二十八、歐洲大戰及びその我が國に對する關係の研究

(以上は歴史に關するものなり)

二十九、我が國の地勢、山脈、河流、區域、氣候、産物の研究

三十、我が國各省市及び蒙古、西藏に關する研究

三十一、我が國重要都市の研究及び世界重要都市との比較

三十二、我が國の交通事業及び世界交通との比較

三十三、我が國の水利及び民生關係の研究

三十四、邊境失地及び近鄰各國(最も日本に重視)の研究

三十五、我が國及び帝國主義、國家の地理上種々なる關係の研究

三十六、世界重要各國の位置、國勢等及び世界大勢の認識研究

三十七、地球の形狀、兩極、赤道、五帶、經緯線、大洲大洋等の認識研究

(以上は地理に關するものなり)

第四、教育法提要

一、法會教育は須く勞作、自然、美術、算術、衛生等の各科と聯絡を計り以て一括して完成さすべし

二、社會、自然及び衛生は最も密切なる關係を有するものなれば、四年以下合併して一科目となし、名

稱も習慣に従つて常識と稱すべし、

七四

三、社會教材は低學年に於ては本人及び郷土人の生活を中心とし、高年級に於ては本國人の生活を中心とし、

四、社會教材の選擇は吾人との關係の緊密にして且つ代表的價値を有するものに注意すべし

五、社會教材の選擇は三民主義、建國方略、建國大綱の理解に資するものに着眼すべし、過去及び現在情勢に注意するのみならず將來の進化趨勢及び改良計畫を重視すべし

六、社會教育は兒童の經驗、觀察、或は自らの調査記載製作發表等の活動を重視すべし、書籍の知識は直接經驗の補充に資するのみ、「原始人生活」「樹居人生活」「江居人生活」「海濱人生活」「世界兒童故事」「名人傳記」「風景誌」「遊記」「年代表」「地圖」「事物發明史」……等の社會的兒童圖書に至りては充分採用すべし

七、高年級兒童の參考書は一問題を一種として編纂すべし、例へば歴代服裝、現在の我が國及び各國服裝、挿畫附説等を一冊とするが如し、又陶器に關しては中外の陶磁器、發明進化史、歴代及び現代の陶磁器圖説等を一冊とするが如し、文章は簡易にして文學的趣味を有するものとす

八、教師及び兒童は共同して社會の實物、模型、標本、圖書等を蒐集し教授に資する爲め箱庭、地圖、年代表等は最も必要なり。年代表は公歴を經とし、民族分合、歷朝興亡年代、列國興亡年代を緯と

- して四年級以上の歴史的知識整理の用具たらしむ。
- 九、教材排列は一問題毎になすべし、以前は上古史より近代に至る歴史系統及び各省毎に教授し、後に世界の地理系統を教ふるが如きは須く打破すべし。何故なれば理論的排列は小學兒童に適せざればなり。教員は宜しく漸次兒童を時代及び區域觀念に導くべし。四年級以上は時間を特設して地圖、年代表を用ひて社會知識の整理をなし以てその系統を明瞭ならしむべし。
- 十、日常教育の材料は兒童眼前の問題を捕へて出發點となす、低年級兒童は自己生活方面に於て發生せる解決すべき問題より導き、高年級兒童は自發問題の外教師は時、記念日、時候等より研究問題を提出して導くべし。
- 十一、問題發生せば無價値或は價値少きものは直ちに簡單なる方法を以て解決する外比較的重大なる問題は兒童と共に共同設計をなし、その解決を計るべし。
- 十二、問題の解決は兒童自らの活動に待つべし、實地調査、蒐集、參考圖書の閲讀、填表、製圖、紙細工、要點記録等の如きは最も緊要なるものなり。
- 十三、問題の討論は兒童の自由發表に任せ、教師は全兒童の意見未だ全く發表し終らざる時輕々しく批評、或は暗示を與ふる必要なく、全兒童の意見無き時に始めてその解決に参加すべし。
- 十四、舊材料及び新材料の比較研究をなし、並に材料を一括して一個の完全なる結果を收むるは是社會

科、自然科教育中重視すべき一點なり

十五、年代、面積、産物數量等は必ずしも兒童に記憶させる必要なく、因果關係は須く兒童の研究に待たせしむべきなり

十六、歴史故事の表演は興味を増し、想像に資すべく地圖の作製或は填註は記憶に資し經驗を増加さすべきものなれば時々兒童に行はしむる様指導すべし

十七、兒童をして各種機關を組織せしめ、四權の運用事務の處理等の練習を成さしむるは社會科課外の最も重要な工作なり

自然科

第一、目

的

- (一) 兒童をして自然界の現象を理解せしめ、並にその科學研究及び實驗的精神を養成す
- (二) 兒童をして自然を觀賞せしめ、自然愛護の趣味及び道徳を培養す
- (三) 兒童をして自然を利用せしめ以て人類生活問題の解決の知能を培養す

第二、作業類別

- (一) 自然現象に關し、兒童の環境に於て接觸せる氣候、天文、地文、生物の特性等の調査、觀察、識別

(1) 比較、實驗、記事、發表、圖書參考、問題解答等

(二) 生活需要に關し、兒童の日常生活に於て關係せる、衣、食、住、行等各種需要物品の調査、蒐集、

觀察、識別、比較、記事、發表、試作或は試植試養圖書參考、問題解答等

第三、各學年作業要項

(一) 自然現象

第一、二學年 (每週六〇分)

(1) 寒暖の省察

(2) 春夏秋冬四時の事物 (例へば春の動植物甦醒、夏の樹木繁茂、秋の花及び蟲、冬の動植物越冬、

燕等の候鳥の往來等の如し) 變化の觀察研究

(3) 春夏秋冬四時の認識

(4) 蚊、蠅、虱等の被害及び驅除法の研究

(5) 雲、雨、風等の研究

(6) 日常の晴雨、風向の記載研究

(7) 溫度の記載研究

第三、四學年 (每週一二〇分)

- (1) 四時の風物(例へば木の落葉、穀物豆類の萌芽、冬の氣候、春の鳴鳥、夏の梅雨等)變化象徵の調査、觀察、研究、記載等
- (2) 植物と日光の關係(日光及び日蔭下に於ける草木の比較研究の如し)
- (3) 有毒動植物(動物は毒蛇等、植物は石蒜、半夏、毛茛、澤漆等の如し)の研究
- (4) 成群昆虫(蜂、蟻等の如し)の觀察研究
- (5) 晝夜の運行及び日蝕月蝕等の研究
- (6) 前學年第四、五項の準用
- (7) 霜、露、氷、雪等の研究
- (8) 溫度晴雨及び風向の記載研究
- 第五、六學年 (每週百五十分)
- (1) 四時變化の因果的研究
- (2) 前學年二、三、四、五、六各項の準用
- (3) 地震、海嘯、火山爆發等の研究
- (4) 地球の成因、變化等の研究
- (5) 日、月、地球運行の現象及び月の盈虧等の研究

(6) 星の種類成因等の研究

(7) 雷電の研究及び避雷法の研究

(8) 生物及び優種進化の研究

(二) 生活

第一(二)學年(毎週六〇分)

一、食に関するもの

(1) 陸地食物

甲、本地主要農作物及び蔬菜等の形態、生長の有様等に對する觀察研究並に試作

乙、家畜、家禽の生活狀態等の觀察、研究並に試養

丙、雨、水、氣候及農作物の關係に對する研究

(2) 水生食物

甲、魚、蝦の形態、生活等の觀察、研究

乙、捕魚の研究

丙、郷土の主要水生植物の形態及び生長の有様等の觀察、研究

二、衣に関するもの

- (1) 糸及び主要糸織物の識別及蠶の生活形態等の研究
- (2) 綿及び棉紗、棉布の識別
- (3) 麻及び麻布の識別及び大麻、草麻の試作
- (4) 羅紗、毛織物及び羊の研究
- (5) 皮革及び皮革動物の研究
- 三、住に關するもの
- (1) 建築材料(煉瓦、瓦、石灰、木材の研究)
- (2) 家用品(水、燃料、燈火)見習工具(尺、針等)の研究
- (3) 家屋の構造(採光、光線、空氣)の研究
- 四、行に關するもの
- (1) 道路用材料(石、コルター)及び道路の種類の研究
- (2) 船車の種類及びその用途の研究
- (3) 石炭及び石油等の研究
- 五、其他普通文具(紙、筆、墨、硯、墨汁等)の研究
- 第三、四學年(毎週一二〇分)

一、食に關するもの

(1) 陸地食物

甲、前學年「甲」を準用し須く主要果樹の研究を加ふべし

乙、イナゴ、螟虫、雨蛙、蚯蚓及び農作物との關係の研究

丙、大豆の研究

丁、茶葉の研究

(2) 水生食物

甲、前學年「甲」「乙」兩項準用

乙、前學年「丙」項準用而してその飼養を試むることを加ふ

(3) 其他食用油、鹽、砂糖等の研究

二、衣に關するもの

(1) 糸及び染料の研究並に蠶の飼養桑の試作

(2) 棉織物の繼續的研究並に棉の試作

(3) 麻の漂白作用等の研究及び實驗

(4) 毛織物の繼續的研究

(5) 皮革物の繼續的研究

三、住に關するもの

- (1) 建築材料(花崗岩、砂岩、石灰石、松、杉及び硝子等)の研究
- (2) 家用品(普通木製家具、鐵製家具、見習工具及び防火具)の研究

四、行に關するもの

- (1) 前學年準用
- (2) 運輸機械(汽船、汽車、自動車、蒸氣機關等)の研究
- (3) 石炭及び鐵の探掘研究

五、其 他

(1) 印刷器具の研究

(2) 遊戯道具(フットボール、ダルマ、紙球、紙鳶等)の簡易なる物理的研

第五、六學年(每週一五〇分)

一、食に關するもの

(1) 陸地食物

甲、前學年「甲」「乙」「丙」各項準用

乙、鳥と農作物との關係並に各種鳥類の研究

(2) 水生食物は前學年に繼續して行ふ

(3) 空氣及びその成分、效用並に真空の研究

二、衣に關するもの

(1) 前學年「1」「2」「3」「4」「5」の各項準用、而して衣類附屬品、人造絹、人造革等の研究を加ふ

三、住に關するもの

(1) 建築材料は前學年を繼續して行ひ、セメント、三合土(石灰に砂と土とを混じたるもの)及び造

林等の研究

(2) 家用品は前學年のを繼續して行ひ、而して磁器、陶器、五金器具(金、銀、銅、鐵、錫等にて

製せる道具)常用工具、電話、電燈、ガス燈、時計、火鉢、水道等の物理化學作用に對する研

究を加ふ

四、行に關するもの

(1) 橋梁の重心及びテコ等の物理的研究

(2) 飛行機、自轉車、汽車、電車等の構造及び運行原理の研究

(3) 有線及び無線電報の裝置、原理等の研究

(4) 銅及び錫等の採掘研究

五、其他

(1) 前學年「1」項の準用

(2) 遊戯器具及び娛樂器具(蓄音機、寫真機、活動寫真等)の研究

(3) 燐寸、兵器等の研究

附記

(1) 上記各要項は分類法に依りて排列せり

(2) 要項内容は極めて簡單にして教授の際は兒童の學力及び地方の情況を參照すべし、研究範圍の

擴充竝に隨時増減伸縮をなす、上學年作業は必要あらば繼續研究を成し得、例へば「水」は第一

學年要項中にあれども第二學年蒸氣研究の際「水力」を利用すべきが如く、その研究範圍を擴充

す。

(3) 研究の前後に於ては兒童の經驗を本とし、所記要項次第に順ずる必要なし

第四、教授法要點

- 一、小學課程中、勞作、社會、自然等各科に關しては民生主義に基き、總理の建國方略中物質建設方面の各項を基礎とし、従前の科學分類の如き教材の枝節枯燥の弊を一掃すべし、但し詳言せば自然教材の

選擇は左の原則に依るべし

(1) 郷土材料を出発點となすべし

附記

農業社會及び商工社會はその情態全然等しからざれば、教材は本標準の包含せる以外のものを各郷土に依りて選擇すべし。而して本標準に照して郷土になきものは省略するを妨げず、但し適當なる機會に於て圖解或は書物等に依りて兒童の思想を啓發し、並にその經驗を發展せしむべし

(2) 須く時候季節に適合すべし

(3) 須く兒童の必要なるものにして且つ理解能力に適合すべし

(4) 須く代表價值のあるものなるべし

二、自然科は各地各校に依りてその教材等しからざる故、郷土の環境を充分利用し、徒らに教科書に頼らざる様指導すべし。本科の参考書に關しては充分使用せしめて兒童の閱讀を詳細指導すべし。参考書の篇纂については一問題を一種とし、内容は挿畫、表解、製作學習の方法等を多くし、文字は全部平易なるものにし、應用、原理、原則に注意し、學術用語を少くし、通俗用語を多くすべし

三、都市の學校に於ては學校園を設け、植物を植ゑて活教室及び教科書となすは最良なる方法なり。又常に野外採集或は工場、商店、醫院等を參觀して充分に利用し以て活教室及び活教科書たらしむべし。

農村の學校に於ては一層田園、野原、山林を利用して教授の場所たらしめ、教室に拘束する勿れ。

四、特別教室にありては机、腰掛の形狀及び排列に注意して聽講、筆記及び分列實驗に便ならしめ、窓外花壇、昆虫箱、水族箱、寒暑表、實驗用器械、藥品、參考圖書等を設置すべし。教室外適當なる場所に於て風向針、雨量計、溫度計、氣壓計等を置くべし。

五、學校經費の有無を問はず、簡單なる實驗用器械、普通なる動植物の標本及び模型は兒童に製作せしむるを原則とす。(手工に依りて知識を收得するを目的とす) 洎製せる標本及び切實ならざる模型は兒童の興味を引けども兒童をして眞正なる知識を獲得せしむ能はず。故に已むを得ざる場合を除く外用ひざるを可とす。

六、價格不要或は廉價なる圖書、標本模型、實物等は教員及び兒童、共同蒐集をして利用すべし。

七、教授上、教師の有すべき任務

- (1) 自然材料の供給、兒童の好奇心及び興味の喚起兒童をして必須なる問題を發生せしめ、それに對する検討、或は觀察の活動
- (2) 兒童をして自己の方法により、此の種の活動をさせ、それを成功に至らしむ
- (3) 兒童をして進取的ならしめ、此の種の活動より得たる経験を繼續的に深からしむ
- (4) 一種の研究を終りたる時、對象の自然美及び普遍的方則を提示し、兒童をして愛護及び觀賞さす

八、教師自身は日常の事物に對し、豊富なる識見を有すると同時に、簡單なる仕掛を研究し又簡單なる應用物品を製作すべし

九、教授時は充分社會、勞作、美術及び衛生等の各科の各種教材と連絡して大單元のダルトン案を作るべし。例へば「素糸」を絹の認識及びその織り出し法の出發點として蠶の生活特性の絹糸の形狀性質（自然）蠶の飼養、桑の植付、絹糸の抽出染色紡織機械工業の（情況）勞作絹糸の産地、絹糸と我が國との關係、我が國絹糸の世界上に於ける地位、絹糸の發明進歩（社會）絹糸の製法並に刺繡法（勞作）蠶の寫生、絹織物の模様圖案（美術）蠶病發明史（衛生）等の各種問題を聯絡して平行的に研究するが如し
但し左記の兩種原則に注意すべし

(1) 問題の範圍は兒童の程度に則すべし。例へば一、二年の「青糸」ダルトン案に於て「絹糸と我が國との關係」我が國の絹糸の世界上に於ける地位」等比較的高遠なる問題は取扱はざるが如し
(2) 聯絡方面に於ては必須的並に自然的たらしむべし。例へば「青糸」ダルトン案に於て國語音樂方面は青糸の故事詩歌等の教材となし、而して體育方面は若し青糸の遊戯運動教材無き場合は聯絡の必要なし

十、兒童をして自ら經驗せしむることは自然科教授上の一大原則にして自己觀察、自己經驗の外、自己の無より有を生じることが如く不適當なる教材を粘造する必要なし

手に訴へて作らしむべく而してそれを一兩方面に分つ

- (1) 勞作科中作らしむべきものは充分作らしむべし
- (2) 勞作科中に作り得ざるものは本科の時間内或は時間外に充分試作せしむべし
- 十一、長期間に亘りて始めて観察、研究、試験等の結果を得るものは児童をして逐日當らしむべし
- 十二、教師は児童の勞作に對し、監督をなすべし
- 十三、教師は児童の作品に對し、成績の揭示、結果の表示、展覽會の開催等をして児童の興味を鼓吹獎勵すべし

算 術 科

第一、目 的

- 一、児童の生活に於ける數的常識及び經驗を増進せしむ
- 二、児童の日常生活問題の計算能力を培養す
- 三、児童の敏速及び正確なる計算習慣を養成す

第二、學 習 類 別

- 一、暗 算 筆算及び珠算に包括され算術の基礎をなす。第一學年は暗算を主とす、その他

各學年も筆算珠算と同様に重んじ算術時間毎に最小五分間の暗算練習をなすべし

二、筆算 各學年順次に教授す

三、珠算 第四學年より教授し、筆算と連絡して行ふ

第三、各學年作業要項

第一、二學年（毎週一年級六〇分、二年級一五〇分）

一、大小、長短の認識

二、輕重厚薄の認識

三、基數の收得及び應用

四、日、週、月、年の收得

五、毎日出席者の計算

六、10より19までの各數の認識

七、尺寸の收得及び應用

八、銅貨、銀貨の學習

九、三角形、圓形、方形の學習

- 十、各種算術遊戲の練習(打球、環投げ等)
- 十一、基數の和が10にならざる加法の基本練習
- 十二、9以内各數の減法基本練習
- 十三、0に關する加減九々の練習
- 十四、20以下繰上らざる加法の練習
- 十五、20以下繰下らざる減法の練習
- 十六、積が18以下の乘法練習
- 十七、20より100までの各數の認識
- 十八、繰上る場合の加法基本九々の練習
- 十九、減法基本九々の練習
- 二十、升斗の收得及び應用
- 二十一、圓、十、錢の活用
- 二十二、兒童生活中所用物品の調査及び價格見積
- 二十三、正方形、長方形の認識
- 二十四、2、3、4、5の乘法九々の練習

- 二十五、2、3、4、5の除法九々の練習
 - 二十六、乗數一位の繰上らざる場合の乘法練習
 - 二十七、時、分の認識及び應用
 - 二十八、法一位の繰下らざる場合の除法練習
 - 二十九、寒暖計の使用
- 第三、四學年（各每週一八〇分）
- 一、千以下の數の認識
 - 二、丈及び尺の收得及び應用
 - 三、繰上る場合の加法
 - 四、繰下る場合の減法
 - 五、石及び斗の收得及び應用
 - 六、圓及び楕圓の認識
 - 七、6、7、8、9及び0の乘法九々の練習
 - 八、6、7、8、9の除法九々練習
 - 九、不盡數の除法九々練習

- 十、平方尺及び平方寸の認識及び應用
- 十一、基數にて繰上る場合の乘法練習
- 十二、基數にて繰下る場合の除法練習
- 十三、10 或は10の倍數の乘法練習
- 十四、10 或は10の倍數の除法練習
- 十五、小數(名數)の練習
- 十六、斤、兩の認識及び應用
- 十七、萬以下の數の認識
- 十八、菱形、梯形、平行四邊形の認識、應用
- 十九、平方分、平方丈の認識及び應用
- 二十、畝、分、厘、毫の認識及び應用
- 二十一、二位數の乘法練習
- 二十二、二位數の除法練習
- 二十三、簡易なる四則練習
- 二十四、日、週、年月の計算

- 二十五、圓、十錢、錢、厘の活用
 - 二十六、合の活用
 - 二十七、秒の活用
 - 二十八、三位數の乘法練習
 - 二十九、三位數の除法練習
 - 三十、里の實測計算
 - 三十一、擔の認識及び應用
 - 三十二、磅及び噸の計算
 - 三十三、整數に有名小數を乗ずる練習
 - 三十四、整數に有名小數を除する練習
 - 三十五、手形の認識及び計算
 - 三十六、家庭、學校用品の原價工賃、時價等の見積調査
- 第五、六學年（各每週一八〇分）
- 一、萬より億までの各數の認識
 - 二、整數の四則應用

- 三、兩、錢、分、厘の應用
- 四、十進諸等數及小數の關係の認識計算
- 五、非十進諸等數の加減乗除の練習
- 六、面積地積の關係の實測竝に計算
- 七、方里の認識及び應用
- 八、圓周の長さ及び圓面積の計算
- 九、立方寸、立方尺、立方丈の認識及び應用
- 十、小數(不名數)の加減法の練習
- 十一、小數(不名數)の乘法練習
- 十二、小數(不名數)各種除法の練習
- 十三、小數整數の四則應用
- 十四、分數の初歩練習
- 十五、割引、歩合の初歩練習
- 十六、簡易なる利息の初歩練習
- 十七、分數及び小數の關係に對する認識及び計算

十八、分數諸等數の關係認識及計算

十九、分數及び歩合の關係の認識及び計算

二十、簡易なる分數の四則練習

二十一、%の應用

二十二、日常の利息計算

二十三、協同にて商店の研究及び實習をなす(課外)

二十四、物價の騰貴下落の調査及び計算

二十五、度量衡に關する市制と公制の比較、應用

二十六、中國、英國度量衡の比較計算

二十七、家庭用の簿記及び練習

二十八、簡易統計圖表の認識、製作及び計算

珠算

第四學年(六〇分)

一、珠撥きの練習

二、定位の方法

三、加法の練習

- 四、減法の練習
 - 五、乗数一位の乗法練習
 - 六、乗数二位の乗法練習
- 第五、六學年（三〇分）
- 一、加法の復習
 - 二、減法の復習
 - 三、乗法の復習
 - 四、法一位の除法
 - 五、萬以内の数の記法及び讀法
 - 六、乗数三位以上の乗法
 - 七、法二位の除法
 - 八、整、小數の加減法
 - 九、整小數の乗法
 - 十、整小數の除法
 - 十一、四則の應用

十二、斤、兩法

附記

- 一、筆算第一、二學年の第一項より第十一項までの各項は、第一學年に在りては算式を用ひず、只隨時算術科知識を與ふべく毎週只六十分と定む、第十二項以下第二學年に於て教授す、第三、四學年の第一項より第十六項までの各項は第三學年に屬し、第十七項以下は第四學年に屬す、第五、六學年の第一項より第十六項までは第五學年に屬し、以下第六學年に屬す、珠算は第四學年より開始す
- 二、農村或は僻陬地方に於ては一、二學年の兒童年齢比較的多く入學前已に數量の常識及び計算等の經驗多ければ、第一、二學年各項及び第三、四學年第一項より第十五項まで各項の作業は適宜分配して二箇年にて收得せしむべし
- 三、外國度量衡及び貨幣は各地方に於て若し必要あらば酌量して増加すべし、例へば青島南滿に於ける中日制の比較及びその他の類推をなすが如し、内地にて用ひざるものは略すべし

第四、教授法の要點

- 一、第一學年の算術は臨機に教授し、特定の正式時間或は設計聯絡の必要なし、第二學年或は第一學年に於て或る特定の正式時間にて教授する場合は各校各自の方法によりて施行すべし
- 二、第三、四學年以上の算術は充分に設計聯絡して教授すべし、毎時の教授に在りては第三、四學年五分

乃至十分、第五、六學年十分を計算技能の練習に充つるべし、第四學年以上は「算術練習測驗」を使用すべし

三、取材は第一、二學年日常の食、衣、用品等の問題を範圍とし、第三、四學年は食、住、衣、行及び學校作業、家庭經濟等の問題を範圍とし、第五、六學年は衣、食、住、行、學校、家庭、社會、國際等の經濟問題を範圍となすべし、特に買賣釣銭、割引等の練習を重視すべし、但し郷土の情形に依り兒童の興味起らば直ちに活用すべし

四、第一、二學年の作業は兒童の遊戲、競争及び開店演習を利用して教授すべし、第三學年以上も時々此の方法を用ひて行ひ以て兒童の興味を喚起し、努力せしむべし

五、問題は具體的にして興味あらしむべし、低年級に於ては充分表演的方法を用ひ、問題を事實として表演せしめて直觀せしむ、二、三、四年級に至りては問題を故事化し以て兒童の事實想像を助けしむべし

六、文字を用ひて提示さるゝ問題は簡單明瞭に要求し、内容の事實に至りては曲折多く兒童をして理解に苦しむこと無き様なすべし

七、新方法の原理は實際的需要より出發し、兒童をして解法を明白ならしめ、歸納法によりて一步一步進行し決して演繹法を用ひて推理せしめざること

- 八、問題解決の方法は論理的分析を用ひず、須らく児童の経験及び常識に訴ふべし
- 九、暗算は算術の基礎なれば十分練習せしむべし
- 十、日常生活用の短數(即ち十以内の數)の算法の練習に注意すべし
- 十一、筆算及び珠算は暗算を助くる道具なれば各校に於て當然教ふべし、珠算は五進法的關係を有すれば十進法的筆算に比し稍學習し難し。教授中は筆算と充分聯絡し並せて指の熟練に注意すべし
- 十二、速算の習慣養成は漸を追ふて收得せしめ、一朝にして完成すべからず、故に詳細に計畫し、理論的練習法に依り初歩より熟練に至らしむべし
- 十三、練習方法は變化を多くし、児童の「成功の興味」を利用して自ら努力せしむべし
- 十四、概算驗算等は低年級より教授の際時々注意すべし
- 十五、五、六年級に在りては日常生活に必須なる四則應用問題の練習を重視し、簡易なるものを原則とす

勞 作

第一、目 的

- 一、児童に身體的勞働をさせ以て、平和、互助、合作等の精神を養成す
- 二、児童の計畫、創造能力を發達せしむ

第二、作業類別

三、児童の生産的興味及び能力を増進せしめ、並せて生活改善、農工志願及びその知識を啓發す

一、校務、學校に於ては成るべく工夫を用ひざるを原則とす。一切の校務は児童及び教師が共同してその工作方法を討論し、組分けして負擔す、教師は須らくその結果を検査すべし

二、家事、家事設備の完備せる學校に於ては校内にて工作するを原則とす、設備の不完全なる學校に於ては校内にて工作方法の討論をなし、それを家庭に於て工作させ、教師に依りその成績を検査す、工作範圍は食、衣、住を以て主體とす

三、農事、農村、都市を問はず、園藝は須らく校内に於て施行すべし、農作養畜は、農村小學にて設置するを原則とす、設置不能の場合は校内にて、その工作範圍を指定し、工作方法を研究し、家庭にて父兄の手傳に依りて工作させ、教師に依りその成績を検査す、その範圍左の如し

(1) 園藝、郷土主要なる蔬菜、普通花卉、果樹等の種植研究を自然科の作業と聯合して一單元となす。萬已むを得ざる場合は課程内容を斟酌して「盆栽」に改むべし

(2) 農作、郷土主要なる農作物の栽培及び農具改良、新栽培法等の研究、試験をなし、並せて農民生活改善の研究をなす

(3) 養畜、郷土の普通なる家禽、家畜及び蠶、蜜蜂、魚等の飼養並に新飼養法の研究試験をなす

四、工藝、郷土特産工藝の製作研究を原則とす、農事を重視する學校に於いて此の種の工作を兼備し、得ざる場合は之を省略するを得。又學校の環境、能力に依り、左記各種工藝の一、二種を高年級生に專習せしむべし。

- (1) 特産工藝、山東の草帽、浙江寧波の草帽及び蓆等の如きは兒童能力の及ぶ限り校内に設置すべく或は兒童をして父兄の手傳に依る家庭作業となし、教師はその成績を検査す
- (2) 紙細工、紙花、書籍、玩具、模型、文具、家具等の製作及び此の種の職工生活に對する認識
- (3) 土工、玩具、模型、文具、煉瓦、瓦等の製作及び此の種の職工生活に對する認識及び調査、研究
- (4) 金工、玩具、用具等の製作及び此の種の職工生活に對する認識、調査、研究

第三、各學年作業要項

(一) 校務

第一、二學年（時間を見積らず）

- 一、教室の清潔整頓
- 二、教室用具の組分管理
- 三、教室の設備裝飾
- 四、其他

第三、四學年（時間を見積らず）

一、教室内外の清潔整頓

二、教具、校具、校舎、校地の組分管理

三、教室、會場、園亭等の設計裝飾

第四、經濟工作法の研究設計

第五、六學年（時間を見積らず）

一、校舎校地の清潔整頓

二、教具、校具、校舎、校地の組分管理及び修繕

三、校舎の設計裝飾、門窓の塗付、屏壁の彩飾等

四、經濟工作法の研究設計

(二) 家庭の事情

第一、二學年（家庭作業を命ず）

一、中國の必要なる食物の煮、蒸、醃、醬等の仕方の設計

二、普通主要食物の種類及び物價の調査

三、中國の必要なる衣服裝飾品の洗、摺、結、綴、剪等の研究

第三、四學年（時間を見積らず）

四、中國の必要なる家屋模型及び家具の裝置

一、中國の必要なる食物の煮、蒸、醃、醬、煎、炒、餛、醉、油酥、發酵等

二、一、二學年の繼續

三、中國の必要なる衣服、裝飾品の洗、摺結、手針縫、廻針縫、切針縫等の方法

四、各個家宅の模造佈置等の調査批評及び改良計畫

五、主要家具の價格の調査研究

第五、六學年（時間を見積らず）

一、三、四學年を繼續す

二、主要食物の工業概況の認識

三、主要衣服の工業概況に對する認識

四、補等の方法

五、家宅建築佈置の經濟的、衛生的、秩序的、優美的研究設計

六、家具價格の調査研究

七、家宅工業概況の認識

(三) 農業

104

(甲) 園藝……(或は栽培を減じて盆栽を行ふべし)

第一、二學年 (家庭田園に於て實習したるを除く外、農事工藝は一種又は數種施行すべし)

一、本地主要蔬菜及び普通花卉の栽培し易きもの、種植、灌溉、施肥、除蟲等

二、本地の主要なる農作物の除草、除蟲等

三、農具の認識及び整頓

四、郷土農民生活の調査研究

第三、四學年

一、本地の主要蔬菜及び普通花卉の植苗、移植、分栽、施肥、換種、灌溉、除蟲、採種等

二、庭園の配置設計

三、郷土の主要農作物の選種、培苗、施肥、換種、除蟲

四、農具の調査及び批評研究

五、郷土農民生活の調査研究及び改良設計

第五、六學年

一、本地の主要蔬菜、普通花卉、主要果樹の栽培、繁殖法等

- 二、庭園の配置設計
- 三、園藝改良に關する問題の研究
- 四、三、四學年繼續
- 五、農作物新栽培法の研究實驗
- 六、世界各國の農事狀況及び農法の參考
- 七、農民農運、農業及び民生主義關係の研究（農を主とするものはその田及び農民生活の研究をなす）

(四) 工 藝

第一、二學年（總時間九十分と定む）

- 一、郷土の簡易特産工藝の製作練習
- 二、製作品の效用、販路の調査研究
- 三、簡易なる必需品の製作
- 四、兒童生活に於ける簡易必需品の製作
- 五、裁、剪、糊、貼、摺等各種方法の練習（三、四、五は紙工）
- 六、紙工一、二項に同じ

- 七、搏差、捻、粘等各方法の練習
- 八、陶器、瓷器の認識(以上土工)
- 九、釘、鋸、各法の練習
- 十、木材、木器の認識(以上木工)
- 十一、鐵板、鐵線の剪折法の練習
- 十二、五金及び金屬物の認識(以上金工)
- 第三、四學年 (總時間一二〇分と定む)
- 一、製作品價格、販路の調査研究
- 二、製作品の改良設計
- 三、一、二年繼續及び切鑿、求形、造花、各種方法の練習(紙工)
- 四、各種紙料價格及び製法の調査研究(紙工)
- 五、一、二年繼續及び加燒設色、施釉、砌、鋪各方法の練習(土工)
- 六、陶器、瓷器の製法及び價格の調査研究(土工)
- 七、一、二年繼續及び剉刨油、漆、各方法の練習(土工)
- 八、木器製法及び價格の調査研究(木工)

- 九、一、二學年第三項繼續及び判、削、鉗等の方法練習(金工)
- 十、金屬器皿の製法及び價格の調査研究(金工)
- 第五、六學年(總時間一五〇分)
- 一、三、四學年繼續
- 二、製作品の計畫、創造
- 三、郷土の手工業及び工人生活の改良研究(以上特産工藝)
- 四、三、四學年繼續(紙工)
- 五、教授及び問題研究中必需品の實驗創作
- 六、各種實用物品の製作
- 七、三、四學年繼續及び裝訂法の練習
- 八、印刷工業概況の研究並に工人生活の改良研究(以上紙工)
- 九、三、四學年繼續及び塑造、模製、雕刻等各方法の練習
- 十、陶瓷器工業の狀況研究及び工人生活の改良研究(以上土工)
- 十一、三四學年繼續及び加鑿、穿孔、起線、合榫、起槽、求角度、製圖等各方法の練習
- 十二、木業、木工業等の狀況の研究並に工人生活の改良研究(以上木工)

十三、三、四學年第三項繼續及び展、捲、鍛、錁等の方法練習

十四、金工業の狀況研究並に工人生活の改良研究(以上金工)

第四、教授要點

- 一、本科は充分に社會自然と連絡して教授し、充分に大單元的設計を應用すべし、一、二年の「玩具生活」
- 三、四年の「原始人生活」或は「異方人生活」等を教育の方法と爲すが如し
- 二、郷土の特産を調査し、利用選擇して教育資料となすは勞作教育の一大任務なり
- 三、實在的環境(家庭、工場、商店、田圃、村莊、運輸機關)等は勞作法の參考所にして又勞作材料の大本源ならば充分利用すべし、廉價或は費用を要せざる實物、畫片(廣告物、廣告畫、見本、布片、家具、工場無用器具)等或は農場に於て採取し得べき作物は充分蒐集し、以て應用に供し、又兒童に參考せしめ、兒童自ら蒐集する様導くべし
- 四、實地操作及び調査に於て最も勞苦倦怠し易きものは充分にその成績を利用して比較對照し、相互競争法に依り兒童の努力を鼓吹激勵すべし
- 五、實地操作及び調査前充分に兒童に計畫せしめ、實習時間及び材料の經濟、效果あらしむる様務むべし
- 六、實地操作時は須らく兒童の事前計畫に準據して操作し得るや否やに注意し、隨時兒童の誤謬を矯正

- し、出來ざる所を補導し、經濟的巧妙なる方法を以て指導すべし、但し兒童の自由領域まで侵入すべからず
- 七、實地操作及び調査後は須らく缺點の批評をなし、成績の優劣を比較して兒童自己の進歩程度を知らしむべし
- 八、共同操作を重視し、以て協同的精神を養成すべし
- 九、討論、研究及び操作調査を同時に行ひ各々獨立して一種の作業となし、爲めに空談に流るゝべからず
- 十、適當なる時期に於て觀賞材料を提供し以て兒童の藝術的興味を増進すべし。事物發明の故事に關しても適宜講演をなし、或は圖書を紹介して閱讀せしむべし
- 十一、第一、二學年兒童の力量に限りあれば工作程度に注意し、優良なる成績を強ひて求むべからず
- 十二、第三、四學年は充分兒童の自己力量を發揮せしめ、以て自己需要を満足せしむべし。工作法、工具管理、修繕及び使用法の指導を重視すべし
- 十三、第五、六學年は兒童をして嚴密に工作法の應用を促進し、以て優良なる成績を求むべし。但し工作の經濟的過程及び巧妙なる創造力は優良なる成績に比し、最も重要な事項なり

美術

第二、目

- 一、兒童の愛美的本性に順應し以て美術に對する興味を喚起と研究心を誘起す
- 二、兒童の美的鑑賞程度を増進し、美的發表と創造能力の陶冶をなす
- 三、兒童の美術原則的學習と應用を導き、以て生活の美化を圖る

第二、作業類別

- 一、觀賞……………自然美、藝術美の觀賞を含む
 - (1) 自然美の觀賞 自然物と自然現象の觀賞
 - (2) 藝術美の觀賞 繪畫、彫刻、塑造與其他の美的物品の觀賞
 - 二、發表……………繪畫、ハリ紙等
 - 繪畫は分量の約十分の七、ハリ紙は約十分の三
- (附註) 發表は繪畫、ハリ紙以外に於て各校の情況に依り石膏蠟的塑造をなさしむを得
- 三、研究……………原則の研究と方法的研究の兩種を含む
 - (1) 方法的研究 各種の畫法と塑造法の研究

第三、各學年作業要項
第一、二學年（每週九十分）

觀賞

(1) 幼兒に興味を有する幼兒の動作、動物の動作を表はしたるもの

(2) 自然景物

(3) 故事の圖

發表

(4) 自然物と自然現象の寫生と記憶畫

(5) 物語、人物、動作、遊戲等の記憶畫

(6) 社會、家庭所見の記憶畫

(7) 自由發表

(8) 印刷物のキリ紙と着色

(9) 輪廓着色（ヌリ繪）

研究

- (10) 方、圓、長方形、三角形、五角形、多角形の認識及び平面、立體の識別
 - (11) 構圖と(位置)物體の排列の審美的研究
 - (12) 執筆、運筆とハサミの使用法
 - (13) 三原色と三間色の混合法、色彩の濃淡の比較と書法
- 第三、四學年 (毎週九十分)
- (1) (3) 第一、二學年の繼續
 - (4) 風景畫
 - (5) 興味ある名畫、彫刻品、建築物
 - (6) 肖像又は模型
 - (7) 漫畫等
- 發表表
- (8) 第一、二學年の四項から九項までの繼續
 - (9) 生活の裝飾と配置、選擇等の設計
 - (10) 諷刺寓意と象徴的發表
 - (11) 風景と靜物の寫生

研究 (12) 簡易なる圖案

(13) 正方形、長方形、菱形、正三角形の簡易畫法、平行線、垂直線の識別と畫法、三角定規の角度と應用

(14) 物體の大小遠近の比例と分別、排列の變化と統一

(15) 簡易なる透視畫法の應用と基本形體の練習

(16) 簡單なる散點式圖案と平衡對比の模様製作

(17) 六種の標準色の混法と色感の對比的研究

(18) 三種の明暗光線と陰陽面と陰影の關係

第五、六學年（每週九十分）

(1) — (9) 第三、四學年の(1) — (7)までの繼續

(10) 本國の名畫平民生活の外國名畫

(11) 圖案案

發表

(12) — (20) 第三、四學年の(10) — (11)までの繼續

研

究

(21) 應用圖案

二四

(22) 物件各部分の比例と描寫法、速寫法、正六角形と正五角形の書法、切り方コンパスの用法と有規律的曲線の描き方、主副線の應用

(23) 主賓的配置と空間分割、方向の美醜、聯續模様之製作法

(24) 簡易なる圖案の配色法、配り方、色彩の對比等

(25) 光線と色彩の關係

第四、教學要點

一、取材は兒童の要求に應じ、且つ兒童の程度、能力を考慮すべし

二、可能の範圍内に於て勞作、自然、社會等と緊密なる關係を持ち、本科の目的に達成せしむること

(1) 食事に關し 食物食卓の配置、設色等の圖案問題

(2) 衣類に關し 衣服、帽子、靴等の形狀圖案問題

(3) 家屋に關し 建築様式各室の配置、家具の設備と選擇的の圖案問題

(4) 土、草、木、金に關し 籠、箱、杯、皿、瓶等の連續模様問題

(5) 交通に關し 舟、車、橋、道路等圖案問題

(6) 印刷工業に關し、書籍、雜誌、曆、廣告等印刷品の模様問題

以上は各學年共兼ねて行ひ、考案中より美術の原則を發見應用せしめ、以て美的體驗の向上を計り藝術的觀賞態度、鑑別、選擇等の能力を増長せしむべし

三、美術の發表は圖書製作中充分木の葉、草花、種子、花瓣、鳥、魚類、貝類等を活用し以て興味ある美術品を作成すべし、殊に山村學校には最適なり

四、名家作品(名畫、名刻)織物の模様、書籍表紙、ポスター、挿畫、各種陶器、漆器等總て觀賞資料なり得るを以て蒐集活用に努むべし

五、可能の範圍内に於て兒童の程度に依り美術教室を設置し、環境の藝術化を圖るを可とす、但し美術教育は自然觀賞、美術品展覽、校外寫生等あるを以て教室のみに限定せず

六、觀賞は本科の重要作業の一つなり、従つて兒童の程度や要求に依り隨時之を行ふべきなり、毎時間の初りに於て描繪形容の演講式或は詩詞の警句を以て感情を誘發し、想像能力の啓發を計るべし

想像啓發の問題は兒童の觀賞の動機を引起し、兒童がよく觀賞の時は簡單なる説明以外、兒童の想像を補充し作圖に關する智的方面(書法)は詳細なる討論を避くべし

但し高學年は觀賞に依り書法、彫法の研究をなすも可なり
中外藝術家の生活、軼事又は詩歌等は隨所之を觀賞の對象となし得べきなり

- 七、發表は觀賞の充實、發表力及び創造力の陶冶に資するを以て教授時は圖案、寫實、自由發表に留意すべし、但し必要の外は既成作品を用ひて參考資料となすべし
- 八、技術の授與は兒童の感覺に於て表現方法に困難を感じたる際に指導すべし、則ち兒童の困難感は需要感を起し、學習に慾求は自然に起るなり
- 九、技術の習熟は兒童の年齢に依り各種の變化ある方法を以て指導すべし
- 十、表現は結果を要す。然らざれば兒童の希望を満足せしめ得ざるのみならず學習的興味を引起し得ず。素材の困難なるもの時間的に長時間を要する教材選擇は小學に於ては避くべし、教授外に於て教師は兒童補導を怠らず、以て兒童の成功を容易ならしむべし
- 十一、研究の目的は觀賞及び識別の程度の増進を計り、觀賞、表現にて逢着する節の難問題の解決を容易ならしむ、教授の節は兒童の理解力に根據を置き、觀賞と製作を出發點となし、參考資料を多く與へ、抽象的講解を避くべし
- 十二、發表的繪畫は彩色を主とし、已むを得ざる關係上單色のみ使用せる場合は作業の研究と單色の効果を充分發揮せしむべし
- 十三、學校に於て美術展覽會を開催し、兒童の作品及び蒐集せる美術品、玩具等を陳列し、以て兒童の美術に對する興味を喚起すべし

十四、児童作品の成績表は充分利用し、以て児童各自の技術の進歩を知らしむべし

十五、社會上に見る繪畫、圖案の一切、其他の物品は須らく研究的態度を以てながめ、優劣、美醜を判

断せしめ生活の美化改良に資し、美育の任務を果すべし

十六、美術展覽會及び名勝、尙又美術に關係を有する場所あらば児童を引率して實地を觀賞せしめ、以

て児童の經驗を増長せしむべし

音樂

第一、目的

一、児童の快活、活潑なる天性に順應し、音樂觀賞及び音樂的趣味才能を發達せしむ

二、児童の聽音及び發聲の官能を發達せしむ

三、児童の和愛、勇敢等の情緒を涵養し、並せて團結、進取の精神を鼓吹す

第二、作業種類別

一、觀賞

(1) 聲樂の觀賞 本國及び外國の普通歌曲の獨唱及び合唱の觀賞

(2) 器樂の觀賞 本國及び外國の普通樂器の獨奏及び合奏の觀賞

二、演習

- (1) 聽音練習 音聲の高低、長短及び音樂曲調等の聽別練習
- (2) 發音練習 鼻音、喉音及び高、低、長、短等の發音練習
- (3) 歌曲獨唱及合唱 歌曲及び兒童歌劇等の獨唱及び合唱練習
- (4) 表情演習 歌曲の表情及び歌劇の扮裝演習
- (5) 樂譜の視寫 簡易なる單音譜の聽寫及び視寫
- (6) 樂器演奏 風琴及び本國各地方の普通樂器を選擇して演習せしむ

三、研究

- (1) 樂譜の認識 各種記號の研究
- (2) 唱法の研究 各種發音法及び唱歌法に關する研究
- (3) 表演法の研究 歌曲表情法に關する研究
- (4) 樂器奏法の研究 各種樂器の奏法に關する研究
- (5) 樂器構造及び修繕法の研究

(附記) 研究問題は演習及び觀賞時に起りたる困難或は必要なる問題を以てすべし、故に研究は觀賞、演習の兩項と同時に進行し、單獨にて行ふは宜しからず

但し五、六年は適宜變更するも差支なし

第三、各學年教授細目

(觀賞)

第一、二學年

一、耳を樂しませるに足る高尚なる歌曲を觀賞せしむ

二、耳を樂しませるに足る普通器樂の演奏を觀賞せしむ

第三、四學年

一、前學年兩項を繼續す

二、本國及び外國の普通器樂獨奏或は合奏の觀賞

第五、六學年

一、前學年の各項を繼續す

二、曲風曲趣の觀賞

三、本國名曲(昆曲平調等の如し)及び外國名曲の觀賞

(演習)

第一、二學年

一、動作及び児童文學性に富む歌詩の學習及び遊戯化

二、各種摹倣動作の聽音及び演習

三、 $2/4$ 、 $4/4$ 兩拍子の練習

四、音の聽別

第三、四學年

一、動作及び児童の文學性に富む歌詩の視唱及び表演

二、前學年第三項の繼續及び $3/4$ 拍子の練習を加ふ

三、C、G兩調子及び四分、二分、八分、全、各種音符休止、符號等の認識學習

四、C、G兩調の單音曲の視唱（唱歌時は児童の性質に適合する長D、長C、長E、長F等の調子を主

とし、唱名は固定唱名法を採用すべし）

第五、六學年

一、感情及び思想に富む歌詩の視唱及び表情

二、兒童歌劇の扮演

三、前學年第三項を繼續し $6/8$ 拍子の練習を加ふ

四、C、G、F各種調子及び十六分音符、休止符、附點、音符等各種符號の認識

- 五、平易な單音歌曲、二部輪唱歌曲、二部合唱歌曲等の視唱練習
- 六、樂譜の視寫及び聽寫
- 七、風琴及び本國各種樂器の練習

(研究)

第一、二學年

- 一、發音の方法
- 二、音聲の高低長短の辨別法
- 三、表情學及び表演法

第三、四學年

- 一、前學年の一、二兩項を繼續す
- 二、樂譜の視寫法

第五、六學年

- 一、歌詞及び歌曲の關係
- 二、樂譜組織の概要
- 三、中國、外國の音樂常識及び音樂故事

(附記)

- 一、各學年共觀賞、演習、研究を通じて毎週九十分とす
- 二、音樂の時間配當は頭腦的學習後に配當し、體育後に配當するは宜しからず
但し一、二年級は常に體育遊戯と聯絡して教授すべし、各學年は舞謠と聯絡して教授すべし
- 三、固定唱名法とはdoをCの固定唱名と爲すが如くreをD miをE、faをF、soをG、laをA、siをBとするが如し、調子の變化を問はず、その唱名は固定不變なり
即ち變調に依る半音の升降はそれに従つて固定唱名す

第四、教授要點

- 一、初級第一學年は全々聽唱法を以てし、(歌詞の聽唱を重視し、樂曲は多く聽かしむべく唱はしむべからず)表演に依り兒童の興味を喚起せしむることを良しとす
- 二、初級二、三學年は聽唱より視唱に入るべき時期なれば歌詞の視唱表演を重視し兒童が讀譜し得て學習せんとする時、圖表、カード手振等變化を多くして興味ある方法を以て指示すべし
- 三、初等第四學年は視唱を重視し、新歌詞教授の際兒童をして簡單なる樂譜の學習を明確ならしむべし。
中外樂器の方式及び用法、古今民族の音樂的興味の表現方式及び用法等指導を開始すべし
- 四、高級に於ては悉く視唱法を以てし、表演的歌曲あらば須らく表演せしむべし、樂譜組織方式並に各

方式の目的及び効力は兒童に領解せしむべし

五、常に國語(文學)社會、工作、衛生等の各種設計と聯絡して教授すべし。社交、時候、集會等に必要を感じる適當なる歌曲を授くべし

六、樂曲は悉く民族性に適合する材料を採用すべし、但し愉快、活潑、勇壯、莊嚴にして變化の多きものを主とし悲哀、消極、滑稽調或は古くて趣味なき材料は務めて避くべし

七、歌詞は兒童文學に適合し以て兒童の動作を鼓吹激勵し、個人感情を興奮させ、民族精神の發揮に足るものを主とし訓話或は格言の材料を取らず

八、新歌曲教授の際、簡易なる樂曲を除く外、常に教師は範唱、奏樂に依りて兒童をして領聽せしむべし、聽覺の混亂を避くる爲め範唱の際、樂器伴奏を用ひざるを良しとす

九、宜しく兒童をして歌曲を忠實に吟唱せしめ、隨意の口調或は高く叫ぶが如きを禁ずべし、每歌曲習熟後、多生に獨唱せしむべし

十、出來得れば充分に蓄音機或は地方の各種聽樂機會を利用して音樂觀賞法を教ふべし

十一、音樂の觀賞に關しては特別に選擇せる觀賞教材の外、日常教授せし歌曲に對しても觀賞する様注意すべし

十二、教師の態度は和霽にして音樂技能は優美純熟に注意すべし、音樂授業の開始に際し故事或は兒童

- の感情を激興せしむる問題を用ひて兒童の學習動機を喚起すべし
- 十三、教授の際兒童の姿勢矯正に注意し、發育期の兒童に對しては特に注意を要す
- 十四、必要ある時は兒童に呼吸及び發聲練習を行はしめ、以て唱歌の豫備となす、發聲練習は兒童の唱謠に誤無からしめ、而して練習の際は變化のある方法を以て兒童に倦怠せしめざる様注意すべし
- 十五、歌詞の教授は豫めその意義に通曉せしめ、その感情は教師の態度に依り充分暗示すべし
- 十六、樂曲の新知識は常に舊知識と比較研究を要す
- 十七、歌曲の練習は一時間中に於て教授に變化あらしむべし
- 十八、兒童の音域、聲域及び呼吸發聲に注意すべし、若し單聲兒童あらば前列に席を取らせ、或は教師の近くに位置せしめたりして特殊訓練を加へ、且つ時々注意して全級の優美なる唱歌の音聲を妨げざる様留意すべし
- 十九、變聲期の兒童にありては唱謠を停止し、學理方面の練習課題を以て之に替ふ
- 二十、出來得れば適當なる機會に(集會時の如し)兒童の歌曲創作應用を鼓吹して、以て兒童の音樂的情意發表の才能を發達せしむべし
- 二十一、學校に於ては兒童に各種樂器を學習せしめ、樂隊を組織して歌劇表演會音樂コンクール會等を開催すべし

二十二、樂器は風習、或は提琴を主として經費の缺乏せる學校に於ては簫、笛、胡琴を以て教ふべし

二十三、樂譜は本譜を用ひ、萬己むを得ざる場合に非ざれば略譜を用ひず、本譜を以て教授する場合は

(一) 略譜の竝用を許さず

(二) 二十四、聽覺訓練は特に注意すべし、故に本譜の唱法は「唱名固定法」を採用すべし、但し教員の缺乏に

依り「非固定唱名法」を採用すべし

(三) 二十五、出來得れば中外各種樂器を備へ竝に音樂教室を特設す

短期小學及び短期小學班の課程標準

一、說 明

(1) 本課程は國語を基礎となし、國民普通の常識を包含す

(2) 本課程は専ら滿十歳より滿十六歳までの未就學兒童に一年間の教育を施す

二、目 次

(1) 固有道徳の躬行實踐を提唱し、自重、自信の國民を養成し、以て民族精神の恢復を計る

(2) 地方自治常識及び四權運動の練習を授け、以て民權運動の擴張を計る

- (3) 日常生活の生産分配及び計算能力を増進し、以て民生觀念を養成す。
- (4) 自然現象、社會概況及び世界趨勢を知らしむ。
- (5) 一千六百字を授け並に一千六百字を以て編纂せる平易口語文の閲讀能力を得せしむ。
- (6) 手紙、日誌等の口語體文字の書寫を練習せしむ。
- (7) 注意字母を運用して簡易なる口語體文字閲讀の助となす。

三、毎週時間配當

- (1) 讀 方 五百四十分
- (2) 作 文 六十分
- (3) 書 方 三十分
- (4) 算 術 九十分

四、課程の内容

- (1) 德育方面に關するもの

(甲) 開發誘導

- 1 讀本教材は固有道德の恢復を主體とする。
- 2 公民、歴史、衛生等は榮辱、興衰、強弱等を以て固有道德の必要を説明す。

- (乙) 例 證
- 3 地理、自然等は人事の群力制勝の天行を以て固有道徳に歸納す
 - 4 算術科は精密、正確の思想を練磨し、以て道徳の實踐を促進す

- 1 事實の證明、理論を引用す
- 2 取材は本國を本とし間接に外國材料を授用するも可なり、なるべく民族、民權或は民生思想を有するものに限る

(2) 文字方面に關するもの

(甲) 讀 方

- 1 讀本は均しく歴史、地理、公民、自然、衛生等を以て排列し、童話、物語、神話等を用ひず
- 2 日常文、簡單なる書狀、書信、柬帖(招待狀)日記等の閲讀
- 3 簡易なる説明文、叙事文の閲讀
- 4 辭典使用法の練習
- 5 普通使用さるゝ標點符號の收得
- 6 注音字母の收得及び應用

(乙) 作 文

1 簡單なる書狀、書信等の應用文の練習

2 普通標點符號の應用

(丙) 書寫練習方法

1 已習各字の書寫練習

2 實用文の定期練習

3 日常最も使用さるゝ行書の收得

4 俗字、畧字の收得

(3) 知識方面に關するもの

(甲) 歴史

1 名人の嘉言懿行(犠牲服務精神の發揚)

2 歴代の偉大事業(民族的自信、自重の振起)

3 歴代の治亂の原因(民生問題に關する問題の引用)

4 總理及び先烈の事略(中山先生の事蹟を重視し、人格感化を受けしむ)

5 記念日及び節日(革命の因果、國恥史及び不平等條約の由來に注意し以て愛國心を激勵す)

(乙) 地理

1 我が國の地勢、氣候、物産、交通等の大要（我が國特殊の天恵及び總理の建設計畫概要に注意し、以て利國愛民の思想を喚起す）

2 我が國の首都及び重要都市（都市及び農村を比較せしめ以て農村建設の必要を悟らしむ）

3 各割讓地、租界、通商場、外國郵船の内地航行路、合辦鐵道、借款鐵道、約定鐵道（外侮の由來に注意し、以て救國雪恥法の意義を知らしむ）

4 地球の形狀、大洋、大洲我が國及び世界重要各國の位置に對する認識（各國及び我が國の關係に注意し、我が國の國際間に於ける責任を知らしむ）

（丙） 公 民

1 家庭生活に關するもの（親愛、自立を重視し、自私依頼を戒む）

2 社會生活に關するもの（忠信互助を重視し、詐欺、掠奪を戒む）

3 民權の初歩に關するもの（正義の主張、多數の服從に注意し、緘黙、附和、放任を戒む）

4 四權運用に關するもの（公平綿密を重視し偏私を戒む）

5 地方自治に關するもの（秩序切實を重視し、粗放、不眞面目を戒む）

6 國家及び外交に關するもの（自強、平等を重視し、偷安、侵略を戒む）

（丁） 自 然

- 1 四時氣候の變化及び生物の關係
 - 2 雲、霜、露、氷、雪、雹、霰、風、風向、溫度、濕度等
 - 3 雷の作用及び避雷法
 - 4 日蝕、月蝕、日月の光、流星、彗星、地震、火山等の原因及びその迷信打破
 - 5 蚊、蠅等の害及びその驅除法
 - 6 蠶蟲、害蟲の農作物に對する關係
 - 7 日常必須なる衣、食、住、行の説明
 - 8 開墾、繁殖の提唱特に造林
 - 9 主要農産の説明
 - 10 氷災、旱、火災の防止
- (戊) 衛生
- 1 人體外形の構造及び衛生
 - 2 人體内部の構造及び衛生
 - 3 煙、酒等の嗜好の害
 - 4 傳染病の豫防

6120

- 5 衛生に關する故事
- (巳) 算術(筆算、珠算)
- 1 數學の認識及び數字の書方
- 2 加 減 法
- 3 九々の唱へ方、珠算九々の唱へ方
- 4 乘數一位乃至三位の乘法
- 5 法一、二位の除法
- 6 四則の應用
- 7 小 數 四 則
- 8 斤、兩法外國度量衡及び貨幣換算
- 9 割引及び利息
- 10 簿 記 法

三三

0220

福建省幼稚園課程標準

幼稚園課程標準

第一、幼稚園教育總目標

- 一、幼稚なる兒童の身心の健康の増進を圖る
- 二、幼稚なる兒童の快樂(娛樂)及幸福を圖る
- 三、人生の基本的優良なる習慣を養成せしむ(身體行爲等の各方面の習慣をも包括す)
- 四、家庭に於ける幼稚兒童の教養に協助し併せて家庭教育の改善を圖る

第二、課程範圍

一、音 樂

(1) 目 標

- 甲、歌ふ慾望を満足せしむ
- 乙、音樂を欣賞する機能の啓發及併増進を計る(口唱及樂器の二種を包括す)
- 丙、發聲機管の小節的歌ひ方の感覺を發達せしめ併せて小節の歌ひ方の訓練をなさしむ
- 丁、親愛、協同、快樂等の感情を發展せしむ
- 戊、自然物に對する(動物、工作、遊戲、童話、童謠)等の趣興を喚起せしむ

(2) 内容の大綱

甲、次の如き各種の歌詞の聴唱、表演及欣賞

子、家庭生活に關するもの

丑、記念及慶祝に關するもの

寅、時節及祭日に關するもの

卯、自然現象に關するもの

辰、常見の動植物に關するもの

巳、日常工作に關するもの

午、愛國に關するもの

未、社交的に關するもの

申、表演用に關するもの

酉、童謡に關するもの

戌、童話に關するもの

乙、小節の聴き方及演奏

子、小樂器の利用(銅鑼、小太鼓、小木魚、小鈴等の合奏)

丑、リズム、カルノ走り方、跳び方、坐じ方、歩き方側轉御辭儀等の想像又は表演
 丙、自然聲音の欣賞及模倣(鳥の鳴き聲、猫のなき方の如き)子鳥の囁り、鶏のなき聲、猫の聲等の如き聲

丑、汽車、汽船、飛行機の擬音等

(3) 最低限度

甲、歌ひ方正確、音聲明晰、拍子正確なること

乙、簡單なるリズム(強、弱、高、低等)の區別、反應の能力あり

二、童話及童謠

(1) 目標

甲、文學に對する趣興の喚起

乙、想像の發展

丙、思想の啓發

丁、話方、歌ひ方を練習し併せて發表能力の増進にあり

戊、童話の創作能力に對する發展及快樂、高尚、和愛等の感情の増進を計る

(2) 内容の概要

甲、以下の如き童話の欣賞及演習（口述、表演、創作の如き等）

子、童話

丑、自然童話

寅、歴史故事

卯、生活故事

辰、愛國故事

巳、民國故事

午、談笑

未、寓言

乙、各種の故事の繪畫の閱覽

丙、各種の興味ある惡質ならざる童話、謎の欣賞歌ひ方表演

(3) 最低限度

甲、四つ以上童謠を歌へ謎を明確に解答せること

乙、四題以上の故事を明に話せること

丙、簡單なる故事を創作し内容

丁、物語りの劇化せるものを表演し得るもの
 戊、簡單にして明確なる問答

己、繪を見て想像により大意を述べること

三、遊 戲

(1) 目 標

- 甲、兒童身體の健康を増進せしむ
- 乙、兒童愛好せる遊戯の自然性向に順應し適當なる遊戯活動を與ふ
- 丙、筋肉の連接作用を發展せしめ併せて感覺及び身體四肢の活動反應を訓練す
- 丁、互助、協作、共同の紀律を守り公正、耐苦等の社會性を訓練す

(2) 内容の概要

左記の各種の遊戯の練習

甲、計數遊戯(豆袋運び、球投げ等の計數を兼ね得るもの)

乙、物語りの表演及び表情遊戯

丙、節奏的のもの(聲を聞いて鳥の飛び方、獸の走り方等の模倣遊戯の如きもの)及び舞踊遊戯

丁、感覺遊戯(目かくしての摸索、音による人探り等の練習によりて觸覺、聽覺、視覺等の遊戯)

戊、簡單なる用具の應用（ブランコ、滑り臺、木馬、跳板等）の遊戯
 己、遊戯（教練、猫と鼠等の如き遊戯）
 庚、各地方固有の良好なる遊戯

(3) 最低限度

甲、兒童團體（集會の排列、圓形に參加し協調にならしむ）
 乙、圓内に設備せる遊び機具五種以上使用せしむ
 丙、遊戯の簡單なる規則を知らしむ

四、常識

(1) 目標

甲、自然環境及び人民活動の祝祭に對しての欣賞を導く
 乙、自然の利用を増進し生活に満足せしめ團體組織し初歩を體驗せしむ
 丙、人及社會の自然的關係に對しての認識を導く
 丁、自然物の愛護及衛生、共同、互助、合作等の良習慣を養成す

(2) 内容大要

甲、食、衣、住、行等に關する生活需要、衛生方法乃至家庭、近隣、商店、郵便局、消防組織、公園、

交通機關等の社會組織の觀察研究及其の土地の名勝古蹟の遊覽

乙、日常の禮儀作法の實習

丙、記念日及祝祭日（孔子誕生記念日、國慶日、中秋節、兒童節、教師節、端午節及其の他の期節の如き）の研究を舉行す

丁、集會の實習（主として公正、仁愛、和平の態度及精神を培養するにあり）

戊、國旗、萬國旗、偉人遺像等の認識

己、學習せる鳥獸、蟲魚、花草、樹木及日、月、雨、雪、曇、晴、風、雲等の自然現象の認識研究

庚、月日、週及晴、曇、雨、雪等の毎月の氣候の記入

辛、附近又は本國內の動植物の觀察、採集並に其の飼養及培植

壬、身體各部の認識及簡易なる衛生規律（行商の果物及菓子類を買喰せぬこと、間食せざること、食事の前に手を洗ふこと、食事後は顔を洗ふこと、濫りに痰を吐かさざること、指をくはへ、耳を掘り、

目をこすざること、早睡早起、清潔を愛好する習慣等）の實踐

癸、健康及清潔の検査

(3) 最低限度

甲、自己日常生活に必須なる衣、食、住、行各種の物品の認識

乙、家庭、郷里、商店、工場、農田乃至地方の公共機關の作用の概略を知る

戊、偉人の遺像及び國旗、萬國旗の認識

己、師長、家長に對し相當の禮儀を拂ふこと

庚、清潔を愛好する習慣

五、工 作

(1) 目 標

甲、工作の自然需要に對する満足

乙、作業の習慣を培養し工作技能の増進及感覺能力の鍛練

(子) 粗大なる基本動作を發育せしめ以て後の精細なる動作の發育的基礎となす

(丑) 身心に關する各種の動作をして常に表演する機會をあらしむ

丙、團體的活動の訓練に關しては次の如し

(子) 自信、自重、堅忍、專心、勤奮、互助、服務等の精神

(丑) 自動の能力

(寅) 統率する權力及領袖に服従する精神

(卯) 批評の能力及批評に對する態度

(辰) 時間及材料を浪費せざる習慣

(巳) 秩序を遵守する習慣

(午) 公共用具の愛護

丁、智力の發展

(子) 思想の鍛練

(丑) 發表、創造、建設の能力の培養

(寅) 欣賞能力の發展

(2) 内容の概要

兒童の好むに従ひ以下の範圍に於ては作業を選択せしむ

甲、沙箱の遊び方

沙盤或は沙箱を利用し各種の玩具物品の積方等の幾多の立體物の觀察研究、田舎の家、城市、小景、園景、江河、動物場、植物園等其の他の模型

乙、積木

大小の積木によりて種々組立の工夫

丙、圖畫

自由單色畫、或は水彩畫、水彩畫は各種の現成圖物により兒童によりて色を塗り或は自己の畫ける圖に彩色する等

子、紙 工

鉄により切り、或る折る裂くに依る紙細工物(机、椅子の如き類)又は切る、折る、裂く等に依り出來たものを糊で紙上にはり或は紙きれ(テープ)により各種模様を織り又は各種の玩具を製作す(動物の形、家具の形の如きもの)

戊、泥土及紙漿工

泥土、或紙漿にて模型をつくる、動物、果物、玩具等の類並びに泥土の性質の研究

己、裁縫(縫紉)……………裁縫の動機は凡て玩具まゝごとより來る、例へば玩具の室、小人形の衣服、フトン、カーテン等をこしらへる仕事は年齢の稍々大なる子供に分擔せしむべし、年齢の小さいものには堅き紙に孔をとほして果實或は鳥類、その他の圖形になし其れに刺繡絲或は南京珠をとほして模様化せしむ

庚、木……………工―簡單なる木工器具、錐、鋸、釘、鉋等の使ひ方並びに數種の簡單なる玩具の模型を作る計劃(寢臺、机、椅子、ブランコの如き類)且其の造り方の順序を知ること(例へば机を造るに四本の脚は同じ長さにすべきこと机の面及び四本の脚の割合、脚は面の下につくべきこと)

辛、織物、工粗い梭によりて帯を拵へ、編針、框によりて玩具用の道具を織らしむ、或は藤、

麥桿にて玩具を拵へる。

壬、園藝、蔬菜豆類及普通の草花の栽培及園地の整理

癸、其他一色々の自然物及廢物を利用して玩具及裝飾品を拵へる。

(附註) 以上の各種の工具の使用につきては環境の事情によりて選擇するを最もよしとする。

(3) 最低限度

甲、獨りにて簡單なる工作が出来他人の手傳を必要とせざるもの

乙、工具を大事にし材料を經濟的に使用すること

丙、工具、材料、作品の整理及置場に注意すること

丁、他人と仕事を共同し得ること

戊、仕事を清潔にし尙仕事中に自分の身體及衣服を汚さざること

巳、鉛筆、クレヨン、白墨を使い分けること

庚、鋏の使ひ方

辛、繪の具の使ひ分け方

壬、圖形の排列

癸、數種の蔬菜及は花卉を栽培し得ること

六、静息(休憩)

(1) 目標

甲、直接精神及康健を満足せしむ

乙、間接に精神活動の能率を増進せしむ

(2) 内容

甲、静黙(沈黙)

モンテソリーの方法に依り一定時間の静座を行ひある音聲を相圖とし(鈴又は音聲による)一齊に姿勢正しく坐る、然る後教師は當番の兒童に静牌(口代りの札灰色に塗り黒字のもの)を黒板上に立て同時に兒童の状態を見る、一同が静肅したるところを見計つて目を閉れと號令を掛ける、この時(イ)或はものは頭を下げ頤を支へて休憩するものあり、(ロ)机にもたれてねるものあり、(ハ)或ものは机の上に横なるものあり教師はその間二三分その場を去り後更にある相圖を掛けて一同を起す、かくの如き音聲符號を一二箇月行ふ後、更に方法を換ふることあるべし、或る時はこれを遊戯に應用することも面白く從て時間も追々延長すべし、例へば一室の静肅を待ちて別の室へ行き二三分後優しき聲にて一生々々を呼び最後まで呼び集めて終りとす、この遊び方を「飛燕歸

0232

「集」と云ひ始める前に豫め児童に説明し置くべし、静肅科目はも氏の児童學校中に一日數回繰返し行ふなり、時間は午前十時前後を最も適當とす（オヤツ時間は十時以後とすべし）

乙、静 臥

一日制の授業を行ふところは児童のために寢具を用意し、中食後一定の晝寢の時間を與ふをよしとす、子供にありて二時間以上の睡眠時間を與ふべし、稍々年齢の多きものにて一時間半とす、休息時は他人の妨害にならざる様に注意すべし（英吉利の新式幼稚園は特に此の點につき深く關心を持つ我國の幼稚園の一日制を施行されるところは晝に児童は中食で家に歸る、園内に適當なる設備なければ家庭と連絡し児童をして家庭にて晝寢して出るのも一方法なるべし）

一、餐 點（オハツ）

(1) 目 標

甲、需要に適應すべし

園兒時代は食量少なき爲食間を短くすべし、朝食より晝食までは五時間の長きに互るためその間適當なる時間を見計てお菓子類を與ふべし

乙、飲食時の作法の練習

丙、飲食時の清潔なる習慣を養成す

丁、食物を大事にする習慣を養成す

一四六

(2) 内容

毎日午前十時前後に児童に適當なる食物(山芋、ビスケットの類)及飲料水一杯與ふべし(經費餘裕のあるところは牛乳を以て水に替へ或は多少果物を與ふるもよし)

第三、教育方法の要點

一、以上列擧せる各種の活動(音樂、遊戲、常識、故事及童謠、工作等)は實際施行するに當りて打つて

一丸となすべし、總ての科目を混成する方法としては其の必要なる材料(時節に應ずるもの例へば孔子の誕生記念日、國慶日、秋の紅葉、冬の雪等或は環境より發生せる人形の誕生日の如き假想的なるもの益鳥を弔ふ、母姊會を開催するが如き)を以て一日又は二、三日の作業の中心とし又一切の活動をこの中心範圍と乖離せざるやうに注意すること

二、園生の毎日在園時數は一日約六時間なれども都會に於け特殊の事情ある幼稚園にありては半日制を採用せり、毎日の午前中約三時間とす、その間の中食、靜息以外は全日制の晝休、中食及靜臥等の各種の活動とは部分的に規定になるべからず、(何時如何なる學課を授くべきかの如き)

但し教師には常に一定の計畫を持ち繁雜なる作業後にありては児童を輕快なる活動へ轉換すべし、室内作業後には戶外運動と交互に行ふ、尙或活動の後に適當なる機會を見計ひ、休息時間を與へ、以て

0734

心身の調節を計るべし

三、如何なる作業を問はず必ず其れに適應せる環境を敷設し、常に児童の作業的趣興を喚起するやうに努むべし

児童をして自ら好むところによりて活動せしむ、團體作業も一日に一回位教師の暗示法により共同操作に児童を吸引すべし、團體作業にあたり氣の進まざる児童には強制する必要なし

四、故事、遊戯の音楽、常識の大部分は教師により團體作業の施行に指導し、工作の大部分は児童の個別活動により一方教師は個別指導に當るべし

この活動は全作業を或はかの小項目に分つべし(圖畫、鉄、積木の如き)

児童の組分合作、分工活動は次の二項に注意すべし

(1) 組分は二、三人を一組とし、一仕事を合作せしむるを最も有效なり

(2) 分工は往々児童が一仕事未完成の中に他の仕事に移り、或は中途にて中止し、或は責任廻避する等教師としては彼等に責任心を持つやう訓練すべし

その訓練方法に記録により完成せるものに奨励符號を與へ、然らざれば或る訓戒の符號を與へて完成せるものに褒辭を與へ、未完成のものに激勵すべし

五、教師は常に充分なる準備ありて臨時必要に備ふべし、準備すべき事項は児童活動の趨向によりて定ま

るべし

例へば國慶記念日を行ふ前に起るべき事實及問題を豫想し一方其れに對する解決の準備資料を蒐集すべし

六、教師より提出する兒童活動の材料及其の指導方法乃至其の他の一切の進行は孰れも兒童の心理状態を考察し兒童の經驗に適合すべし

七、幼稚園教育に使用せる材料は空想に流さず日常見らるべきもの接觸し得るもの少くとも想像し得る實物、事實を取るべし、幼稚園教育の使用場所は室内に限らず成るべく戶外の自然界、家庭、市村、工商業までに及ぶを最も活動に適切なる地方なるべし

八、幼稚園の教授設計に付左記の各點に注意すべし

(1) 兒童の自由活動中より設計の選材を發見すべし(例一兒童が砂箱内に白菜を栽培せるを發見次第他の兒童を集めて蔬菜栽培の設計をさすべし)これは設計教授中の逃すべからざる一好チャンスにて直に利用すべし

(2) 設計に行ふべき一切の活動は疾くに兒童の能力を考察し、兒童能力に適切せざるもの或は困難なる部分は省略すべし、依つて兒童の能力に適合せざるため、或は困難のために中途にて停止し、或は失敗して力を落すことなきやうに防止すべきなり

(3) 設計の材料は容易に目的に達し早く結果を得られるものを最も好とす、尙一設計中に幾多の小階段に分ち各小段階に設けたる小目的によりてその結果が得らるべし、この通り児童を仕向けて行けば目的に達し結果も得らるべしやがて自然に興味を湧きそれを努力することになる

萬一立てたる設計進行中児童が興味を薄きを感じたるときは直ちに中止し、教師は更に反省して児童の心機轉換を計ると共に更に氣の向ふ方へ導くべし、適當の時機を見計らつて更に繼續する方法を講ずるやうにすべし

九、教師は児童活動方向への舵取りの如きものにて常に児童の進むべき行先に目を注ぎ行くべきところへ導くべきものなり、故に未だ目的に達せざる間は決して方針を換ふべからず常に終始一貫の方針あるべし、例へ中途にて如何なる障礙ありて完成へ到達し難き事情あるも別なる方向への暗示を與ふべからず

十、教師は最後の審判者たるべし、児童の問題は児童自身によりて解決すべし、愈々児童は如何にしても解決し得ざる場合に達して始めて教師より側にて啓發し導くべし

十一、教師は常に奨励の方法を利用して児童のある仕事に對する興趣を喚起及び鼓舞すべし
 幼兒に對する奨励方法は褒語及玩具を與へるのを最も效果的なり、標語、記號により奨励はこれに

亞ぐべし、常に獎勵に對し注意を拂ふべしなり

一五〇

- (1) 獎勵は常用すべからず、濫用すれば效力薄くなるべし
 - (2) 大勢の中より特に優れたるものは獎勵すべきは勿論なれども個人比較して特に努力の跡が認められ進歩したるものも大に獎勵すべし
 - (3) 獎勵を行ふには大勢の前にて行ふのを最も效果的なるべし
- 十二、技能方面にありては常に練習の方法によりて兒童をして習熟を計り到達すべき條件を考慮すべし
- (1) 時間を短くして常に兒童の趣興及注意の集中を保持すべし
 - (2) 分擔の回数は分配練習の原則に合致すべし（始めるに際し毎日一定の時間内に連續練習より間歇的練習を行ひ習熟後休止すべし）
 - (3) 練習用の材料はその價值を考へ練習の必要なきもの練習すべからざるものを省き無駄に流るべからず
 - (4) 練習方法は豫めその良否を撰定すべし、方法に（實物を用ひず初より抽象記號を用ひるが如き）よりて效果に於て異なるべし
 - (5) 練習時に單に兒童の表面的に現はれる成績の如何にとらはれずその用ひる方法の良否をも考慮してその不適當なるものは直ちに改めさすべし

十三、幼稚園に於て行ふ仕事は子供の出来る仕事例へば掃地、草むしり、机ふき及び道具の手入等兒童に分擔してやらしむべし

十四、毎年に「體格健康検査」一回、毎月に「身長體重検査」一回、毎日「健康及清潔検査」一回宛施行すべし(其方法につきましては小學衛生の課程標準に詳記)兒童の身體上の缺陷及各種の疾病につきましては教師に於て適當なる治療方法を講じらるべし、教師は單に母親及師長の務を持つのみならず尙看護する方法及治療の常識を備ふべし

十五、教師は兒童の身體、性質嗜好乃至家庭の環境につきても常に注意すべし

記録を設け絶えずこれらの事項に目を注ぎ一々記載して研究資料又は教授參考資料に供すべし

十六、教師は時々家庭訪問の機會をつくり或は保護者を園内に呼び、家庭と園との感想を聯絡し、幼稚園及家庭教育方法を宣傳すべし

十七、幼稚園にて戸外の自然及社會を利用以外に左記の標準の設備に依るべし

(1) 我等の誠樸、堅忍の民族性及び歐美と異なるところを擧ぐべし、幼稚園の設備は必ずしも華美なる必要なく堅固なるべし、洋式及舶來品に求めることなく努めて民族化を圖るべし

(2) 土地の情況に適合すべく我國の如き土地廣く都市、鄉村、南方、北土、肥沃なる地貧瘠なる區域、社會の事情土地によりて各々異なる

幼稚園の設備も土地に於て見慣れしものにして尙社會の實際事情と離るべからず

(3) 兒童の需要に順應すべし、兒童の生理及心理状態、生活狀況を考察し其の必要に應じて設備すべし

甲、量は簡略になるべからず、實用を貴ぶるべし

(1) 乙、質は兒童の要求に順應すべし

(4) 教育的意義に反すべからず、積極的方面としては

甲、兒童の創造力を發展せしめ兒童の想像力惹起せしむべきもの

乙、兒童に依り使用し装置及開き得るもの

丙、兒童の趣向及美感を喚起し得るもの

戊、兒童の智力を發展せしむるもの

己、兒童の身體に有益なるもの

消極的方面

甲、衛生に礙害あるもの

乙、危険性の伴ふもの

丙、兒童の趣向なきもの

丁、美觀を損ふもの

(5)

天然物及日用品等の廢物を利用すべし

その廢物—古本、古新聞、布、ガラスの破片、ガラス瓶、茶碗かけ

天然物—果實の種、木の葉、花瓣、種子、貝殻、鳥の毛、小石

日用品—セッケン、ローソク、孰れも教育品

裝飾品及作業材料等は利用さるゝべし

經費經濟のみならず又兒童の創造力の啓發に資すべし

0742

昭和十四年七月十二日印刷
昭和十四年七月十二日發行

臺灣總督府文教局

臺北市太平町二ノ一八
印刷人 青木一良

臺北市太平町三ノ一八
印刷所 三和印刷所

文教局學務課譯

支那

初級
高級

中學課程標準和譯

臺灣總督府

0243

0244

文
教
局
學
務
課
譯

支
那

初
級
高
級

中
學
課
程
標
準

臺
灣
總
督
府

0245

新興支那文化建設ニ志ス者ノ參考ニモト支那
中學校ノ課程標準ヲ和譯セルモノナリ

中學課程標準 目次

中學課程標準編訂之經過

初中課程標準變更之概況

高中課程標準變更之概況

初級中學課程標準

各學期每週各科教學時數表

公民	三
體育	三
國文	四
英語	四
算學	五
生理衛生	六
植物	六
動物	七
化學	七
物理	八
歷史	九
地理	九
勞作(男生)	二〇

L760

1930

高級中學課程標準

各學期每週各科教學時數表

勞作(女生)	二
圖畫	三
音樂	二
公民	三
體育	八
軍事看護(女生)	九
國文	三
論理	七
英語	三
算學	四
生物學	五
化學	五
物理學	五
歷史	六
地理	六
圖畫	五
音樂	五

0748

初級中學ノ部

中學課程標準編訂ノ經過

中學課程標準ノ編訂ハ國民政府成立以後ノ事ニ係リ十七年五月ヨリ始マリ今日迄八箇年ニ達シタルモ其ノ間改修スルコト三度ニ及ベリ。今之ヲ三ツノ時期ニ分チテ茲ニ其ノ經過ヲ左ノ如ク略述ス。

● 第一 暫行課程標準時期

民國十七年五月前大學院ニ於テ全國教育會議ヲ開催シ其ノ議決ニ依リ院ヨリ中小學課程標準起草委員會ヲ組織シテ、中小學課程標準ヲ編訂スルコトニナリタリ。八月大學院ハ委員會組織大綱ヲ公布シ專門家ヲ招聘シテ委員ト爲シ、並ニ院中ノ職員ヲ指定シテ當然委員ト爲ス(附註二)十月大學院ヲ改組シテ教育部ト爲シ、委員會組織大綱ヲ改訂シテ招聘、派遣委員ニ分別シ(附註二)ニ加ヘタリ、委員會成立シテヨリ一箇年間ニ凡ソ四回ノ大會ヲ開催シ各科課程標準起草委員、整理員、實査員等約百名ヲ推薦ス。中學方面ハ各科ノ專門家及ビ實際教育ノ經驗者ヨリ各科課程標準起草委員ニ分別シ推薦セリ。各一學科毎ニ多クテ五、六名トナシ、此ノ五、六名又各自ニ專門家ヲ集メ協議討論ヲ爲ス、草案ガ會ニ送達サルレバ會ヨリ其ノ他ノ專門家ニ請フテ意見ヲ聞キ、又送り返シテ起草員ニ修正セシム、各草案ヲ綜合編製シテ一ツノ新整理案ト爲シ、ソレニ就テ修正整理シタル後復會ヨリ中央研究院ト各專門家及ビ首府ノ各公立中學校長教員ヲ招聘シテ各組ニ分チテ會ヲ開キ詳細ニ研究討論ヲ爲サシム、其ノ中ニハ多數ヲ得テ通過シタルモアリ。亦審査ノ後新案ヲ創訂シタルモアリ、各案ガ委員會ノ議決ヲ經ルト最後ニ部長長ノ査定ヲ經ル、十八年八月ニ初級中學暫行課程標準(附註三)ヲ公布シ十月ニ高級中學課程暫行標準(附註四)ヲ公布セリ。

● 第二 正式課程標準時期

暫行課程標準ハ其ノ實驗時期ヲ一箇年ト定メタルモ、一箇年ヲ經過シテ各地ヨリノ實驗報告ヲ送ル者極メテ少ク、爲ニ修正ノ依據トスル所無ク、此ニ一年延期シテ二十年七月ヲ以テ施行期限ノ時期ト爲シタリ、其ノ年ノ六月教育部ニ於テ中小學課程及ビ設備標準編訂委員會ヲ公布シ、前ノ中小學課程標準起草委員會ハ終局ヲ告ゲタリ、部聘委員中學方面計三十一名、又指派部員十四名、其ノ中ヨリ三名ヲ常務委員トナス(附註五)編訂委員會ハ六月十九日及ビ二十日ノ兩日ニ大會ヲ舉行シ、各地ノ實驗報告ニ依リ専門家ノ批評及ビ部中ノ意見ヲ分別討論セシメ、各科目ノ委員ヲ一名推薦スルコトニ決定シ、分組審査委員會召集ノ責ヲ負ハシメ、各科課程標準ノ修正ニ從事セシム、七月二十一、二日兩日大會ヲ續開シ、分組審査會ヨリ提出ノ修正意見ニヨリ更ニ整理ヲ加ヘテ大體決定シ、常務委員ニ渡シテ總整理ヲ爲ス、各科教材内容ニ更ニ修正ノ必要アラバ、専門家ヲ召集シテ研究討論ヲ爲サシムベシ、時ニ九・一八事變突發シ繼イテ一・二八事變起レリ、學期ノ始業期ハ既ニ過ギタルヲ以テ暫行標準ヲ更ニ一箇年延期シタリ、此ノ一箇年間ニ各方面ヨリ多數ノ修改意見ヲ提出ヲ見タリ、且其ノ頃中等教育ノ學制ニ根本的ノ變動アリテ師範ト職業學校ガ均シク分レ獨立シテ設置サレ完全ニ中學系統ノ外ニ劃出セリ、而シテ高初中學ハ上級學校進學ノ豫備ヲ以テ主要ノ職能トナリタリ、故ニ其ノ課程ハ定型ニ趨リ、職業科目ハ酌減サレ又課程ノ選修モ必要トナレリ、變動多ク部中モ復分別シテ委員ヲ聘任セリ(附註六)八月一日ヨリ五日間引續イテ課程標準修訂委員會ヲ開催シテ各課程標準ヲ修正セリ、其ノ年ノ十一月ヨリ二十二年ノ十一月ニ至ル迄相次イデ公布セリ、高初中ノ公民科ヲ課程標準外ニ除キ他ハ修正ヲ完了セルヲ以テ一律ニ之ヲ公布セリ、二十三年八月公民課程始メテ中央黨部ノ審査通過ヲ得タルヲ以テ部ヨリ公布セリ。

● 第三 修正課程標準時期

正式課程標準ヲ公布シタル後、各地ノ中學ニ於テ施行ノ結果意見ヲ陳述スル者頗ル多ク、教授總時數ノ過多ト、高中數學課程標準ノ繁雜ナル事ハ殆ド表示ガ一致セリ。由ツテ教育部ニ於テハ二十四年十月實際ノ教育者及ビ一部ノ専門家（附註七）ヲ召集シテ之ヲ研究シ爲サシメ大體ノ決定ヲ見タリ、由ツテ各省市ノ繼續的ナ詳細研究報告ニ仍リ之ヲ修正時ノ參考ニ藉リタリ、二十五年二月ニ至リ復專門家（附註八）ヲ招聘シテ各科目ニ亙リ逐一之ヲ檢討ヲ加ヘ事實ヲ詳細ニ調査シ衆意ヲ綜合シテ以テ各科ノ課程標準ヲ修正セリ。

【附註一】 聘任委員 王樂平 經亭頤 孟憲承 鄒宗海 莊澤宣

竺可楨 嚴濟慈 劉太白 楊廉 俞子夷

施仁夫 胡叔異

當然委員 許壽裳 朱經農 趙迺傳 吾研因 錢端升

高君珊 薛光琦 ノ諸氏

【附註二】 教育部成立後、前記ノ聘任委員ハ繼續シテ有効トシ、當然委員中ノ許壽裳、錢端升、高君珊、薛光琦ハ職業ノ變更ニヨリ聘任委員ニ改任セリ、又王克仁、丘景尼、徐逸樵、陶知行、艾偉、楊保康、過探先、傅煥光、王愛成、李熙謀、陳有豐、王祖廉、李權時ヲ聘任委員ニ加ヘ、朱葆勤、洪式閔ヲ當然委員ニ加ヘ朱經農、趙迺傳、吳研因ノ三人ヲ常務委員ニ指定セリ。

【附註三】 初中暫行課程標準ノ各科起草、整理及ビ審査人員左ノ如シ。

「體 育」 袁敦禮 吳繼瑞 金兆均 張匯蘭 朱士芳

「生理衛生」 金寶善 姚永政 胡宣明 姜振勛 俞鳳賓

黃頌林

【附註四】

各専門家ヲ除キ當時負責參加セル者常務委員ノ外ニ左ノ諸部員有リ。
洪式閏、趙廷爲、黃守中、黃振華、黃遵駟、鄭奠、鄭鶴聲、等以上

高中普通科暫行課程標準ノ各科起草整理及ビ審査員左ノ如シ。

- 「國文」 胡適 孟憲承
- 「體育」 吳蘊瑞 袁敦禮

四

「國文」 劉大白 孟憲承 劉奇 孫學輝

「英語」 張士一 林語堂 胡憲生

「數學」 艾偉 吳在淵 汪桂榮 段育華 褚士荃

「自然」 王璣 伍獻文 朱吳飛 吳子修 秉志

「歷史」 張景鉞 彭世芳 鄭貞文

「地理」 陳訓慈 顧頤剛 何炳松

「地業」 竺可楨 胡煥庸 張其昀 許壽裳

「農業」 傅煥光 錢天鶴

「工業」 吳承洛 鐘道鎔 倪祝華 熊羆高 黃同義

「家事」 陳芬質

「圖畫」 楊保康

「圖畫」 呂鳳子 李毅士

「音樂」 程懋筠 蕭友梅

各専門家ヲ除キ當時負責參加セル者常務委員ノ外ニ左ノ諸部員有リ。

洪式閏、趙廷爲、黃守中、黃振華、黃遵駟、鄭奠、鄭鶴聲、等以上

高中普通科暫行課程標準ノ各科起草整理及ビ審査員左ノ如シ。

「體育」 吳蘊瑞 袁敦禮

「國文」 胡適 孟憲承

【附註五】

編訂委員會各科委員(分組召集人ヲ先ニ示ス)

「英	「數	「生	「化	「物	「本	「外	「地	「體	「國	「英	「數	「自	「歷	「地	「勞	「音
語	學	物	學	理	國	國	理	育	文	語	學	然	史	理	作	樂
張士一	褚士基	秉志	陳裕光	王珪	陳調慈	陳衡哲	竺可楨	張信孚	孫慎工	張士一	任誠	譚啓芳	陳調慈	胡煥庸	鐘道錫	蕭友梅
樓光來	嚴既慈	胡先驕	曾昭掄	在謙	顧頤剛	陳訓慈	周光倬	金兆均	夏丐尊	胡憲生	吳在淵	李清棟	鄭鶴聲		杜庭修	
鮑德滋		張景鉞	王鶴清			雷海宗	胡煥庸		周予同	趙迺傳		趙鉦鐸				
			劉拓				許壽裳		馬涯民	趙延爲						
									李瑪利							

黨義一課ニ就テハ中央黨部ニ黨義課程標準審査委員會ガ有リ、編訂委員會ニ於テハ吳研因、彭百川、徐逸

【附註六】

樵、徐準起ノ四委員ヲ推定シテ黨義課程標準ノ内如何ナルモノガ公民教材ニ納メラルベキカヲ研究セシメ、意見ヲ其中シテ中央黨部ノ前項各科分組委員會ノ參考トシテ送付セリ。

各科分組委員ヲ除キ一般ノ討論ニ參加セル者、聘任委員ノ朱經農、艾偉、鄭通和、夏承楓、汪懋祖、程其保及ビ部派委員ノ趙迺傳、朱葆勤、趙廷爲、謝樹英、彭百川、林端韓等有リ、最後ニ修正案ヲ整理シタルモノ、常務委員ノ顧樹森、戴應觀、吳研因ノ三氏及ビ部員ノ翁之達、張邦華ノ二氏ナリ。

各科委員左ノ如シ。

公民	徐準起	周步光	彭百川
體育	吳蘊瑞	張信孚	
衛生	翁之龍	胡定安	金寶善
國文	孫慎工	夏巧尊	伍倅
英語	張士一	周共勳	
數學	余介石	余光煥	
生物	楊浪明	金樹章	
化學	鄭貞文	戴安邦	
物理	周昌壽	周毓華	魏學仁
歷史	鄭鶴聲	趙鉦鐸	
地理	李貽燕		
勞作	鐘道錫	許炳堃	姜丹書
圖畫	徐悲鴻	張辰伯	

【附註七】

「音 樂」 吳夢非 唐學詠
 其ノ他一般ノ討論ニ參加セルモノニ聘任委員ノ汪懋祖、夏承楓及ビ指派委員ノ易克疑、楊芳、陳石珍、陳泮藻、高廷梓、鐘靈秀、章慰高、顧樹森、戴應觀等有リ。

二十四年十月二十一・二兩日開會。

聘任委員 許本震 廖世承 喻傳鑑 任 誠 夏巧尊

李清棟 周共勳 魏學仁 鄭通和 李延禧

方 豪

指派委員 馬宗榮 周邦通 顧樹森 戴應觀 鐘道賢

【附註八】

「公民科專家」 阮毅成 許心武 劉英士 黃建中 戴 夏

「體育科」 程登科 吳蘊瑞 郝更生

「生理衛生科」 金寶善 朱章廣 伍 倣 周邦道

「國文科」 夏巧尊 楊振聲 伍 倣 周邦道

「英語科」 張士一 趙廷爲 周共勳 李味農

「數學科」 任 誠 黃守中

「歷史科」 鄭鶴聲 趙鉦鏗

「地理科」 黃國璋 王成組 劉思蘭 李貽燕

「生物科」 辛樹幟 楊浪明

「化學科」 陳可忠 李方訓

「物理科」 魏學仁 戴運軌 倪尙達

初中課程標準變更ノ概況

「勞作科」 鐘道錫 何明齋 倪祝華

二月八日ヨリ二十一日迄十二日間毎日普通教育司司長及び主管科ト各専門家ハ會議シ開キ一科ヲ修訂セリ。

初級中學臨時課程標準規定ノ科目及學分ノ數ハ左表ノ如シ。

△學分トハ 每學期每週一時間ノ授業ト課外自習一時間トヲ一學分トナス。

科目	學分數	備考	科目	學分數	備考
黨義	一二	公布ノ時ハ六學分ナリシガ嗣後改メテ十二學分トナス	生理衛生	四	
國文	三六		國畫	六	
外國語	或ハ三〇		音樂	六	
歷史	一二		體育	九	國術ヲ包括ス
地理	一二		職業科目	或ハ一五	
數學	三〇		職業科目	或ハ一五	
自然科	一五		黨章軍	學分ニ入レズ	
總計	一八六				

普通科目ハ十四種ニシテ標準科目ハ十六種ナリ、其中ノ黨義科ハ中央黨部ノ規定ヲ俟テ之ヲ施行ス、故ニ標準科目

第一學年	學期		科目														每週 授教 數時	每 校 在 習 自 總 時 數																																																																																					
	1	2	公民		童子		衛生		國文		英語		植物		動物				理化		歷史		地理		勞作		圖畫		音樂																																																																										
			公	民	童	子	衛	生	國	文	英	語	植	物	動	物			化	理	史	地	理	勞	作	圖	畫	音	樂																																																																										
2	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

初級中學教授科目及各學期每週各科教授時間數 (第一表)

ヨリ之ヲ闕如ス、黨軍一科ハ課外時間ニ指導スルモノニシテ學分ニ算入セズ、又其作業モ中央黨部ノ指揮指導ニヨリテ進行スベキモノナレバ未ダ課程標準ノ規定ナシ、自然科ハ分科制及混合制ノ兩種ニ分類シ混合制ハ別ニ自然課程標準ノ一種ニ規定シ分科制ハ植物・動物及理科ノ各科別ニ課程標準ヲ規定シ各校ハ自由ニソレヲ採用ス、工藝科ハ農業・工業及家事ノ三科ヲ包含シ且ツ各々課程標準ヲ制定ス、各校ハ自由ニソノ一科ヲ選定ス、職業科ハ只學分數ヲ規定スルノミニシテソノ科目ノ種類ハ未ダ規定セズ。

即チ地方ノ需要ノ狀況及設備等ヲ斟酌シテ課スル故未ダソノ課程標準ヲ編訂セズ、是ヲ以テ科目ハ十四種ニシテ標準ハ十六種ナリ、外國語ハ當分英語ノ一種トシ前二學年間ハ必修科目トシ每學期五學分トシ第三年ハ隨意科目トシ每學期五學分トス之ヲ選バザル者ハ職業科目ヲ選擇ス。

職業科目ハ必修五學分トシ第三年ノ英語ヲ選バザル者ハ十學分ヲ増修シ計十五學分トス。

圖畫・音樂・工藝・體育及自然科ノ實驗ハ課外ノ時間ヲ設ケル必要ナク自修時間ノ少キモノハ適宜斟酌ス。

每學期平均三十一學分ニシテ授業時間三十一時間ニ滿クザル時ハ三・四時間ヲ増加シテ二十五・六時間トナスモ可ナリ。

第二學年	第一學年		學年		科目
	2	1	2	1	
三	三	三	三	三	公民
三	三	三	三	三	體育
一(二)	一(二)	一(二)	一(二)	一(二)	童子軍
一	一	一	一	一	衛生
六	六	六	六	六	國文
五	五	五	五	五	英語
三	三	三	三	三	蒙第 二外 國語 或 藏 語
五	五	四	四	四	算學
一	一	二	二	二	植物
一	一	二	二	二	動物
三	四	一	一	一	化學
一	一	一	一	一	物理
三	三	三	三	三	歷史
三	三	三	三	三	地理
一	一	一	一	一	勞作
一	一	一	一	一	圖畫
一	一	一	一	一	音樂
三	三	三	三	三	每週 授數
三	三	三	三	三	每週 在校 授數

初級中學教授科目及各學期每週各科教授時間數 (第二表)

右表内規定ノ童子軍一科ハ正課一時間、課外二時間ハ別ニ括弧ヲ以テ之ヲ示セリ、二十二年公布ノ科目及時間表ニハ童子軍ノ科目ナクソノ後改正セラレテ正課トナリ列ニ加入サル。

此ノ表ノ外國語科ニ唯英語ノミヲ表示セルハ國內ノ大多數ノ初中ハ殆ンド英語ヲ用ヒレバナリ。

特殊地域ノ初中ハ蒙・回・藏語ヲ選修スベシ、又或一部ノ初級高級合設ノ初中ハ須クロシア語ドイツ語フランス語日本語ヲ第二外國語トシテ増習スベシ、ソノ規定ハ別ニシテ次表ノ如シ。

第三學年	第二學年		第一學年	
	2	1	2	1
二	一	二	二	二
三	三	三	三	三
一(二)	一(二)	一(二)	一(二)	一(二)
一	一	一	一	一
六	六	六	六	六
五	五	五	五	五
五	五	五	五	五
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
三	四	一	一	一
三	三	三	三	三
四	四	三	三	三
一	一	三	三	三
三	三	三	三	三

第三學年	
1	2
二	二
三	三
一(二)	一(二)
二	二
六	六
五	五
三	三
五	五
一	一
一	一
一	一
三	三
三	三
二	二
二	二
二	二
三	三
三	三

右表ヲ採用スル者ハ高初中合併ノ中學ノ初級部ニ限ラレ庶クバ一貫シタル施設ヲ有スベシ、此レガ爲初中卒業生ハ上級學校ヘ進ム困難ヲ免ル。

此類ノ中學ハ既ニ特殊ノ情況ニ屬シテキル故ニ先ヅ主管教育行政機關ニ申請シ教育部ヘ認可登錄ヲ轉達スベシ。

若シ適用上困難ヲ生ジタル場合ハ英語ノニ乃至二時間ヲ斟酌シテ減少スル旨ヲ申請スルコトヲ得、或ハ英語ヲ廢止シ

蒙回藏語ノ一種或ハ別ノ一種ノ第二外國語ヲ以テ之ニ代ルベシ。

初中ノ正式課程標準ト臨時課程標準トヲ比較シテ顯著ナル改變スベキ事項ハ左ノ如シ。

- 1 各科ノ教授分量ハ學分單位制ヲ取消シ時數單位制ニ改ム蓋シ中學ハ固定ノ修業年限有リテ前掲ノ各科ノ學分ヲ修了シタルヲ以テ卒業トナスニ非ズ、故ニ學分制ノ計算方式ヲ取ラズシテ時間數計算ニ依リテ各科ノ教授時數ノ先後或ハ多寡ニ由リ齊シク分配スルコトヲ得、因ツテ各學期毎週ノ各科教授時數表ヲ制定ス、又初中學生ノ毎日ノ學習總時數ハ八時間ヲ越エザルベシ。即チ一週六日計四十八時間トシ三五・六時間ノ正課ヲ除キタル外ノ餘十二・三時間ハ自習時間トナス、各科ノ教授上特ニ此ニ注意シ必ズ教材ヲシテ適當ナル配當ヲナサシメ學生ニ教材ハ分量過重自習ハ時間不足ノ感ヲ懷カシメザル様ニナスベシ。
- 2 黨義科ヲ改メテ公民科トス、三民主義ハ單ニ黨義一科内ニ教授スルニ非ズシテ各科ノ教授ハ均シク之ニ注意スベシ、特ニ國文歴史地理等ニ於テハ三民主義ヲ徹底スベク該科以外ノ課程標準ニモ注意ヲ要ス、因ツテ黨義科ヲ公民科トナセリ、其内容ハ黨義ヲ除キタル外道德政治法律經濟等ノ教材ヲ増加シテ以テ公民訓練ヲ完成ス。
- 3 英語ヲ第三學年ノ必修課程ト確定シ選擇辦法ヲ廢止セリ、初中ノ卒業生方更ニ上ノ學校ニ入學ヲ希望スル時ハ繼

續シテ英語ヲ學習スルニ非ザレバ不可デアリ、又就職スレバ僅々二年ノ英語ニテハ以テ應用ニ資スルニ足ラズ、故ニ三年トス。

4 自然科ノ教授ハ分科制度ヲトレリ、混合制ノ自然科教授ハ教材及教師資格ノ兩方面ニ均シク重大ナル困難ヲ感ジ且ツ其ノ效果ハ甚ダ少シ。正式課程標準ハ分科制ヲ採リテ別ニ植物、動物、化學、物理ノ四科目ヲ標準トシテ編成ス。但シ教授時間表ハ此ノ四科名稱ノ上ニ一自然科ノ名稱ヲ置キ此ノ分科制ヲ明カニ説明シ別ニ混合制ヲ含ムコトヲ隱示シ實驗教育ノ爲ニ餘地ヲ留ム。

5 工藝科ヲ勞作科ニ改正ス。教授時間數ヲ増加シ選修職業科目ヲ取消ス。勞作科ヲ分チテ工藝、農業、家事ノ三種トス。工藝科ハ臨時課程標準ノ工業科ニ當リ特ニ工業科ノ教材ハ衣食住行ヲ以テ知識方面ノ大綱トナシ技能方面ハ編細工、土工、木工、金工ノ四項ニ分チ稍々複雑ナリ。工藝科ノ教材ハ第一學年ニ籐竹工或ハ編細工及ビ土工ヲ課シ、第二學年ニ金工、第三學年ニ木工ヲ比較的ニ多ク課スベシ。農業及ビ家事ノ二科目ハ各學校ノ環境及ビ設備ノ狀況ヲ斟酌シテ設クルコトトス。家事科ハ女生徒ニ設置シ選修職業科目ヲ取消シタル後各學校ニ於テ必要ヲ認ムル際出願シテ特ニ設クルコトアリ。但シ常ニ設置セズ又課目中ニ編入セズ。

修正セシ初級中學校教科目及教授時間ヲ改正セシ表左ノ如シ。

初級中學校教科目及ビ各學期每週各科教授時間數 (第一表)

學 年	時 間	科 目	民	公	體 育	國 語	英 語	數 學	自 然 (分科制)	地 理	勞 作	圖 畫	音 樂	每 週 授 課 時 數
			及 軍	育 子	文	學	理 生	生 衛	植 物	動 物	物 理	學 化	史	理

第三學年	第二學年		第一學年	
	2	1	2	1
四	四	四	四	四
六	六	六	五	五
四	四	四	四	四
五	五	五	四	四
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三

右表ハ原初中第一表ニ就キ修正セシモノニシテ原第二表ハ採用者甚少ニヨリ尙ホ未ダ修正サレズ、表内體育及童子軍ノ四時間ハ各々二時間トシ童子軍ハ別ニ課外訓練一時間ヲ合シ三時間トス。

修正課程標準ハ正式課程標準トシテ之ヲ修正改良ス、比較的重要な點ハ次ノ如シ。

1 教授時間ヲ減少ス。近年來中學生ノ學習負擔過重ナル事ハ教師モ學生モ學校ノ内外ニ於テモ一同之ヲ感覺シ居ル。此ノ原因ハ比較的ニ複雑ニシテ若干、學校規定ノ教授時間ノ外ニ別ニ科目及ビ時數ヲ増加シ教材分配ノ不當、設備ノ缺陷、教授ノ不良等種々ノ情況アリ。但シ是等ノ各種變態ヲ除外シテ論ズレバ原定ノ每週教授三十五、六時間、平均毎日六時間ノ授業ヲナシ二時間ノ自習ヲ補シテモ學習困難ニシテ時間ノ不足ヲ感ズ。故ニ修正標準ハ酌量シテ各學期每週三十一時間トシ毎日平均約五時間ニシテ前ニ比較シテ一時間ヲ減少ス。之ヲ換言スレバ授業ニ於テハ前ヨリ一時間ヲ減少シ自習時間ハ前ヨリ一時間ヲ増加ス。ソレノミナラズ毎日二時間ヲ減少スレバ學習ニ裨益スルコト尠カラズ。

各科ノ減少時間數ハ——公民ハ第一・二學年ニ原ハ每週二時間ヲ現在ハ減ジテ一時間トシ第三學年ハ舊ノ如ク每週

- 一 時間體育及ビ童子軍ハ各學年毎週四時間、課外ノ二時間ヲ減ジテ一時間ニシテ正課ノ四時間ハ半分トナス。
 國文ハ原ハ毎週六時間ヲ第一學年ハ五時間トシ第二・三學年ハ舊ノ如シ。
 英語ハ原毎週五時間ヲ四時間ニ減ズ。
 生理衛生ハ原ノ衛生ニシテ各學年一時間ナリシヲ改メテ第一學年毎週一時間トシ第二・三學年ハ減去ス。
 物理ハ原第三學年ノ上期四時間、下期三時間ヲ第二學年ニ毎週三時間ニ改ム。
 化學ハ原第二學年、第一學期毎週四時間、第二學期毎週三時間ヲ現在ハ第三學年毎週三時間ニ改ム。
 勞作時間ハ第一・二學年ハ舊ノ通り第三學年ハ原ノ四時間ヲ二時間ニ減ズ。
 圖畫ハ第一・二學年ハ原ノ二時間ヲ一時間ニ減ジ第三學年ハ舊ノ通り。
 音樂ハ第一學年ノ二時間ヲ一時間ニ減ジ第二・三學年ハ舊ノ通りナリ。
- 2 勞作課程ヲ修改ス。正式課程標準ハ男生ノ勞作ヲ工藝農業ノ二種ニ分チ各校ハ任意一種ヲ設ケ農業ヲ習フ者ハ工藝ヲ學ブ機會ナシ、勞作教育ノ目的ハ未ダ能ク徹底セズ。
- 修正課程標準ハ男生ニ勞作ノ一科ノミヲ設ク、其ノ内容ハ第一學年ニ木工、第二學年ニ金工、第三學年ハ金木工、竹工、土工及農藝養畜ノ四組ニ分チ各校ニ於テ地方ノ情況ニ鑑ミ唯一科ヲ設ク、二科以上設クル時ハ學生ニ一科ヲ選修セシメ女生ノ勞作ニハ家事ノ一種ヲ設ク。
- 3 職業科目ノ地位ト時間數ヲ確定ス。正式課程標準ハ需要ニ應ジテ職業科ヲ特設スルヲ許ス。但シ設立時期及ビ時間數ハ初メニ規定ナシ。修正標準規定ハ第三學年ニ於テ地方ノ情形ヲ視テ職業科目四時間ヲ置キ勞作圖畫音樂ノ四時間ヲ減少シテ以テ補充セシム。
- 4 自習時間數ノ規定ヲ取消ス。自習時間數ノ規定ハ教授上教材ノ分量ヲ或ル標準ニテ分配スレバ學習ノ負擔過重ヲ

免ルガ事實上ソノ規定ヲ確定シ難キニ至ル。修正標準ハ已ニ教授時數ヲ減少シ復ク各科ノ標準内容ヲ修正セルガ故ニ自習時間數ノ規定ヲ再加スル必要ナシ。

高中課程標準變更ノ概況

臨時課程標準時期ノ高級中學教授科目及ビ時間數ハ下表ノ如シ。(時ニ普通科課程標準ト稱シ以テ師範科及ビ商科ノ課程標準ト別ニス)

科目	學分	附註	科目	學分
黨義	一二	公布ノ時ハ六學分後改メテ十二學分トナス	物理	八
國文	二四		化學	八
外國語	二六	第一・二兩學期ハ五學分、以下各學期四學分	生物學	八
數學	一九		軍事訓練	六
本國歷史	六	近代ニ重キヲ置ク	體育	九
外國歷史	六	近代ニ重キヲ置ク	選修科目	一八
本國地理	三		總計	一五六
外國地理	三			

軍事訓練・體育及ビ理化生物等ノ各科ノ實驗ニ於テハ課外準備自修ノ必要ナシ、若シ自修時間ノ準備比較的少キモノ

ハ分量ニ應ジテ適當ニ減少スベシ。黨義科目標準ハ中央黨部規定ノ頒行後ヲ俟ツベシ。故ニ臨時課程標準内ヨリ缺ク。外國語ノ二科ハ暫時英語ノ一種ト定ム。選修科目ハ唯學分數ノミヲ規定シ何種ノ科目及ビ如何ニ各學期ニ配當スルカニツキテモ亦均シク省略ス。

此ノ項ノ臨時標準ノ主旨ハ高級中學ヲ一元化ニ確定スルニ在リテ文理ノ兩組ニ分タズ。民國十一年ノ新學制ヲ施行シテ以來各地高級中學ノ普通科ハ競ツテ文理分組方法ヲ採用スルモ執レモ基本訓練ヲ粗略ニシ濫リニ選定科目ヲ設ケ往々文科ヲ重ンジ理科ヲ輕ンズル憾アルタメ遂ニ高級中學卒業生ノ基本學識ノ不足ヲ來サシメ理科ノ成績ハ最モ低劣ナル異狀ヲ示ス。上級學校ニ進ムトキモ多クハ文法兩科ニ趨リ教育上ノ重大ナル問題トナレリ。故ニ此ノ項ノ臨時標準モ斷然分組方法ヲ廢止シ、基本訓練ニ注意シ青年ノ分化ノ早過ギル傾向及ビ文ヲ重ンジ理科ヲ輕ンズル弊ニ陥ルヲ避ケタリ。正式課程標準高級中學ノ各學期每週ノ各科教授時間數表ハ次ノ如シ。

高級中學各學期每週各科教授及自習時數 (第二表 甲)

學年	學期	科目														每週教授時數	每週自習時數			
		公民	體育	衛生	軍事訓練	國文	英語	數學	生物	化學	物理	本國史	外國史	本國地理	外國地理			論	圖畫	音樂
第一學年	1	3	3	3	3	5	5	4	1	3	1	3	1	3	1	1	1	1	3	3
	2	3	3	3	3	5	5	4	1	3	1	3	1	3	1	1	1	1	3	3
第二學年	1	3	3	3	3	6	6	4	1	3	1	3	1	3	1	1	1	1	3	3
	2	3	3	3	3	6	6	4	1	3	1	3	1	3	1	1	1	1	3	3

高級中學モ亦初級中學ト同ジク特種地域ノ高級中學ハ蒙回藏語ヲ學習スベシ、或ハ初中ト合設ノ中學ノ高級中學部ハ

學年	第一學年		第二學年		第三學年		學期	學數	科目	時
	1	2	1	2	1	2				
公民	二	二	二	二	二	二				
體育	二	二	二	二	二	二				
衛生	一	一	一	一	一	一				
軍事訓練	三	三	三	三	三	三				
國文	五	五	五	五	五	五				
英語	五	五	五	五	五	五				
數學	四	四	三	三	四	四				
生物	五	五	一	一	一	一				
化學	一	一	一	一	一	一				
物理	一	一	一	一	一	一				
本國史	四	四	二	二	二	二				
外國史	一	一	一	一	一	一				
本國地理	三	三	二	二	二	二				
外國地理	一	一	一	一	一	一				
論理	一	一	一	一	一	一				
圖畫	一	一	一	一	一	一				
音樂	一	一	一	一	一	一				
每週教授數	三	三	三	三	三	三				
每週總時數	三	三	三	三	三	三				
每週運動及校外運在時數	三	三	三	三	三	三				

高級中學各學期每週各科教授及ビ自習時間數 (第一表乙)

高中學生ノ毎日ノ學習總時間ハ規定十時間トナン每週計六十時間ニシテ授業時間ヲ除ク外他ハ自習時間トス。
 朝會體操及課外運動時間ハコノ内ニ包括ス。右第一表(甲)ハ第一學年ニ特種訓練ヲ施行スル者ニ用ヒ二十三年八月ニ頒布セシ第一表ニ就キ修正シ頒行セルモノナリ。原表(乙)ト稱スルハ第一學年ニ特種訓練ヲ施行セザルモノ竝ニ教育部ノ認定ヲ經タル高級中學ノ爲ニ用ヒントスルモノハ下表ノ如シ。

學年	第一學年		第二學年		第三學年	
	1	2	1	2	1	2
公民	二	二	二	二	二	二
體育	二	二	二	二	二	二
衛生	一	一	一	一	一	一
軍事訓練	三	三	三	三	三	三
國文	五	五	五	五	五	五
英語	五	五	五	五	五	五
數學	四	四	三	三	四	四
生物	一	一	一	一	一	一
化學	一	一	一	一	一	一
物理	一	一	一	一	一	一
本國史	三	三	二	二	二	二
外國史	一	一	一	一	一	一
本國地理	二	二	二	二	二	二
外國地理	一	一	一	一	一	一
論理	一	一	一	一	一	一
圖畫	一	一	一	一	一	一
音樂	一	一	一	一	一	一
每週教授數	三	三	三	三	三	三
每週總時數	三	三	三	三	三	三
每週運動及校外運在時數	三	三	三	三	三	三

乙		表				甲		年 期	學 數 目	時 科
第二學年	第一學年	第三學年	第二學年	第一學年	第二學年	第一學年				
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	公民
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	體育
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	軍事訓練
五	五	五	五	六	六	六	五	五	五	國文
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	英語
										或語或語
五	五	五	五	六	六	六	五	五	五	蒙第二
三	三	四	四	四	四	四	四	四	四	數學
一	一	五	五	一	一	一	一	六	五	生物
六	七	一	一	一	一	六	七	一	一	化學
一	一	一	一	六	六	一	一	一	一	物理
一	二	二	四	一	一	一	二	二	四	本國史
三	一	一	一	二	二	二	一	一	一	外國史
一	二	二	二	一	一	一	二	二	二	本國地理
三	一	一	一	二	二	二	一	一	一	外國地理
二	二									每週授教數
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	總時數
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	每週外運
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	及校在
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	自習總數

ロシア語、ドイツ語、フランス語、日本語ヲ第二外國語トシテ學習スベシ。
 其ノ課程ハ自ラ變更スベク爰ニ第二表ヲ訂正シ規定ス。
 但シ 甲表ハ第一學年ニ特種訓練ヲ施行スル者ニ用ヒ特種訓練ヲ施行セザル者竝ニ教育部認定ノ高級中學ハ乙表ヲ參照シテ處理スベシ。

表

第三學年	
1	2
三	三
三	一
五	五
五	五
五	四
二	一
一	一
六	六
一	三
三	三
三	三
元	三

特別事情アル時ハ英語ノ一乃至二時間ヲ酌減シ或ハ廢止シテ別ニ第二外國語ノ一種ヲ以テ之ニ替ヘル。

高級中學正式課程標準修正臨時課程標準ノ重要各點ハ

1 各科ノ教授分量ハ學分計算制ヲ取消シ時數計算制ニ改ム其ノ理由ハ初級中學ト相同ジ即チ高級中學ニ一定ノ修業年限有リ學科ノ先後ニ序有リ任意ニ伸縮スベキニ非ズ。

各科分量ハ時數計算ニ依ルコト比較的簡單明瞭ナリ。

2 黨義科ヲ改メテ公民科ト爲ス。其ノ理由ハ初中ト同ジ。公民科ノ内容ハ政治經濟等ノ部分ヲ除キテハ外ハ比較的充實シ且ツ社會及倫理思想等ノ教材ヲ增加ス。

3 選修科目ヲ取消シ語學、數學、歴史、地理等ノ分量ヲ加重ス。高級中學ハ上級學校ニ進學スルヲ以テ主旨ト爲シ且ツ良好ナル基礎ヲ培植スルニ重キヲオクガ故ニ語學、科學及ヒ史地等ノ科目ハ均シク適當ナル分量ヲ有スベシ。臨時課程標準ハ一時ノ文ヲ重ンジ理ヲ輕ンズル弊ヲ矯正スルニ因リ物理化學、生物ノ三科ハ已ニ豫メ適當ナル重要ヲ注ゲルヲ以テ語學等ノ科目ノ分量ニ於テハ不足ニヤト懸念サル。正式課程標準ハ國文、英語、數學、史地等ノ學程ニ重點ヲ加フルニ因リ以テ文理兩類ノ基本知能ノ均等ナル發達ヲ求ム。是ニ於テ選修科目ハ既ニ設置ノ必要ナク亦ソノ餘時ヲ配當スル必要ナシ。蒙回藏語及ヒ第二外國語ノ需要ヲ適應スルニ因リテ第二表ヲ制定スルコトハ亦初級中學ニ於ケルト同ジ。又第一學年ノ特種訓練ヲ施行スルト否トハ第一ニ兩表ニ均シク甲乙兩式ノ規定アリ。修正高級中學課程標準ノ教授科目及ビ各學期ノ時數ハ下表ノ如シ。

高級中學教授科目及び各學期每週各科教授時間數 (第一表 甲)

學年	學期	第一學年		第二學年		第三學年		科目
		1	2	1	2	1	2	
		3	3	3	3	3	3	公民
		3	3	3	3	3	3	軍事
		5	5	5	5	5	5	國文
		5	5	5	5	5	5	論理
		5	5	5	5	5	5	英語
		4	4	4	4	4	4	算學
		4	4	4	4	4	4	生物
		4	4	4	4	4	4	化學
		3	3	3	3	3	3	物理
		3	3	3	3	3	3	本國史
		3	3	3	3	3	3	外國史
		3	3	3	3	3	3	本國地理
		3	3	3	3	3	3	外國地理
		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	圖畫
		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	音樂
		3	3	3	3	3	3	總時數

右表ハ原ノ第一表(甲)ニ就キ修正セルモノ、其ノ(乙)及び第二表ノ(甲)(乙)ハ採用者少キクメ未修正ノママナリ。

修正高級中學課程標準ノ改變ノ重要ナル各點ハ

1. 教授時間數ヲ減少セシコト。高級中學ノ教授時數ハ過多ニシテ學生ニ負擔過重ヲ感ゼシムルコト少カラズ。且ツ自動研究時間ニ缺乏スルコトハ重大ナル缺陷トナス。修正課程標準ハ每週ノ教授時間數ヲ酌減ス。ソノ減少數ハ

學年	學期	減少數	現在時間數
第一學年	1	6	30
	2	4	30

第二學年		第三學年	
2	1	2	1
		一	一
		二九	三〇
		四	五
		三〇	三〇

自習時間數ハ亦規定ノ必要ナク故ニ之ヲ取消ス。

2 第二學年ヨリハ數學ニ分組方法ヲ規定ス。近々數年來中學ハ數學理科ヲ重要視セル結果學生ハ已ニ此ノ方面ニ努力ヲ注グ。惟フニ多數ノ高級中學々生ハ數學ハ煩瑣ナルモノト感じ且理工科ノ上級入學ヲ望ム者ニ非ザレバ其ノ數學程度ハ尙低減サレアリ。修正課程標準ハ高級中學第二學年ヨリ數學ヲ甲乙二組ニ爲スコトニ決定ス。

甲組ノ第二・三兩學年ハ每週六時間ニシテ前三學期ハ原ニ較ブレバ每週二時間ヲ増シ、最後ノ一學期ハ四時間ヲ増ス。

但シ課程内容ハ舊標準ト相等シク學生ハ比較的多クノ時間ヲ有シ以テ融化熟練スルコトヲ得。

乙組ノ第二・三兩學年ハ每週三時間。前三學期ハ原ニ較ベ毎週一時間ヲ減ジ最後ノ一學期ハ原ニ較ベ一時間ヲ増加ス。而シテ其ノ課程内容ハ甲組ニ較ベ減低シ亦原ノ標準ニ較ベ低減シ學生ニ數學ノ困難ヲ減少セシム。乙組方甲組ニ比較シテ數學ノ少キ時間ハ同時間ノ國文(第二學年第一學期三時間)論理(第二學年第二學期三時間)英語(第三學年三時間)共ニ十二時間ヲ補足ス。

3 職業科目ヲ規定ス。高級中學ハ上級入學ヲ主旨ト爲セドモ事實上入學不能者ハ恆ニ有リ。是等學生ヲ救済スル見地ヨリシテ第三學年ヨリ酌量シテ商業、會計、簿記、統計、應用、文書、タイプライター、農藝、園藝、合作社等

ノ簡易職業科目ヲ設ケテ第二年ニ甲乙組ノ科目ヲ選修スル學生ハ第三年ニ各該組ノ増習科目ヲ免ジコノ職業科目中
ノ一種或ハ二種ヲ選習スルコトヲ規定ス。

4 女生ニ家事科目ヲ設置ス。各校ハ事情ヲ酌量シ女生ニ家事科目ヲ設置シ乙組科目ヲ選習スル女生ハ第二學年或ハ
第三學年ノ乙組増習科目ヲ免ジテ同時間數ノ家事科目ヲ選習セシム。甲組數學科ヲ選習スル學生ハ中途ニ於テ家事
科目ヲ改習スルコトヲ得ズ。

5 圖畫音樂ノ二科ハ一科ヲ選習スル事ヲ得。教授時數總計ヲ減少シ、圖畫、音樂ノ二科ハ酌量シ減少セザルヲ得ズ。
規定ハ每週半時間ニシテ毎二週ニ輪番一回毎回一時間ヲ教授ス。青年ノ藝術ニ對スル個性趨向ヲ顧ミ此ノ二科ノ時
間ハ其ノ中ノ任意ノ一科ヲ選習スルコトヲ得ト規定ス。

課程標準ト密接ナル關聯ヲ缺グモノハ標準ヲ設備スベシ。高級初級中學正式ノ課程標準ヲ頒布シタル後ハ即チ部中ノ
理科設備標準ノ編訂ニ着手ス。専門家ニ委託シテ分科ノ編訂ヲナシ、二十三年四月ニ公布シタル初級高級中學ノ物理及
ビ化學設備標準ト七月公布ノ初級中學植物及ビ動物、竝ニ高級中學ノ生物學設備標準ハ即チ各地ノ高級初級中學モ之ニ
遵照セシム。

現課程標準ハ修正シタルト雖モ理科ノ各標準ハ左程變更ナキガ故ニ各該科ノ設備標準ハ之ニヨツテ適用スベシ。各々
設備標準ヲ頒布シタル後ハ部中ノ二十四年度ヨリ同中央研究院物理研究所ト合謀リ中華文化教育基金委員會及ビ管理中
英庚款董事會等ノ各機關ニ經費ヲ捻出セシメ物理研究所ニ理化學ノ機器ノ製造ヲ委託シ廉價ニテ各校ニ配給セシメ以テ
過去ノ設備ノ至ラザル弊ヲ補ハントス。又初中ノ勞作科ニ對シテハ充分ニ力ヲ注ギタルト雖モ實際ソノ效果尠シ。其ノ
原因ハ教師ノ素質ト適當ナル設備ノ缺グルニ他ナラス。師資問題ノ補救ヲ除キタル以外ハ部中ノ會テ各専門家ニ委託シ
テ規訂シタル初中勞作科ノ設備標準ハ二十五年六月ニ頒布ス。

理科及初級中學勞作科設備ヲ除キタル以外ノ史地科等ノ設備標準ノ編定ハ次ノ如シ。各科課程標準ハ已ニ三回ノ修正ヲ經タルニ由リ以テ大體ノ大型ハ一定セリ。只若干ノ科目ノ教材大綱ヲ規定シタルト雖モ不統一ヲ免レズ。須ク題材及ビ範圍ヲ至急ニ規定シ庶クバ教材ノ質ト量トノ適當ナルヲ規定シ以テ難易、不適繁簡失宜ノ弊ニ陥ラザラシメントス。

體育科一科ハ已ニ二十三年九月ニ初級中學男生教授細目ノ一・二兩冊ヲ、十月ニ第三冊ヲ頒布シ二十五年三月ニ初級中學女生教授細目三冊ト高級中學男生教授細目六冊ヲ頒布セリ。

其ノ他ノ各科教授細目ノ編定ハ均シク次ニ編定セントス。

圖	勞	地	歷	(制科分) 然 自					數	英	國	體 育 及 童 子 軍	公 民	科 日 時 數	學 期	
				物	化	動	植	生 理 衛 生							第一學期	第二學期
畫	作	理	史	理	學	物	物	生	學	語	文	軍	民	一	第一學期	第一學年
一	二	三	三	一	一	二	二	一	四	四	五	四	一	一	第二學期	第二學年
一	二	二	二	一	一	二	二	一	四	四	五	四	一	一	第一學期	第二學年
一	二	二	二	三	一	一	一	一	五	四	六	四	一	一	第二學期	第二學年
一	二	二	二	三	一	一	一	一	五	四	六	四	一	一	第一學期	第三學年
一	二	二	二	一	三	一	一	一	五	四	六	四	一	一	第二學期	第三學年

初級中學教授科目及七各學期各科教授時間數表 (民國二十五年二月十八日修正公布)

二五

◎初級中學公民課程標準

說明

- (一) 體育及び童子軍ハ四時間ノ中各々二時間、童子軍ハ別ニ課外訓練ヲ一時間。
- (二) 第三學年ハ地方情勢ニヨリ勞作、圖畫、音樂ノ四時間ヲ削リ職業課目ヲ加フル事ヲ得。

音	樂
三二	一
三二	一
三二	一
三二	一
三二	一
三二	一
三二	一

二六

第一目 標

- (一) 學生ヲシテ實際生活ヨリ社會自己ノ關係ヲ體驗セシメ自己合社會ノ善良品性ヲ養成セシムベシ。
- (二) 學生ヲシテ三民主義ノ要旨及び地方自治ノ基本知識ヲ明瞭ニシ健全ナル公民資格ヲ培養セシムベシ。
- (三) 學生ヲシテ我國固有道德ノ意義及び新生活運動ノ規律ノ實踐ヲ了解セシメ民族復興ノ道德的基礎ヲ確定セシムベシ。

第二時間配當

每學期每週一時間、三學年共通。

第三教材大綱

- (1) 第一學年第一・二學期

(一)

公民ノ意義
1 社會自己ノ關係(家族ヨリ國族ニ至ル)

2 國民ト公民

3 公民道德ト新生活運動

(二)

學校生活ト公民道德ノ培養

1 課内外各種ノ活動

2 童子軍ノ訓練

3 學生ノ自治組織(附述 民權初歩ノ大意)

4 學校生活ト新生活

(三)

家庭生活

1 家庭ノ組織ト家庭道德

2 親屬關係ノ要義

3 家庭經濟ト財産

4 家庭生活ト新生活

(四)

社會生活

1 共同生活ト社會道德

2 社會服務及ビ勞働服務

3 社會秩序ト違警法刑法ノ要義

4 社會財富ト民生主義

(2) 第二學年第一・二學期

(五) 公民ト國家

1 民族ト國家

2 中華民族ト中華民國

3 我國ノ獨立自由ト不平等條約

4 國民經濟建設ト國際貿易

(六) 公民ト政治

1 公民ノ權利ト義務

2 中國國民黨ノ黨德ト史略

3 中央政府及ビ地方政府

4 國民大會

5 國家財政

(5) 第三學年第一・二學期

(七) 地方自治

1 公民ト地方自治

2 地方自治ノ組織

(イ) 縣市以下ノ自治組織

第四 實施方法概要

1 作業要項

- (一) 縣自治組織
 - (二) 市自治組織
 - (三) 地方自治ノ工作
 - (イ) 戸口ノ清查
 - (ロ) 土地ノ測量及ビ地價ノ規定
 - (ハ) 荒地ノ開墾拓殖
 - (ニ) 公共衛生
 - (ホ) 各種合作事業ノ施行
 - (ヘ) 地方勞働服役ノ組織ト訓練
 - (ニ) 機關ノ設立
 - (ホ) 道路ノ修築
 - (ヘ) 教育ノ普及
 - (ト) 保甲ト警衛
 - (チ) 各種救濟事業ノ創設
 - (四) 地方財政
 - (イ) 農村繁榮ト公共ノ幸福
- 【附註】教科書ヲ編輯スル時ハ具體的實際問題ト關係ノ有ル教材ヲ多ク採用シカメテ空漠タル議論ヲ避クベシ
- (一) 學校訓育ト管理ハ公民ト密切ナル聯絡ヲ保チテ教フベシ 學生ノ自治團體ハ公民生活ノ良好ナル組織ヲ實踐スルモノトシテ其ノ進行ヲ指導スベシ
- (二) 可能ナル範圍内ニ於テ學生ヲシテ社會調査及ビ經濟調査等ノ如キ實際公民活動ニ參加セシムベシ

- (三) 學生ノ組織能力ト治事方法ヲ培養シ學生集會ノ時ニ民權初步ヲ充分ニ應用セシムベシ
- (四) 學校ハ學生家庭ト切實ニ聯絡シ以テ學校教育ト家庭教育合作ノ效ヲ收ムベシ
- (五) 公民科ノ有スル特殊教材(例 社會服務ノ如キ特殊訓練)ヲ斟酌シテ授クベシ

(2) 教法要點

- (一) 青年ノ思想ヲ正確ニスル立場ヨリ教材ノ内容ハ既定ノ理論ヲ取り敘述式及ビ説明式ノ編訂ヲ爲シ其ノ偏激性アル材料ハ之ヲ略スベシ
- (二) 學校ノ環境ハ普通及ビ特殊訓練ニ對シテ適當ナル布置ト設備アルベシハ學生ヲシテ觀感接觸ノ際能ク良好ナル公民訓練ヲ獲得セシムベシ
- (三) 公民訓練ハ應ニ積極的誘導ヲ採用スベク已ヲ得ザルニ非ズンバ驕カニ消極的制裁ヲ施スベカラズ
- (四) 團體生活中ニ施行スル公民訓練ヲ除イテハ宜シク學生ノ個性ヲ考察シテ適當ナル個別訓練ヲ施シテ以テ其ノ人格修養ニ資スベシ
- (五) 教材ノ配當ハ指示セル教學事項ニ依據シ各日ノ内容ノ繁簡ハ每學期ノ教授總時數ヲ酌量シテ平均配當シ教授不完了ノ弊ニ陥ルコトナカラシムベシ
- (六) 教材ヲ教授スル時ハ實際的社會調査ノ材料ト事實ヲ重視スベシ

◎初級中學體育課程標準

第一 目 標

- (一) 體格ヲ鍛練シ身心ノ發育ヲ健全ナラシメ生活上必須ナル運動技能ヲ養成スベシ

第二 時間 配當

- (一) 團體運動ヲ重視シ以テ服従、耐勞、自治、忠勇、合作、守紀律及ビ其ノ他公民道德ヲ培養スベシ、
- (二) 肢體反應ノ靈敏ヲ増進シ優美正確ナル姿勢及ビ運動ヲ以テ娛樂ト爲スノ習慣ヲ養成スベシ。
- (三) 正課ハ每學期毎週二時間、三學年共通、
- (四) 朝會體操或ハ休憩時間ノ體操及ビ課外運動ハ正課時間外ニ舉行ス

第三 教材 大綱

- (1) 第一學年
 - (一) 體操
 - (二) 機巧(機敏)運動、
 - (三) 活潑ナ器械運動(冬季之ヲ用フ)
 - (四) 器械運動、
 - (五) 陸上競技(女生ハ酌減)
 - (六) 球類運動、
 - (七) 天然活動(水泳、スケート、登山、騎馬、ボート及其他ヲ含ム)課外時間ニ之ヲ採用。
 - (八) 國術
 - (九) 舞踏(男生ハ酌減)

- (十) 遊戯
- (九) 改正體操(體格ニ缺點ノ有ル學生之ヲ選修)
- (八) 緩和運動(激烈ナル運動ヲナセル者之ヲ選修)

2 第二學年

第一學年ニ同ジ。(但シ四ノ器械運動ヲ除ク)

3 第三學年

- (一) 體操
- (二) 機巧(機敏)運動
- (三) 團體混合器械運動
- (四) 陸上競技(女生ハ酌減)
- (五) 球類運動
- (六) 天然活動(水泳、スケート、登山、騎馬、ボート及其ノ他ヲ含ム)課外時間ニ之ヲ採用
- (七) 國術
- (八) 舞蹈(男生ハ酌減)
- (九) 改正體操(體格ニ缺點ノ有ル學生之ヲ選修)
- (十) 緩和運動(激烈ナル運動ヲナセル者之ヲ選修)

【附註】 天氣ノ關係ニ因リテ室外ニ於テ教授出來ザル時ハ室内ニ於テ體育常識及ビ運動規則等ノ講演ヲナスベシ

第四 實施方法概要

- (1) 作業要項
- (一) 正課
- (二) 朝會體操
- (三) 課外運動
- (四) 各種課外活動ノ組織
- 1 校内競技
- 2 校外競技
- 3 遠足旅行
- 4 各種設計及ビ表演
- (2) 教法要點
- (一) 普通教學法ノ全部學習法ト分析學習法及ビ教育心理學ノ準備律、練習律、效果律ヲ共ニ應用スベシ
- (二) 正課、朝會體操ト課外運動ノ三者ハ五ニ相聯絡シ重複ヲ避ケ以テ學生ヲシテ厭カンメザルコト
- (1) 正課内ノ各項運動ハ基本ノ訓練ト方法規則ノ教授ニ重キヲオキ教師ノ工作ハ比較的輕シ
- (2) 課外運動ハ學生ノ實際練習ニ重キヲオキ、教師ハ僅カニ管理ノ責ヲ負フ
- (3) 朝會運動或ハ休憩時間ノ運動ハ身體ノ緩和運動ニ注意シ、其ノ作用ハ生活ノ調劑ニ在リ、以テ自然動作ヲ主ト爲ス
- (三) 團體競技ノ方法ヲ多ク採用シ、運動ノ普遍ニ重キヲオキ力メテ少數選手ノ競技制ヲ避クベシ
- (四) 每學期少クトモ技能測定ヲ一回行ヒ、學期ノ開始時ニアラカジメ測定方法ヲ布告シ以テ學生平時ノ練習努力ヲ鼓吹スベシ
- (五) 國術ハ刀、槍、劍、棍等ノ簡單ナル器械ノ利用竝ニ應用ヲ重視スベシ

- (六) 室内體育設備ノ無キ學校ハ積極ニ設置スルカ或ハ其ノ他相當ノ設備ヲ利用シテ特殊體育運動ヲナスベシ
- (七) 浴室ノ類ノ如キ衛生上ノ設備ハ充分ニ設置スベシ
- (八) 休祭日ヲ利用シテ慶祝會、聯合運動會等ノ如キ團體ノ體育ノ計畫ヲ爲スベシ
- (九) 其他ノ團體ト體育上ノ聯合ヲ作り以テ比較シ進歩ノ資トナスベシ
- (十) 能力分組法ヲ採用スベシ

- (十一) 體育分級ハ普通ノ智力ニ照シテ分級スル事能ハズ、各地學生ノ年齢ハ齊シカラズ、身體ノ發育程度モ亦不同ナリ、同年級ノ學生ニハ必ズシモ同類ノ教材ヲ適用スルトハ限ラズ、故ニ可能ナル範圍内ニ於テ能力分級ヲ採用スベシ、分級方法ハ學級ヲ除ク外以下ノ五種ヲ標準ト爲ス(參考附録)
- (十二) 每學年ノ始業時ニ健康検査ヲ舉行スベシ
- (十三) 體操ニハ球類運動、陸上競技、器械運動等ノ基本動作ノ分析練習ヲ採用シ各種運動ノ準備トナスベシ
- (十四) 各種ノ運動ヲ教授スル時、全部學習法ヲ應用スル能ハザル時或ハ姿勢不正確ノ時ハ基本練習ヲ用ヒ以テ其ノ各項ノ運動ノ基本方法ヲ練習セシムベシ

分級方法 參考附録

原有ノ學級分法ヲ除ク外、下列ノ五種ニ分ツ (一) 性別 (二) 身體検査ノ結果 (三) 年齢、身長體重 (四) 體力 (五) 技能今五種分級方法ヲ左ノ如ク簡單ニ説明セン

- (一) 性別、男女ハ十二三歳以後ニ至レバ發育段々ト不同ニナリ趣味モ亦異ナリ故ニ初中以上ノ體育ハ完全ニ班ヲ分ケテ教授スベシ

(二) (三)

健康検査ノ結果、健康検査ハ學校行政最重要事件ノ一ニシテ少クトモ一學生毎年一回ハ検査ヲナシ、検査ノ結果ヲ體育分級ノ參考ト爲スベシ、身體ノ發育不良ナルモノ及ビ缺陷ノ有ル學生ニハ均シク特別教授ヲ爲スベシ
 年齢、身長、體重、年齢ノ不同、發育ノ不同ナル者ニ同一ノ體育ヲ課スル時ハ教授ハ極メテ困難ナリ。年齢、身長、體重ヲ参照シテ分級セル學校甚ダ多シ、僅カニ一種ヲ用フル者アリ、二種合用ノ者アリ、或ハ三種合用ノ者アリ、而シテ三種ヲ合用スルヲ最良トナス。麥克樂ノ運動技術標準分數表ヲ應用ニ資スベシ、今一個ノ簡單ナル方法ヲ後ニ附記ス應用スル時ハ時々ニヨリ融通スル事ヲ得。表ノ如ク七級ニ分ケ初中學生ノ實際ニ得タル指數ニ照シテ二級或ハ三級ニ分ケル事ヲ得。

次頁ニ表ヲ掲グ

0783

男生年齢身長體重分級表

指数	年齢 歳 月	身長(英寸)	體重(磅)	指数	指数ノ和	級別
1	9-6以下	50以下	61以下	1	12以下	A
2	9-6至9-11	50	61-64	2		
3	10-0至10-5	51	65-67	3		
4	10-6至10-11	52-53	68-70	4	12-20	B
5	11-0至11-5	54	71-75	5		
6	11-6至11-11	55-56	76-80	6		
7	12-0至12-5	57-58	81-85	7	21-29	C
8	12-6至12-11	59	84-89	8		
9	13-0至13-5	60-61	90-94	9		
10	13-6至13-11	62	95-100	10	30-37	D
11	14-0至14-5	63	101-103	11		
12	14-6至14-11	64	107-112	12		
13	15-0至15-5	65	113-117	13	38-47	E
14	15-6至15-11	66	118-122	14		
15	16-0至16-5	„	123-127	15		
16	16-6至16-11	67	128-130	16	48-57	F
17	17-0至17-5	„	131-133	17		
18	17-6至17-11	68	134-135	18		
19	18-0至18-5	„	136-138	19	57以上	G
20	18-6至18-11	69	139-141	20		
21	19以上	69以上	141以上	21		

〔註〕一公尺 = 39.37 英寸 一公斤 = 2.2 磅

三六

例 13歳2月ノ男子 年齢指数 9
 59英寸高 身長指数 8
 95磅重 體重指数 10
 指数ノ和 27.....“C”級

女生年齢身長體重分級表

指数	年齢 歳 月	身長(英寸)	體重(磅)	指数	指数ノ和	級別
1	9歳-6月以下	50以下	61以下	1	12以下	A
2	9-6 至 9-11	50	61-64	2		
3	10-0 至 10-5	51	65-67	3		
4	10-6 至 10-11	52-53	68-70	4		
5	11-0 至 11-5	54	71-75	5		
6	11-6 至 11-11	55-56	76-80	6	12-20	B
7	12-0 至 12-5	57-58	81-85	7		
8	12-6 至 12-11	59	86-89	8	21-29	C
9	13-0 至 13-5	60-61	90-94	9		
10	13-6 至 13-11	62	95-100	10	30-37	D
11	14-0 至 14-5	”	101-105	11		
12	14-6 至 14-11	”	103-110	12	38-47	E
13	15-0 至 15-5	63	111-113	13		
14	15-6 至 15-11	”	114-115	14		
15	16-0 至 16-5	”	116-117	15	48-57	F
16	16-6 至 16-11	64	118-119	16		
17	17-0 至 17-5	”	120-121	17	57以上	G
18	17-6 至 17-11	”	121-122	18		
19	18以上	64以上	122以上	19		

[註] 一公尺 = 39 1/3 英寸 = 一公斤 = 2.2 磅

三七

例 17歳2月ノ女子
62英寸……高サ
102磅……重サ

年齢指数……17
身長指数……10
體重指数……11
指数ノ和……38……“E”級

(四)

體力、之ハ天生ノ能力ヲ指シテ言フ、此ノ項ノ能力ト體育トノ關係ハ正ニ智力ト其他ノ科學トニ於ケル同様ノ關係有リ、但シ體育界ニ在リテ現在未ダ劃一セル體能測定ノ標準ナシ、各校ノ採用セルモノハ未ダ科學的方法ニ根據シテ測定シタルモノニ有ラズ。比較的頼リ得ル標準ハ人氏ノ體育測定ナリ(參考 Brace D. K. Measuring Motor Ability, A. S. Barnes Co. New York)。應用セントスル時ハ一種研究ノ精神ヲ以テスルヲ要ス

(五)

技能、之ハ學習ヨリ得タル能力ヲ指シテ言フ、技能測定ノ方法ハ普通ト特殊ト兩種ニ分ツベシ、例ヘバ各種體育活動中ヨリ五種、六種、或ハ十種ノ自然動作(跑、走ル)、跳、擲、投ゲル)擲類ノ如シ)ヲ選出シテ普遍的技能ノ測定ヲ爲スニ用フベシ。又簡單ナル器械ヲ用キテ測定スルコトヲ得、例ヘバ體力測定等ノ如シ。特殊ノ測定ニ至リテハ各種ノ運動ニハ夫々自身ノ測定法アリ、例ヘバ籃球ニ就テハ下記幾種ノ測定法アリ。

(イ) 罰球ノ投ゲ方 (ロ) 投球、受球、バスボールノ正確 (ハ) ドリブルボールノ投球 (ニ) 自由投球 (ホ) パスノ速度。
以上五種ノ中 (イト) ロハ絶對ニ缺クベカラズ、其ノ餘リノ三種ハ出來得ベクモ全部採用スベキモ若シ審判困難ノ時ハ最少限度一種ヲ選ブベシ。次ニ三ツノ例ヲ擧ゲテ參考トナス。

★〔附註〕學級ト成績ト關係ハ自ラ密接ナル關係アリ。但シ、現在ハ一般ニ分級ノ際常ニ之ヲ忽セニスルベカラズ。此ノ種ノ組別ノ標準ヲ知ラバ亦每級ヲシテ夫レ相當ノ教授成績ヲ獲得セシムル事ヲ得。

(例一) 普通年級制度ヲ崩ス方法

第一步 性別ヲ考ヘテ各級學生ヲ男女ノ二組ニ分ツ。

第二步 一年級ノ男生及ビ女生ヲ以テ各々身體検査ノ結果ニ照シテ、特別ニ矯正ヲ要スベキ者ヲ以テ分チテ一組ト爲シ「子」組トス。然ル後體力、或ハ技能ノ測定ヲ按ジ二者ヲ合セ以テ學生ヲ「丑」「寅」ノ兩組ト爲ス、全級ノ百分ノ三十或ハ四十以下ニ在ル者ヲ「丑」組、其ノ餘ヲ「寅」組ト爲ス。

第三步 二・三年級ノ男生及ビ女生ハ第二步ニ照シテ分ケ、矯正ヲ要セザル學生ヲ以テ三組ニ分ツ、成績ガ最低ノ百分ノ二十五或ハ三十以下ヲ「丑」組、最高ノ百分ノ二十五或ハ三十以上ヲ「卯」組ト爲シ、其ノ餘リノ中間ヲ「寅」組ト爲ス。

第四步 第二、第三ノ兩點ヲ以テ分ケタル組ヲ合併シ、「子」ト「子」ヲ合セテ甲組「丑」ト「丑」ヲ合セテ乙組、「寅」ト「寅」ヲ合セテ丙組「卯」ヲ丁組ト爲ス、全校男女生ハ各々分チテ甲、乙、丙、丁ノ四組ニナス。

第五步 若シ學生多ク且教員一人ニ止マラザル時ハ則チ以上ノ四組ヲ再分シテ若干組ト爲ス左ノ如シ。

甲組 個人ノ状態ヲ按ジテ再分シ、缺陷相類スル者ヲ持ツテ分チテ一組トナス。

乙組、丙組 年齢身長體重ヲ按ジテ再分ス可シ。

丁組 學生ノ趣味ニ就キテ各種ノ選科ヲ選修スベシ、武術、競技、技巧運動、舞踏等ノ如ク再ビ組ヲ分ツベシ

★〔附註〕 若シ此ノ例ニ照シテ組分ケシテ課スル時ハ時間表ノ割當ニ注意スベシ、毎日午後三時以後ヲ専ラ體育時間トシ他教科ヲ

排セザルヲ最上トス。

(例二) 普通年級制度ニ依據スル方法

第一歩 各班ヲ分ケテ男女ノ兩組ト爲ス。

第二歩 各班ヲ身體検査ノ結果ニ照シテ、特別ニ矯正運動ヲ要スル者ニ分チテ一組ト爲シ、其ノ餘ヲ、年齢、身長、體重、體力或ハ技能ヲ按ジテ分ケテ若干組トス。尙各班一齊ニ教授スル時ハ、組別教授法ヲ用フベシ。各組ニ組長ヲ置キ、教員ヲ補助シテ秩序ノ維持及ビ領導ノ責ニ任ゼンム、教員ハ別ニ組長ニ對シテ指導及ビ教授ヲ加フベシ。

(例三) 以上兩例ノ調和辦法

教授時間ハ例ニ組織ニ依リ、練習時間ハ例ニ組織ニ依ル。

四〇

◎初級中學國文課程標準

第一目 標

- (一) 學生ヲシテ本國ノ言語、文字上ヨリ其ノ固有文化ヲ了解セシムベシ。
- (二) 學生ヲシテ民族ヲ代表スル人物ノ傳記及ビ其ノ作品中ニ浸ラシメ以テ民族意識ノ喚起竝ニ民族精神ヲ發揚セシムベシ。
- (三) 文體及ビ言語、敘事、說理、表情、達意ノ用語技能ヲ養成スベシ。
- (四) 一般文、言文ヲ了解スル能力ヲ養成スベシ。
- (五) 書籍ヲ閱讀スル習慣ト文藝ヲ欣賞スル趣味ヲ養成スベシ。

第二 時間 配 當

第一學年各學期每週五時間、第二・三學年各學期每週六時間其ノ分配左ノ如シ。

年 級		精 讀	略 讀	指 導	習 作	時 間 總 數
一	二					
1	2	三	三	一	一	五
1	2	三	三	一	一	五

第三 教材大綱

(一) 選材精讀ハ左ノ百分比ヲ適用スベシ。

三		二	
2	1	2	1
四	四	四	四
—	—	—	—
—	—	—	—
六	六	六	六

類別	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
(打) 被檢文	三〇%	三〇%	三〇%
(包) 描寫文	二〇%	二〇%	二〇%
說明文	一〇%	一〇%	一〇%
(打) 情誼文	一〇%	一〇%	一〇%
議論文	一〇%	一五%	一五%
小説詩歌及戲劇	一五%	一五%	一五%
應用文	五%	五%	五%
文章法則	一〇%	五%	五%

〔註〕 比ノ項ノ比例ハ情形ヲ酌量シテ伸縮ヲ加ヘル事ヲ得。

(二) 國語文ト文語文ヲ選ビ國語文ハ少ク、文語文ヲ多ク各學年ノ分量ハ約七對三、六對四、五對五ノ比例ト爲スベシ。

- シ。
- (三) 選文ノ原則ニハ各種文章體裁ノ示例ニ重キヲオキ、學生ヲシテ各種文體ノ性質ト其ノ作法及ビ一種ノ文體内ノ各種ノ不同ノ作法ヲ明瞭ニスベシ文ヲ選ブ時ハ淺キヨリ深キニ及ビ近代ヨリ遠代ニ至ラシメ、第一學年ノ選ビシ文言文ノ文字ハ尤モ語體ト接近スベク以テ語本文言ノ逐次通達ヲ期スベシ。
- (四) 文章法則ハ略讀時間内ニ於テ之ヲ教授ス (イ) 語體文法(詞性、詞位、句式) (ロ) 文章體裁(即チ表中各項體裁ノ性質、取材及ビ結構等) 其ノ原則ト (ロ) 相同ヲ包含ス。
- (五) 楷書及ビ行書ノ練習ハ課外ニ於テ之ヲ行フ、唯毎週平時以上ノ批評指導ヲナシ其ノ時間ハ規定時間内ニ於テ酌量シテ之ヲ割出スベシ。

第四 實施方法概要

(一) 教材標準

(1) 精讀部分

- イ 黨國ノ體制及ビ政策ニ應ズルコト
- ロ 民族振興ノ精神ヲ含有シ、社會現狀改進ノ意味アル者
- ハ 國民ノ其フベキ普通知識思想ヲ包ミ、而シテ時代精神ニ違背セザル者
- ニ 現實生活及ビ學生身心發育ノ程序ニ應ジ而シテ浮薄淫靡或ハ消極的、厭世ノ色彩無キ者
- ホ 敘事明晰、説理透切、描寫眞實、抒情懇摯ナル者
- ヘ 句讀簡明、音節諧適ニシテ文法上及ビ理論上ノ錯誤ナキ者
- ト 體裁風格ガ模範ト爲シ得ラレ而シテ能ク學生寫作ノ技能ヲ促進スル者

2 略讀部分

讀物ノ標準ヲ選用シ、(一)目(一)節列舉ノ各條ヲ適用スルヲ除ク外ハ併セテ其ノ範圍ヲ略舉スレバ左ノ如シ

イ 中外名人ノ傳記及ビ系統ノ有ル歴史記載

ロ 詮譯ノアル名著節本

ハ 古代語彙及ビ近代人ノ講演集

ニ 古今名人書翰

ホ 古今名人ノ遊記、日記及ビ筆記

ヘ 註釋ノアル詩歌選本

ト 古今ノ小品文及ビ小説

チ 歌劇、話劇及ビ民衆文藝ノ價值アル者

リ 學生ノ程度ニ適合セル定期刊行物

〔附註〕 文ノ材料ヲ選ブニハ左列各項ノ黨義文選ヲ加入スルコトニ注意スベシ

△ 中山先生ノ傳記及ビ遺著

△ 中國國民黨史略及ビ歴次重要宣言

△ 中國國民黨革命史實

△ 革命先烈傳記及ビ遺書

△ 黨國ノ先進言論

(二) 教法要點

1 精讀部分

イ 教員ハ選文ニ對シテハ其ノ作法要項ヲ抽繹シ學生ニ指示シ其ノ文章ノ内容體裁作法及ビ其ノ背景ヲ會得セシメ、且ツ其ノ自學ノ動機ヲ喚起スルコトニ注意スベシ

ロ 學生ヲシテ工具、書籍ヲ運用セシム、字典、普通辭典、百科辭典、人名地名辭典等ノ如シ、竝ニ其ノ使用方法ヲ指導スベシ

ハ 教員ハ講義前ニ於テ先ニ學生ヲシテ工具、書籍ノ運用、新字、難句及ビ人、地、時ニ關スル種々ノ問題ヲ考查スベシ

ニ 文ヲ選ブニ在リテハ、初見或ハ難イ單字及ビ術語ニ遇ヒタル時ハ特別ニ講解ヲ提出スベシ

ホ 教員ハ講述後ニ於テ學生ニ分析ヲ作り、綜合比較研究ヲ指導シ務メテ了解徹底セシメ、或ハ問題ヲ提出シ學生ヲシテ課外ニ於テ自ラ研究ヲ行ハシムベシ

ヘ 學生ヲ指導シ他人ノ工作ニ妨礙セザル範圍内ニ於テ國音通讀ヲ用ヒ以テ文藝ヲ欣賞スル趣味ヲ養成スベシ
ト 學生ヲシテ教員ノ指導シクル要點及ビ其ノ自習ニ由ル研究ノ所得ヲ筆記簿上ニ記録セシメ以テ參考ニ資スベシ

チ 隨時ニ成績ヲ考查ス、其ノ方法左ノ如シ

1 復講

3 測驗

5 交替報告及ビ討論

2 略讀部分

學生ヲシテ個別的趣味ト能力ニ照シテ書籍ヲ選讀セシメ、定期刊行物ヲ除ク外ハ每學期少クトモ二種ヲ要シ

2 問答

4 默寫或ハ暗誦

6 筆記檢閱

其ノ教學要點左ノ如シ

- イ 學生讀書ノ趣味ヲ喚起スル方法ヲ設ケ併セテ各種閱讀ノ方法ヲ指示スベシ。
 - ロ 學生ノ讀ム書籍中ニ就キ問題ヲ提出シ其ノ系統的の研究ヲナサシムベシ。
 - ハ 讀ミタル所ノ書籍ノ參考材料ヲ提出セシムベシ。
 - ニ 學生ヲシテ筆記簿上ノ記録ニ在ル教員指導ノ閱讀方法、問題解答及ビ自習時ニ抽出ノ要點及ビ問題ヲ以テ參考及ビ討論ニ備フベシ。
 - ホ 學生ノ閱讀速度ト了解程度ニ注意スベシ。
 - ヘ 定期或ハ臨時ニ成績考査ヲ舉行シ其ノ方法ト精讀成績ノ考査方法ハ(1)ノチノ2356ノ四項ニ同ジ。
- 3 文章法則部分
- イ 適當ナル材料ヲ採用シ豫メ學生ヲシテ自由ニ研究セシメ以テ定期ノ教室内ニ在リテノ講解討論ニ便セシムベシ。
 - ロ 舉ゲタル所ノ範例ハ須ク精讀文ト聯絡比較シ學生ヲシテ充分ナル練習ト理解ヲ獲得セシムベシ。
 - ハ 學生ノ習作中ヨリ其ノ文法上、體裁上ノ誤謬ノ實例ヲ抽出シソレヲ訂正セシムベシ。
 - ニ 語體文法ト文言文法ノ比較及ビ各種體裁ノ異同ニ注意セシムベシ。
- 4 作文練習
- イ 作文ノ方法ヲ教授スルニハ時ニ應ジ變化アルベク、且ツ記敘或ハ議論ヲ論ゼズ、均シク實質ヲ以テ對象トナシカメテ空泛玄虛ノ習氣ヲ避ク、數例ヲ左ノ如ク略舉ス。

(1) 命題

教員ニ由リ命題シ、或ハ學生ニ由リ自ラ擬シ教員之ヲ選定シ、題材ハ須ク現實生活ニ關係ノ有ルモノ、而テ記録描寫ニ偏重スルモノ竝ニ精讀文ノ文體ト切實關聯アルモノヲ取ルコト。

(2) 翻譯

文言文ヲ譯シテ語體文トナシ、或ハ古詩歌ヲ譯ジテ語體文トナス事。

(3) 整理材料、教員ヨリ零碎材料ヲ供給シ學生ヲシテ一系統有ル文體ヲ作ラシム。

(4) 變易文字ノ繁簡ヲ示スニ簡約文字ヲ以テシ學生ヲシテ原意ノ演譯ニ就カシメ、或ハ示スニ冗長文字ヲ以テシ之ヲ簡略セシム。

(5) 寫生、學生ヲ數組ニ分ケ教員ニ由リ事物ヲ提示シ實際ヲ描寫セシム。

(6) 筆記、教室ノ聽講及ビ課外讀書ノ筆記。

(7) 記録、日記、遊記、演說及ビ新聞等ノ記録ノ如シ。

(8) 文件、書札、契據、章程、廣告及ビ普通公文様式ノ習作ヲ應用セシム。

習作ハ每週一次ヲ以テ原則トシ課内ニ於テ之ヲ行フ、每次ノ練習ハ個別ニ或ハ共同ノ批評有リテ各種符號ヲ先ニ訂正シ自己修正セシム。

國語練習ハ課外ニ於テ之ヲ行フ、或ハ教員ニ由リ命題シ學生演說ヲ指定シ、或ハ學生ニ由リ自由ニ意見ノ發表、或ハ辯論會ヲ組織シ組分ケシテ辯論セシム、演說、或ハ辯論後其ノ國音上、語法上、理論上及ビ姿態上ノ錯誤ヲ批評シ以テ糾正セシム。

書法練習、課内ニ於ケル略説明ノ爲メ用筆結構等ヲ除ク外課外ノ行楷ノ練習ト臨摹ニ注意シ先ニ整潔ヲ求

0794

◎初級中學英語課程標準

メ次ニ美觀ニ及ブ、筆記ト作文簿ハ亦書法成績考査ノ資料ト爲スベシ。

第一 目 標

- (一) 學生ヲシテ實用ニ切ナル日常生活ニ淺近セル英語ヲ練習セシムベシ。
- (二) 學生ヲシテ英語ヲ進修スルノ良好ナル基礎ヲ建テシムベシ。
- (三) 學生ヲシテ英語方面ヨリ其ノ言語經驗ヲ發展セシムベシ。
- (四) 學生ヲシテ英語方面ヨリ其ノ外國文化ヲ研究スルノ趣味ヲ増サシムベシ。

第二 時 間 配 當

- (一) 毎週四時間。
 - (二) 毎週ノ時間ヲ讀本ニ幾時間、語法ニ幾時間等ト分配スル事ヲ得ズ。
- 〔註〕 語法トハ舊ノ文法ノ稱ナリ。

第三 教 材 大 綱

- (1) 第一學年
 - (一) 各種有定式ノ簡短句組
 - 大部分ハ實物、圖型或ハ動作ヲ用ヒテ意ヲ示スモノ、例ヘバ命令組 Imperative Drills 演進組 Gain Series
 - ノ類ノ如シ(耳口練習、全部音譯本 Phonetic Transcription ト全部通常拼法)ノ印刷本ト手寫本トノ閱讀、一手

寫本ハ舊式連続手寫體 Cursive Writing ト新式手寫印刷體 Manuscript Writing ヲ包括シ、抄寫ト默寫ヲ通常辨法シ手寫ハ印刷體ヲ用フルヲ原則ト爲ス。語句充墳及ビ應用。各種無定式ノ簡短句組

(二) 例ヘバ有題ノ實用會話ト故事小劇ノ類ノ如シ、一大概第二學期ヨリ逐次増加セシム、(第一項ト同ジ)。簡短ナル教室用語、(第一項ト同ジ)。

(三) 第一、二、三項教材中ヨリ分析出サレル所ノ音素及ビ其ノ綜合變化ノ要點、(耳口練習)。發音部位ノ方法ト音類區分ノ大略(了解、應用)。

(四) 第四項教材ニハ相當ノ音標ヲ與フ一國際音標ヲ用フルヲ原則トス、(認別、聽後指出、朗讀)。印刷體ト舊式手寫體ノ大小寫字母、(認別)。

(五) 新式手寫印刷體ノ大小寫字母(形態ノ認別、構造ノ了解、臨寫、獨寫)。寫字ノ姿勢及ビ紙、位置、筆ノ執リ方、運手等ノ方法、(了解、應用)。

(六) 第一、二、三項教材中必須指出ノ語法要點一詞類ト句式ノ區分及ビ變化ヲ包括スル、(了解、應用)。各種相當ノ臨時教材(特殊ノ學習動機ニ依照シテ以テ斟酌シテ用フベシ)。

(七) 外國人民ノ生活習慣等ノ事實一英語民族ニ關スルモノ、及ビ我方國民民族精神ノ培養ニ有益ナルモノ、一各項教材中ニアリテ指出便ナルモノ(了解)。

(2) 第二學年

(一) 第一學年第二項ニ同ジ(局部ノ音譯本ト局部ノ舊式手寫本ノ閱讀ヲ除ク外ハ均同ナリ)。第一項教材中ヨリ編製サレル所ノ有定式ノ簡短句組(第一項ト同ジ)。

- (三) 第一學年第三項ニ同ジ(第一項ニ同ジ)。
 - (四) 第一、二、三項教材ノ相近ク而シテ未ダ耳口練習ヲ經ザル所ノ簡短ナ篇段ノ印刷本ニシテ其中ニ新字無キモノ、或ハ新字有リテモ百分ノ二三ヲ過ギザルモノ(大意ノ闡說、口頭 *Orally* 或ハ手頭 *in Writing* ノ要點ノ摘取)。
 - (五) 字典ノ用法(了解、應用)。
 - (六) 甚ダ簡單ニシテ有定式ノ通常信簡、證書ノ類、(印刷本或ハ手寫本ノ閱讀、抄寫、臨寫、填寫)。
 - (七) 第一、二、三、四、五、六、各項教材中必須指出ノ語法要點、詞類ト句式ノ區分及ビ變化ヲ包括ス(了解應用)。
 - (八) 第一學年第十二項ニ同ジ。
 - (九) 第一學年第十二項ニ同ジ。
- (3) 第三學年
- (一) 第二學年第一項ニ同ジ(口頭或ハ手頭ノ仿(相似)作ヲ加ヘ其ノ餘ハ同ジ)。
 - (二) 第二學年第二項ト同ジ。
 - (三) 第二學年第三項。
 - (四) 短篇ノ簡易敘述語、描寫語、說明語ト議論語(第一項ニ同ジ)。
 - (五) 第一、二、三、四各項教材ノ相近ク而シテ未ダ耳口練習ヲ經ザル所ノ簡短ナ篇段ノ印刷本ニシテ其中ニ新字ガ百分ノ四、五乃至百分ノ六、七有ルモノ、(第二學年第四項ト同ジ、再ビ口頭或ハ手頭ヲ加ヘ餘意補充ノ練習トナス)。
 - (六) 簡單ニシテ有定式ノ通常信簡、證書ノ數(第二學年第六項ニ同ジ)。

- (七) 以上ノ六項ノ教材中必須指出ノ語法ノ要點ト詞類ト句式ノ區分及ビ變化ヲ包括ス(了解、應用)。
 - (八) 第一學年第十一項ニ同ジ。
 - (九) 第一學年第十二項ニ同ジ。
- 以上三學年教材内ノ字彙總數約三千字、其ノ中二千字ハ Thorndike 氏ノ "Teacher's Work Book" 中最常用ノ二千字ヲ須用シ、其ノ餘ノ一千字ハ該書中ノ第三千字ヲ必ズシモ盡ク用フルヲ要セズ。

第四 實施方法概要

(1) 作業要項

- (一) 耳聽ノ練習
 - 1 聽方意解
 - 2 聽方辨別
- (二) 話方ノ練習
 - 1 話
 - 2 發問
- (三) 讀方ノ練習
 - 3 ロニテ短句ヲ作ル
 - 2 默讀
- (四) 書方ノ練習
 - 1 字體練習
 - 2 字句默寫記憶
 - 3 指先ニテ語句ヲ書寫ス
- (五) 聽方及ビ話方ノ練習

- 2 教授法要點
- (一) 聽キ方、話方、讀方、書方ノ四科目ノ練習ハ各期ニ分ケテ開始ス。聽キ方話方ヲ以テ第一期トシ讀方ヲ第二期トナス書方ハ第三期トセリ第一期ノ終リニ於テ大概第四種工作ノ練習目的ニ達スルコトヲ得第一期ノ工作練習ハ略進歩アレバ第二期ニ進ミ分期ニナサザレバ一時ニ數多ノ困難集リテ所期ノ目的ニ達スルヲ得ズ。
 - (二) 第一學年ハ聽方及ビ話方ニ特別ニ注意ス兒童ニ外國語ノ學習ニ對シ適當ナル態度ヲ獲得セシメ竝ニ堅實ナル初步工作ヲ行ハシム第二學年ニ聽方話方、讀方、書方ノ各方面ヲ均シク發達セシム讀方ハ第三學年ヲ特別ニ重視シ一般ノ兒童ニ最モ普通適切セシムル時期ナリ。
- 2 口ノ模倣
- (六) 聽方及ビ讀方ノ練習
 - 1 音標ヲ見テ聽キ或ハ綴リ合ス
 - 2 聽キタル後音標ヲ指シ或ハ綴リ合ス
 - (七) 聽方及ビ書方ノ練習
 - 1 聽キツツ默寫ス
 - (八) 讀方及ビ話方ノ練習
 - 1 朗讀
 - (九) 讀方及ビ書方ノ練習
 - 1 字體ノ模寫
 - 2 字句書寫
 - (三) 讀方及ビ聽方話方ノ練習
 - 1 音標ヲ見テ口答模倣或ハ綴リ合ス

- (三) 一切ノ作業ハ先ツソノ方法ヲ明瞭ニ説明ス
 兒童ニ眞實ノ需要ヲ確實ニ了解セシムルト共ニ適當ノ學習動機ヲ起サシム。
 (四) 一切ノ練習ハ完全ナ語句ヨリ出發シ或ハソノ語句ヲ纏ヒ兒童ニ語言文字ヲ運用シテ短句ヲ作ラシム。
 反覆練習ニ注意シ熟讀セシム。
 (五) 既授教材ヲ充分復習シ永久ニ記憶セシム。
 (六) 兒童ニ既授教材ノ範圍内ニ自由應用ヲ獎勵シ學習セシコトヲ生活關係ト結バシム。
 (七) 團體練習及ビ個人練習ハ相互ニ行ヒ兒童ノ個性ニ適合スル様ニ普及セシム。
 (八) 國語ノ使用ヲ少ナクシ英語ヲ多ク使ハシメソノ練習機會ヲ多クナサシムルト同時ニ純粹ノ英語ヲ學バシムルヲ得。
 (九) 時々學習方法ヲ指示シ學習ノ能率ヲ増加セシム。
 (一〇) 兒童ノ工作正否ヲ時々觀察シ極力ソノ錯誤ヲ豫防シ一度之ヲ發見セバ迅速ニ徹底的矯正ヲナソソノ錯誤ヲ避ケシメソレヲ習慣ニナラシメザルヲ期ス。
 (一一) 特別ノ練習及ビ説明ハ全體ノ兒童ニ最モ普通ノ錯誤ヲ豫防矯正シ、全體經濟的ニ最大ノ困難ヲ解除セシム。
 (一二) 時々兒童ノ成績ニ注意シ豫定ノ計劃ト進行ノ秩序ヲ調整セシム。
 (一三) 常ニ兒童自己ノ進歩ヲ感覺セシメ學習ノ興味ヲ喚起シ好學ニ進マシム。
 (一四) 話方新教材ヲ練習スル前ニ先ツ聽方ヲ練習シ適當ノ豫備アレバソノ錯誤ヲ減少セシムルヲ得。
 (一五) 國語ヲ以テ新教材ノ意義ヲ解釋スル能ハザル以外皆他ノ表示方法ヲ採取スレバ比較的ニ純粹ノ英語ト其ノ思想ノ發達ニ早く到達セシムルヲ得。

- (七) 新教材ノ取扱ニツキテハ聽方ト話方ヲ練習シナケレバ大概教授時間内ニ於テ練習セシ後兒童ニ引キ續キテ錯誤ナク自修セシム。
- (六) 各課ノ既授教材ハ原來ノ組織ヲ分ケテ復習セシ外又各課混合シテ別ノ組織ヲ以テ復習セシムルト共ニ聯絡シテ變化活用ヲナサシム。
- (元) ソノ間或ハ遊戯、徒歩、競走ヲ採用シ表演ノ形式ヲ以テ既授教材ノ復習ヲナサシメ練習應用ノ興味ヲ増加セシム。
- (三) 口答ノ練習ハ各部分ノ正確ニ注意スルノミナラズ音ノ輕重、遲速、抑揚、頓挫、流暢、熟達等ノ如キ全部ノ語調ニ留意シ言語ノ自然ヲ合致セシム。
- (三) 音聲ノ分析ハ已ニ聽方、話方、練習教材中ヨリ出發シ適切ニ落着カシメソノ效果ヲ生ズ。
- (三) 音聲練習ハ分析ヲ以テ實用ノ最小單位マデ止リ小サク分析スルト返リテ徒費シ適切ノ用ニナラズ。
- (三) 聽音發聲ニ於ケル練習ハ視覺方面ノ補助ヲ利用シ兒童ニ音標ノ見方ト發聲、位置ノ觀察等ヲ掴ミテ獲得セシム。
- (四) 字句ノ中ニ注意シ音聲ノ綜合變化アリ例ヘ同化連接ノ如キ類ハ活キタル語ノ情勢ニ適合セシム。
- (五) 讀方工作ノ順序ハ迅速ニ朗讀ヨリ默讀ニ入り普通ノ使フ處ニ適合セシメ竝ニ讀方ノ速度ト趣味ヲ増加セシム。
- (六) 讀方ハ先ヅ聽方ト話方ノ練習ヨリ始リ大意ノ了解ニ注意シ肝腎ニ非ラザル新字ヲ滯帶ナク熟讀セシメ生活上ノ必要ニ應ズベシ。
- (七) 書方ハ字ノ形體正確ト迅速ニ書クコトニ留意シ描寫式ノ工作ヲ避ケ實用ニ適合セシム。

初級中學算術標準科目

第一 目 標

- (一) 兒童ニ形象ノ分別了解ト數量ノ性質及ビ關係竝ニ運算ノ理由ト法則ヲ知ラシム
- (二) 兒童ニ計算及ビ製圖ニ關スル技能ヲ訓練シ純熟確實ナル計算ト綺麗精密ナル製圖ノ習慣ヲ養成スベシ。
- (三) 兒童ニ日常生活上ノ算術知識ヲ供給シ自然環境中ノ數量問題ノ工作ヲ研究スベシ。
- (四) 兒童ニ算術ノ效用ヲ理解セシメ竝ニ算法ノ詳シキコトト應用ノ廣キコト等ヲ賞讃シ以テ向上檢討ノ趣味ヲ啓發スベシ。
- (五) 原則ニ據レバ(訓練ハ相當ノ情勢ニ依リ變化スルコトアリ)兒童ニ良好ノ心理習慣及ビ態度ヲ養成スベシ。
- (六) 作品中ノ書法ニ注意シ兒童ニ清潔優美ニ書クコトヲ獎勵シ相當ノ進歩ニナラシム。
- (七) 語法ノ要點ハ常ニ熟習ノ教材中ヨリ指出シ漸次集合聯結ノ組織ヲ整理シ處々ニ實用ノ系統化ニ趨向セシメ英語構造ノ大要ヲ了解セシム。
- (八) 語法ノ要點ハ熟習セシ教材中ヨリ指出後再ビソノ需要ヲ斟酌シ、補充ノ練習ヲ加ヘタルガ了解ヲ得ルノミナラズ、且ツ容易ニ應用セラレル。
- (九) 語法ノ教授ハ特別ニ英語ト國語トノ差異點ニ注意セシメ兩方ノ言語構造上ノ特點ヲ觀察セシムレバ比較的容易ニ純粹ノ英語學習スルヲ得ベシ。
- (十) 一切ノ口先及ビ手先ノ造作ハ嚴格ニ模造範圍内ニ制限シ務メテ勝手ニ自由創作ヲ避ケ純粹ノ英語ヲ學習シ得ル。

第二時間配當

- 例 1 事理研究ノ精神及ビ分析ノ能力ヲ富裕セシム
- 2 思想正確、見解貫徹
- 3 注意力集中持久不怠
- 4 道理明瞭ノ習慣ヲ愛好セシム

時 數	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
算術(附簡易代數)	四	四				
代數			三	三	二	二
幾何 (附數值三角)			二(實驗幾何)	二	三	三

第三教材大綱

- (一) 第一學年
 - 算術、記數法、命數法、整數四則、連算法、四則難題、複名數、整數性質、析因數、最大公約數及最小公倍數、分數並ニ小數四則及應用題類似計算、比例及應用題、パーセンテージ及ビ應用題、利息算開方統計圖表、統計大意(平均數及物價指數等ノ問題ノ如シ)。
- (二) 第二學年
 - 1 代數部分、代數學目的、代數式、公式ノ構成及應用圖解、正負數、整式四則、一元一次方程、聯立一次方程及其應用題(附圖解法)、特殊積及析因式法、析因式法解一元二次方程、簡易不等式、最高公約式、最低公倍式、分式、分式方程。

2 實驗幾何學部分、平面幾何圖形、基本製圖題、測法發見直線形、圓等ノ特性、三角形製圖題及圖解法、平面形ノ度量、空間幾何圖形、立體面積及體積ノ度量。

3 幾何部分、定義及公理、基本圖形(直線及圓)ノ主要性質(圓ニ關スル同圓及等圓ノ半徑ノ諸理ニ皆相等シ)三角形、全等定理、等線段及等角、不等定理、平行線、平行四邊形、多角形、基本軌跡、直線、形製圖題ノ證明。

三) 第三學年

1 代數部分、乘方及開方、根數、虛數、指數、對數檢表法及應用、一元二次方程及應用問題、二次方程ノ簡易、高次方程(二元及三元)函數、變數法、比例、級數。

2 幾何部分、圓ノ基本性質、基本製圖ノ證明、比例類似形、比例ノ應用、畢氏定理及推廣、直線形ノ面積、正多角形、圓ノ度量。

函數三角部分、三角函數定義、基本關係式、表ノ用法、直角三角形解法(直數解法)簡易測量問題。

(說明一) 右ノ各項ハ各學年中ニ教材ノ配當ヲナシ一通リ合理的ノ順序ヲ表示スルノミニシテ決シテ變更スルヲ得ザルニアラズ教授者ハソノ便利ヲ取り應變スベシ。

(說明二) 本標準中ノ算術名詞ハ暫ク科學名詞審查會ニ於テ定ムルモノヲ以テ根據トス。未ダ決定サレザルモノハ近日通用セル名詞ヲ採用シ(複名數變數法ノ如シ)尙未ダ譯名セザルモノニ誤解サレ易キガ故ニ英文ヲ以テ註解ス(高中部分モ同様)。

第四 實施方法概要

一 作業要項

- (一) 教室練習 初中學生ハ數學ノ一科ニ對シ最モ困難ヲ感ズル故ニ教室ニ於テ練習及ビ複習ノ機會ヲ多ク與ヘ兒童ニ課外作業時間ヲ務メテ減少セシムベシ。
- 1 黑板練習 教室ニ黑板ヲ多ク置キ練習題ハ出來得レバ兒童ヲ出シテ黑板上ニ演算セシメ書寫ノ弊ヲ防止セシム又兒童ノ課外作業ノ負擔及ビ教師ノ多量練習訂正ノ困難ヲ輕減サレル。教師ハコノ餘裕時間ヲ以テ充分ニ兒童ノ自修ヲ指導シ得ラル。
- 2 發問 凡テ基本觀念及ビ法則ヲ以テ常ニ兒童ニ對シテ發問シ即時返答ヲナサシメ發問ノ際先ツ問題ヲ述ブベク再ビ兒童ニ答ヲ作ラシム。
- 3 質疑 兒童既授教材ニ對シテ解シ得ザル際ハ教室内ニ提出討論スルヲ許ス。質疑ノ時特殊困難ノ點ヲ除外解答ニ應ゼズ。分析ソノノ困難ノ處ヲ順次ニ提示シ兒童ニ自己理解ヲ求メシムルヲ以テ自動研究ノ能力ト習慣ヲ養成セシム。
- (二) 課外練習
課外ハ相當ノ練習ヲ行ヒ用紙或ハ練習簿ヲ教師ヨリ指定スベシ、必要ノ時ハ授業時間内ニ於テ同級ノ兒童ヲ各組ニ分ケテ討論セシメ了解ノ徹底ヲ期ス。但シ自發努力ノ精神ノ原則ニ違背セザルベシ。
- (三) 試験 兒童ニ試験ノ意義及ビ價值ヲ了解セシムルト共ニ樂シク之ヲ受ケサスベシ。
- 1 臨時試験 毎度ノ時間ヲ短縮シ試験回数ヲ多クナスベシ。
- 2 定期試験 相當ノ段落ヲ定メテ舉行ス。
- 3 學期試験 學期ノ終リニ於テ舉行ス。
- (四) 左記ノ特殊教材ヲ増加シテ授ク

二 教授法要點

(一) 總論

- 1 羅針盤、經緯儀、水平儀ノ計算實習。
 - 2 普通及ビ軍事上ノ簡易測量。
 - 3 運輸消費ノ計算。
 - 4 各項調査統計方法。
 - 5 計算尺ノ用法。
- 1 本科及分科制度或ハ混合制ハ各校ヨリ自己ニテ斟酌シテ之ヲ定ム。之何ノ方式ニモ拘泥セズ常ニ各科ノ聯絡ニ注意シ竝ニ固有ノ精神ヲ保持スベシ。
 - 2 初中數學ハ計算ヲ以テ中心トシ徹底的ニ基本觀念ヲ明瞭ナラシメ複雑過重ノ教材ヲ取ラス、ソノ理解(割合ニ困難アル幾何軌跡及ビ代數ノ方程式解法原理)及ビ形式訓練(析因式法又ビ細密シ過ギタル幾何推理ノ如キ困難)ノ教材ヲ皆高級中學ニ殘シテ補充ス。
 - 3 練習題ノ選擇ハ次ニ注意スベシ。
(甲)實際問題ヲ多ク選ビ抽象問題ヲ少ナク選ブ。
(乙)日常生活問題ヲ多ク選ビ假設疑難問題ヲ少ナク選ブ。
 - 4 新方法及ビ原理ノ教授ハ問題研究及ビ實際意義ヨリ出發シ順次ニ解析歸納ヲ取り演繹推理ノミヲ用フベカラズ。
 - 5 教授方法ハ常ニ兒童ニ正確ナル思想ヲ指導セシメ竝ニ其ノ分析能力ヲ養成シ更ニ自發ノ精神ヲ獎勵シ依頼

虚偽ノ悪弊ヲ驅除スベシ。

6 凡テノ速記清潔等ノ習慣ハ常ニ訓練シ熟達ニ進マシメ自然ノ藝術化ニ達スベシ。

7 凡テノ教材ハ特別ニ歴史ノ興味ヲ持ツ者ニ教員ヨリ常ニ指導シテ児童ノ興味ヲ喚起セシム。

(二) 算術

1 算術ハ簡易ノ代數ヲ取り、アルファベット代數ノ如キヲ以テ記述公式(利息等ノ如シ)トシ先ヅ代數觀念ヲ注入スベシ。

2 運算ノ技能ハ熟達敏捷ニ注意スベシ。

(甲) 類似計算熟達、正確ノ意義ヲ理解ス

(乙) 暗算練習

(丙) 數表ヲ利用ス。方根表複利表等ノ如シ。

3 應用問題ハ日用計算各項調査統計圖表等ニ注意スベシ。

(三) 代數

1 方程式函數ノ研究ニ留意シ務メテ簡單實用ノ應用問題ヲ取ルベク函數觀念ハ實例ヨリ入り竝ニ變數法及比例聯絡ヲ教授ス。

2 代數及比算術ハ極ク密切ナル關係ヲ有シ聯絡ヲ多ク取ルベシ式ノ計算ト數ノ算法トノ類似ノ如ク適切ナル聯絡ヲ取りテ了解シ易キヲ與フ又函數值求法公式ノ計算ハ數字問題ヲ重ク視ルベシ。

(四) 幾何

1 幾何ハ元ヨリ直觀教材ニシテ實驗方面ヨリ入ル児童ニ興味ヲ喚起シテ明確ナル基本觀念ヲ注入スベシ。

實驗幾何ハ兒童各自ニ製圖シテ實測セシムベシ。立體幾何ニ於テモ厚紙或ハ他種ノ模型ヲ自作セシメ平面立體ヲ問ハズ凡テ實測ノ簡單公式ニ關シ應用實驗方法ヲ以テ之ヲナスベシ。

2 幾何ハ特別ニ直線形ニ注意シソノ後ノ各部分ヲ基礎トシテ理解セシムベシ。軌跡及ビ製圖題ハ唯ダ重要ノミ授ク、圓及ビ各部分ハ肝要ヲ選ビテ教授シソノ定理及ビ軌跡製圖題ノ難教材ヲ高級中學ニ殘シテ講解スルヲ待ツベシ。

3 幾何ハ邏輯順序ノ科目ニ最モ重キヲオクト雖ヘドモ初中兒童ハ推理ノ必要ヲ重ク感ゼズ故ニ公理及ビ假設ノ條數ヲ増加シ基本定理ノ證明ヲ了解シ難キ者ハ假設ノミ認ムベク證明ヲ加ヘザルモノトス。弧度比例論、面積論等ノ中、通約ノ理ヲ得ザル時ハ提出スルヲ要セズ、而シテ類似值法ヲ以テ之ニ代ル。三角ノ數値ヲ附ス。

三角ノ正式教授ハ高中ニ移スベシ、但シ三角應用方面極メテ廣汎ニシテ初中ニ於テマデ知ラザルベカラズ故ニ實例ヨリ入り三角函數定義及ビ直角三角形解法簡易測量等ヲ講授シ餘リヲ省略ス。

初級中學生理衛生標準科目

第一 目 標

- 一 兒童ニ生理衛生ノ正確意義ヲ了解セシム。
- 二 兒童ニ衛生ノ習慣ヲ養成シ以テソノ身心ノ健康ヲ増進セシム。
- 三 兒童ニ對シ衛生ノ趣味及ビ信仰心ヲ増進セシメ以テ個人ノ努力ヲ期シ家庭學校社會ノ環境健康ヲ促成セシム。
- 四 兒童ニ人體ノ構造生理病理及ビ促進方法ノ大要ヲ了解セシム。

五 兒童ニ看護及ビ救急ノ簡易方法大略ヲ知ラシム。

第二 時間配當

每週第一學年ニ一時間ノ講解及ビ實驗ヲ教授ス。

第三 教材大綱

(一) 第一學期

- 一 衛生ノ意義。
- 二 人體概論(遺傳、胚胎、發育及生活機能等ノ概述)。
- 三 骨格及姿勢。
- 四 運動及神經系統(肌肉及神經系統ノ組織ト生理及運動ノ生理衛生ヲ包括ス)。
- 五 消化系統(消化器官ノ生理病理及保健ヲ包括ス)。
- 六 營養及發育(食物ノ種類成分效用均衡食事ノ標準、人體發育ノ概況及要素ヲ包括ス)。
- 七 呼吸系統(呼吸器官ノ生理、病理及保健ヲ包括ス)。

(二) 第二學期

- 八 循環系統(循環器官ノ生理、病理及保健ヲ包括ス)。
- 九 排泄系統(排泄器官ノ生理、病理及保健ヲ包括ス)。
- 一〇 心理衛生。
- 一一 免疫ノ意義。
- 一二 病原概論。

三、急救及看護常識。

四、學校ノ衛生施設(健康、教育、保健、環境、衛生、豫防、傳染病等ヲ包括ス)。

五、衛生習慣及個人健康。

六、公共衛生ノ重要。

七、政府、人民ノ保健ニ對スル施設。

第四 實施方法概要

(一) 作業要項

一 學 課

1 各項衛生、生理必要事項ノ實驗及ビ表演。

2 實習各項救急方法

二 衛生習慣ノ實踐(平素ノ成績ヲ入レル)

三 課外作業

1 健康検査實施。

2 兒童身體上ノ疾病及ビ缺點ヲ個別矯正ス。

3 種痘、腸チブス、コレラ、デフテリア等ノ豫防注射ヲ實施ス。

4 校舎及校内設備ノ衛生狀況ヲ検査ス。

5 清潔運動、滅蠅運動、滅蚊運動等ヲ舉行ス。

6 衛生繪畫宣傳品。

初級中學植物學標準科目

第一 目 標

- 7 定期衛生講演舉行。
 - 8 衛生歌劇ノ演唱及衛生故事ノ談話ヲ舉行ス。
 - 9 各種衛生醫學機關ヲ參觀ス。
- (二) 教授法要點
- 一 教師自身模範トシテ衛生ノ習慣ヲ勵行シ又健康ヲ重要視スベシ。
 - 二 右記ノ教材大綱ハ僅ニ研究ノ範圍ヲ指示シ其ノ組織方法ハ各校ノ情況ニ依リ伸縮セラレル。
 - 三 平常生活ノ問題ヲ以テ討論ノ出發點ト爲シ漸次個人、家庭、社會、環境、衛生ノ科學研究ニ及ブ。
 - 四 常ニ機會ヲ利用シ設計教授ヲ實行シ尙觀察、實驗、表演、討論等ヲ重視スベシ。
 - 五 教室以外ノ作業ハ相互ニ聯絡シ又指導又ビ補助ヲ加フベシ。
 - 六 成績考査ハ兒童日常ノ健康行爲ニ特ニ留意スベシ。
 - 七 教授ハソノ他ノ學科ト聯絡ヲ取ルベシ。
 - 八 定期健康檢査ヲ行ヒ體重、疾病及身體ノ缺點ヲ矯正スベシ。
 - 九 各校ニ衛生隊ヲ組織シ教員及ビ醫員指導ノ下ニテ各項ノ衛生習慣ヲ練習シ尙救急療法ヲ實施スベシ。
- 一 教授上必要ナ模型、圖表、標本、器具等ヲ充分備ヘ置キ兒童ニ實體ノ認識及ビ練習ヲ獲得セシム。
 - 二 各校ニ衛生室ヲ設置シ又定期ノ豫防注射ヲ施行スベシ。

- 一 兒童ニ植物學ノ根本原理及事實ヲ理解セシムベシ。
- 二 兒童ニ應用植物ヲ認識セシメ之ヲ藉リテ國策三主義ノ一民生(人民ノ衣食住)ノ關係ヲ了解セシムベシ。
- 三 兒童ニ欣賞植物及ビ研究植物ノ精神ト能力ヲ養成セシム。

第二 時間 配當

初中第一學年ニ於テ每週二時間ノ教授ヲ行ヒ實習ハ教員ヨリ兒童ノ指導ニ依リ課外ニ每週一・二時間ヲ選定シテ舉行ス。

第三 教材 大綱

- 一 概論。
- 二 植物ノ基本構造—細胞組織及器官。
- 三 根ノ形態構造及ソノ作用。
- 四 莖ノ形態構造ソノ作用。
- 五 葉ノ形態構造及ビソノ作用。
- 六 花ノ形態及ビソノ作用。
- 七 果實種子ノ構造及ビソノ作用。
- 八 植物分類大綱。

(一) 藻菌植物

- 1 細菌
- 2 水綿及海藻

3 麹菌及酵母菌

4 香蕈(キノコ)

(二) 蘚苔植物

1 ゼミゴケ(地錢)

2 スギゴケ(土馬騮)

(三) 蕨類植物

1 蕨

2 トクサ(木賊)

(四) 種子植物

1 裸子植物……松、杉等

2 被子植物

(甲) 雙子葉植物

(子) 離瓣類…楊柳科(柳、楊等)、胡桃科(胡桃等)、殼斗科(櫟、栗等)、榆科(榆等)、桑科(桑等)、蓼科(蓼藍、蕎麥等)、藜科(波蕨等)、石竹科(石竹等)、毛茛科(毛茛、牡丹等)、十字花科(蘿蔔、菘等)、薔薇科(桃梨等)、豆科(豌豆、大豆等)、芸香科(橘等)、大戟科(罌子桐等)、錦葵科(草棉等)、茶科(茶等)、繖形科(人蔘、茴香等)。

(丑) 合瓣類…石南科(杜鵑花等)、木犀科(木犀、女貞等)、旋花科(甘藷、朝顔等)、唇形科(薄荷等)、茄科(茄、馬鈴薯等)、葫蘆科(南瓜、瓠瓜等)、菊科(シンギク菊等)。

(乙) 單子葉植物 禾本科(麥、稻等)、櫻櫚科(櫻櫚等)、^{ナンナシヨウ}天南星科(芋等)、百合科(百合、葱等)、^{ユシビ}鳶尾科(鳶尾等)、蘭科(建蘭等)。

六六

(註解) 教材ヲ編制スル時左ノ各點ニ注意スベシ

- (一) 初中植物學ハ處々ニ植物生活ノ根本原理及ビ人生トノ關係ニ注意シ純正植物學ノ制限ニ應ジナクテモ材料ヲ採取シテ良シ。
- (二) 植物ハ整然タルモノニシテ其ノ生活マク整然ナリ。教材編制ヲナス時ヨク分別シテ列ブ然シテ常ニ各部ノ分工合作ノ印象ヲ持タシメテナサシムベシ。
- (三) 形態構造ハ生活ト密切ナ關係ヲ有シ編制スル時形態ト生活方法ヲ分論セズシテ一體トナスベシ。コノ方法ハ形態ノ意義ヲ明瞭セラルルノミナラズ尙兒童ノ趣味ヲ増加スルヲ得。
- (四) 分類材料ハ二分ノ一ヲ超過スルヲ得ズ各類或ハ各科ヨリ代表植物各一ツヲ舉ゲテ説明シ(舉ゲタル植物ハ時候ニ應ズベシ)尙該類或ハ該科ノ最モ明瞭最モ重要ノ特徴ヲ提示スベシ。
- (五) 地方ノ特産ニ關スル材料ヲ斟酌シテ補充スベシ。
- (六) 花、果實、種子等ヲ種子植物ノ中ニ編入スベシ。

第四 實施方法概要

(一) 作業要項

- 1 觀察
 - 2 實驗
 - 3 採集及標本製作
 - 4 記載及圖畫
- (二) 教授法要點

◎初級中學動物學課程標準

自然ヲ以テ教本トナシ、然シテ教員ハ側面ヨリ之ヲ啓發シ教科書ハ唯ダ觀察及ビ實驗ノ不足ヲ補助スルニ用ヒ決シテ主要ノ位置ヲ占ムカラズ。

第一 目 標

- (イ) 學生ヲシテ動物ノ形態、構造、類別及生活作用ヲ理解セシム。
- (ロ) 學生ヲシテ動物ト國計、民生ノ關係ヲ理解セシムルト同時ニ有益、動物ノ愛護並ニ有害動物ヲ驅除スル常識ヲ持タシム。
- (ハ) 其ノ授集、觀察、實驗、比較及事物ノ興趣ノ推理ト能力ヲ培養セシム。

第二 時 間 配 當

初級中學ニ於ケル第一學年ノ學科ハ每週二時間講授シ實習ハ教員ニ由リ學生ヲ指導シ課外ハ每週一、二時間ヲ選定シ之ヲ舉行ス。

第三 教 材 大 綱

- (イ) 概 論
- (ロ) 哺乳綱
 - (1) 貓(本綱代表動物)
 - (2) 犬
 - (3) 牛
 - (4) 馬
 - (5) 獼猴
 - (6) 象

- (7) 鼠
- (9) 江豚
- (11) 袋鼠、鴨嘴獸
- (12) 哺乳綱通論
- (8) 蝙蝠
- (10) 認鼠、鯨鯨
- (7) 鳥
- (11) 鳥綱
- (1) 鷄(本綱代表動物)
- (3) 鳩
- (5) 鷹
- (7) 鶴
- (9) 鳥綱通論
- (1) 鴨
- (2) 燕
- (6) 啄木鳥
- (8) 能鳥
- 二 爬蟲綱
- (1) 龜或六鼈(本綱代表動物)
- (3) 蜥蜴、鱉魚
- (4) 爬蟲綱通論
- (2) 蛇
- (未) 兩棲綱
- (1) 蛙(本綱代表動物)
- (2) 蟾蜍
- (3) 兩棲綱通論
- (4) 鯉或六鯽(本綱代表動物)
- (2) 鮎魚
- (4) 肺魚
- (4) 鯊魚
- (2) 鮎魚

- (5) 魚綱通論
- (ト) 脊椎動物通論
- (チ) 節肢動物(一)
 - (1) 蠶蛾(昆蟲綱代表動物)ト蠶蛾
 - (3) 蝗
 - (5) 蚊、蠅
 - (7) 天牛
 - (9) 蚤、疥癬、衣魚
- (リ) 節肢動物(二)
 - (1) 蜘蛛ト蜘蛛綱
 - 3 蝦或蟹ト甲殻綱
- (ヌ) 軟體動物
 - 1 蚌(本門代表動物)
 - 3 烏賊
- (ル) 棘皮動物
 - 1 星魚(本門代表動物)
 - 3 棘皮動物通論
- (ヲ) 環形動物
 - 2 海膽、海參
 - 4 軟體動物通論
- (2) 蝶
- (4) 蜜蜂、蛾
- (6) 蜻蜓、白蟻
- (8) 蟬
- (10) 昆蟲綱通論
- 2 蜈蚣ト多足綱
- 4 節肢動物通論
- 2 蝸牛或ハ田螺
- 4 軟體動物通論

- (イ) 1 蚯蚓(本門代表動物)
3 環形動物通論
- (ロ) 1 蛔蟲(本門代表動物)
2 圓形動物通論
- (ハ) 1 扁形動物
2 扁形動物通論
- (ニ) 1 條蟲(本門代表動物)
2 扁形動物通論
- (ホ) 1 腔腸動物
2 水母、珊瑚
- (ヘ) 3 腔腸動物通論
- (ト) 1 海綿動物
- (チ) 1 毛壺(本門代表動物)
2 海綿動物通論
- (リ) 1 原生動物
2 變形蟲
- (レ) 1 草履蟲(本門代表動物)
2 變形蟲
- (ワ) 3 原生動物通論
- (ヰ) 無脊椎動物通論
- (ヱ) 人類が自然界中ニ於ケル位置
- (ヲ) 生命ノ現象及特性
- (ン) 生命ノ現象及特性

註 教材ヲ編制スル時ハ、宜敷ク次ノ諸點ニ注意スベシ。

- (一) 形態構造ト生活機能トノ密切ナル關係及教材中形態ヲ論ズル處ハ生理ヲ息略スベカラズ。
- (二) 科學方法ノ一種ヲ比較シ教材ヲ編製スル時ハ須ク各種動物ノ同異點及相同相似ニ注意シ之ニ據ツテ動物ノ進化的ナル跡ヲ顯示スベシ。
- (三) 某種動物ニ對スル環境ノ適應及ヒ人類トノ利害ニ關シテハ必ず之ヲ提及スベシ。
- (四) 每部門或ハ每綱代表動物ヲ敘述スル時材料ハ力メテ充實シタルモノヲ求メ其他ハ簡畧ニ爲スベシ。
- (五) 又得難キ標本ノ動物即チ海産動物ノ内、陸ニ於テ獲得シ難キモノノ如キハ之亦簡畧ニスベシ。
- (六) 本國或ハ本土ノ特産動物ノ材料ハ力メテ豊富ニ求ムベシ。
- 時候ニ依リ出現スル動物ハ須ク該種動物ノ當時ニ於ケル生活狀況ニ着目スベシ。

第四 實施方法概要

(イ) 作業要項

- | | |
|------|------|
| 1 視察 | 2 實驗 |
| 3 採集 | 4 記載 |
| 5 繪圖 | 6 推理 |
- (ロ) 教法ノ要點

何時ニテモ見ラルルモノ及ヒ人生トノ最モ關係ヲ有スル動物ヲ選擇シ模式ヲ作り以テ其ノ形態、生理、生態類屬及人類ニ對スル利害ヲ討論スベシ。

凡ソ一切事實ノ觀察ニ由ル可ク或ハ實驗シ得ルモノハ均シク須ク結スルニ自動觀察及實驗ノ機會ヲ以テシ教員ハ輔導ノ地位ニ處スベシ。

初級中學化學課程標準

第一 目 標

- (一) 學生ヲシテ自然現象ニ對スル興趣ヲ濃厚ニシテ、自然現象ニ注意シ、良好ナル習慣ヲ養成スベシ。
- (二) 學生ノ觀察、考査思想特ニ其ノ實際應用ノ能力ヲ訓練シ、科學陶冶ヲ受ケシメ、ヨク精勤、誠實、敏捷、組織等ノ美德ヲ會得セシム。
- (三) 化學ト衣食住行及國防ノ關係トヲ知ラシム。

第二 時 間 配 當

- (イ) 一學年講習ハ二週間毎ニ五時間。
- (ロ) 實驗ハ二週間毎ニ一回、一回毎ニ一時間トス。

第三 教 材 大 綱

- (イ) 空 氣
- 1 呼吸ト燃燒ト空氣トノ關係
 - 2 空氣ノ成分(氧、氮)
- (ロ) 水
- 1 自然水
 - 2 蒸溜水
 - 3 水ノ組織
 - 4 氫(製法性質及用途)
- ハ) 食 鹽

- (二)
 - 1 原因及成分
 - 3 氯及漂白粉
- 硫
 - 1 硫ノ氣化物(二氯化硫、三氯化硫)
 - 3 硫化礦物及硫酸鹽
- (ホ)
 - 1 硝酸及硝酸鹽(硝石、智利硝石等)黒火藥
- (ヘ)
 - 1 氮(原因性質及用途)
- (ト)
 - 1 碳ノ同素體(木炭、煤、石墨、金剛石)
 - 2 煤ノ成因及ビ種類煤ノ乾溜、煤氣ト石油
 - 3 硫ノ氣化物(一氯化硫、二氯化硫)
 - 4 主要炭酸鹽及天然炭酸鹽
- (チ)
 - 1 磷及磷寸
 - 2 磷酸及磷酸鹽(磷灰石、過磷酸石灰肥料)
- (リ)
 - 1 砷及砒霜
- (ヌ)
 - 1 二氯化砒及砒酸鹽

- (ル) 玻璃(硝子)
- (ヲ) 硼砂及硼酸
- (ワ) 鐵
- 1 鐵ノ種類及性質
- 3 鐵ノ用途
- 2 主要鐵礦
- (カ) 金
- (ヨ) 銀及ビ貨幣、裝飾用合金
- (タ) 鉛
- (レ) 鈉及氫氧化鈉
- (ツ) 銅及其ノ合金
- (ヅ) 鈣、石灰及水泥
- (ネ) 鐵
- (ナ) 鋅及白鐵
- (ラ) 汞
- (ム) 鉛、明礬、長石、雲母、陶土、陶瓷器
- (ウ) 錫及馬口鐵
- (キ) 鉛及顏料
- (ノ) 銻及活字金

(オ) 鏡及其ノ用途
(ク) 酒及ビ酒精
(ヤ) 營養素

1 食品成分ノ標準

3 脂肪及ビ油類、肥皂

棉、紙、羊毛、絲、人造糸、染料

主要術語

混合物、化合物、成分、元素、原子、分子、物理變化、溶液、溶解、溶解度、飽和、蒸發、凝固、潮解、過濾、沈澱、蒸溜結晶

化學變化………化合、電解、鹼酸、反應(質量減セス)氣化、還元、分析、合成

化學符號………分子式、化學方程式

酸、鹽基、鹼、鹽、酸性反應、鹼性反應、中和

注意………教材ハ應ニ本國物産ニ注意スベシ

凡ベテ國防化學ニ涉リタル時ハ克ク説明ヲ加フベシ

第四 實施方法概要

(イ) 作業要項

添授化學科ニ特殊教材ノアルベキヲ酌量スベシ。

コノ項ノ教材ハ別ニ之ヲ定ム。

(ロ) 教法要點

日常生活上常ニ遭遇スル事物或ハ實驗表示ノ現象ヲ以テ出發點トナシ先ニ學生ヲシテ該問題ニ對スル濃厚ナル興味ヲ發生セシメ然ル後徐々ニ教材ニ引入レシム。

其ノ順序ハ外ナラズ。

(一) 一、二ノ日常觀察シタル現象或ハ課室表現ニ由ル所得ノ結果ヲ提出スルコト。

(二) 問題ノ提出

教材ノ引入

(四) 時々可能ノ範圍内ニ於テ學生ニ其他ノ日常問題ノ有無ヲ詢問シ本節教材ヲ用ヒテ解決スベキモノハ例ノ如シ

……空氣

(イ) 動物氣管或ハ口鼻ヲ扼住シタル後ノ結果如何。火油ヲ設テ失慎セバ何ノ方法ヲ用ヒテ之ヲ熄滅スルカ。

空氣ノ引入ト呼吸及ビ燃燒トノ關係。

(ロ) 紅磷ヲ少シ許リ水面ニ浮在ノ軟木上ニ置キ火ヲ以テ之ヲ燒キ二五〇立方厘米ノ廣口瓶ヲ以テ覆フ時學生ヲ

シテ下記ノ各點ヲ注意セシム。

1 紅磷ノ餘剰有ルカ否カ。

2 空氣ノ餘剰有ルカ否カ。

3 餘リタル所ノ部分ハドレ程有ルカ。

既ニ筒中尙ホ空氣アルモ何シテ紅磷ハ燃燒ヲ繼續セザリシヤ。

之ニ由リテ空氣ノ成分及ビ氧ト氮ノ空氣中ニ在ル所ノ比例及ビ氧ノ性質ト用途ヲ引入スルコト。

(ハ) 鐵ハ何ヲ以テ錆ヲ生ズルヤ。

三 實驗教材

錯ヲ生ズルヲ防止スルニ何カノ方法アリヤ。

此ニ山リテ金屬氧化物ヲ引入スルコト。

注意……物産方面ニ關シテハ應ニ本國材料ニ重キヲ置クベシ。

(イ) 燈ノ用法及試管中ノ加熱法

(ロ) 玻璃手術

(ハ) 化合ト混合物ノ辨別

(ニ) 氧ノ製法及性質

(ホ) 空氣中氧ノ成分

(ヘ) 二酸化碳ノ製法及性質

(ト) 氫ノ製法及性質

(チ) 淨水法―過濾法及澄清法

(リ) 溶液

(ス) 酸鹼ノ性質

(ル) 中和作用及鹽ノ製成

(ワ) 食物ノ成分(一)澱粉及糖類

(カ) 食物ノ成分(二)蛋白質及油類

纖維ノ鑑別法

初級中學物理課程標準

(ヨ) 去漬法

七八

第一 目 標

- (イ) 學生ヲシテ常ニ見受ラルル簡單ナル物理現象ヲ理解セシム。
 (ロ) 學生ニ自然界事物ヲ觀察セシムルノ習慣ヲ養成シ竝ニ其ノ自然現象ニ對シ思索ヲ加ヘル興趣ヲ喚起セシム
 (ハ) 學生ノ官能運用及手技練習ニ注意シ以テ其ノ日常生活上自然ノ技能ヲ利用スルコトヲ増進セシム。

第二 時間 配 當

每週講授及示教ハ三時間包括ハ二週毎ニ學生實驗ハ一回ニシテ毎回一時間ナリ。

第三 教材 大 綱

- 下述ノ教材排列順序ハ僅ニ參考ノクメ便利ヲ圖ルモノナレバ講解ノ時ハ適宜變更セラルベシ。
- (イ) 物質ノ三態……固體、液體、氣體
 (ロ) 長度、面積、容積及其ノ單位……十進制度ノ便利
 (ハ) 力、力ノ單位、重量、質量、密度、比重
 (ニ) 彈性——彈簧秤
 (ホ) 渡體內ノ壓力——連通管——自來水
 (ヘ) 浮 力
 (ト) 分子力——表面張力——毛細作用

- (キ) 氣體ノ壓力、大氣壓力ノ氣壓計
- (ク) 打氣機、抽氣機及ビ抽水機
- (ケ) 時間及ビ其ノ單位
- (コ) 運動ノ位移、速度、加速度
- (サ) 運動ノ三定律、萬有引力ノ定律
- (セ) 簡單機械ノ槓桿(中國稱)滑車、輪軸、斜面(合力ト分力)螺旋、功ノ原理、摩擦
- (ソ) 單擺
- (タ) 振動ト波浪ト水波、聲波
- (チ) 聲音ノ速度、回聲
- (リ) 聲音ノ強弱、高低及品質、音階
- (ハ) 熱ノ來ル源ト太陽、摩擦、燃料及電流等
- (ニ) 溫度ト溫度計、溫度計ノ分度法
- (ホ) 物體ノ膨縮
- (ヘ) 熱量、比熱
- (ニ) 物態ノ變化……氷水、水蒸氣……沸騰ト凝固、蒸氣機
- (ヘ) 熱ノ傳播
- (ニ) 光ノ直進、影ト日月ノ蝕、光ノ速度
- (ヘ) 光ノ反射及折射

- (イ) 平面鏡、球面鏡
- (ロ) 透鏡……焦點及焦距……正像及倒像
- (ハ) 放大鏡、照相機、幻燈、望遠鏡、顯微鏡、眼鏡
- (ニ) 太陽光及び光譜、顔色、虹
- (ホ) 磁鉄、地磁、羅盤
- (ヘ) 摩擦起電、驗電器、導電體ト絶縁體、雷電、避雷針
- (ヘ) 電池、正極ト負極、乾電池ト濕電池
- (コ) 電流……磁效應(電流計、安培計)熱效應及化學效應
- (セ) 電阻、電壓、歐姆定律(伏特計)
- (セ) 電燈、保險線、觸電
- (ア) 電鈴、電報
- (カ) 感應電流ト變壓器、電機(發電機ト電動機)電話

第四 實施方法概要

(イ) 教授要點

- 1 教材ハ須ク常識及生活ノ中心ヲ以テシ物理其ノモノノ組織ニ拘束セザルヲ要ス。
- 2 講解ノ時ハ應ニ學生ノ理解ヲ啓發スルヲ以テ主要トシ其ノ機械的記憶ヲ作ラザルヲ要ス。
- 3 教材ノ具體化ニ力メ以テ其レト學生日常生活ト相接近セシム物理實驗室中ニ於テ見ラルル事象ハ必ズシモ討論ヲ要セズ。

- (二)
實驗教材
- 1 直角、三角形、各邊ノ關係
 - 2 固定ノ比重ヲ規定セルモノ(其ノ容積及ビ重量ヨリ之ヲ求ム)
 - 3 浮力(物體ノ液中ニ於テ失ハラレタル重量ニ由リ之ヲ定ム)
 - 4 液體內ノ壓力
 - 5 滑車ノ用法(固定滑車ト可動滑車トハ同シカラズ滑車組ノ配合)
 - 6 摩擦(滾動摩擦ト滑動摩擦ノ大小トヲ比較ス)
 - 7 物質ノ彈性(虎克定律)
 - 8 聲音ノ速度
 - 9 沸點ノ冰點及ビ溫度計ノ分度法(攝氏ト華氏)
 - 10 熱量(熱水ト冷水混合後ノ溫度)
 - 11 平面鏡
 - 12 單透鏡
 - 13 磁鐵及磁場
 - 14 摩擦ニ由ル發電
- 4 講解ノ時ハ須ク簡單ノ表演實驗ヲ作り以テ學生ノ所見ニ對シ深刻ノ印象ヲ留マラシム。
5 應ニ多クノ簡單問題ヲ準備シ置キ學生ヲシテ課外ニ於ケル自動的答案ヲ尋求セシム。
6 物理科ニ當然有ル特殊教材ノ添授ヲ酌量スル場合はノ項ノ教材ハ別ニ之ヲ定ム。

15 電池

16 電磁鐵

(三) 實驗室中當ニ重視スベキ各點

- 1 實驗毎ニ要スル器具ハ教組ヲ準備シ以テ試驗スル問題ガ演講材料ト相銜接セザル様ナスベシ。
- 2 學生ヲシテ如何ニシテ自ラ簡單ノ器具ヲ製作スベキカラ訓練スベシ。
- 3 學生ニ對シテ常見ル現象ガ條理的ノアル觀察及記錄ヲ作成シ得ル様訓練スベシ。
- 4 學生ヲシテ簡單ナル器械ノ構造及ビ用途ヲ理解セシム。
- 5 宜シク學生ヲシテ圖書器具繪圖ニ依ラズシテ各種ノ簡單ナル機械ノ構造ヲ表示セシメ竝ニ克ク圓規、三角板及尺條等ヲ利用シ以テ完全ノ圖ヲ畫カシムルコトニ訓練スベシ。

初級中學歷史課程標準

第一 目 標

- (イ) 中國民族ノ進歩發達ヲ研究セシメ特ニ其歷史上ノ光榮及近代ニ於テ列強ヨリ受クル侵略ノ經過ト其ノ原因ヲ説明シ以テ學生ヲシテ民族復興ノ思想ヲ激發セシム。
- (ロ) 中國文化發達ノ概況ヲ叙述シ特ニ其ノ世界ニ對スル文化ノ貢獻ヲ説明シ學生ヲシテ我が先輩ノ偉大ナ事蹟ヲ明瞭ナラシメ以テ其ノ高尚ノ志趣ト自強息マザルノ精神ヲ養成ス。
- (ハ) 各國歴史ノ概況ヲ叙述シ其ノ文化ノ特點ヲ説明シ以テ學生ニ世界の常識ヲ培養ス。特ニ國際現勢ノ由來ト吾國ノ世界ニ於ケル地位ヲ認識シ以テ學生ヲシテ本國ニ在ル民族運動上責任的自覺ヲ喚起ス。

(二) 中外各時代ニ於ケル文化ノ變遷ヲ叙述シ特ニ現代政治制度及經濟狀況ノ由來ヲ説明シ以テ學生ノ民權主義、民主主義ノ信念ヲ確立ス。

第二 時間配當

每學期二時間 三學年合計十二時間

第三 教材大綱

(1) 第一學年(本國史)

(一) 上古史

- 1 太古ノ傳説
 - 2 中華民族ノ建國
 - 3 唐、虞、夏、商ノ政教
 - 4 上古ノ文化ト社會
 - 5 周ノ建國及其ノ政教
 - 6 春秋ト戰國
 - 7 周代ノ社會概況
 - 8 春秋戰國ノ學術思想
 - 9 本期結論
- (二) 中古史
- 1 秦代ノ統一ト疆土ノ振展

- 2 兩漢ノ政治概況
- 3 兩漢疆域ノ開拓ト對外交通
- 4 兩漢ノ學術ト宗教
- 5 兩漢ノ社會概況
- 6 三國ノ分裂ト晉ノ統一
- 7 中華民族ノ新融合
- 8 兩晉北朝ノ文化ト社會概況
- 9 隋ノ統一ト唐ノ繼起
- 10 隋唐ノ武功ト對外交通
- 11 隋唐ノ政治ト學術
- 12 隋唐ノ社會ト宗教
- 13 中國文化ノ東渡
- 14 唐ノ衰亡ト五代ノ紛亂
- 15 宋ノ統一ト變法
- 16 遼夏金ノ興起ト宋ニ對スル關係
- 17 宋ノ學術思想ト社會概況
- 18 元代ノ武功
- 19 中國文化ノ西漸

(ロ)

- 20 明ノ内政ト外交
 - 21 明ノ衰亡ト奮闘
 - 22 中華民族ノ拓殖
 - 23 元明ノ文化ト社會狀況
 - 24 本期結論
- 第二學年(本國史ヲ接授ス)
- 一 近世史
- 1 中西交通ノ漸盛ト西學ノ輸入
 - 2 清朝ノ勃興
 - 3 清初ノ政治及武功
 - 4 中華民族ノ擴大
 - 5 清初ノ外交ト中華ノ政治
 - 6 阿片戰爭
 - 7 太平天國
 - 8 英佛聯軍ト中俄(支那ト露聯)交渉
 - 9 中法戰爭ト西南藩屬ノ喪失
 - 10 中日戰爭ト外力ノ壓迫
 - 11 維新運動ノ始末

- 12 八國聯軍ノ役
 - 13 日俄戰ト東北移民
 - 14 清代ノ政治制度ト末年ノ憲政運動
 - 15 清代ノ文化ト社會狀況
 - 16 清代ノ經濟狀況
 - 17 本期結論
- (二) 現代史
- 1 孫文先生ト革命運動
 - 2 辛亥革命ト中華民國ノ成立
 - 3 民國初年ノ外交
 - 4 軍閥政治ト内戰
 - 5 歐戰後ノ外交
 - 6 國民革命ノ經過
 - 7 國民政府成立後ノ内政ト外交
 - 8 最近ノ文化經濟ト社會狀況
 - 9 本期結論
- (三) 結論
- 1 歴史ト人類生活ノ關係

(ハ)

第三學年(外國史)

(一) 上古史

- 1 亞非ノ上古文明
 - 2 希臘民族ノ發展
 - 3 希臘ノ文化
 - 4 羅馬ノ政治
 - 5 羅馬ノ政治ト其ノ文化
 - 6 印度ト佛教
 - 7 本期結論
- (ニ) 中古史
- 1 朝鮮ト日本ノ開化
 - 2 歐洲民族ノ遷徙
 - 3 基督教ノ興起ト教權ノ發展
 - 4 封建時代ノ歐洲
 - 5 回教ノ創立ト薩拉遜帝國

0835

0835

- 6 基督教ト回教ノ争衡
- 7 元人ノ西征ト突厥帝國ノ成立
- 8 本期結論

(三) 近世史

- 1 歐洲ノ文藝復興ト宗教改革
 - 2 歐人ノ世界殖民
 - 3 歐洲各強國ノ形成
 - 4 阿米利加ノ獨立
 - 5 十八世紀ニ於ケル歐洲文化ト社會概況
 - 6 佛蘭西革命及其ノ影響
 - 7 工業革命及其ノ影響
 - 8 獨逸伊太ノ建國
 - 9 帝國主義ノ亞非ニ侵入
 - 10 日本維新及ビ其ノ國勢ノ發展
 - 11 近世科學ノ進歩
 - 12 本期結論
- (四) 現代史
- 1 世界大戰前ノ國際形勢ト經過

第四 實施方法概要

(イ) 作業要項

通常初級中學歴史課程ハ往々僅ニ教員ノ講授ニ由ルノミニシテ學生ハ幾度カノ受験ヲ除ク外ハ即チ其他ノ作業
 尠シ、茲ニ本課程ノ各項重要ナル作業ヲ次ニ略舉ス。

- (一) 豫習ト復習ハ每一時間ノ教材ハ須ク豫メ一時間前ノ規程教本ノ頁數ヲ學生ニ命ジテ豫メ閱讀セシメ聽講ノ前
 已ニ簡單ノ概念ヲ持タシム。

(五) 結論

- 1 外國史ト本國史トノ關係
- 2 外國文化ト中國文化トノ關係
- 3 中華民族ノ世界ニ對スル責任

- 2 巴黎媾和會議ト國際聯盟
- 3 蘇聯革命ト其ノ成立
- 4 土耳其ノ復興ト世界弱小民族ノ解放
- 5 世界大戰後ノ國際形成
- 6 意德ノ改制
- 7 世界大戰後ノ遠東形成
- 8 現代ノ文化ト社會狀況
- 9 本期結論

- (二) 教授ノ後ハ隨時學生ヲシテ復習セシメ或ハ隨時教室ニ於テ發問セシム。
 教室筆記。教本外ノ補充教材ハ最も重要ナルモノハ當ニ講義ヲ編成シ或ハ學生ニ鈔示セルヲ除ク外其他ハ學生ヲシテ教室内ニ於テ聽講シテ得タル所ヲ自ラ之ヲ筆記サセ課外ニ於テ之ガ整理ヲ加フ。
 教師ハ適當ナ時間ニ於テ之ヲ檢査修改ス。
- (三) 試作網要。教師ハ須ク網要ヲ應用シ以テ繁情ナ史實ヲ馭學生ノ了解ヲ助クルト共ニ一面亦指定教本中簡明ニシテ分り易キ部分ハ學生ヲシテ網要ヲ試作セシム。
 (即チ原文ヲ若干節ニ分チ每節ヲ順序ニ依リ之ヲ小目ニ分ツ) 學生ヲシテ史實ノ提綱要領ニ對スル練習ヲサセ大意ノ能力ヲ理解セシム。
- (四) 歴史地圖ト圖表ノ試作
 教師、講授ノ時ハ歴史地圖ト圖表等ノ應用ヲ除ク外ハ同時ニ學生ヲ指導シテ此ノ類ノ地圖、圖表等ノ製作ニ從事セシムベシ。簡易ナル地圖ハ學生ヲシテ試作セシム。
 各種ノ表解或ハ全級ノ課外作業ヲ定メ或ハ數人ヲ指定シテ製繪セシム。又歴史的圖畫或ハ意相畫ノ如キハ亦原本ヲ酌定シテ圖畫ニ長ズル者ニ之ヲ模畫セシム。
 (此項ノ地圖圖表ノ詳密ニシテ有用ナルモノハ即チ學校ノ歴史陳列室ニ保存スベクテ永久ノ應用ニ供ス)
 空白ノ歴史地圖中ニ地名ヲ填入スルモノニ至リテハ更ニ共同作業ト定ムベシ。
- (五) 閱書、筆記、報告、短文ノ試作ハ教師ハ宜ク學生ニ簡明ナル參考書ヲ閱讀スルコトヲ指導シ以テ其ノ自學ノ習慣ヲ培養セシム。閱讀ニ依リ得ラレタル所ハ學生ヲシテ摘録シテ筆記サセ順番ニ交替シテ教室ニ於テ報告セシム。

- (六) 此ノ外更ニ程度ヲ酌量シ學生ヲシテ簡單ナル問答題或ハ短文ヲ作ラシム。時事報告ノ試作。重要ナル時事ハ教師ノ酌量報告ヲ除ク外ハ同時ニ亦學生ヲ指定シ教室ニ於テ本國時事ト世界時事トヲ報告セシム。報告後ハ教師ニ由リ指正ト解釋ヲ加フ。
- (七) 其他 此ノ外ハ古蹟考察ノ旅行ヲ舉行スベシ。學生ヲシテ見聞スル所ニツキ報告ヲ作成セシム。本國ノ各種記念日ニ校内ニ於テ集會ヲ舉行スル時學生ヲシテ講演ヲ試行サセ或ハ聽講筆記ヲ作ラシム。又歴史上ノ大事或ハ歴史上ノ各人誕生記念ノ如キハ教師ハ酌量ノ上特殊の集會ヲ發起スベシ。學校ノ舉行スル遊藝會ノ時ハ教材ヲ應用シ歴史劇ヲ編演サス。此ノ類ノ特殊作業ハ均シク教師ニ由リ時宜之ヲ酌定ス。
- (H) 教授要點
- (一) 支配教材 通常教師ハ全部教材ニ於テ往々前ヲ詳ニシ今ヲ粗略ニシタル結果或ハ時間不足ニ因リ最も重要ナル近代史ヲ遺棄スルニ至ルモノアリ。
- (二) 補充教材 教師ハ教本ニ於ケル外自ラ當ニ隨時教材ヲ補充スベシ。但シ教室内ノ鈔録ハ上課時間ノ過多ニ陥ルハ宜シカラズ。特殊資料ニ對シテハ隨時自ラ補充講義ヲ編成或ハ他書ヲ節取シ以テ應用ニ供スベシ。
- (三) 中心點ノ提出 教師ハ各個時期ニ其ノ期ノ歴史の中心ヲ提出シ以テ學生ニ照示シ學生ヲシテ教材聯絡ヲ得セシメ並ニ系統ノ概念ノ效ヲ尋求セシム。

- (四) 講演ノ善用。歴史教法ハ當然各種ノ方法ヲ採用スベキモ事實上一種ノ課本ヲ採用シテ標準トナサザルベカラザルモノアルヲ以テ講演教法ノ中心トナス。……
 惟フニ學生ノ興味ト注意ヲ喚起セント欲セバ講演法ハ最モ運用ニ宜シキ方法ナリ。……
 故事式的講述ノ酌用圖片ノ應用問答ノ挿入特殊問題等ヲ提出スルガ如キモノ即チソレナリ。……
 綱要ノ採用。歴史ノ事實ハ繁雜ニシテ學生ハ常ニ其ノ要領ヲ攫ミ難キニ苦ムヲ以テ演講法ヲ補助スルタメ系統ヲ揭示シ以テ學生ノ理解ヲ増進スル見地ヨリシテ教師ハ將ニ宜シク教材ニハ綱目ヲ提出シ隨時説明ヲ加ヘ最モ根據ノ好キ課本ト必要ノ補充資料ハ綱要ヲ編印シテ教本ト相輔テ行フハ既ニ講演ノ參考ニ供シ又學生自習ノ助トナスベシ。
- (五) 比較ト聯絡トノ注意
 人類ノ進化ハ元來綿續不斷的ニシテ即チ異地ノ史蹟ハ亦相互ノ印證トスベキナリ。故ニ教師ハ前後ノ比較ト聯絡ニ注意ヲ要スベキノミナラズ隨時本國史ト外國史ノ比較ト講通ヲ謀ルベシ(中國ト歐洲人ノ羅針盤ヲ用ヒシ先後ヲ比較スルガ如キ講通ハ漢ト羅馬ノ間接交通スルガ如シ)則チ混合形式ヲ取ラザルトイヘ共卻ツテ混合教法ノ優點ヲ採納セリ。
- (六) 參考書ノ閱覽ノ指導
 教師ハ須ク學生ノ程度ヲ酌量シ隨時簡明ノ參考書ヲ指定シ學生ヲシテ閱覽或ハ全級閱覽ヲ規定シ或ハ輪流閱覽ヲ指定スベシ。教師ハ須ク豫メ充分ニ「輔導與習」ノ精神實現ヲ指導スベシ。
- (七) 時事ト史事トノ聯絡ニ注意
 歴史ヲ研究スレバ時事ノ由來ヲ知ルベク時事ニ注意セバ歴史ノ應用ヲ明カニスベキガ故ニ教師ハ史事ニ對シ

- 可能ノ範圍内ニ於テ當ニ之ヲシテ現代社會トノ發生關係ニ竭カスベシ。且ツ本國史ヲ講授スル時ニ於テハ國內時事ノ報告ヲ斟酌シ以テ之ニ解釋ヲ與フ。
- 外國史ヲ講授スル時ニ於テハ國際時事ノ報告ヲ酌量シ加フニ解釋ヲ以テスベシ。
- 此ノ外學生ノ報章ノ雜誌ヲ閱覽スルニ對シ教師ハ亦當ニ適當ナル指導ヲ以テスベシ。
- 公共紀元ノ參用
- (九) 中國歷代君主紀元紛更ハ遂ニ歴史上の紀元標準ニ一大問題ヲ成スヲ以テ年代ノ準確ヲ求ムルノト史蹟ノ聯絡ヲ圖ルタメ西歴紀元ヲ參用シ公共紀元トナスハ實ニ比較的便利ノ辦法ナリ。
- 地圖、圖表、圖片ノ應用
- (三) 歴史地圖ハ歴史教授ニ對シテ必要の工具ナリ。
- 因ニ大部分ノ史蹟方地理ノ背景ヲ離ルレバ即チ明瞭シ能ハザルナリ。此ハ各時期ノ疆域、戰爭、交通等ノ講授ニ於テ最モ然リ、特殊ノ地圖ニ就キ或ハ普通地圖中之ヲ指示スベカラザルニ非ラザルナリ。此ノ外歴史的圖表及圖片、古物模型等ノ如キハ均シク學生ノ興味ヲ増進スルト共ニ理解ノ效用アリ。
- 其他 此ノ外歴史、古蹟ヲ訪問ノ如キハ以テ學生ノ前人ニ對シ或ハ史蹟ノ想像ヲ喚起スルニ足ル、故ニ學校ハ學期中ニ於テ附近ノ古蹟ニ就キ考查的旅行ヲ爲スベシ。
- 旅行中學生ノタメ本古蹟ニ關スル故事ヲ講解スベシ。
- 或ハ學生ヲシテ聽講及參考ニ依リ得クル所ヲ筆記セシム。程度ノ高キモノハ局部問題ヲ指定シ短文ヲ試サシムベシ。方法ハ甚ダ多キモ須ク教師ノ臨機應變ニ由リ試験スルコトニ留意スベシ。
- (二) 附歴史課程ノ設備

歴史學ハ其ノ研究スル所極メテ廣ク而モ又人生ニ適合スルガ故ニ學生ヲシテ眞實ノ理解ヲ得セシメント欲セバ必ず相當ノ設備ヲ要スベシ。學校當局ハ必ず歴史ヲ文學ノ一類科學ノ觀念トナスコトヲ打破スベシ。而シテ歴史科ヲ以テ理化生理等ノ科の標本儀器ト同様重要ナルモノト見做スベシ。學校ハ特ニ歴史陳列室或ハ教室ヲ設ケ少ク共地理科ト史地教室ヲ合設スベシ。大概歴史科の設備ノ主要ナル者ハ1 歴史的地圖(掛圖) 2 歴史の圖表

3 名人畫像ト歴史の圖片 4 各種古物(例ヘバ器物、古碑、彫刻等ノ如キモノ) 5 模型(古物ノ模型、古建築ノ模型ノ如キモノ) ニシテ此ノ設備ハ或ハ購入或ハ搜集或ハ自製ニ由ルベシ、均シク室内ニ收藏シ或ハ陳列スベシ。

惟ダ教授ノ時説明ニ供スベキノミナラズ平時ニ於テモ亦觀摩ノ助トナスベシ、即チ經費ニ限り有リ亦力ノ及ブ所ニ就キ先ニ草創トナシ漸次擴充ヲ謀ラシム。

下列各項ノ叙述ニ關シ隨時ニ應ジ注意シ學生ノ程度及ビ學校ノ聯絡ヲ顧ミ各ラシテ其ノアルベキ歴史知識ト訓練ヲ得セシムルヲ旨トナスベシ。

- 1 歴史概念 應ニ整個的ニ注意スベシ。
- 2 歴史事實 應ニ簡賅ヲ力求スベシ。
- 3 政教制度 淺顯ヲ力求スベシ。
- 4 學術思想 具體的ナルヲ力求スベシ。
- 5 人地名詞 繁瑣ヲ免ルルニカムベシ。

初級中學地理課程標準

第一 目 標

(イ) 學生ヲシテ本國地理狀況ト總理實業計畫ノ概要トヲ明瞭ナラシメ以テ其ノ國土愛護ノ觀念ト自然ヲ利用スル能力ヲ養成ス。

(ロ) 學生ヲシテ外國地理狀況國際關係及本國現在ノ國際地位ヲ明瞭ニセシム。

第二 時間 支配

每學年每週二時間ニシテ第一、二學年ハ本國地理、第三學年ハ外國地理ヲ授ク。

第三 教材 大綱

本國地理

(イ) 概説 先ニ地球ノ形成ト大小、地球ノ經緯度五帶及方位、地球ノ回轉、公轉及晝夜四季ノ循環、水陸ノ分布ヲ説明シ然後再ビ本國ノ地位面積地形及氣候ヲ述ブ。

(此ノ項ハ須ク淺顯ヲ要シ竝ニ簡單ナル綱要ヲ提出シ以テ高等小學畢業ノ程度ニ適合ス)。

(ロ) 地方誌

(一) 中部地方

1 南京市

4 浙江省

7 湖北省

2 江蘇市

5 安徽省

8 湖南省

3 上海市

9 江西省

9 四川省

(二) 南部地方

- 1 廣東省
- 2 廣西省
- 3 福建省
- 4 雲南省
- 5 貴州省

(三) 北部地方

- 1 河北省
- 2 北平省
- 3 天津市
- 4 山東省
- 5 青島市
- 6 河南省
- 7 山西省
- 8 陝西省
- 9 甘肅省

(四) 東北地方

- 1 遼寧省
- 2 吉林省
- 3 黑龍江省

(五) 漠南北地方

- 1 熱河省
- 2 察哈爾省
- 3 綏遠省
- 4 寧夏省
- 5 蒙古地方

(六) 西部地方

- 1 青海省
- 2 新疆省
- 3 西康省
- 4 西藏地方

説明 地方誌ノ叙述方法ハ自然區域ヨリ分省ニ説キ及ブニ由ルガ須ク下記事項ニ注意スベシ。

(但シ分省ヲ叙述スル時ハ必ズシモ逐項、呆板分列スルヲ要セズ)。

1 位置及面積

2 地形氣候及土壤

- 3 人口分布
 - 5 水陸交通
 - 7 水陸國境及國防形勢
 - 9 實業經理ニ關スル計畫事項
 - 4 主要實業及產品
 - 6 主要城市
 - 8 被侵略ノ領土ト權利
 - 10 地方特殊事項
- (ハ) 總括
- (一) 人口(分布狀況及華僑ノ移殖事項)
 - (二) 交通(鐵路、公路、航路、駁運、航空、郵電)
 - (三) 産業(農墾、漁牧、林礦、工商業、對外貿易)
 - (四) 國防(海陸、空軍、要塞、重要國防原料及國防形勢ノ今昔)
- 外國地理
- (イ) 概説
- (一) 地形
 - (二) 氣候
 - (三) 人民
 - (ロ) 地方誌
- 中國ト最モ密接ナル國家或ハ地域ニ注意スベキコト。
- (一) 亞細亞洲
- 1 亞洲概説

2 日本

3 南洋群島

4 印度支那半島

5 印度(錫蘭島ヲ含ム)

6 阿富汗、俾路芝、伊朗、亞刺伯(伊拉克叙利亞巴勒斯坦ヲ包括ス)

7 土耳其

8 蘇俄亞洲ノ部—西伯利亞、中央亞細、外高索

(二) 歐洲

1 歐洲概説

3 露西亞

5 中歐諸國概説

7 南歐諸國概説

9 西歐諸國概説

11 佛蘭西

(三) 北阿米利加

1 北阿米利加洲概説

3 加奈陀

5 中米及印度群島

2 東歐諸國概説

4 北歐諸國概説

6 獨逸

8 伊太利

10 太不列顛

2 阿米利加合衆國(アラスカ及夏威夷ヲ含ム)

4 墨西哥

第四 實施方法概要

(イ) 作業要項

- (一) 教科書ヲ以テ課時ヲ授クル綱領トナス。
- (二) 地圖及統計圖表等ヲ以テ講習ノ參證トナス。
- (三) 照片、模型、儀器等ヲ以テ必要ノ補助トナス。
- (四) 野外旅行及各種實習或ハ特種場所ノ參觀及展覽會等ヲ以テ實施ノ視察トナス。
- (五) 初歩ノ測量ヲ以テ圖表ヲ製作シ地理觀念ノ確實ヲ求ム。
- (六) 地圖ヲ選閱スルヲ注意スルコト。
- (七) 教授ニシテ國防材料ニ關シテハ左記各項ヲ注意スベシ。
- (四) 南阿米利加洲—南阿米利加洲諸國概説
- (五) 阿弗利加洲
- 1 阿弗利加洲各部概説
- 2 埃及
- 3 アビシニア
- 4 南阿弗利加聯邦
- (六) 太平洋
- 1 太平洋概説
- 2 澳洲
- 1 郷土形勢及交通路線
- 2 邊疆及沿海各省ノ地理形勢
- 3 國土ヲ喪失スルガ如キ材料ニ關スルモノ

4 國防國恥圖表

5 我國及外國重要軍港形勢

(ロ) 教法ノ要點

- (一) 小學教材ノ聯絡ニ應ジ高キ内容ノ程度ヲ提ゲ有機的教學ヲ用ヒ學生ヲシテ總括的知識ヲ得セシム。
 - (二) 具體的敘述ヲ用フルコト 人地ノ關係ヲ説明シ再ビ科學的方法ヲ以テ其ノ原因及結果ヲ推シ尋ネ學生ノ地理ヲ研究スル興趣ヲ喚起ス。
 - (三) 講演ヲ以テ網トナシ或ハ設計法ヲ用フ、盡ク地圖、圖表、模型、標本及各種實物野外實習ノ活用ヲ計ルト同時ニ時々應用問題ヲ提出シ、學生ヲシテ實際的知識ヲ得セシム。
 - (四) 幻燈ヲ利用シ國防教材ニ關スル映寫ヲナスコト
- ハ 教材選擇上ノ注意
- (一) 須ク小學教材ト聯絡スルコト。
 - (二) 本國地方誌ヲ教授スル時教師ハ本省ノ補充教材ニ關スルモノヲ多選シ學生ヲシテ研習セシム。
 - (三) 適當ナル挿圖ヲ選ビ註解ヲ附加シ重要産業圖及統計比較表ニ留意シ本文ト對照セシメ學生ノ印象ヲ明確ナラシム。
 - (四) 人口ハ最近ノ調査ニ據リ本國城市人口五萬以上及外國城市人口二十萬以上ハ應ニ特ニ標明スベシ。
 - (五) 各種ノ統計ハ最近ノ調査ニヨリ其ノ不明或ハ變動ノ特ニ甚ダシキモノアラバ則チ最近數年間ノ平均ヲ採用スベシ。
 - (六) 外國地名

初級中學勞作(男生)課程標準

第一 目 標

- (イ) 學生ヲシテ勞作ト人生トノ關係ヲ了解セシメ竝ニ其ノ勞作ノ興趣ヲ培養ス。
- (ロ) 學生ヲシテ實地操作セシメ其ノ勤勉ト精確ノ徳性ト習慣トヲ養成ス。
- (ハ) 學生ヲシテ生活上必需ノ勞作知能ヲ獲得シ、其ノ創造ノ思想ト能力ヲ發展セシム。
- (ニ) 學生ヲシテ職業ニ従事スルノ基礎訓練ヲ習得セシム。
- (ホ) 學生ヲシテ勞作ト國防ノ關係ヲ瞭解セシム。

第二 時 間 支 配

毎週二時間ニシテ三學年迄トス。

第三 教 材 大 綱

(イ) 第一學年(木工)

第一學期

(一) 討 論

1 勞作意義ト必要

2 木工業ノ重要

3 木工工具概説

(二) 實 習

1 鋸、鉋、鑽等ノ基本工作法ノ練習

3 釘接法ノ練習

5 油漆法ノ練習

模型ノ製作ヲ練習スルコト

4 木工材料概説

2 線鋸法ノ練習

4 工作圖看讀法ノ練習

6 簡易木器及單用品

第二學期

(一) 討 論

1 上學期ノ作業ノ繼續

3 青年ノ木工ニ從事スル職業問題

2 我國ノ木工業ニ關スル注意ヲ要スベキ點

(二) 實 習

1 上學期ノ作業ニ接續スルコト

3 製圖法ノ練習

5 裝飾法ノ練習

2 膠接、榫接法ノ練習

4 簡易ナル彫刻法ノ練習

(ロ) 第二學年(金工)

第一學期

一 討 論

1 金屬工藝ノ重要

2 金工工具概説

3 金工材料概説

(二) 實 習

- 1 鋸、剪、鑿、銼等ノ基本工作法ノ練習
- 3 簡易ノ板金器具及軍用品製作練習

2 鋁接法ノ練習

- 4 簡易ナル鍛銑器具製造ノ練習

第二學期

(一) 討 論

- 1 上學期ノ作業ノ繼續
- 3 金工ノ國防上ニ對スル重要

2 我國ノ金屬工業ニ於テ特ニ注意ヲ要スベキ點

- 4 青年金工ニ從事スル職業問題

(二) 實 習

- 1 前學期ニ接續シテ簡易ナ鍛鐵器具及軍用品ヲ練習セシム
- (ハ) 第三學年(金木工組)

第一學期

(一) 討 論

- 1 金木工藝ノ相互關係ニ關スルモノ
- 3 手工藝ノ工業上ニ於ケル地位

2 金木工藝ノ産業概況

- 4 簡易軍用品ノ學理ト結構

(二) 實 習

- 1 簡易金木ノ日用品及軍用品ノ製作

2 物理器械ノ製作

(一) 討論

1 前學期ノ作業

3 簡易金木工場設備及布置

(二) 實習

前學期ノ作業ノ繼續

(註)金木工ノ如キハ三學年繼續シ前三學期ニ於テハ專ラ木工ヲ習ヒ、後三學期ハ專ラ金工ヲ習フベク教材ハ本大綱ヲ參照シテ平均分配ス。

(三) 第三學年(竹工組)

第一學期

(一) 討論

1 竹材工藝ノ價值

3 竹工材料概況

(二) 實習

1 簡易ナル竹桿製器法ノ練習

3 翻黃製器法ノ練習

第二學期

(一) 討論

1 前學期ノ作業ノ繼續

2 原動力大意

2 竹工、工具概説

2 竹材着色法ノ練習

2 我國竹材工藝ノ概況

3 青年ノ従事スル竹工職業問題

(二) 實習

1 竹筒剪法ノ練習

2 簡易ナル竹筒製器法ノ練習

(ホ) 第三學年(土工組)

第一學期

(一) 討論

1 土工ノ價值

2 國産陶器方舶來ヨリ受クル所ノ影響

(二) 實習

4 陶器工材料ノ概説

1 初步塑造法ノ練習

2 石膏陰型製法ノ練習

3 粘土、玩具製法ノ練習

4 土坯着色法ノ練習

第二學期

(一) 討論

1 前項期ノ作業ノ繼續

2 陶器、水泥、工業ノ概況

3 戦壕及地窖ノ理論及結構

4 青年ノ陶器工ニ従事スル職業問題

(二) 實習

1 簡易ナル陶器製坯法ノ練習

2 素燒法及釉燒法ノ練習

3 簡易ナル水泥工作及壕溝地窖工事ノ練習

(ハ) 第三學年(農藝畜養組)

第一學期

(一) 討論

1 農藝大意

3 我國農藝及畜養概況

2 農藝ト工藝トノ關係

4 獸醫常識

(二) 實習

1 整地法ノ練習

2 製種法ノ練習

3 播種、移植、中耕、施肥、防害收穫等法ノ練習

4 家禽、家畜、蜜蜂、魚類等ノ養育ノ繁殖及治療ノ練習

第二學期

(一) 討論

1 前學期ノ作業ノ繼續

2 青年ノ農業ニ從事スル職業問題

(二) 實習

1 前學期ノ作業ノ繼續

2 簡易ナル農産製造ノ練習

(註) 第三學年ノ金木工、什工、土工、農藝畜養四組各校ハ地方情形ノ見學ヨリ得タルモノヨリ一組ヲ選テ教學ス

第四 實施方法概要

(イ) 知識方面

- (一) 講演 討論事項ニ據リ講演法ヲ用ヒ學生ヲシテ明白ニ瞭解セシム。
 (二) 參觀 凡ソ工場農場ノ設備、軍用品製造廠、防禦工事及各種機械ト工作法ノ研究ニシテ講演ニ依リ明瞭シ能ハザル時ハ參觀法ヲ應用シ之ヲ補助ス。
- (三) 調査 凡ソ討論事項中ノ工藝、農藝概況ニ關スルモノハ調査方法ヲ以テ之ヲ明瞭ニスベシ。
 (四) 挿集 各種參考材料ハ購買ニ求メ以テ之ヲ挿集ス。
 (五) 計畫 各種工作圖樣及順序ハ學生ヲシテ多ク設計シ以テ其ノ創造能力ヲ發揮セシム。
 (六) 鑑賞及批評 學生ヲシテ各種ノ成績作品ヲ鑑賞及批評セシメ以テ其ノ工作興味ヲ喚起シ併テ其ノ審美能力ヲ養成ス。
- (ロ) 技術方面
- (一) 模倣作業 教員ニ由リ示スニ範作ヲ以テシ作法ヲ講述シテ模倣製作セシム。
 此種ノ方法ハ基本練習ニ限ルベシ模倣ノ時ハ工作ノ精密ト正確トニ注意シカメテ範作ト一致セシムベシ。
 (二) 指定作業 教員ヨリ圖樣ヲ示シ或ハ工作提要ヲ規定シ學生ヲシテ之レニ依リ作業セシメカメテ教員ノ指定スル所ノモノト符合スル様ニ努ムベシ。
 (三) 自由作業 學生ニ由リ自由ニ作業計畫ヲ提出シ教師ノ審査ヲ經竝ニ其ノ作業ノ適否ニ注意シ確定ヲ待チテ再ビ工作ヲ開始スルモノトス。必要ノ基本練習ヲ除ク外ハ多ク此方法ヲ應用シ以テ其ノ創作力ヲ養成ス。
 (四) 實習方法 實習ハ個別、分組及共同ノ三種ニ分チ作業ノ情形ヲ視テ之ヲ定ム。
 (五) 展覽ノ比賽 各種ノ實習成績ハ隨時展覽ノ比賽ヲ舉行ス。

其ノ範圍ハ同級、各級及校外數種ニ分ツベシ。
其他ノ機關トノ合作

(六) 農藝實習ノ苗圃、果園、溫室、農具、畜養及各種試験ニ關シテハ多ク農業機關ト合作スベシ。工藝實習ニ關シテハ工業軍事機關ト聯絡スベシ。

(ハ) 教法ノ要點

(一) 教材ハ學校ノ環境、學生能力ニ適合スルモノヲ以テシ且ツ實用、經濟、美觀等ニ注意スルコトヲ原則トス。各種作業ハ必ズ基本練習ニ注意スベシ。

但シ物品製作練習中ニ附帶シテ之ヲ教學ス。

(三) 工具ノ保管修理等ノ方法ハカメテ學生ヲシテ深切明瞭ナラシメルト同時ニ練習ヲ督促シ以テ其ノ管理能力ト整潔習慣トヲ養成ス。

(四) 學生ノ自動ト想像力ノ運用トニ注意スルコト。

(五) 學生ノ工藝及農藝等ニ關スル圖書雜誌ヲ閱讀スルコトヲ鼓舞獎勵スルコト。

(六) 材料工具ヲ選購シ國貨ヲ採用スルヲ以テ原因トナス。

初級中學勞作(女生)課程標準

第一 目 標

- (イ) 學生ヲシテ家庭ノ組織及功用ニ對シ正確ノ認識、濃厚ノ興趣ト良好ナル習慣ヲ獲得セシム。
- (ロ) 學生ヲシテ熱心ニ家庭中一切ノ工作ヲ處理シ且ツ個人對家庭關係ノ重大性ヲ了解セシム。

- (ハ) 學生ヲシテ眞ニ家庭看護ト兒童養育ノ理論ト實際ヲ了解セシム。
 (ニ) 學生ヲシテ衣食住等ノ問題ニ對スル相當ノ研究ヲ持タセ竝ニ能ク科學方法ノ家庭ニ於ケル布置ト管理ヲ應用セシム。

(ホ) 學生ヲシテ簡易ナル園藝ノ知識、技能ヲ獲得セシム。
 第二 時間 支配

第一、二學年ハ每週一時間教授シ實習ハ二時間、或ハ毎、兩週ニ一回講授シ餘ヲ實習トス。第三學年或ハ修習家事ヲ繼續シ或ハ其他職業科目ヲ改習シ時間ノ支配ハ第一、二學年ニ同ジ。

第三 教材 大綱

(イ) 第一學年

(一) 講 授

- 1 家事ノ女性ニ對スル重要性
- 2 衣食ト個人儀容及健康トノ關係
- 3 衣服ノ豫算ト選購
- 4 衣服ノ修補、保存ト洗濯
- 5 飲食衛生ノ要點

(二) 實 習

- 1 男女ノ簡易ナル衣服製作及修補法ノ練習必要ノ時ハ軍用被服ノ製作修補ニ注意スベシ。
- 2 乾濕洗濯法ノ練習。

(B) 各種ノ簡易ナル烹飪法ノ練習及軍用乾糧、乾菜等ノ豫備。

(一) 講授

- 1 食物飲料ノ選購、豫備及貯藏
- 2 住宅ノ計畫、配置及整理
- 3 花卉及蔬菜等ノ植付
- 4 個人及家庭經費ノ豫算及審査
- 5 家庭ノ功用及其ノ社會トノ關係

(二) 實習

- 1 簡易ナル衣服及被服製作ノ練習ヲ繼續ス
- 2 簡易食品ノ烹調及軍用乾糧等ノ練習ヲ繼續ス
- 3 居室ノ配置、點綴及整理ヲ練習ス
- 4 花卉、蔬菜ノ播植及其他簡易ナル園藝ノ練習

(六) 第三學年

(一) 講授

- 1 兒童ノ基本知識ノ養育
- 2 兒童ノ身心發展及其ノ教育法
- 3 遺傳ト環境ノ兒童ニ對スル影響

4 家庭衛生ト健康

5 公共衛生及急救助産常識

6 傳染病ト其ノ豫防

7 病人ノ看護及飲食

(二) 實習

1 各種家庭醫院及育兒所ノ參觀

2 嬰兒及幼兒ノ保育實習

3 病人ノ看護實習

4 家庭經費ノ豫算編成ノ練習

5 事務管理ノ實習

(註) 第三學年ニ於ケル其他職業科目ノ改習ノ如キハ第三學年教材ノ教授實習ヲ要スベキモノヲ選ブベシ兒童ノ養育ト家庭衛生常識ニ對シテハ必ず先ニ教授完了セシムベシ

第四 實施方法概要

(イ) 作業要項

1 烹飪室及工作室ノ實習。

2 小規模ノ交際應酬ノ實地演習。

3 各級家庭ノ實際生活狀況及托兒所等ノ教養機關ヲ參觀スルコト。

4 家庭ト關係アル工廠商店、野菜園、花園ヲ參觀シ學生ヲシテ日用物品ニ對シ相當ノ知識ヲ持タシム。

(ロ) 教法要點

- 1 中學生ノ學習セル家庭問題ヲ以テ研究ノ基礎トナス。
- 2 科學原理ト方法トヲ以テ今日ニ於ケル家庭ノ各種重要問題ヲ解決ス。
- 3 一般中等家庭ノ設備ヲ参照シ理家ノ知能ヲ研究ス。
- 4 近代家庭ノ組織社會思想ノ趨向ニ根據シ現代ノ圓滿家庭要素ヲ研究ス。
- 5 可能ノ範圍内ニ於テ學生ニ家事機械化ノ訓練ヲ以テス。

初級中學圖畫課程標準

第一 目 標

- (イ) 學生ノ審美本能ヲ啓發シ其ノ性情ヲ涵養ス。學生ヲシテ美術ト人生トノ關係ヲ理解セシメ以テ其ノ生活意義ヲ増進セシム。
- (ロ) 學生ヲシテ人物、自然形態ノ觀察力ト描寫技能ニ對スル練習ヲナサシム。
- (ハ) 學生ノ藝術、真理、常識、技術ヲ灌輸シ以テ其ノ藝術應用方環境的能力ニ順應スル様之ヲ養成ス。

第二 時 間 支 配

每週一時間ニシテ三學年迄トス。

第三 教 材 大 綱

- (イ) 第一學年
 - 1 形體描寫ノ練習、位置、構圖、初歩等

- 2 形體ノ明暗及遠近等ノ關係
 - 3 室內外光線中明暗ノ差異
 - 4 明暗及遠近、色彩ノ關係……色彩ノ調和及其ノ配合法等
 - 5 平行透視畫法
 - 6 自然美ノ描寫練習
- (B) 第二學年
- 1 靜物風景ノ描寫練習
 - 2 色彩、形態、構圖、思想等ノ自由表現ノ練習
 - 3 成角透視畫法
 - 4 圖案法
- (ハ) 第三學年
- 1 幾何畫
 - 2 寫生法或ハ圖案構成法
- 第四 實施方法概要
- (イ) 作業要項
- (一) 觀察ト鑑賞
 - 1 圖解
 - 2 實物觀察方法

3 自然鑑賞ノ研究
4 名作鑑賞ノ指導

(二) 實習

1 寫生

2 記憶描寫ノ訓練

3 命題ノ練習

4 自由創作

5 圖案構成法

6 圖式製作

(三) 教法要點

(一) 中西繪畫ノ方法、材料ニ依リ學生ヲシテ觀察描寫等ノ初步方法ヲ練習セシメ時ニ依リ理論方法ヲ用ヒ學生ノ健全ナル思想ト技能トヲ誘導養成ス。

1 取材ハ新鮮ヲ要シ學生ノ興趣ニ合致シ而シテ身心ニ有益ナル者タルコト。

2 理ヲ解クニハ簡明ヲ旨トシ而シテ學生ノ程度年齢ニ適合スルコト。

3 技能ノ指導ト改正ニ就テハ須ク切實合法ヲ求メ必ズシモ細密ニ過グルヲ要セス。

(二) 隨時學生ノ美術品及自然界ニ對スル興趣ヲ啓發シ自動研究製作ノ習慣ヲ養成セシム。

1 學校會場教室ヲ裝飾スル時ノ共同研究。

2 各種美術集團ノ參觀及工作ノ參加

- 3 學生ノ身ニ關シ切ナル事物ノ設計及指導。
 - 4 遠足或ハ旅行寫生ヲ利用シ以テ練習ノ興味ヲ増進ス。
- (三) 應ニ實習鑑賞セシムル結果逐次身心ニ影響シ完美ナル品性ノ基礎ヲ得成セシム。
- 1 名作及美術新聞ニ關シ時々之ヲ講解公布シ學生ヲシテ見聞ヲ廣メシム。
 - 2 校内ニ各級競技展覽會ノ設置ヲ要ス。
 - 3 學生ノ思想技能ニ關係アル畫家詳傳等ヲ選擇シ隨時之ヲ講演シ以テ學生ノ自覺ヲ促進ス。
 - 4 學生ノ批評ニ對スル練習ヲ指導シ以テ其ノ鑑別本能ヲ増進ス。
 - 5 學生ノ優良作品ヲ獎勵シ或ハ公布シ以テ全體學生ノ努力ヲ促進ス。
 - 6 標語畫、新聞畫等ノ練習指導。
- (四) 環境ニ對應シ審美ノ敏感ヲ養成スベシ。
- 1 學校某部ノ改革設計ニ關シ學生ヲシテ練習運思及製圖ニ參加セシムベシ。
 - 2 隨時常ニ見ラレザル事物ヲ蒐集シ學生ヲシテ其ノ美觀、同等ノ事物ヲ鑑別セシメ亦學生ヲシテ其ノ個別ノ特徴ヲ説明セシム。
 - 3 學生ノ習作ハ相互批評ノ練習ヲ爲サシム。
- (五) 其他各種課程ニ對シ應ニ相當ノ聯絡ヲ探ルベシ。
- 1 史材故事理想畫等ニ關スル構圖ノ練習。
 - 2 世界大事及中國時事等ニ關スル諷刺畫ノ練習。
 - 3 工業、商業、農業、建築等ニ關スル作業ノ設計構圖練習。

初級中學音樂課程標準

- 4 自然界生物形態ニ關スル簡單ナル描寫練習。
- 5 自由思想ニ關スル表現練習。

第一 目 標

- (イ) 學生ニ音樂ノ才能ト興趣トヲ發展セシム。
- (ロ) 學生ヲシテ能ク普通ノ單複音歌曲ヲ唱ヘセシメ竝ニ初步樂理ヲ明瞭ナラシム。
- (ハ) 聽覺ヲ訓練シ名歌曲ヲ鑑賞スルノ能力アラシム。
- (ニ) 美的情感及融和、樂羣、奮發、進取等ノ精神ヲ涵養ス。

第二 時間 支配

- (イ) 各學年ノ教學時間ハ均シク每週ニ付一時間トス。
- (ロ) 毎時間中十五分間樂理ヲ講演スルコトヲ規定シ其ノ餘ノ時間ハ唱歌ヲ教學ス。

第三 教材 大綱

(イ) 第一學年

(一) 學 理

1 讀譜法

(甲) 樂譜ノ組織 五線譜上ノ音ニ關スル高低(譜表)、長短(音符、休止符)、強弱(拍子等)、快慢(速度)等各種符號

- (二) 唱歌
 - 1 基本練習
 - (乙) 音階 長音階(或ハ大音階ト稱ス)及其同系各調短音階(或ハ小音階ト稱ス)及其同系各調
 - (丙) 轉調 附近調、轉調ノ識別
 - 2 歌曲
 - 發音、音階、音程、調子及各種節奏等練習
 - 單音歌曲ノ齊唱
- (ロ) 第二學年
 - (一) 學理
 - 1 音樂常識
 - (甲) 音樂ノ意義ト分類
 - (丙) 樂器ノ種類ト器樂
 - (戊) 絶對音樂ト標題音樂
 - (二) 唱歌
 - 1 基本練習
 - 前學年ニ同ジ
 - 2 歌曲
 - 前學年ニ同ジ簡易ナル二部、三部合唱曲ヲ加フ
 - (乙) 人聲ノ區別ト聲樂曲
 - (丁) 古典派音樂ト浪漫派音樂
 - (己) 音樂ト人生

(ハ) 第三學年

(一) 樂理

1 和聲學初歩

(甲) 音程大意

(丙) 連續音及隱伏音ノ禁忌

(戊) 七和音ノ構成及其ノ解決規則

(庚) 轉調ト終止法

(壬) 和聲學ノ應用

(二) 唱歌

1 基本練習

前學年ニ同ジ

2 歌曲

前學年ニ同ジ簡易ナル四部合唱曲ヲ加フ

第四 實施方法ノ概要

(イ) 作業要項

1 樂理課中ノ各項練習問題ノ演習

2 各種基本樂曲ノ視唱

3 譜寫及聽音默譜ノ練習

(乙) (丁) (己) (辛)

三和音ノ構成ト連接

六和音ト四六和音ノ規則

七和音ノ轉位

樂調ノ和聲的解剖

- 4 各種單複音歌曲、齊唱、合唱及獨唱
- 5 著名音樂及器樂曲ノ鑑賞
- (B) 教法要點
- (一) 今後ハ首調音唱法ヲ廢除シ代フルニ各國現行ノ固定唱名法ヲ以テス。
- (二) 唱歌ハ須ク特別ニ基本練習ニ注意スベク一般學生ガ常ニ其ノ耳ヲ悅バザルヲ以テ輕視スル者アル故教員ハ須ク懇切ニ之ヲ開導スベシ。
- (三) 毎回ノ唱歌前ノ五分間ハ必ず基本練習ヲ行フベシ、最後五分間ハ須ク習ヒ唱馴レタルモノ或ハ特別愛唱ノ歌曲ヲ唱ハシム。
- (四) 曲譜ハ必ず完全ニ五線譜ヲ用ヒ絶對ニ簡譜ヲ用ヒルヲ許サズ。
- (五) 教材ヲ選ブ時ハ雄壯、活潑ノ歌曲ヲ多選スベシ、悲哀頹廢等ノ歌曲ニ偏スルガ如キハ必要時ヲ除ク外最少限度ニ用ヒソレ摩々ノ音ニ至リテハ須ク一概ニ屏除スベシ。
- (六) 單音複音タルヲ論セズ最モ良キトハ均シク伴奏ノ歌曲アルモノヲ選用ス。又教授ノ時教員モ亦伴奏ヲ彈スルヲ以テ正則トナス。斯クノ如クスレバ學生ヲ一面唱歌シ一面兼ネテ能ク複音ヲ聽取スル習慣ガ養成サレテ其ノ鑑賞音樂ノ程度ヲ増進ス。但シ新曲唱熟ノ後ヲ待チテ又須ク其ノ樂器ヲ脱離シテ能ク獨唱ノ習慣ヲ養成ス。
- (七) 學生ノ唱歌スル時ハ須ク其ノ發音、口形、態度、表情等ニ注意シ矯正ハ隨時之ヲ加フ。
- (八) 須ク學生共通ノ音域ニ注意シ又學生中「變聲期」ニ屬スル者ニ出遇ヘバ暫時唱歌ヲ停止セシム。
- (九) 複音唱歌ノ分部ハ須ラク學生全體ノ人數、性別及各人固有ノ音域ヲ視テ酌定ス女生高音ヲ唱ヒ、男生低音ヲ

- 唱フヲ通例トス殊ニ三重音四重音ノ合唱曲ニ至リテハ則チ男女各二部ニ分ツベシ。但シ女生ノ特別ニ少ナク或ハ男女分校ノ學校ハ部ヲ分ツ時ハ更ニ特別ニ注意スベシ。
- (十) 歌曲ハ長音階調ヲ多ク用フベク短音階調ヲ少ク用フベシ。
- (九) 學生ノ歌曲ニ對シテハ忠實ニ唱奏セシムベシ切ニ隨意ニ花腔滑調ヲ加フルコトヲ禁ズ歌曲情趣ハ卑劣ニ流ルル勿ラシム。
- (八) 讀譜法ヲ講演スル時ハ學生ヲシテ譜ノ能力ヲ認ラシムル外更ニ其ノ譜寫ヲ練習セシムベシ又相當ノ時期内ニ於テ併テ「聽寫譜寫」ヲモ練習セシムベシ。
- (七) 「音樂常識」ヲ講演スル時ハ聲樂器樂ニ關スル著名ノレコードヲ多ク備付シ隨時留聲機ヲ利用シ學生ヲシテ多ク鑑賞ノ機會ヲ得セシム又音樂名家ノ演奏ニ遇ヒ及ビ當地舉行ノ音樂會等ノ場合ハ必ズ其ニ出席セシムベシ。
- (六) 和聲學ヲ講演スル時ハ淺近ヲ求ムベク且ツ隨時ニ實際樂曲ヲ舉ゲテ相互參照ノ上解釋スベシ。
- (五) 凡ソ特別天資ノ學生アラバ課外ニ於テ其ノ一種ノ樂器ヲ學習セシメ、オルガン、ピアノ及木國樂器等ノ如キハ教員ハ別ニ時期ヲ定メ豫メ指導スベシ。
- (四) 各種集合及儀式舉行ノ時ハ凡テ唱歌ヲ利用シ以テ其ノ雄偉團結ノ精神ヲ鼓舞スベシ。

8980

高級
中學
ノ
部

高級中學教科目及各學期每週各科教授時間表

(民國二十五年二月十八日修正公布)

科 目	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
公民	二	二	一	一	一	一
體育	二	二	二	二	二	二
軍事訓練及軍事看護	三	三	一	一	一	一
國文	五	五	五(三)	五	五	五
論理	一	一	一	(三)	一	一
英語	五	五	五	(三)	五(三)	五(三)
數學	四	四	三(三)	三(三)	三(三)	三(三)
生物	四	四	一	一	一	一
化學	一	一	一	一	一	一
物理	一	一	六	六	一	一
本國歷史	二	二	三	一	一	六
外國歷史	一	一	一	一	一	一
本國地理	三	三	二	二	一	二
外國地理	一	一	一	一	三	二

◎高級中學公民課程標準

第一 目 標

- (一) 學生ヲシテ社會生活ニ必須ナル知識及ビ組織能力、辦事方法ヲ習得セシメ以テ社會ニ服務スル準備ヲ爲ス。
- (二) 學生ヲシテ中國國民黨ノ主義政綱政策ヲ認識セシメ、以テ國ヲ建テ、社會問題ヲ解決スル唯一ノ方途ト爲ス。
- (三) 學生ヲシテ人生ノ意義ヲ明瞭ナラシメ、其ノ自覺心ヲ啓發シテ、以テ其ノ人生觀ヲ確立シ、竝ニ其ノ民族復興ニ對スル責任觀ヲ養成ス。

第二 時 間 支 配

第一學年每學期每週二時間、第二學年及第三學年第一學期每週一時間。

第三 教 材 大 綱

(1) 第一學年第一學期

◎ 社會問題

(一) 人口問題

1 人口概論

2 吾ガ國ノ人口問題

(二) 農村問題

1 農村經濟

(三) 勞働問題

2 中國農村ノ衰落ト復興問題

- 1 勞働ト生産
- 3 中國ノ勞働問題
- (四) 職業問題
 - 1 職業訓練
 - 3 職業道德
- (五) 婚姻問題
 - 1 婚姻ノ社會的意義
 - 3 夫婦間ノ權利義務關係
- ◎ 政治概要
 - (一) 政治制度
 - 1 民主政治
 - 3 我方國現行ノ政治制度
 - (二) 憲法
 - 1 憲法ノ意義ト種類
 - 3 憲法ノ立法ト改修
 - (三) 國際關係ト國際組織
 - 1 國家ト國際組織
 - 3 國際聯合會ト國際法廷
- 2 勞資協調
- 2 職業選擇
- 4 失業救済
- 2 訂婚(結納)ト結婚ト離婚
- 2 獨裁政治
- 4 政黨
- 2 憲法ノ内容(五權憲法ヲ重視ス)
- 2 國際會議ト國際公法
- 4 中國ト國際組織トノ關係

(2) 第一學年第二學期

◎ 經濟概要

(一) 中國經濟社會ノ特質

1 自然的環境

2 文化的背景

(二) 中國ノ農業

1 農地及農產

2 農業技術及組織

3 農業經濟

4 中國現行土地法要義

(三) 中國ノ工業

1 工業ノ種類

2 工業技術及組織

3 工業原料

4 工業投資及管理

(四) 中國ノ商業

1 價值及價格

2 市場ト運輸

3 商業組織

4 商業金融

5 國際貿易ト關稅

(五) 中國ノ金融

1 金融制度ノ沿革

2 金融機關ノ組織ト業務

3 錢幣革命論ト幣制改革

(六) 中國ノ財政

- 1 豫算下決算
- 3 公債債権
- (七) 中國經濟下改進
 - 1 中山先生ノ實業計畫
 - 3 産業組合運動
- (3) 第二學年第一、二學期
 - ◎ 法律大意
 - (一) 法律ノ意義下種類
 - (二) 法律構成上ノ各種資料
 - (三) 權利ノ主體下客體ノ資料
 - 1 權利ノ意義下種類
 - 3 物ト物權
 - (四) 法律行爲
 - (五) 債(義務)
 - 1 義務ノ發生
 - 3 義務ノ種類
 - (六) 財産繼承ト遺囑
 - (七) 刑事制裁ト監獄
- 2 公共支出ト收入
- 4 主計ト審計
- 2 國民經濟建設運動
- 4 計畫經濟
- 2 自然人ト法人
- 2 義務ノ消滅

(八) 訴訟手續

1 法院ノ組織

3 刑事訴訟

5 行政訴訟

2 民事訴訟

4 辯護士制度

6 領事裁判權

(4) 第三學年第一學期

◎ 倫理大意

倫理ノ意義

中國倫理思想ノ特點

西洋倫理思想ノ特點

中山先生ノ倫理思想

中國青年ノ責任ト義務

中國公民ト民族復興

〔附註〕教科書編輯ノ時ハ須ラク具體的實際的問題ニ關スル材料ヲ多ク採用シ、カメテ抽象ノ議論ヲ避クベシ。

第四 實施方法概要

(1) 作業要項

- (一) 學生自治團體及學校商店或ハ産業組合等ヲ組織シ、學校ガ其ノ進行ヲ指導シ、以テ公民訓練ヲ實踐ス。
- (二) 社會各種ノ組織(政治、法律、經濟及農工商業等)ハ須ラク學生ヲシテ可能ノ範圍内ニ於テ參觀ニ行カシメ、教室内ノ公民的教授ヨリ實際的社會生活ノ印象ヲ獲得セシメ以テ其ノ視察ト批評ノ能力ヲ養成ス。

◎高級中學體育課程標準

第一 目 標

- (1) 繼續シテ體格ヲ鍛鍊シ、身心ノ發育ヲシテ健全ナラシメテ生活上必須ナル運動技能ヲ養成ス。
- (2) 團體運動ヲ重視シ、繼續的ニ公民道德ヲ訓練ス。
- (三) 學校ニハ須ラク高中生ニ適スル公民教育ニ關スル良好ナル社會科學書ヤ青年修養書ヲ備ヘツクベシ、遇々公民教育ニ關スル題材有ラバ應ニ講演ヤ研究等集會ヲ舉行スベシ。
- (四) 學生ノ組織能力ヤ辦事能力ヲ培養ス。
- (五) 公民科ニ關スル特殊教材アラバ之ヲ斟酌シテ教授スベシ、(例ヘバ特殊時期ニ於ケル社會各項ノ救濟問題、社會金融ノ調整及ビ商業管理等ノ如シ)。
- (2) 教法要點
- (一) 青年ノ思想ヲ正確ニスル爲メ、教材ノ内容ハ須ラク平正ノ理論ヲ取り、敘述式ト説明式ノ編輯法ヲ取ルベシ。
- (二) 學校ノ環境ハ普通及ビ特殊ノ訓練ニ對シテ適當ナル配置ト設備ヲ有セシメ、教授上充分ナル效果ヲ舉グルヤウスベシ。
- (三) 教員ハ須ラク學生ノ個性ヲ考察シテ其ノ喜ンデ閱讀スル良好ナル社會科學及青年修養ノ書籍ヲ指導シ、以テ其ノ興趣ヲ満足セシメ、其ノ思想ヲ善導スベシ。
- (四) 教材講讀ノ時ハ常ニ實際的社會的調査ノ材料ト事實ニ注意スベシ。

(3) 身體發育ノ不良ナ姿勢ヲ改メ、竝ニ運動ヲ娛樂ト爲スノ習慣ヲ養成ス。

第二 時間支配

(1) 正課時間……毎週二時間。
(2) 早起體操、或ハ時間ト時間トノ間ノ體操及課外運動ハ正課時間外ニ之ヲ行フ。

第三 教材大綱

(1) 第一學年

體操

器械運動

團體混合器械運動

(四) 田徑運動—野外運動(女生ハ輕減シ、男生ハ加重ス武裝競争、手榴彈、投擲等ノ應用教材)★(田徑運動—陸上競技)

球技運動

天然活動(水泳、スケート、スキー、登山、乘馬、競漕、其他、課外ニ自由ニ之ヲ採用ス)

國術(刀槍、劍棍ノ運用ノ外石擔ギ、石鎖及攻守法等ヲ加フ)

舞蹈(男ハ輕減ス)

遊戲

改正體操(身體ニ缺點アル者之ヲ行フ)

緩和運動(激烈ナル運動ニ堪ヘザルモノ之ヲ選ビテ行フ)

(2) 第二學年

- (一) 體操
 - (二) 器械運動
 - (三) 田徑運動—野外運動(女生ハ輕減シ、男生ハ加重ス、武裝競争、手榴彈投擲等ノ應用教材)
 - (四) 球技運動
 - (五) 天然活動(水泳、スケート、スキー、登山、乘馬、競漕其他、課外ニ自由ニ之ヲ採用ス)
 - (六) 國術(刀槍、劍棍ノ運用ヲ重視スル外、石擔ギ、石鎖及攻守法等ノ諸項)
 - (七) 舞蹈(男生ハ輕減ス)
 - (八) 遊戯
 - (九) 改正體操(身體ニ缺點アル者之ヲ行フ)
 - (十) 緩和運動(激烈ナル運動ニ堪ヘザルモノ之ヲ選ビテ行フ)
- (3) 第三學年
- (一) 體操
 - (二) 器械運動
 - (三) 田徑運動—野外運動(女生ハ輕減シ、男生ハ加重ス、武裝競争、手榴彈投擲等ノ應用教材)
 - (四) 球技運動
 - (五) 天然活動(水泳、スケート、スキー、登山、乘馬、競漕其他、課外ニ自由ニ之ヲ採用ス)
 - (六) 國術(刀槍、劍棍ノ運用ヲ重視スルノ外石擔ギ、石鎖及攻守法等ノ項ヲ加フ)

(七) 舞蹈(男生輕減ス)

(八) 遊戯

(九) 改正體操(身體ニ缺點ノアル者之ヲ行フ)

(十) 緩和運動(激烈ナル運動ニ堪ヘザルモノ選ビテ之ヲ行フ)

第四 實施方法概要

(1) 作業要項

(一) 正課

(二) 朝會體操

(三) 課外運動

(四) 各種課外活動ノ組織

1 校内競技

3 遠足、旅行

(2) 教法要點

2 對校競技

4 各種ノ設計及演習

高中ノ本育教授法ニ關シテハ初中(初等中學)ノ各原則ノ外、最モ訓練ニ主義ヲ置キ、卒業後社會體育ヲ指導スルヤウスベシ、茲ニ教法ノ要點ヲ列記スレバ左ノ如シ。

(一) 悉ク普通教學法ノ全部學習法ト分析學習法及ビ教育心理學ノ準備律、練習律、效果律ヲ應用スベシ。

(二) 正課、朝會體操、課外運動ノ三者ハ相互ニ聯絡ヲ保チ、重複ヲ避ケ以テ學生ヲシテ倦怠ヲ覺エザラシム。

- 1 正課内ノ各項運動ハ基本訓練及ビ方法規則ノ教授ヲ重視シ、教師ノ仕事ハ比較的重シ。
- 2 課外運動ハ學生ノ實際練習ヲ重視シ、此ノ時教師ハ僅カニ管理ノ責ニ任ズ。
- 3 朝會體操或ハ課間活動ハ身體ノ平衡ナル活動ニ注意シ、其ノ作用ハ生活ヲ調整スルニ在リ、自然活動ヲ主トス。
- (三) 多ク團體競技ノ方法ヲ採用シ、普遍的運動ヲ重視シ、力メテ少數選手ノ競技制ヲ避クベシ。
每學期少クトモ一回ハ必ず技能測定ヲ行フベシ、學期開始ノ時ニ豫メ測定方法ヲ佈告シ、以テ學生平時ノ努力ヲ練習ヲ激勵ス。
- (四) 國術ハ宜シク應用ヲ重視スベシ。
室内體育設備ノナキ學校ハ應ニ悉ク室内普通ノ設備ヲ利用シテ特殊體育的活動ヲ爲スベシ。
浴室ノ類ノ如キ、衛生上ノ設備ハ應ニ充分ニ設置スベシ。
各校ノ環境ニ依ツテ技能健康等各種ノ常識的標準ヲ定ムベシ。
休日ヲ利用シテ大團體ノ體育大會ヲ開クベシ、慶祝會聯合運動會等ノ如シ。
其他ノ團體ト體育上ノ聯絡ヲ爲シ、以テ比較對照ニ資シテ、進歩ヲ策スベシ。
毎年開學後三週間内ニ於テ全校學生ノ健康檢査ヲ行フベシ。
盡ク能力組別辦法ヲ採用スベシ。
- (五) 體育上ノ組別ケハ普通智力ヲ以テ標準ト爲ス能ハズ、各地ノ學生ノ年齡齊シカラズ、身體ノ發育程度同ジカラザレバナリ。
- (六) 同年級ノ學生ト雖ドモ未ダ必ズシモ同類ノ教材ヲ適用スベカラズ。故ニ可能的範圍内ニ於テ盡ク能力組別法

※(附録) 組別方法

(三) ヲ採用スベシ、組別ケノ方法ハ須ラク左記ノ五種ヲ標準ト爲スベシ。(附録参照)
 體操、球技運動、田徑運動、器械運動等ノ基本動作ハ分析練習シテ、各種運動ノ準備ト爲スベシ。

原有學級組別法(組別前ノ綜合學級ノコト)ノ外左記ノ五種トナス。

- (一) 性別
 - (二) 身體検査
 - (三) 年齢、身長、體重
 - (四) 體能
 - (五) 技術
- 今此ノ五種ノ組別法ヲ簡單ニ説明スレバ左ノ如シ。
- (一) 性別
 男女十二、三歳以後ニ至レバ發育漸次同ジカラズ。趣興モ亦異ル、是ヲ以テ高中ノ體育ハ完全ニ班ヲ分ケテ之ヲ課スベシ。
 - (二) 健康検査ノ結果
 健康検査ハ學校經營ノ重要事件ノ一ト爲ス、少クトテモ毎學年ニ毎年一回検査スルヲ要ス、検査ノ結果ハ應ニ體育組別ノ參考ト爲スベシ、身體ノ發育不良或ハ缺陷有ル學生ハ均シク特別教授ヲ爲スベシ。
 - (三) 年齢身長體重
 年齢齊シカラザレバ發育同ジカラズ、同一ニ體育ヲ課セバ極メテ教授シ難シ、年齢身長體重ノ組別法ヲ採用

セル學校甚ダ多シ、僅カニ一種ヲ用フル有リ、二種合用ノ者有リ、三種合用ノ者有リ而シテ三種合用ノ者ヲ最良トナス。

麥克樂ノ運動技術標準分數表ハ應用ニ供ス可シ、茲ニ簡單ナル一方法ヲ上ゲテ附記シ、亦應用ニ供シ得ベシ用フル時ハ變通スルコトヲ得。

例ヘバ表上ハ七級ニ分ケタレドモ、應用ノ時ハ高中學生ノ實際ニ得タル指數ニ照シテ二級ニ或ハ三級ニ分クルコトヲ得。

次ニ表ヲ掲グ。

8880

男生年齢身長體重分級表

指數	年令, 歳 月	身長(英寸)	體重(磅)	指數	指數ノ和	級別
1	9-6以下	50以下	61以下	1	12以下	A
2	9-6 至 9-11	50	61-64	2		
3	10-0 至 10-5	51	65-67	8		
4	10-6 至 10-11	52-53	68-70	4	12-20	B
5	11-6 至 11-5	54	71-75	5		
6	11-6 至 11-11	55-56	76-80	6		
7	12-0 至 12-5	57-58	81-85	7	21-29	C
8	12-6 至 12-10	59	86-89	8		
9	13-0 至 13-5	60-61	90-94	9		
10	13-6 至 13-11	62	95-100	10	30-37	D
11	14-0 至 14-5	63	101-106	11		
12	14-6 至 14-11	64	107-112	12		
13	15-0 至 15-5	65	113-117	13	38-47	E
14	15-6 至 15-11	66	118-122	14		
15	16-0 至 16-5	66	123-127	15		
16	16-6 至 16-11	67	128-130	16	48-57	F
17	17-0 至 17-5	67	131-133	17		
18	17-6 至 17-11	68	134-135	18		
19	18-0 至 18-5	68	136-138	19	57以上	G
20	18-6 至 18-11	69	139-141	20		
21	19以上	69以上	141以上	21		

(一)公尺……三九、三分ノ一(英寸)……三、二(磅)

一五

用例 13歳2箇月ノ男子 年令指數 9 }
 59英寸 身長指數 8 } 和27……………“C”級
 98磅 體重指數 10 }

0884

0359

女生年齢身長體重分級表

指数	年令 歳 月	身長(英寸)	體重(磅)	指数	指数ノ和	級 別
1	9- 6以下	50以下	61 以下	1	12以下	A
2	9- 6 至 9-11	50	61- 64	2		
3	10- 0 至 10- 5	51	65- 67	3		
4	10- 6 至 10-11	52-53	68- 70	4	12-20	B
5	11- 0 至 11- 5	54	71- 75	5		
6	11- 6 至 11-11	55-56	76- 80	6		
7	12- 0 至 12- 5	57-58	81- 85	7	21-29	C
8	12- 6 至 12-11	59	86- 89	8		
9	13- 0 至 13- 5	60-61	90- 94	9		
10	13- 6 至 13-11	62	95-100	10	30-37	D
11	14- 0 至 14- 5	62	101-105	11	38-47	E
12	14- 6 至 14-11	62	106-110	12		
13	15- 0 至 15- 5	63	111-113	13		
14	15- 6 至 15-11	63	114-115	14	48-57	F
15	16- 0 至 16- 5	63	116-117	15		
16	16- 6 至 16-11	64	118-119	16		
17	17- 0 至 17- 5	64	120-121	17	57以上	G
18	17- 6 至 17-11	64	121-122	18		
19	18以上	64以上	122以上	19		

用例 17歳2月ノ女子 年令指数 17 }
 62英寸 身長指数 10 } 和38.....“E”級
 102磅 體重指数 11 }

(四) 體能

此ハ天生ノ能力ヲ指シテ云フ、此ノ項ノ能力ト體育トノ關係ハ正ニ智力ト其他ノ科學トニ於ケル同様ノ關係有リ、但シ體育界ニ在リテ現在未ダ劃一セル體能測定ノ標準ナシ、各校ノ採用セルモノハ未ダ科學的方法ニ根據シテ測定シタルモノニ有ラズ。比較的頼リ得ル標準ハ人氏ノ體育測定ナリ(參考 Base. D. H. Scale of Motor Ability Teste Bpanes & Co. Neu York)

應用セントスル時ハ一種研究ノ精神ヲ以テスルヲ要ス。

(五) 技能

之ハ學習ヨリ得來リタル能力ヲ指シテ云フ、技能測定ノ方法ハ普通ト特殊ト兩種ニ分ツベシ、例ハバ各種體育活動中ヨリ五種、六種或ハ十種ノ自然動作(跑(走ル)、跳、抛(投ゲル)擲ノ類ノ如シ)ヲ選出シテ普遍的技能ノ測定ヲ爲スニ用フベシ又簡單ナル器械ヲ用キテ測定スルコトヲ得、例ハバ體力測定ノ如シ特殊ノ測定ニ至リテハ各種ノ運動ニハ夫自身ノ測定法アリ、例ハバ籠球ニツイテハ下記幾種ノ測定法アリ (イ) 罰球ノ投ゲ方 (ロ) 投籠セル球ノ受ケ方 (ハ) バスボールノ確否 (ニ) ドリブルボールノ投ゲ方 (ホ) バスノ運動、以上五種ノ中 (イト) ハ絶對ニ缺クベカラズ、其ノ餘ツノ三種ハ出來得ベクバ全部採用スベキモ若シ審判困難ノ時ハ最少限度一種ヲ選ベシ。

★〔附註〕 學級ト成績トノ關係ハ自ラ密接ナル關係アリ、但シ現在ハ一般ニ分級ノ際當ニ之ヲ忽セニス、然レドモ此ノ種組別ノ標準ヲ知ラバ亦每級ヲシテ夫レ相當ノ教授成績ヲ獲得スルコトヲ故ニ組別ケノ時ハ須ラク學級ヲ顧慮スベシ。

(例一) 普通年級制度ヲ崩ス方法

第一步 性別ヲ按ジテ各學級學生ヲ以テ分チテ男女ノ二組トナス。

第二步、一年級ノ男生及ビ女生ヲ以テ各々身體検査ノ結果ニ稽ヘ、特別ニ矯正ヲ要スベキ者ヲ以テ分ケテ一組ト爲シ、稱シテ子組トス、然ル後體能或ハ技能ノ測定ヲ按ジテ二者ヲ合セ以テ分ケテ「丑」「寅」ノ兩組ト爲ス全級百分ノ三十或ハ四十以下ニ在ル者ヲ「丑」組トシ其他ヲ寅組トス。

第三步、二、三年級ノ男生及女生ヲ持テ第二步ノ分ケ方ニ照シテ矯正ヲ、要セザル學生ヲ以テ三組ニ別テ、成績最低、百分ノ二十五乃至三十以下ニ在ル者ヲ「丑」組トシ最高百分ノ二十五乃至三十以上ノ者ヲ「卯」組トシ、其ノ餘リノ中間ノ者ヲ「寅」組ト爲ス。

第四步、第二、第三ノ兩點ヲ以テ別ケタル組ヲ合併シテ「子」ト「子」トヲ合セテ甲組トシ、「丑」ト「丑」トヲ合セテ乙組トシ、「寅」ト「寅」トヲ合セテ丙組、「卯」ヲ丁組トス、是ニ於テ全校ノ男女生各々甲、乙、丙、丁ノ四組ニ分ケラル。

第五步、若シ學生多ク、且教員一人ニ止マラザル時ハ、則チ以上ノ四組ヲ再分シテ若干組ト爲ス、下ノ如シ。

甲組 個人ノ状態ヲ按ジテ再分シ、缺陷相類スル者ヲ持テ分ケテ一組トス。

乙組 丙組、年齢、身長、體重ヲ按ジテ再分ス可シ。

丁組 學生ノ趣興ニ就キテ各種ノ選科ヲ選修ス可シ、武術競技技巧運動、舞蹈等ノ如シ再ビ組ニ別ツベシ。

〔附註〕 若シ果シテ此ノ例ニ照シテ組別シテ課スル時ハ、時間表ノ割當ニ注意スベシ、毎日午後三時以後ヲ専ラ體育時間トシ他教課ヲ排セザルヲ最上トス。

(例二) 普通年級制度ニ依照スル方法

第一步、各班ヲ持テ分ケテ男女ノ兩組ト爲ス。

第二步、各班ニ身體検査ノ結果ニ照シテ特別ニ矯正運動ヲ要スル者ヲ分ケテ一組ト爲ス、其ノ餘ヲ、年齢、身

◎高級中級軍事看護(女生)課程標準

第一 目 標

- (一) 女生ニ看護ノ常識ト服務精神トヲ培養ス。
- (二) 女生ニ看護技術ト其ノ應用能力トヲ養成ス。

第二 時 間 支 配

- (一) 毎週三時間(内學課一時間、實地二時間)共ニ一學年
- (二) 軍事看護ヲ修ムル女生ハ毎年四月十一日ヨリ七月十日マデ男生ニ從ヒテ集中訓練ヲ受ケ、一旦ノ場合ニ服務ニ派遣スルヲ得シム。

第三 教 材 大 綱

- 1 第一學年
 - (一) 繙帶術
 - 1 繙帶ノ用途
- 2 繙帶材料ノ選擇

3 繃帶製法

5 繃帶卷キノ注意點

7 膏藥ノ貼方

(二) 救急法

1 救急ノ基本原則

2 救急用品

3 傷者ノ病症ノ觀察

甲氣色、乙呼吸、丙脈搏、丁體溫、戊精神狀態

4 各種救急

甲止血、乙消毒、丙止痛、丁創傷、戊擦傷(ネヂレタ傷)、己骨折ト脱臼、庚火傷ト電傷、辛休克(Shock)
行軍中ノ暑傷凍傷

5 毒氣ノ防禦及其ノ救急

6 傷者ノ運搬

(三) 醫藥常識

1 流行性傳染病

3 精神病

(四) 軍制及軍ノ組織

1 平時

4 繃帶卷キ消毒法

6 繃帶ノ卷キ方

8 添エ板ノ用キ方

2 地方性病瘧疾(マラリヤ)等

4 其ノ他、戰壕ノ熱病、斑疹、感冒等、

2 戰時

- (五) 入營時ノ保健上ノ手續
 - 1 入營身體検査
 - 2 ワクチン注射及豫防注射
- (六) 戦傷者ノ管理
 - 1 収集
 - 2 收容
 - 3 登記
 - 4 飲食ノ給與
 - 5 代理通知
 - 6 輸送
- (2) 第二學年
 - (一) 看病職務上ノ道德
 - (二) 病室ノ佈置及家具ノ保管
 - (三) 床ノ敷キ方
 - (四) 病人ノ安適(安樂)
 - (五) 病人ノ清潔
 - 1 更衣
 - 2 理髮
 - 3 沐浴
 - (六) 病人ノ飲食
 - (七) 大小便其ノ他排泄物ノ處理
 - (八) 簡易治療ノ技術
 - 1 灌腸法

2 導尿法

3 洗胃法

4 灌洗術

5 其他各種殺菌の療法ノ準備、例ヘバ靜脈注射ノ時ノ針器ノ用キ方ト溶液ノ消毒等

(九) 簡易藥物

(十) 施藥ノ手術

(十一) 外科的處置法

(十二) 手術室ノ概況

(十三) 手術前後ニ於ケル病人ノ看護

(十四) 按摩

(十五) 危險病症ノ認識及應急手當法

(十六) 軍隊衛生機關ノ環境衛生

1 環境ノ衛生

3 臺所(料理室)

5 蚊蠅ノ滅殺ト虱ノ驅除

2 飲水及食品

4 便所

第四 實施方法概要

(I) 作業要項

教室ノ講習及示範、各項救急ノ練習及醫院ノ參觀。

(2) 教法ノ要點

教材ハ簡明ナルモノヲ求メ竝ニ實地練習ヲ主體ト爲ス。

(3) 實施上注意スベキ各點

(一) 女子高級中學ハ須ク單獨ニ教員ヲ招聘シテ之ヲ訓練スベシ、普通男女同校ノ女生ハ人數小ナル時ハ同地各校ノ女生ヲ糾合シテ之ヲ訓練ス。

(二) 女生ノ軍事看護ノ制服ハ未ダ正式ニ規定セザル時ニ在リテハ暫時在來ノ女生制服ヲ用フベシ。

(三) 每週三時間ハ連續シテ之ヲ教授スベシ。

◎高級中學國文課程標準

第一 目 標

(1) 學生ヲシテ能ク本國ノ言語文字ヲ應用シ、深ク固有文化ヲ了解シ、竝ニ其ノ民族意識ヲ增強セシム。

(2) 繼續的ニ學生ヲシテ能ク自由ニ語體文(口語)ヲ使用セシムル外、併セテ、其ノ文言文(文語)ヲ用キテ、叙事、説理、表情、達意ノ技能ヲ養成ス。

(3) 學生ヲシテ古書ヲ讀解シ、中國文學ノ名著ヲ鑑賞スルノ能力ヲ培養ス。

(4) 學生ヲシテ國語新文學ヲ創造スルノ能力ヲ培養ス。

第二 時間 支配

第一學年ハ各學期每週五時間、第二學年第一學期甲組ハ五時間、乙組ハ三時間ヲ加ヘテ八時間ト爲ス。第二學期ハ五時間、第三學年各學期每週五時間、其ノ分配左ノ如シ。

第三 教材大綱

年級學期		精	讀	略讀指導	習作(作文)	時間總數
二	一					
2	1	三	三	—	—	五
2	1	三	三	—	—	五
2	1	三	三	—	—	五
2	1	三	三	—	—	五
2	1	三	三	—	—	五
2	1	三	三	—	—	五

(1) 教材選擇ノ原則ハ文學史發展ノ次第ニ從フベシ。古代ヨリ近代ニ至リ、各時代中ノ主要作家ノ代表作ヲ選取シテ學生ヲシテ文學ノ源流及其ノ發展ニ對シテ一ノ系統的觀念有ラシム。

(2) 各種文體ハ之ヲ分ケテ (一)記敘文(描寫文ヲ包括) (二)說明文 (三)抒情文(韻文ヲ包括) (四)議論文 (五)小説、詩歌及戲劇 (六)應用文 (七)文章法則、其應ニ授クベキ百分比ハ初中國文課程標準精選部份ノ百分比ヲ參酌シテ之ヲ定ム。

(3) 乙組ノ精讀三時間ハ宜シク文學史大綱ヲ講ズベシ。

(4) 文章法則ハ文法、修辭學、各體文章作法等ノ諸項ヲ包括ス、略讀時間ニ於テ之ヲ講ズ。

第四 實施方法概要

(1) 教材ノ標準

(一) 選文精讀

教材ノ選用ニ當リテハ初中ノ七項標準ヲ除イテハ、語體、文言ニ分ケテ授クベシ、語體文ハ須ク幾文藝作品ヲ重ンズベシ。

(二) 專書精讀

一條(教材大綱ノ一)ノ原則ニ從ヒ、學生ヲシテ作文、讀書ノ能力ヲ増長セシムル爲メ、各學年ノ學生ノ程度ニ依ツテ名著ヲ選定シ、每學年少クテモ一部或ハ二部ヲ讀了スベシ。

(三) 略讀

學生各々其ノ資性(天性)及趣興ニ就キ、教員ノ指導ニ由ツテ名著ノ全本又ハ抄本、各書ニ散見スル單篇作品及ビ價值ノアル定期刊行物ヲ選讀ス。

(四) 外國譯文ノ精品ヲ選讀シ、以テ學生ノ比較研究ニ便セシム。

★(附註) 選文材料中須ク注意シテ左ノ各項ノ黨義文選ヲ加入スベシ。中山先生傳記及遺著、中國々民黨史略及歷次ノ重要宣言中、國々民革命史實、革命先烈ノ傳記及遺著、黨國先進言論。

(2) 教法要點

(一) 閱讀部分

(1) 選文精讀

各時代ノ代表作品ニ對スル講讀ハ其ノ派別及ビ流變、特長ト作法及其時代ノ背景ニ注意スベシ。

(2) 專書精讀

精讀スベク選定シタル全本書ハ一齊ニ或ハ個別的ニ其ノ歷史上ノ地位、文學上ノ價值作者ノ時代背景及個

人ノ作風等ヲ略講シ、竝ニ閱讀方法、分量、時間及參考書ヲ指示シ隨時ニ學生ニ讀書法及參考材料運用ノ能力ヲ養成ス。

(3) 略讀方法

專書精讀(前項ト同ジ)

(4) 考查方法

隨時ニ學生ノ讀書成績ヲ參考ス、筆記帳ノ檢閲、臨時考查、或ハ輪番報告及討論等爲サシムルガ如シ。

(二) 文章法則

(1) 文法ハ繼續的ニ語體文ト文言文トノ異同ヲ重視シ、古書ノ文法上ニ於ケル特例モ亦詳細ニ説明シテ以テ學生ノ古書讀解ノ一助クラシムベシ。

(2) 修辭ハ文章ノ組織ト體製(體裁)ヤ言葉遣ヒノ方式、詞格ノ類例ヲ重視ス、文學作品ノ玩味ヤ作家風格ノ識別モ亦注意スベク、以テ青年ノ中國文學名著ノ鑑賞能力ヲ培養ス。

(3) 辨論術

辨論ノ方式、證據ノ蒐集、判斷ノ正確、敵論ノ反駁、乃至音調姿態ノ運用等ニ注意ス。

(三) 作文練習

習作ハ毎週一回行フヲ原則トシ正課内ニ於テ之ヲ行フ。

(1) 課題ニヨル作文

學生ニ作文ニ對スル緻密敏捷ノ習慣ト全力發揮ノ能力ヲ養成ス。

(2) 翻譯

◎高級中學論理課程標準

第一 目 標

- (一) 人類思想ノ特徴ト規律ヲ説明シ、學生ヲシテ其ノ眞偽繁簡ヲ明ラカニシテ取ル所ヲ知ラシム。

(3) 讀書筆記
學生ノ作文技術上ノ精確ヲ訓練スル爲メニハ翻譯ヲ重視スベシ、例ヘバ (甲) 文言文ヲ語體文トナシ (乙) 語體文ヲ文言文ト爲シ (丙) 古韻文ヲ語體散文ト爲シ (丁) 外國短篇文ヲ中國文言文或ハ語體文ト爲ス等。

(4) 遊觀參觀ノ記載
學生ニ觀察、取材、判斷及描寫ノ能力ヲ養成ス。

(5) 專題研究
研究題目ヲ提出シ、學生ノ蒐集セル資料ニヨツテ論文ヲ試作スル時ハ其ノ思想ノ條理ト材料ノ排列等ニ注意スベシ。

(6) 應用文件
凡ソ宣言、證據文、章程、廣告及其他ノ公文書等ハ皆學生ヲシテ習作セシムベシ。

(7) 文學作品
凡ソ、小説、詩歌、戯曲ハ皆學生ヲシテ試作セシムベシ。

- (二) 科學眞理ノ標準及如何ニシテ之ヲ獲得スルカノ途ヲ照示ス。
- (三) 科學的分析ノ理想ニ依據シテ求知ノ方法ト經路ヲ闡明ス。
- (四) 分析科學思想ノ體系ト各種科學ノ關聯ニ於テハ尤モ注意ヲ要ス。

第二 時間支配

高中乙組第二學年第二學期ニ於テ講授ス、每週三時間

第三 教材大綱

(一) 論理學ノ範圍

1 論理學ノ性質

2 論理學ノ種類

3 論理學ト其他ノ科學トノ關係

(二) 人類思想ノ分析

1 思想ト人生トノ關係

2 思想ト人生トノ關係

3 思想ノ組織

4 思想眞偽ノ分別

5 思想繁簡ノ辨別

6 思想ト文學トノ關係

(三) 科學方法要旨

1 常識ト科學トノ比較

2 科學ノ目的ト屬性

3 科學方法ノ要素

(四) 歸納法

1 因果觀念及ビ單純ナル「歸納五法」ヲ述評

2 觀察

- 3 分析(分類、區分及ヒ界說等ヲ包括ス)
- 4 假設
- 5 實驗
- 6 統計ト概率(Probabilities)
- 7 科學率ノ意義ト效用

(五) 演繹法

- 1 演繹法ノ新舊方面(舊ハ亞里士多德論理學ヲ指シ、新ハ數學「邏輯」ヲ指ス)。
- 2 辭(別名判斷)及辭ノ形式
- 3 辭ノ關係

- (イ) 直接推理ノ種類
- (ハ) 三段論法

(ロ) 間接推理

- 4 演繹舊法ノ批評
- 5 演繹新法ノ説明
- 甲、構造 乙、原則 丙、格式 丁、三段論法ノ變體及三段論法ノ複式

- (イ) 思想ノ分析的構造
- (ハ) 思想ノ嚴密的形式

(ロ) 思想符號ノ改革

- 甲、原則 乙、例證

(六) 科學ノ系統

- 1 經驗科學ト純粹科學
- 2 自然科學ト社會科學
- 3 科學ト藝術
- 4 科學ト哲學

第四 實施方概法要

(一) 作業要項

1 講授

流行セル論理學教本ニハ簡略誤謬ノ所頗ル多シ、教員ハ須ラク標準書籍ヲ參考シテ上記ノ目標ト教材大綱トニ依據シテ講授スベシ、併セテ學生ヲシテ條理アル筆記ヲ爲サシムベシ、(筆記ノ側旁ニハ宜シク、餘白ヲ留メ疑問ノ點ヲ附註シテ以テ教室中ニ於テ隨時教員ノ解釋ヲ請フベシ。

2 練習

正確ナル思想ノ培養ハ全ク平時ニ於ケル純熟ナル練習ニ賴ル每章每段討論ノ後ハ應ニ多種ナル練習題目ヲ附シ、學生ヲシテ解答セシメ、教員ニ提出シテ其ノ錯誤ヲ批正セシムベシ。

3 參考

本課ハ科學問題ニ涉ル者極メテ多シ、教員ハ應ニ狹義的論理學ノ範圍外ニ於テ教材ニ關係アル書籍ヲ指定シテ學生ノ參考ニ供シ、竝ニ其ノ常ニ讀書記憶スルヤウ命ジ以テ愼思明辨ノ功ヲ盡サシム。

(二) 教法要點

1 本課教授ノ時間極メテ短シ、教師ハ教材ノ選擇分配ニ於テ極メテ精密審重ナルヲ要ス。

2 思想ノ發展ニハ自然的秩序アリ、各種問題討論ノ經路ハ須ク序ニ循ヒテ漸進シ、粗ヨリ精ニ、簡ヨリ繁ヘ、具體ヨリ抽象ヘト進ミテ學生ヲシテ領悟シ易カラシムベシ。

3 思想ノ大患ハ空疏淺膚ナルニ有リ。教員ハ毎種ノ方法原理ノ說明ニ於テ應ニ充分ニ常識及ビ科學上ノ實例ヲ引用シ又須ク法ヲ設ケテ學生ヲ誘導シ、自ラ例證ヲ尋ネ、以テ其ノ平素ノ謬失ヲ糾明セシムベシ。

◎高級中學英語課程標準

第一 目 標

4 論理學ハ應ニ一種ノ綜合的科學方法論タルベシ。教員ノ教室中ニ在リテ引證シテ説明スル時ハ應ニ多ク他教科、教授ノ經歷ヲ利用シ山リテ以テ新知ヲ啓發シ、學生ヲシテ各種科學知識ノ相互關係ヲ了解セシムルニ務ムベシ。

- (一) 學生ヲシテ實用ニ切ナル普通英語ヲ練習セシム。
- (二) 學生ヲシテ概略的ニ英文文學作品ノ一斑ヲ知ラシム。
- (三) 學生ヲシテ英語ヲ必要トスル内容ノ専門學術ヲ進修シ律設スル爲ノ良好ナル基礎タラシム。
- (四) 學生ヲシテ媒介トシテ英語ヲ必要トスル専門學術ヲ進修シ開拓スル爲ノ良好ナル經路タラシム。
- (五) 學生ヲシテ英語方面ヨリ其ノ言語經驗ヲ發展セシム。
- (六) 學生ヲシテ英語方面ヨリ其ノ外國文化ヲ研究スルノ興趣ヲ増サシム。

第二 時間 支配

- (一) 第一、二學年ハ各學期毎週五時間、第三學年各學期中組ハ五時間ト爲シ、乙組ハ三時間ヲ増習シテ八時間トス。
- (二) 毎週ノ時間ハ讀本ニ幾時間ヲ配當シ、語法ニ幾時間ヲ配當スルトイフガ如キヲ得ズ。

* (註) 語法トハ舊ノ文法ヲ稱ス。

第三 教材 大綱

- (一) 第一學年

1 短篇選文

英米作家ノ近代文ヲ用フル原則トス、須ク平均的ニ文學的意味アルモノ、科學的急彩アルモノ、及其他興趣ノ叙述、描寫、説明、議論有ル各體文ヲ採用スベシ、特別ニ國家民族ニ關シテ豊富ナル激勵性アル文字ニ注意ス。散文ヲ以テ主トナス、詩、歌内容ノ語句ハ須ク散文ヲ學習スル上ニ甚ク接近セルモノヲ用フベシ（種讀ノ際ニハ口頭或ハ手振ニテ内容ヲ問答シテ要點ヲ摘取シ以テ餘意ヲ補充ス）

2 普通應用文件

例ヘバ書簡文、規則、報告等ノ類ノ如シ、（閱讀、又ハ習作）

3 普通ノ應用挨拶語

例ヘバ社交用語、事務用語等ノ類ノ如シ、（耳ト口ノ練習及應用）

4 第一、二、三項ノ教材ヲ擴充シテ得タル系統化セル字彙、詞彙、句彙（了解、應用）

5 第一、二、三項ノ教材ヲ擴充シテ得タル系統化セル語法―詞類ト句法トノ區分及ビ變化ヲ包括ス（了解、應用）

6 第一、二、三項ノ教材ト相近似セル選文

之ハ長篇或ハ短篇ニ拘ラズ、一單篇文字或ハ全一冊ノ中ニハ新字ガ百分ノ八、九ニ過ギズ、而シテ用ヒタル教材ノ分量ハ少クテモ第一項精讀教材ノ三倍タルベシ、（課外ニ讀マセ、口頭又ハ手振リニテ内容ノ概略ヲ回答シ、大綱ヲ上げ餘意ヲ補充ス）。

7 普通定期刊行物

例ヘバ日報雜誌等ノ類ノ如シ。（5項ニ同ジ）

8 特種参考書ノ用法

例へバ同義反義字典、人民名字典、習語字典、俚語字典、分類詞典等ノ類ノ用法(了解、應用)

9 各種適當ナル臨時教材

(特殊ノ學習動機ニ依ツテ適當ニ斟酌シテ之ヲ用フ)

10 外國文化ノ事實ト意義

英語民族ニ關スルモノ及ビ我が國民民族精神ノ培養ニ有益ナルモノ―各項教材内ニ適時提出ニ便ナルモノアリ。

(二) 第二學年

1 第一學年第一項ニ同ジ(口頭或ハ手頭討論ヲ加フ、其餘ハ相等シ)

2 第一學年第二項ニ同ジ

3 第一學年第三項ニ同ジ

4 第一學年第四項ニ同ジ(補充ヲ加フ、其ノ餘ハ相等シ)

5 第一學年第五項ニ同ジ(同右)

6 第一學年第六項ニ同ジ、中ニ有ル新字百分ノ十一、二三過ギズ

(口頭或ハ手頭報告ト討論ヲ加フ、其ノ餘相等シ)

7 第一學年第七項ニ同ジ(第六項ニ同ジ)

8 第一學年第九項ニ同ジ

9 第一學年第十項ニ同ジ

(三) 第三學年

◎甲乙組共同ノ分

- 1 第二學年第一項ニ同ジ(習作ヲ加フ其ノ餘ハ相等シ)
- 2 第一學年第二項ニ同ジ
- 3 第一學年第三項ニ同ジ
- 4 第二學年第四項ニ同ジ
- 5 第二學年第五項ニ同ジ
- 6 第一、第二、第三項教材中ニ出タル修辭要項例ヘバ Vnity, Coherence, Clearness, Emphasis 等(了解、應用)
- 7 第二學年第六項教材中ニ有ル新字ハ百分ノ十四、五ニ過ギズ
- 8 第二學年第七項ニ同ジ
- 9 第一學年第九項ニ同ジ
- 10 第一學年第十項ニ同ジ

以上三學年教材内ノ新字ノ葺約五千字(初中ト合セテ約八千字)其ノ中約三分ノ一必ズシモ盡ク Thonolike 氏ノ Word Book 中ノ次序ニ根據セズ

◎乙組増習部分

- 1 短篇小説、單幕劇、長篇論文、(普通讀本ニ採入スルコト能ハザルモノ)
- 2 政治、經濟哲學方面ニ關スル文字
- 3 修辭學(每課後ニ修辭學ヲ加ヘ、原文ニ山ツテ例ヲ擧ゲテ之ヲ説明スベシ)作文概要

全年教材内ノ新字量ハ約一千字(商初各學年ヲ合セルト約九千字其ノ中約三分ノ一ハ必ズシモ Hoppecke 氏ノ Teachings Word Book 中ノ次序ニ從ハズ。

第四 實施方法概要

(1) 作業要項

(一) 耳聽練習(聽方練習)

1 聽音會意

2 聽音辨音

(二) 口說ノ練習(話方練習)

1 獨說(談話)

2 口問(會話)

3 暗誦

(三) 讀方練習

默讀

(四) 書取練習

1 記憶セル字句段篇ノ默寫

2 一句一段ノ筆寫

3 自由作文

(五) 聽方ト話方ノ相互練習

- 1 口頭ノ動キ方
 - 2 口答
 - 3 聴後ノ問答
 - 4 聴後ノ口述
 - 5 自由會話
- (六) 聽方ト讀方ノ相互練習
- 1 聴キツツ音標ヲ讀ム
 - 2 讀ミツツ聴ク
- (七) 聴寫ノ練習
- 1 聴キツツ默寫
 - 2 聴キツツ筆記
 - 3 聴後ノ筆述
- (八) 見ツツ話ス練習
- 1 朗讀
 - 2 見タル後ノ口述
- (九) 視寫ノ練習
- 1 字句段篇ノ抄寫
 - 2 見ツツ筆記

- (十) 3 見タル後ノ筆述
 讀方、聽方、話方ノ相互練習
- 1 音標ヲ見テ口頭ニテ口眞似ス(唇讀)
 2 見ツツ會話
 3 見タル後ノ會話
- (2) 教授要點
- (一) 聽方ト話方ト視寫ハ平均的ニ發達セシメ、又特別ニ閲讀ニ注意シテ一般ノ學生ノ最モ力ヲ用フル處クラン。
- (二) 一切ノ作業ハ須ラク先ニ顯明ノ方法ヲ以テ説明シ、學生ヲシテ確切ニ了解シ、眞實ニ必要ヲ感じ、併せて相當ノ學習ノ動機ヲラシムベシ。
- (三) 一切ノ練習ハ均シク全句全段ヨリ出發シ、或ハ全句全段ニ歸着セシメ學生ヲシテ能ク成句成段ノ語言文字ヲ運用セシム。
- (四) 反復練習ニ注意シテ能ク純熟セシム。
- (五) 充分ニ舊課ヲ復習シ、能ク永久ニ牢記セシム。(牢記ハ確ト記憶スル)
- (六) 學生ノ己ニ習得セル範圍内ニ於テ自由應用ヲ獎勵シ、學ビ得タル所ト生活ト關係ヲ發生セシム。
- (七) 團體練習ト個人練習トヲ相互ニ行ヒ、能ク普及ニ力メ又個性ニ適合セシム、
- (八) 出來ルダケ多ク英語ヲ用ヒ、國語ヲ用ヒル事ヲ少クシテ、練習機會ヲ多カラシメ、且ツ能ク比較的純粹ノ英語ヲ習得セシムベシ。

- (九) 常ニ學習方法ヲ指示シテ能ク學習ノ效果ヲ増加セシムベシ。
- (十) 隨時學生ノ學習ノ是非確否ヲ審察シ、竝ニ極力錯誤ニ陥ラザラン事ヲ豫防ス、一旦錯誤ヲ發見シタル時ハ、即チ迅速ニ徹底的ニ矯正シ、能ク免ルベキ錯誤ヲ避ケシム、免ル可ラザル錯誤モ習慣タラシメズ。
- (十一) 特別ノ練習ト説明トヲ用キテ學生全體ノ最モ落入リ安キ錯誤ヲ豫防シ、矯正シ以テ經濟的ニ全體ノ最大ナル困難ヲ除カシムベシ。
- (十二) 隨時ニ學生ノ成績ニ注意シテ以テ豫定ノ計畫ニ照ラン、進行ノ次序ヲ調整スベシ。
- (十三) 常ニ學生ニ自己ノ進歩ヲ自覺セシメ、興趣ヲ激發シ學習ニ勇氣有ラシムベシ。
- (十四) 新材料ノ意義ハ國語ヲ用ヒズシテ解釋シ能ハザル者ヲ除イテハ一概ニ其他ノ表示方法ヲ採用シテ、比較的純粹ノ英語ヲ習得セシメ、且ツ可及的速カニ英語思想ノ地歩ニ到達セシムベシ。
- (十五) 逐次學生ヲシテ課外ニ未ダ學バザル新材料ヲ自修セシメ、大ヨソ第一學年ハ每課一小部分ヲ自習シ、第二學年ハ一大部分ヲ、第三學年ハ全部ヲ自修シ、能ク充分ニ學習時間ヲ利用スルト共ニ漸次自修能力ヲ養成スベシ。
- (十六) 舊教材ハ各課原來ノ組織的分別的復習法ヲ經タル後ハ各課ヲ混合シテ、別ノ組織ヲ以テ復習ニカメ、能ク溝通聯絡セシメ變化活用ニ便ナラシムベシ。
- (十七) 時偶、遊戯、競争、表演(劇化)ノ形式ヲ採用シテ舊教材ヲ復習シ能ク興趣ヲ増加セシメテ練習應用ニカムベシ。
- (十八) 口頭ノ練習ハ只各部分ノ正確ニ注意スルニ止ラズ、能ク全部ノ協調ニ注意スベシ、例ヘバ、輕重、疾徐、抑揚、頓挫、流暢、貫徹ノ如ク、能ク言語ノ自然ニ合セシムベシ。

- (五) 聽音(聽方)ト發音ノ練習ニ於テ出來ルダケ視覺方面ノ補助ヲ利用シ、例ヘバ音標ノ見方、發音部位ノ觀察等ノ類ノ如ク學生ヲシテ獲得把握シ易カラシムベシ。
- (六) 字句中ニアル音調ノ綜合變化ニ注意スベシ、例ヘバ同化連接ノ類ノ如ク語ヲ活カス情形ニ適合セシムベシ。
- (七) 朗讀ハ默讀ヲ以テ主ト爲シ、朗讀ヲ副ト爲ス、能ク通常用フル處ニ適合セシメ、且朗讀ノ速度ト興趣トヲ増加セシムベシ。
- (八) 課外自由讀ノ材料ハ先ヅ教課内ノ習熟セル材料ヨリ出發シテ、課外朗讀ノ動機ヲランシムベシ。
- (九) 通讀的朗讀ハ意義ノ分析ニ注意シ、不緊要ノ新字ノ上ニ凝滯セザル様注意シ、朗讀ヲ快速ニシ、生活上ノ需用ニ適合セシムベシ。
- (十) 通讀的朗讀ハ常ニ時計ヲ用ヒテ速度ノ練習ヲ計リ、朗讀ノ迅速ナル習慣ヲ養フベシ。
- (十一) 作品中ノ一切ノ書法ニ注意シ、學生ヲシテ整潔優美ナル書寫ヲ獎勵シ、相當ノ進歩有ランシムベシ。
- (十二) 一切ノ作文ハ、思想ノ條理清楚、文字ノ簡易適切ニシテ通常ノ習用ニ合スル様注意シ、以テ隨次亂寫ヲ避ケ内容外見共ニ不適用ナル怪異英文ヲ造出セシメザル様スベシ。
- (十三) 初歩ノ作文ハ預メ耳口ヨリ内容ノ意義ト所用ノ語句ヲ準備シ錯誤ヲ少クシ筆ヲ下ス前ニ充分ナル準備ヲ爲ス習慣ヲ養成スベシ。
- (十四) 自由作文ハ甚ダ短キヲ以テ原則トス、多ニシテ不精トナルヲ避ケヨ、シカラザンバカヘツテ常々錯誤ノ習慣ヲ養成スル事トナル。
- (十五) 一切ノ作文ノ錯誤ハ學生自ラ訂正シ得ベキ者ハ自己訂正ヲ指導シ。審慎ノ習慣ヲ養成スベシ。

◎高級中學算學課程標準

第一 目 標

(1) 學生ヲシテ形數ノ基本觀念ヲ充分ニ了解セシメ、代數、幾何、各課ノ聯絡一貫セル原理ヲ明瞭ニシ、且以上二者ノ關係ヲ認識セシメ而シテ普通算學教育ノ基礎ヲ確立スベシ。

- (二) 各學年ニ在リテハ間々英漢互譯ノ練習ヲ採用シ、深ク彼我表現方式ノ異同ニ注意シ充分ニ英語ノ特性ヲ了解セシムベシ。
- (三) 系統ノ語法ハ既習或ハ正習ノ材料中ノ相當セル要點ヨリ出發シ、然後既習及未習ノ例證ヲ蒐集シ推廣メテ相關ノ要點ニ至リ以後更ニ常ニ既習ノ系統的部分ヲ應用シ、各種ノ語法ノ困難ヲ除キ、充分ニ歸納ト演繹ト長所ヲ取り入ルベシ。
- (四) 語法系統化ノ範圍ハ程度順序ニ照ランテ漸次擴充シ、度ヲ越エテ急進スベカラズ、程度ニ適合シテ實益ヲ確得セシムベシ。
- (五) 語法ノ教授ニ際シテハ特ニ英語ト中語(自國語)トノ同ジカラザル所ニ注意シ比較的純粹ナル英語ヲ學習シ易カラシメ併セテ兩種言語構成上ノ特點ヲ悟ラシムベシ。
- (六) 充分ニ修辭原理ノ普通性ヲ表示シ學生ヲシテ能ク英語中ヨリ學ビ得タル要則ヲ利用シテ以テ英語以外ノ言語上ニ及バンムベシ。
- (七) 語法ト修辭要則ハ學生ノ已ニ了解セル後ニ在リテ再ビ需要ヲ酌量シテ補充練習ヲ加ヘ應用シ易カラシムベシ。

第二 時間支配

學程	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
三角	三	一				
幾平面	三	三				
何立體			(甲)二	(甲)二		
代數			乙甲三四	乙甲三四	(甲)一	(甲)二
解析幾何					乙甲三四	乙甲三四

(註) 第二學年ヨリ算題ノ演習ハ課内ニ於テ之ヲ行フ事ヲ得、例(ハ立體幾何(甲)代數(甲)解析幾何(甲)ハ各々毎四時間ノ中ニ

- (2) 切實ニ說理推證ノ方、式ヲ授ケ、學生ヲシテ算學方法ノ性質ヲ確認セシムベシ。
- (3) 繼續的ニ學生ニ計算及ビ作圖ノ技能ヲ訓練シ、益々豊富ニシテ敏捷タラシムベシ。
- (4) 學生ニ各學科ヲ研究スルニ必要ナル算理知識ヲ供給シ、以テ其ノ自然ト社會現象ヲ考驗スルノ能力ヲ充實セシムベシ。
- (5) 算理ノ深理ト其ノ應用ノ廣濶トハ平行シテ發展セシメ學生ヲシテ算理本來ノ價値ト其ノ效力ノ宏大トヲ認識セシメ、油然トシテ不斷努力ノ趨向ヲ作ラシムベシ。
- (6) 「訓練スレバ相當ニ轉移スルコトヲ得」ノ原則ニ依據シテ學生ノ良好ナル心理、習慣ト態度ヲ養成スルニ注意シ(初中算學標準目標第五條ヲ參照)而シテ益々鞏固タラシムベシ。

時間ノ演習ヲ包含シ、代数乙ハ毎三時間中ニ半時間ノ演習ヲ包含シ、解析幾何ニ於テハ毎三時間中ニ二時間ノ演習ヲ包含ス。

一四二

第三 教材大綱

(1) 第一學年

(一) 三角

- 1 廣義ノ三角函數、基本關係式、弧度法
- 2 三角函數ノ變値ト變踪、圖解
- 3 和角及倍角ノ三角函數、三角函數ノ和ト積、三角恆等式
- 4 任意三角形ノ邊ト角及其ノ面積、半角ノ三角函數
- 5 任意ノ三角形ノ解法、對數ノ理論及其ノ用法、測量及航海方面ノ應用問題
- 6 反三角函數、三角方程式
- 7 三角函數造表法略論、表ノ精確度

(二) 平面幾何

- 1 基本原理
 - (イ) 幾何學ノ目的ト觀念
 - (ハ) 幾何證題法
- 2 直線形
 - (イ) 全等形ト平行線
 - (ロ) 線段ノ比較ト角ノ比較

(ロ) 幾何公理

- 3 圓
 - (ハ) 共點線ト共線點
 - (イ) 弦、弧、角ノ關係
 - (ハ) 二圓ノ相對位置
 - 4 比例及相似形
 - (イ) 比例線段、相似ト位似
 - (ハ) Ceva 氏定理及 Menelaus 氏定理
 - 5 面積
 - (イ) 直線形ノ面積、比例線段ト面積
 - (ハ) 圓ノ度量
 - 6 乾跡
 - (イ) 乾跡ノ分析ト證明
 - (ロ) 幾何算題
 - (ニ) 極大及極小
 - 7 作圖
 - (イ) 基本作圖ト基本作圖題
 - (ロ) 作圖法ト乾跡交截法、代數分析法、變形法及變位法
- (2) 第二學年
- (一) 立體幾何(甲組用)
- 1 空間直線ト平面トノ平行、斜交及垂直ノ關係

- 2 二面角、多面角
 - 3 角柱、角錐、角錐台、相似多面體、正多面體ノ性質及其ノ面積ト體積
 - 4 圓柱、圓錐、圓錐台ノ性質及其ノ面積ト體積
 - 5 球面圖形ノ相交ト相切、大圓小圓及其ノ極、球面角
 - 6 球面三角形、極三角形、多邊形ノ性質
 - 7 球面圖形ノ量法及面積ト體積
 - 8 多面體ト廻轉體ニ關スル各種應用問題
- (二) 代 數(甲組用)
- 1 基本原理ト觀念
 - (イ) 運算律
 - (ハ) 變數函數及其ノ極限
 - 2 基本法則
 - (イ) 基本四則、分離係數法、綜合除法
 - (ハ) 整除性ヲ應用シテ公因式及公倍式ヲ求ム
 - (ホ) 比例、變數法
 - 3 一次方程及函數
 - (イ) 方程解法ノ原理
 - (ハ) 一次函數圖解
 - (ニ)(ロ) 一元方程及應用問題
 - (ニ) 聯立方程及應用問題
 - (イ)(ロ) 依餘式定理析因式
 - (ニ)(ロ) 恆等式證法、未定係數法、對稱式ノ析因式法
 - (ロ) 數系 (Number Systeme) 大意

- (三)
 - (イ) 不定方程ノ整数解
 - (ロ) 不等式
 - (ハ) 絶対不等式
 - (ニ) 高次方程及有理整函數
 - (イ) 一元二次方程及應用問題、根ノ討論
 - (ロ) 高次方程
 - (ハ) 二次方程式ニ化シ得ベキ高次方程式
 - (ニ) 高次聯立方程
 - (ホ) 二次函數ノ變値ト極大、極小、圖解
 - (ヘ) 分式運算、簡易不定式ノ極限、分式方程、分項分數 (Partial Fraction)
 - (ヘ) 無理函數
 - (イ) 多項式開方、根式運算
 - (ロ) 無理方程及應用問題
 - 7 指數、對數、級數
 - (イ) 指數ノ擴充 (分指數、負指數)
 - (ロ) 對數ノ特性及其ノ應用、造表法略論、表ノ精確度
 - (ハ) 等差、等比、調和級數及其ノ應用
- 代數 (乙組用)

1 初等代數ノ復習及補充

(イ) 基本四則、分離係數法、綜合除

(ロ) 分析因式ノ常法、對稱式ノ圖式分析法

(ハ) 未定係數法分項分數

(ニ) 各種方程式解法(特ニ分數方程、無理方程、準二次方程、聯立二次方程等ニ注意スベシ)

(ホ) 各種方程ノ應用問題

(ヘ) 二次方程ノ理論

(ト) 多項式ノ開方根式運算

(チ) 對數ノ特性及其ノ應用

(リ) 比例、變數法

(ヌ) 等差、等比、調和級數及其ノ應用

2 一次二次函數ノ圖解

3 不等式

4 二項式定理(附數學歸納法)

5 順列及組合、或ハ然率略論

6 複素數

7 方程論

(イ) 三次、四次方程解法

(ロ) n次方程近似ノ解法

行列式

(3) 第三學年

(一) 代數(甲組用續前)

1 複素數

(イ) 特性及四則、極坐標

(ロ) 棧美弗 (De Moivre) 定理、複素數方根

2 方程論

(イ) 方程通論、根ト係數ノ關係、根ノ對稱函數

(ロ) 方程ノ變易、有理整函數ノ微商、根ノ分離

(ハ) 無理根ノ近似求法(Hareri 及 Newton 二氏ノ方法)

3 行列式

(イ) 定理及特性

(ロ) 子式展開法

(ハ) 消去法及其ノ應用

4 無窮級數

(イ) 收斂ト發散、各種級數ノ主要審斂法

(ハ) 和ノ近似値

(ニ) 循環級數、無窮積

5 排列分析 (Combination analysis)

(イ) 二項式定理(附數學歸納法)

(ハ) 或然率及其ノ應用

(ロ) 順列及組合セ

(ロ) 器、級數ノ收斂性、重要器級數ノ研究

(二) 解析幾何(乙組10)ヨリ以下不用)

6 無限連分數

1 笛卡爾坐標

(イ) 射影定理

(ロ) 幾何量ノ解析的表示(角、距離、面積、斜率、分點等)

2 軌跡ト方程式

(イ) 軌跡ト方程式ノ間ニ關スル基本定理

(ロ) 代數函數及超函數ノ變跡、圖解

3 二次方程式ト直線

(イ) 各種直線方程式及直線族

(ロ) 無直距離及兩直線間ノ交角

4 二次方程式ト圓錐曲線

(イ) 圓ノ方程式及其ノ性質

(ロ) 橢圓拋物線及雙曲線方程式及其ノ性質

(ハ) 圓錐曲線族

5 坐標軸ノ移轉

(イ) 平行移動

6 直線ト圓錐曲線ノ關係

(ロ) 迴轉移動

- 7 一般二次方程式
 - (イ) 切線及法線
 - (ハ) 圓錐曲線ノ心及徑
 - (ロ) 漸近線
- 8 二次曲線ノ分類條件
 - (イ) 極坐標
 - (ロ) 變態圓錐曲線族
- 9 各種軌跡ノ極方程式及其ノ圖解
 - (イ) 各種軌跡ノ極方程式及其ノ圖解
 - (ロ) 笛氏坐標トノ互換
- 10 三變數方程式及高級平面曲線
 - (イ) 圓錐曲線ノ反形
- 11 圓錐曲線ノ反形
 - (イ) 極及極線
- 12 空間坐標ト軌跡
 - (イ) 正射形、方向餘弦
 - (ロ) 幾何量ノ解析的表示
- 13 平面及直線
 - (イ) 各種平面及直線方程式
 - (ハ) 平面、直線ト方程式
 - (ロ) 平面上直線ノ關係
- 14 特殊曲面
 - (イ) 球面、柱面及錐面
 - (ロ) 廻轉面及 π 直紋面
- 15 空間坐標軸ノ移轉
- 16 二次曲面

第四 實施方法概要

1 作業事項

(イ) 二次曲面方程式ノ討論及其ノ圖形
17 空間曲線方程式及其ノ性質

(ロ) 二次曲面ト平面直線トノ關係

五〇

教室練習、課外練習及考查各項ノ辦法ハ均シク初中ト相同ジ。但シ高中生ハ理解能力、比較的充足セルヲ以テ其ノ自動的研究ノ興趣ヲ引起シ、而シテ其ノ自動的研究能力ヲ培養スベキヲ以テ宜シク下記事項ニ注意スベシ。

(一) 豫メ教材ヲ指定シ豫習セシメ、其ノ比較的簡易ナル者ハ學生ヲ指定シテ教室中ニ於テ問答セシメ、以テ注入式ノ講解ニ代フベシ。

(二) 一章或ハ相當段落ヲ完了セル毎ニ學生ヲシテ、自ラ摘要セシメ列シテ表解ヲナサシムベシ。

(三) 宜シク參考教材ヲ指定シ、教師ノ指導下ニ學生ヲシテ組ヲ分ケ、或ハ個別的ニ自動的研究ヲ爲シ得タル結果ノ大綱ヲ報告セシム。或ハ別ニ教科書以外ノ難題ヲ出シ、自ラ演算討論セシメ、若シ不能ノ場合ハ全班ノ學生、盡ク此ノ課外作業ヲ行ヒ、又班中資質學力比較の優秀ナル者ヲシテ之ヲ行ハシムベシ。

(四) 正課教授ノ外尙時間ノ餘裕アル場合ハ亦教室中ニ於テ學生ヲシテ筆記能力ヲ練習セシメ、竝ニ整理訂正シテ教師ノ檢閲ヲ受クベシ。

(五) 左記ノ特殊教材ヲ加ヘ授クベシ。

羅針盤、經緯儀、水平儀ノ計算實習、槍砲射程計算法、普通及軍事上ノ測量、伏角偏角ノ測定、砲方仰角ノ測量、運輸消費ノ計算各種統計ノ調査方法。

2

教法要點

第二學年ヨリ是ノ項ノ課程ハ甲乙兩組ニ分ケテ教授シ、教員ハ教材大綱ヲ参照シテ適宜ニ教授ヲ爲ス外左記各項ニ注意スベシ。

(一) 總論

高中ノ教材ハ初中教材ノ第二回周ナリ、故ニ前者ト切實ナル聯絡ヲ有ス。

1 高中ノ算學ノ最初ノ部分ハ初中ノ教材ト相同ジ、故ニ比較的難問題ヲ選ビテ以テ復習ニ資シ、併セテ此ヨリ比較的深キ研究ニ導入スベシ。

2 初中ノ算學ハ計算技能ノ習熟ト基本觀念ノ了解、研究方法ニ注意シ實例、特例ヨリ歸納スルヲ通則トナス。高中ハ理論方面ヲ重視シ、演繹法ヲ用ヒテ比較的系統的ナル研究ヲナスベシ。算理ノ深キ所ハ初中學生ニハ未ダ徹底明瞭ナラザル處有リ。故ニ初中教材ハ高中ニナホ重ネテ提出ス、但シ詳略同ジカラズ輕重モ亦異ニス、自ラ學ランテ倦マザランメズ、溫故知新、剝繭抽糸ノ妙有ランムベシ。

(二) 三角……高中ノ三角ハ三角函數ヲ以テ中心トナス。

1 銳角三角函數及直角三角形ノ解法ハ已ニ初中ニ於テ學習セリ、高中ハ普通角三角函數ヨリ入り以テ参照比較ニ資シ之ヲ推廣ムベシ、此レハ只理論ノ普遍ヲ求ムルニ止ラス且物理ヲ習フ者ノ必要ナル智識ナリ。

2 初中ニ授ケタル三角ハ簡易ヲ以テ主トス。高中ハ宜シク三角函數ノ性質三角恆等式、方程式等ニ注意シ(宜シク代數方面ノ相當問題ト比較スベシ)以テ高等算學ヲ修ムル時ノ用ニ供スベシ。

(三) 幾何……高中ノ幾何ハ學生ノ自動的探究能力ヲ訓練シ併セテ蒐集、分析、次序ニ注意シテ相當ナル嚴謹程度ニ達セシムベシ。

- 1 幾何ハ最モ蒐集、分析、次序ヲ重ンズ、初中學生ハ年齡幼稚未ダ嚴守セシメ易カラズ。高中ノ幾何ヲ教授スルニハ此レニ對シテ、宜シク訓練ヲ加フベシ、但シ理論ニ就テノ習得程度ハ學生ヲシテ能ク其ノ必要ノ感じ、且ツ能ク了解スルヲ以テ限度ト爲スベシ。
 - 2 初中既習ノ定理ハ宜シク再ビ啓發式ノ解法ヲ用フベシ。又逆證法ヲ用ヒテ以テ思考ノ經路ヲ明ラカニシ併セテ定理間ノ關係ニ就キテ系統ヲ組立テ、幾何全部ニ一貫セル線索ヲ顯出シ、學生ニ綱領ヲ會得セシメ運用ノ能力ヲ增加セシム、但シ系統ヲ組立テルニハ理論上ニ着眼シ以テ理解ニ資シ記憶ニ便セシメ、平板澁滯ナル分類ニ流レシムベカラズ。
 - 3 初中ニテ未ダ詳細ニ授クル能ハザル部分ハ、補充ヲ加フベシ、軌跡及ビ作圖題ノ二部分ニ注意スベシ。此ノ二部分ニ因リテ推理證明ヲ爲ス外、更ニ學生ノ探求發明ノ能力ヲ發展セシムベシ。
 - 4 幾何ノ證明及作圖ハ可能ノ範圍内ニ於テ代數方法ヲ採用シテ既知ノ事ト未知ノ事トノ間ノ關係ヲ求ムベシ。
 - 5 立體幾何ハ空間ノ性質及ビ量法ヲ明ラカニスルヲ主ト爲ス。務メテ學生ヲシテ能ク平面上ノ圖形ヲ透視セシメ、各種立體ノ構造ヲ了解セシメテ以テ圖畫科中ノ用器書ト相聯絡セシムベシ。
- (四) 代數及ビ高等代數
- 高中ノ代數ハ函數ト方程ヲ以テ中心ト爲スベシ。
- 1 學生ノ函數ニ於ケル觀念ハ明瞭ニセシメ易カラズ、教師ノ初等函數ノ變値、變跡ヲ推求スル時ハ解釋ニ意ヲ用ヒ、以テ其ノ基礎ヲ確立ス、二次函數ノ如キハ、即チ最適用ノ一例ト爲ス。
 - 2 方程ノ解法ハ初中ノ卒業生ハ已ニ明瞭ナリ。故ニ高中ノ代數ハ方程ノ通性原理ノ解法、解法ノ變化(變數

ノ方程ヲ含ム)及ビ増減(例ハバ分數方程、無理方程ノ根ノ如シ)ヲ重視スベシ、二次方程ハ方程ノ入門ク

リ、最モ學生ノ思考ヲ訓練スルニ足ルベシ。

3 高等代數ハ方程論ヲ以テ中心ト爲ス。複素數ノ存在ハ代數基本定理成立ノ先決條件タリ、行列式ハ消去法

ノ利器タリ、級數ハ極限ノ運算タリト雖ドモ代數ト性質頗ル同ジカラズ、然レドモ一切ノ函數ノ發展ハ皆

此ニ賴ル、而シテ解析學ノ基礎ト爲ス。宜シク注意ヲ加フベシ。

4 方程ノ應用問題ハ只ニ日常ノ事實ニ限ラズ、幾何、三角、理化方面ト多ク聯絡ス、實際問題ハ宜シク得ク

ル所ノ結果ノ精確程度ニ注意スベシ、高次ノ數字方程式ノ數值ノ解法ハ實際的效用頗ル多シ、算學ヲ習フ

者ノ知得スベキモノナリ。或然率ハ統計學ノ核心タリ、亦應ニ大意ヲ講授スベシ。

(五) 解析幾何

高中ノ解析幾何ハ代數幾何、三角ノ諸學程ト融合スベク其ノ相互ヒラルベキ所ヲ示シ、一面中等程度算學

科ノ總結ト爲シ、又一面高深ナル研究ノ基礎ヲ立ツベシ。

1 解析幾何ハ代數、幾何、三角ト相互ニ聯絡シ、以テ幾何問題ヲ解法シテ而シテ充分ニ算學各部分ガ相呼應

シテ氣ヲ一ニスル性質ノモノタルヲ示スベシ。

2 形ト數量トノ相應ノ關聯ヲ得ント欲スルニハ、推廣ノ幾何元素ヲ用ヒザルベカラズ、故ニ解析幾何ハ遂ニ

綜合幾何ト相互出入セザルヲ得ズ(分角線求法ノ問題ノ如シ)凡ソ此等ノ點ハ最モ初學者ヲシテ注意セシ

メ、以テ其ノ見解ノ明晰ヲ期シ惑フ所無カラシムベシ。

3 綜合作圖ノ範圍ハ解析ニ非ラズ決スル事能ズ、若シ充分時間有ラバ宜シク作圖不能 (Impossible Conceive

tion)ノ意義ヲ略示スベシ。

◎高級中學生物課程標準

第一 目 標

- 1 學生ヲシテ生物ノ基本組織及ビ其ノ生活作用ヲ了解セシム。
- 2 學生ヲシテ生命現象ノ基本原理ヲ了解セシム。
- 3 學生ヲシテ生物ト國計、民生トノ關係ヲ了解セシム。
- 4 學生ヲシテ採集、觀察、實驗、比較及ビ事物ヲ推理スル能力ト興趣ヲ獲得セシム。

第二 時 間 支 配

高中第一學年ニ於テ教材ヲ完了ス、每週講演三時間、實驗一時間、若シ必要ノ際ニハ實驗一時間ヲ延長スルコトヲ得、此ノ外毎學期トモ數次ノ郊外採集ヲ舉行スベシ。

第三 教 材 大 綱

1 概 論

- (一) 生物ノ特徴
- (二) 生物學及ビ其ノ分科

- (三) 生物學ノ意義及ビ方法ヲ研究ス。

2 生物ノ基本組織

- (一) 原生質
- (二) 細胞
- (三) 細胞ノ分裂
- (四) 細胞ノ集合ト分化
- (五) 組織ト器官

- (3) 營養
 - (一) 植物ノ營養
 - 1 水分ノ吸收下運輸下消失
 - 2 光合作用(同化作用)
 - 3 養分ノ利用下貯藏
 - 4 呼吸作用
 - (二) 動物ノ營養
 - 1 消化作用
 - 2 循環作用
 - 3 呼吸作用
 - 4 排泄作用
 - (三) 自然界中ノ物質ノ循環
 - 1 碳(炭素)ノ循環
 - 2 氮(窒素)ノ循環
 - (四) 感應下調節
 - 1 植物ノ感應
 - 2 動物ノ感應
 - (五) 生殖ト生長
 - 3 動物ノ調節作用
 - 1 生殖方法
 - (イ) 無性生殖
 - (ハ) 單性生殖
 - (ニ)(ロ) 兩性生殖
 - 2 兩性細胞ノ成熟
 - 3 受精現象

4 胚胎ノ發育

5 變態

6 生長

(六) 遺傳

1 孟德爾前ノ遺傳觀念

3 遺傳ノ物質基本

5 育種ト優生

(七) 天演(自然淘汰)

1 天演證據

3 天演學說

(八) 分類

1 分類ノ方法

3 動物分類ノ大綱及其ノ地理的分布

2 植物分類ノ大綱及其ノ地理的分布

第四 實施方法概要

(1) 作業要項

(一) 講授……上記目標ニ根據セル一ツノ適當ナル高中生物學教科書ヲ取り學生ト教室ニ在リテ講授討論スベシ。
(二) 實習……實驗室ニ於テ

1 簡易ナル標本、模型材料ヲ用ヒテ生理上ノ諸現象ヲ實驗ス。

◎高級中學化學課程標準

第一 目 標

- (一) 須ラク學生ヲシテ生命現象ニ對スル基本的正確の觀念ニ到達セシムベシ。
 (二) 須ラク學生ヲシテ實習ニ於ケル所見ト講授ノ學理トヲ相互ニ印證セシムベシ。
 (三) 須ラク學生ヲシテ自動的研究ノ能力ト自然愛好ノ興趣トヲ養成スベシ。
 (四) 須ラク學生ニ科學研究ノ方法(觀察、實驗、比較、分類……)ハ繪圖ニ偏重スルコトナキ樣訓練スベシ。
- (2) 教法要點
- 2 顯微鏡ヲ用ヒテ各種動植物ノ切片、標本、繪圖ヲ觀察シ其ノ各部分ヲ註明ス。
 - 3 各種動植物ヲ解剖シテ以テ其ノ構造ヲ明ラカニシ其ノ異同ヲ比較ス。
 - 4 郊外ニ於テ重要植物ノ標本ヲ採集シ、其ノ種類ヲ認識シ其ノ環境ヲ考察ス。

第二 時 間 支 配

- (一) 學生ヲシテ化學ノ根本知識ヲ得知セシメ化學ニ對シテ明確ノ觀念ヲ持タシムベシ。
 (二) 學生ヲシテ敏銳ノ觀察力ト精確ナル思考力ヲ養成セシムベシ。
 (三) 化學ト國防、工業、農業、醫藥、衛生、家庭等ノ關係ヲ闡明ニシ以テ自然ノ方法ヲ利用セシム。特ニ實際應用能力ノ養成ニ重ヲオクベシ。
- 第一 時 間 支 配
- (一) 講習一學年、毎週三時間
 - (二) 實驗毎週一次、毎次三時間

第三 教材大綱

(1) 講授材料

(一) 元素及化合物

(二) 主要ノ化學變化

(三) 空氣

(四) 氧(酸素)、臭氧(酸素ノ別譯)

(五) 氮(窒素)(空氣中ヨリ窒素ヲ取ル方法)

(六) 氫(ヘリウム)及氦()

(七) 水

(八) 氫(水素)

(九) 過氧化氫(過酸化水素)

(十) 基本假説及定律

1 質量不滅ノ定律

3 氣體反應體積ノ定律

5 原子量、分子量、原子序數、原子價、克分子、當量

(十一) 化學式

1 原子符號

3 化學方程式(作法及ビ應用)

2 定比、倍比ノ定律

4 原子説、分子説

2 分子式、構造式

- (三) 氣體ノ性質
氣體ノ體積ト壓力及ビ溫度ノ關係
- (四) 溶解度
1 溶解度
2 電離說
- (五) 接觸作用
1 化學平衡
2 可逆反應
- (六) 質量作用ノ定律
1 質量作用ノ定律
- (七) 鹵素(鹽素)
1 氯(鹽素)及其ノ化合物
2 溴(臭素)及其ノ化合物
3 碘(沃素)及其ノ化合物
4 氟(弗素)及其ノ化合物
- (八) 鹽酸
1 硫(硫黃)
2 硫化水素
- (九) 二酸化硫黃、三酸化硫黃
1 二酸化硫黃、三酸化硫黃
2 硫化水素
3 二硫化碳(炭素)
- (十) 硫酸、亞硫酸
1 硫酸、亞硫酸
- (十一) 氨(アンモニヤ)、氫氧化銨(水酸化アンチモニ)
1 氨(アンモニヤ)、氫氧化銨(水酸化アンチモニ)
2 窒素ノ酸化物
- (十二) 硝酸(製法、性質及用途)亞硝酸。
1 硝酸(製法、性質及用途)亞硝酸。

- (三) 氫()化物
- (四) 磷
 - 1 磷酸化物
 - 2 磷酸
 - 3 砷(アルセニク) 銻(アンチモニー)、錳(若鉛Bismuth)及其ノ化合物
- (五) 合金
- (六) 硼酸、硼砂
- (七) 矽(硅素)及其ノ化合物
- (八) 窯業(瓦、煉瓦)、玻璃(ガラス)、陶磁器(陶磁器) 珐瑯、水泥(セメント)
- (九) 炭素
 - 1 石炭ノ乾溜及ビ其ノ生成物
 - 2 炭素ノ酸化物
 - 3 炭
- (十) 炭化水素及石油
- (十一) 醇(濃キ酒)、醚()、甲醛()
- (十二) 油及ビ甘油(グリセリン)、肥皂(石鹼)
- (十三) 有機酸
 - 1 蟻酸、醋酸、草酸()、苯甲酸()
 - 2 乳酸、酒石酸、水楊酸()、鞣酸()

(三)

醣(炭水化物)

1 糖類、葡萄糖、蔗糖、麦芽糖

2 澱粉糊精

3 纖維素、紙、賽璐珞(人造絲)

(二)

蛋白質

1 羊毛、絲、酪素

2 有機肥料

(一)

染色及染料

(七)

香精油及樟腦

(六)

生物鹼類

(五)

膠體

(四)

反應熱

(三)

電化學

(二)

1 電解

2 金屬ノ電動勢順序

(一)

3 電鍍

(四)

鹼族元素(鹼アルカリ)

(三)

1 鈉(ナトリウム)、水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、過酸化ナトリウム

(二)

2 鉀(カリウム)及其ノ化合物

(一)

3 銻色ノ反應

(四)

銅族元素

- 1 銅及び其ノ化合物
 - 2 銀及び其ノ化合物
 - 3 金及び其ノ化合物
- (四) 鹼土(曹達)族元素
- 1 鈣(カルシウム)及び其ノ化合物
 - 2 鋇(バリウム)及び其ノ化合物
 - 3 鎂(マグネシウム)族元素
- (五) 錳(マンガン)及び其ノ化合物
- (六) 鉄族元素
- 1 鐵(生鐵(鑄鐵)、熟鐵(鍊鐵)、鋼)
 - 2 鐵ノ化合物
 - 3 鎳(ニッケル)、鉛(コバルト)
- (七) 鉛(白金)
- (八) 原子構造
- (九) 元素ノ週期律

- (2) 實驗教材
- (五) 化學ト國防ノ關係
- (一) 加熱法及ビガラス管使用法
- (三) 酸素ノ製法及ビ性質
- (五) 水ノ製淨
- (七) 氣體液體ト固體ノ溶液
- (九) 硝酸ノ製法及性質
- (十一) 硫化水素ノ製法及ビ性質
- (十三) 二酸化硫及ビ亞硫酸
- (十五) 鹽化水素及ビ鹽酸
- (十七) 酸、鹽基、鹽
- (十九) 炭素及ビ性質。二酸化炭素ノ製法及ビ性質
- (二十一) 油脂及ビ石鹼
- (二十三) 醣類(炭水化物)
- (二十五) 膠體
- (二十七) ナトリウム及其ノ化合物
- (二十九) 銀及ビ其ノ化合物
- (三十一) アルミニウム及ビ其ノ化合物
- (二) 物理變化ト化學變化
- (四) 水素ノ製法及ビ性質
- (六) 硬水ト軟水
- (八) アンモニアノ製法及ビ性質
- (十) 硫黃ノ同素異形體
- (十二) 硫酸ノ性質
- (十四) 鹽素ノ製法及ビ性質
- (十六) 鹽族元素
- (十八) 可逆反應
- (二十) 酒精ノ製造及ビ性質
- (二十二) 炭化水素
- (二十四) 蛋白質
- (二十六) 金屬ノ電動勢順序
- (二十八) 銅及ビ其ノ化合物
- (三十) 亜鉛及ビ其ノ化合物
- (三十二) 鉛及ビ其ノ化合物

第四 實施方法概要

(三) 鐵及び其ノ化合物

(四) 硼砂球檢定ノ金屬法

六四

1 作業要項

(一) 講習

- 1 講習ノ前ニ學生ヲシテ教員指定ノ課目ヲ豫習セシメ、精細ナル自修或ハ參考、實驗等ニヨリ知識ヲ得、疑問ヲ摘録シテ以テ是ヲ提出討論セシムベシ。
- 2 講習ノ時ハ教員ノ指導ニ由ツテ隨時討論セシメテ得タル結果ヲ學生ヲシテ、逐項筆記セシメ、教員ハ隨時是ヲ檢査シ訂正スベシ。

(二) 實驗

- 1 實驗ハ終始學生ヲシテ單獨或ハ組別ニ責任ヲ負ハシムベシ。
 - 2 實驗ノ状態ハ隨時一定格式ノ記録本内ニ寫シ、作業ガ終レバ即チニ報告ヲ完成シテ教員ニ提出スベシ、課外時間ニ寫ス事ヲ得ズ。
 - 3 實驗ガ完結シタル後、用具、藥品等ノ整理清潔ニ注意セシムベシ。
- (三) 化學科ノ有スル特殊教材ヲ酌量添加シテ教授スベシ。
(此ノ項ニ關スル教材ハ別ニ是ヲ定ム)

(四) 參考

- 1 課程參考トシテ教材ト關係アル書籍ヲ教員ハ數種選定シ常ニ閱讀ニ供スベシ。
- 2 隨意參考トシテハ教材ト直接關係無キモ學生ヲシテ化學ノ書及ビ刊行物ニ對スル興趣ヲ引起ス爲學校ニ於

テ是ラヲ數種選任シ以テ隨時ノ閱覽ニ供スベシ。
(附註)

- (一) 高中ノ化學課程ハ大學化學ノ袖珍縮本ニ有ラズ。
- (二) 教材ノ編制ハ心理ノ進程ニ合セシムベシ。
- (三) 理論方面ノ教材ニ關シテハ全教材ノ百分ノ三十ヲ超過セシムル事ヲ得ズ。
- (四) 物産方面ニ關シテハ本國材料ニ注意スベシ。

◎高級中學物理課程標準

第一 目 標

- (一) 學生ヲシテ物理學中ノ簡單ナル原理ヲ明瞭ニシ、以テ日常ノ問題及ビ常見ノ現象ヲ説明解決シ得ベキ様セシムベシ。
- (二) 學生ヲシテ官能及ビ手技ノ運用ヲ訓練シ以テ其ノ觀察ト實驗ノ才能培養スベシ。
- (三) 學生ヲシテ物理學ト其ノ他自然科學及ビ應用科學トノ關係ヲ略知セシムベシ。

第二 時間 支配

高中第三學年ハ講授及示教ハ每週四時間、學生ノ實驗ハ每週一次 每次二時間トス。

第三 教材 大綱

- (一) 度量衡、基本單位及ビ補助單位
(下述ノ教材排列順序等ハ參考便利ノ爲ニシテ講解ノ時ニ斟酌變更スルモ可ナリ)

- (二) 密度及比重
力及比其ノ單位、分力ト合力、力ノ平行四邊形定律
物質ノ三態
- (三) 固體ノ彈性—虎古ノ定律
- (四) 液體中ノ壓力—連通管—水道。液體比重ノ測定(漢埃方法)
- (五) 巴斯葛ノ原理—水壓機
- (六) 浮力—阿基米得ノ原理及比其ノ應用(物體比重ノ測法)
- (七) 氣體ノ壓力、大氣ノ壓力、托里折利管、氣壓計
- (八) 氣體ノ浮力—氣球—飛艇
- (九) 壓力ト浮體容積ノ關係—波義耳ノ定理
- (十) 各式ポンプ。虹吸
- (十一) 挺子ト力矩
- (十二) 斜面向螺旋
- (十三) 其他ノ簡單ナ機械、功ノ原理、機械ノ利益ト效率。功率
- (十四) 運動、位移、速度、加速度、等速運動、等加速度運動、自由落體運動、拋體運動
- (十五) 傾ノ運動三定律、質量、重量、重心、萬有引力ノ定律
- (十六) 圓周運動向、心力ト離心力
- (十七) 單擺 ()、簡諧運動 () (但シ簡單ナル敘述ニ限ル)

- (辛) 轉動、角速度、角加速度、飛行機
- (三) 摩擦ト摩擦係數
- (三) 能、位動、動能、能量不滅(能力)
- (三) 分子ト分子運動、擴散、粘帶性
- (四) 附着力及ビ内聚力、表面張力及ビ毛細現象
- (五) 溫度及ビ溫度計
- (六) 膨脹及ビ其ノ應用
- (七) 熱量ト熱ノ當量
- (八) 比熱及ビ熱量器
- (九) 融解及ビ凝固
- (十) 蒸發、沸騰、沸點ト壓力ノ關係
- (十一) 溫度及ビ氣象問題
- (十二) 熱ノ傳播
- (十三) 暖室及ビ製氷設備
- (十四) 力ノ變換、熱機ト蒸汽機ト内燃機
- (十五) 波動、縱波ト横波
- (十六) 波ノ反射、折射及ビ干涉
- (十七) 聲波及ビ其ノ速度

- (六) 聲音ノ響度、音調及ビ音質、回聲(山彦)拍
- (五) 共鳴
- (四) 弦ノ振動ト氣柱ノ振動、康茲管
- (三) 音階ト簡單樂器
- (二) 蓄音器
- (一) 光ノ直進、影、日月ノ蝕、光ノ速度
- (〇) 光度及ビ光度計
- (〇) 光ノ波動說
- (〇) 光ノ反射平面鏡及ビ球面鏡
- (〇) 光ノ折射ト折射(屈折)率、全反射
- (〇) 透鏡(レンズ)
- (〇) プリズム光ノ分散、虹
- (平) 簡單ナル光學儀器(例、映畫器、擴大器、望遠鏡、顯微鏡、潛望鏡、寫眞機、眼鏡等)
- (三) 分光鏡、スペクトル、物體ノ色
- (三) 光ノ干涉、薄膜ノ色、光ノ燒射
- (三) 磁鐵、磁極、庫倫磁力定律、磁ノ感應
- (三) 磁場及ビ磁力線
- (三) 地磁及ビ羅針盤

- (英) 磁ノ分子説
- (毛) 正電ト負電。導體ト絶縁體、陣倫ノ靜電定律
- (六) 靜電ノ感應、驗電器、感應盤
- (亮) 靜電ノ分布、電雉、尖端作用避雷針
- (卒) 容電器、電容、介質常數
- (六) 電池及ビ電流
- (空) 濕電池、極化作用ト局部作用、乾電池
- (三) 蓄電池
- (高) 電阻、電壓、歐姆ノ定律
- (益) 電池ノ聯接法
- (癸) 電阻ノ聯接法
- (志) 惠斯登電橋
- (六) 電流ノ熱效應—電力ト熱量、電爐、アイロン
- (充) 電燈、アーク燈
- (吉) 電流ノ化學效應—電解、電鍍、法拉第ノ電解定律—電量計
- (四) 電流ノ磁效應—電流計、安培計、伏特計
- (三) 電磁鐵、導磁係數、電鈴及電報
- (三) 電磁感應ト楞次ノ定律

(四) 感應圈

(三) 電話

(二) 發電機ノ原理……直流ト交流、變壓器

(一) 電動機ノ原理……電車、電扇、瓦時計

(六) 真空管中ノ放電、陰極射線及ビ電子、X射線

(七) 光電管

(八) 電磁波及ビ無線電報

(九) 晶體檢波器ト真空管檢波器、無線電話

(十) 放射質及ビ其ノ射線

(十一) 物質構造ノ大意

第四 實施方法概要

(1) 教法要點

(一) 各部分ノ教材ハ初中物理學課程ノ内容ヲ以テ起點トスベク、逐次物理學上ニ用ヒル所ノ初歩方法ヲ授ケ、學生ヲシテ物理的現象ニ對シテ更ニ一段ノ了解ヲ得セシムベシ。教材ハスベテ大學物理ノ袖珍縮本ニ有ラズ。

(二) 講授ノ時ハ務メテ簡單ナル實驗表演ヲ多クナシテ以テ學生ノ各原理ノ意義ヲ理解ヲ助ケシムベシ。

(三) 務メテ學生ニ各各原理及ビ定義ノ意義ヲ徹底的ニ了解セシメ、單ニ字句ヲ暗誦スルガ如キコトナカラシムベシ。

(四) 宜シク物理學ノ應用ニ重キヲ置キ、理論及ビ學說ヲ高談スルガ如キコトナカラシムベシ。

- (五) 教員ハ宜シク學生ヲ引率シテ物理學應用ニ關スル場所ヲ參觀セシムベシ。
- (六) 教員ハ簡單ナル實用問題或ヒハ練習問題ヲ選ビテ與ヘ、學生ヲシテ如何ニ各原理ヲ應用セバ解答シ得ルカヲ知ラシメ又計算ノ練習問題ハ毎週指定ノ日ニ提出セシムルヤウ督促シ、教師ハ詳細ニ檢討訂正シタル後返還スベシ。
- (七) 學生ノ質疑ヲ獎勵シ、學生ノ發問ニ遇ヘバ教員ハ先ヅ容易ナル類似問題ヲ與ヘテ以テ漸次ニ自ラ解答ヲ行ハシメ、ソノ疑問難點ヲ解決シ得ルヤウ導クベシ。
- (八) 學生ノ人數ガ二十人ヲ超エル時ハ、人數ヲ若干組ニ分ケテ問題ヲ討論セシム、毎組ノ人數ハ二十人ヲ超エル事ヲ得ズ。組ヲ分ケル時ハ成績類似者ヲ同組ニ集ムベシ。(初中物理ノ成績及ビ初中ト高中ノ算學成績ニヨリ判定ス)。
- (九) 筆答、試問ヲ多クシ、問題ハ計算問題及ビ解釋問題ヲ可トス、定義ト定律ノ暗誦ニ類スルモノハ皆之ヲ避クベシ。
- (十) 物理科ノ有スル特殊教材ヲ酌量シテ加フベシ、是項ノ教材ハ別ニ之ヲ定ム。
- (2) 實驗教材
- (一) 長度ノ測定(游標尺ノ用法)
- (二) 天秤ノ用法(固体ノ密度ノ規則有ル測定)
- (三) 彈機ト虎克ノ定律
- (四) 固体及ビ液体ノ比重アルトメータト阿基米得ノ原理
- (五) 液体ノ比重(漢埃ノ方法)

- (六) 波義耳^{ボイル}ノ定律
- (七) 力ノ平行四邊形ノ定律
- (八) 挺子ト力矩
- (九) 斜面上物體ノ運動—功ノ原理
- (十) 單擺
- (一) 壓力ト沸點
- (二) 金屬ノ比熱ト量熱器
- (三) 黃銅棒ノ線膨脹
- (四) 氣體ノ膨脹
- (五) 相對ノ濕度
- (六) 氷ノ融解熱
- (七) 水ノ汽化熱
- (八) 熱ノ功當量(功ハ仕事)
- (九) 氣柱ノ共鳴
- (十) 弦ノ振動
- (一) 球面鏡
- (二) 光度計
- (三) 水及ピガラスノ曲折率

- (一) レンズ
 (二) 望遠鏡
 (三) 顯微鏡
 (四) 磁場
 (五) 原電池
 (六) 電位計
 (七) 電阻及び其ノ聯接法(惠斯登電橋ノ用法)
 (八) 電流ノ磁效應―簡單ナ電流計ノ製法、アンペア計トボルト計ノ用法
 (九) 電燈ト電功率
 (十) 感應電流
 (十一) 電動機ノ原理
 (十二) 簡單ナ無線電話ノ受信器(學生ヲシテ各用器ヲ配接セシムベシ)
- (3) 實驗應ニ次ノ各點ニ注意スベシ
- (一) 上列ノ各實驗ハ全部ヲナスニハ及バズ。唯各人ハ全學年ヲ通ジ實驗三十二個ヲナセバ可ナリ。實驗ノ選定ニ就テハ學生ノ環境ニ適スルヲ以テ標準ト爲スベシ。其ノ性質ハ下列ノ四項ニ平均シテ分配スベシ。
- 1 各現象ノ因果ヲ求ムルモノ。
- 2 證明律例ノ數量的關係。
- 3 實用的問題

4 學生ヲシテ簡易ナ儀器ヲ造ラシム。

(二) 所用ノ儀器ハ精密ナルヲ要セズ、唯觀察ノ結果ヲ力ニ應ジテ明確ナラシムベシ。

(三) 實驗ノ結果ハ務メテ相當ノ表ヲ作りテ記録シ、學生ヲシテ系統アル記載ヲ訓練スベシ。

(四) 凡ソ數量ノ關係ヲ求ムル實驗ノ時ハ務メテ學生ヲシテ自ら計算セシメ而シテ其ノ得タル所ノ結果ノ誤差ヲ檢セシムベシ。

七四

◎高級中學歷史課程標準

第一 目 標

- (一) 我國民族ノ拓展ト歴代文化、政治、社會ノ變遷ヲ述ベ以テ我國現狀ノ由來ヲ説明シ而シテ三民主義ノ歴史の根據ヲ明ニスベシ。
- (二) 近代外交失敗ノ經過及ビ政治經濟諸問題ノ起源ヲ重視シ以テ我國國民革命ノ背景ヲ説明シ、今後本國民族ノ努力スベキ所ヲ指示スベシ。
- (三) 過去ノ政治經濟諸問題ガ現代社會ニ影響セル所ヲ特ニ重視シ、學生ヲシテ歴史ニ山ツテ現實的ニ啓示シ、以テ現代問題ヲ研討シ、併セテ觀察判斷ノ能力ヲ培養スベシ。
- (四) 各重要民族ノ發展ト各國文化政治、社會ノ變遷ヲ述ベ學生ヲシテ世界ノ趨勢ニ對シ正確ナ認識ト了解ヲ得サシムベシ。
- (五) 近世帝國主義ノ發展、民族運動ノ大勢ト現代國際重要問題ノ由來ヲ説明シ以テ、我國ノ世界事變ノ方策ニ應ズル様研討シ而シテ國際上ノ自由平等ノ實現ヲ促成セシムベシ。

(六) 各民族ノ世界文化上ノ貢獻及其ノ學術思想ノ變遷ノ狀況ヲ述ベ科學ト工程ノ現代文化ニ對スル影響ニ特別ニ重キヲ置キ以テ我國國民ガ文化上ニ直チニ努力スベキ所ヲ知ラシムベシ。

〔附註〕右例ノ目標ハ初中歴史課程標準目標ヲ繼續シ而シテ特ニ注意點ヲ加ヘタリ。

第二 時間支配

科目	學期						合計
	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期	第五學期	第六學期	
本國史	二	二	二	二	二	二	六
外國史							六

第三 教材大綱

(1) 本國史

(一) 緒論

- 1 歴史ノ定義及ビ其價值
- 3 中國疆域ノ沿革

(二) 上古史

- 1 中華民族ノ起源
- 3 唐虞ノ政治
- 5 商代ノ政教

- 2 中華民族ノ形成
- 4 本國史時代ノ分劃分

- 2 太古ノ文化ト社會
- 4 夏代ノ政教
- 6 周初期ノ政治

- (三) 中古史
- | | | | |
|---------|---------------|----|-------------|
| 7 | 古代ノ封建制度 | 8 | 中華民族ノ強大 |
| 9 | 春秋ノ覇業 | 10 | 戰國ノ七雄 |
| 11 | 中原文化ノ廣播ト疆域ノ拓展 | 12 | 春秋戰國ノ學術思想 |
| 13 | 春秋戰國ノ政制改革 | 14 | 上古ノ社會 |
| (三) 中古史 | | | |
| 1 | 秦ノ統一及ビ其政策 | 2 | 秦漢ノ際 |
| 3 | 前漢ノ政治 | 4 | 新莽ノ改制 |
| 5 | 後漢ノ政治 | 6 | 兩漢ノ制度 |
| 7 | 秦漢ノ武功 | 8 | 兩漢對外ノ交通 |
| 9 | 兩漢ノ學術 | 10 | 佛敎ト道教 |
| 11 | 兩漢ノ社會 | 12 | 三國ノ鼎立 |
| 13 | 晉ノ統一ト内亂 | 14 | 邊境民族ト漢族ノ同化 |
| 15 | 南北朝ノ對峙 | 16 | 魏晉南北朝ノ制度 |
| 17 | 魏晉南北朝ノ文化 | 18 | 魏晉南北朝ノ社會 |
| 19 | 隋ノ統一ト政治 | 20 | 唐ノ開國及ビ其盛世 |
| 21 | 隋唐ノ武功 | 22 | 隋唐對外ノ交通 |
| 23 | 隋唐ノ制度 | 24 | 隋唐ノ學術文藝 |
| 25 | 佛敎ノ分宗ト新敎ノ輸入 | 26 | 中國ト外國ノ文化ノ接觸 |

- (四) 近世史
- | | | | |
|----|-------------|----|--------------|
| 27 | 唐中葉後ノ政局 | 28 | 隋唐ノ社會 |
| 29 | 五代ノ混亂 | 30 | 宋ノ統一及ビ其初年ノ政治 |
| 31 | 法律ノ改正ト黨争 | 32 | 遼夏金ノ興起 |
| 33 | 宋ト遼夏ノ關係 | 34 | 宋ト金ノ關係 |
| 35 | 宋ノ學術思想ト文藝 | 36 | 宋ノ制度ト社會 |
| 37 | 宋ノ勃興ト各汗國ノ創建 | 38 | 中國ト西洋文化トノ交通 |
| 39 | 元ノ制度 | 40 | 元帝國ノ瓦解 |
| 41 | 明初期ノ政局 | 42 | 明ト北族ノ關係 |
| 43 | 明ノ殖民事業ト外患 | 44 | 明末期ノ政局 |
| 45 | 明ノ制度 | 46 | 元明ノ學術思想ト文藝 |
| 47 | 元明ノ宗教ト社會 | | |
| 1 | 明清ノ際 | 2 | 歐人ノ東略 |
| 3 | 基督教ト西方科學ノ傳來 | 4 | 清初期ノ内政 |
| 5 | 清初期ノ外交 | 6 | 清代ノ武功 |
| 7 | 清中葉ノ内亂 | 8 | 阿片戰爭 |
| 9 | 太平天國ト捻黨ノ亂 | 10 | 英佛聯合軍ノ役 |
| 11 | 愛琿條約ト北京條約 | 12 | 西北事變ト中露交渉 |

(六) 結論

- | | |
|---------------|-----------------|
| 13 晚清ノ政局 | 14 中佛戰爭ト西南藩屬ノ喪失 |
| 15 中日戰爭(日清戰爭) | 16 中露密約ト沿海港灣ノ租借 |
| 17 維新運動ト戊戌政變 | 18 八國聯合軍ト辛丑條約 |
| 19 遠東ノ國際形勢 | 20 日露戰爭ト東三省 |
| 21 清末ノ移民 | 22 清代ノ制度ト憲政運動 |
| 23 清代ノ學術 | 24 清代ノ經濟ト社會 |
- (五) 現代史
- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 革命思想ノ勃興ト孫中山先生 | 2 清末ノ革命運動 |
| 3 辛亥革命ト中華民國ノ成立 | 4 二次革命ノ經過 |
| 5 民國初年ノ外交ト蒙藏問題 | 6 帝政運動ト護國軍 |
| 7 二十一個條ノ交渉 | 8 復辟ノ役ト護法ノ戰 |
| 9 參戰ノ經過ト山東問題 | 10 華盛頓會議ト中國 |
| 11 軍閥ノ混戰 | 12 中國國民黨ノ改組ト國民政府ノ成立 |
| 13 國民革命ノ經過 | 14 關稅自主ノ交渉經過 |
| 15 不平等條約ノ廢除ノ經過 | 16 中露ノ齟齬 |
| 17 國難ノ演變 | 18 國民政府ノ政治ト建設 |
| 19 現代ノ經濟ト社會 | 20 現代ノ教育ト學術 |

(2) 外國史(第二學年第二學期ヨリ)

(一) 緒

- 1 中華民族發展ノ回顧
- 3 中國對世界ノ使命

- 2 中華民族ノ復興ト前途

- 1 史前時代ノ概況
- 3 外國史時代ノ分期

- 2 世界人種分布ト外國史上ノ主要民族

(二) 上古史

- 1 上古ノ世界大勢
 - 3 巴比倫ト亞述
 - 5 波斯帝國
 - 7 印度ノ古代文化
 - 9 希臘民族及ビ其城邦 (City State)
 - 11 アレキサンドルト希臘文化ノ傳布
 - 13 羅馬ノ帝政時代
- 中古史
- 1 中古初年ノ世界大勢
 - 3 日本ノ開化
 - 5 東羅馬帝國

- 2 埃及ノ文化
- 4 希伯來ト腓尼基
- 6 愛琴文化
- 8 佛教ノ興起及ビ其教育
- 10 希臘ノ文化
- 12 羅馬ノ共和時代
- 14 羅馬ノ文化
- 2 朝鮮ノ變遷
- 4 日耳曼民族ノ遷徙
- 6 歐洲列國局勢ノ形成

- 7 キリスト教ト教會制度
- 9 佛教ノ傳播
- 11 回教ノ文化
- 13 元ノ西征及ビ其影響
- 15 印度莫臥兒帝國
- 17 突厥(匈奴)帝國ノ建立
- (四) 近世史
- 1 近世初年ノ世界大勢
- 3 歐洲ノ文藝復興
- 5 宗教改革ト宗教戰爭
- 7 歐洲新興列強ノ内政外交
- 9 佛國大革命
- 11 維也納會議ト神聖同盟
- 13 南米諸國ノ獨立
- 15 德意志ノ統一
- 17 帝國主義ノ由來及ビ其發展
- 16 英國ノ強盛
- 21 巴爾幹問題
- 8 歐洲ノ封建制度
- 10 回教ノ興起及ビ其發展
- 12 十字軍及ビ其影響
- 14 帖木兒ノ事業
- 16 南洋諸國ノ建立
- 2 歐洲民族的國家(National States)ノ興起
- 4 地理上ノ發見ト歐人ノ殖民事業
- 6 北米合衆國ノ獨立及ビ其發展
- 8 歐洲近世ノ文化ト社會
- 10 拿破崙ノ事業
- 12 歐洲各國ノ民治革命
- 14 意大利ノ統一
- 16 工業革命及ビ其影響
- 18 西力ノ東侵トアフリカノ分割
- 20 日本維新時代ノ内政外交
- 22 伯林會議及ビ其影響

(五) 現代史

23 十九世紀ノ歐洲文化ノ進歩

1 二十世紀初年ノ世界形勢

3 世界大戰

5 露西亞革命ト蘇聯ノ成立

7 國際聯盟ト國際法

9 土耳其ノ復興

11 大戰後ノ歐洲列強

13 軍縮問題ト賠償問題

15 伊獨ノ改制

(六) 結論

1 世界趨勢ノ尊重

3 國際現勢下ニ於テ中華民族ノ努力スベキ點

2 太平洋問題ノ緊張

2 和平運動ト軍備競争

4 巴黎和會

6 獨逸ノ革命

8 世界ノ新興國

10 弱小民族ノ解放運動

12 大戰後ノ英國ト日本

14 經濟問題ト勞工運動

第四 實施方法概要

(1) 本國史ノ部分

(一) 作業要項

1 書報ノ閱讀 教科書ノ教材ト教師講述ノ教材ハ入門ノ過程ヲ指示スルニ過ズ。高中ニ於テ歴史ヲ學ブ者ハ已ニ初中ニ於テ三年ノ基礎ヲ有スル故特ニ自由學習ノ能力ヲ培養スル事ニ注意スベシ。教師ハ隨時ニ參考

書籍(雜誌新聞紙ヲ含ム)ヲ指定シ、以テ一般ノ參考及ビ或一節目、或一問題等ノ特參考等ニ供シ、學生ヲシテ隨時ニ閲覽セシメ、又教師ハ之ヲ以テ詳密ナ指導及ビ考查ノ參考トスベシ。

2 筆記ノ練習 筆記ハ講授筆記ト閱讀筆記ト二種ニ分チ、前者ハ學生ヲシテ課業中ニ教師ノ講授ヲ記錄セシメ、以テ教科書ノ不足ヲ補ハシメ、後者ハ學生ヲシテ課外ニ閱讀シテ所ヲ記錄セシメ、此項ノ記錄トシテ、事實ノ摘述、綱要ノ列舉、比較蒐集、經驗ノ表現等アリ、之等ハ全級の課題或ハ個別的作業等ニ由ラシム。此兩種ノ筆記ハ皆學生ヲシテ隨時提出セシメ教師ハ審閱訂正スベシ。

3 圖表ノ練習 教師ハ歴史地圖ト表解(年表)ノ應用ニ注意スルト同時ニ歴史地圖ノ重要ナモノハ白地圖ヲ作り學生ヲシテ記入セシムベシ。其ノ繁雜ナル事實、速カニ了解シ難キ者ハ學生ヲシテ分析、統計等ノ時間ヲ作りテ指導シテ種々ノ表解ヲ成リ以テ其ノ精確ト明瞭ナル觀念ヲ養成スベシ。

4 問題ノ研究 高中歴史教材中ニハ問題式ノ討論ヲ採用シ同時ニ學生ヲシテ問題研究ノ能力ヲ得サシム。研究ノ問題ハ教室内ノ討論ト教課外ノ工作ト二種ニ分チ前者ハ教師ガ隨時ニ教材中ヨリ若干ノ簡易ナル問題ヲ提出シ以テ學生ノ學習時ノ研究トシテ供シ教室ニ在リテ討論セシム、其際自由質問ノ方式ヲ取り或ハ教師ヨリ共同討論ヲ提出シテ以テ其ノ思想ヲ啓發シ其ノ理解ヲ充實セシム。後者ハ則チ教師ヨリ具體的問題ヲ指定シ參考用書ヲ指示シ學生ノ自由研究ニマカセ、簡明ナル論文ヲ作り以テ其ノ自由研究ノ能力ヲ養成セシム。

5 實際考察 教師ハ本學程内ノ設備ノ擴充ニ留意スルト同時ニ更ニ學生領導ニ可能ナ範圍内ニ於テ實際的考察ヲ爲シ、以テ其ノ想像力ヲ引き起サシメ其ノ史蹟ニ對スル了解ヲ深カラシムベシ。考察範圍ハ古物保存所、博物館等ノ蒐集古物或ハ陵、墓、祠、宇、園林等ノ古蹟等ニ及ボシ、相當ノ時間ヲ持テ參觀旅行ヲナ

(二)

教法要點

シ、考察後、報告或ハ考證ヲ作成セシムベシ。

1 補充教材 教師ハ可能ノ範圍内ニ於テカメテ本課中ノ參考的教材ヲ補充シ、大意ヲ講述シ、或ハ内容ヲ録示シ、或ハ參考書名ヲ指示シ、而シテ特殊問題、新發見ノ材料或ハ最近ノ時事ノ如ク教本ノ採用シ能ハザル者ハ宜シク印刷シテ講義ノ補充ト爲スベシ。

2 討論ノ重視 教師ハ必ズシモ教科書ノ詳解及ビ事實ノ縷述ヲセズ、而シテ簡單ニ事實ヲ説明シタル後問題ヲ提起シテ討論ヲ加ヘ而シテ後隨事ニ問題ヲ提出シテ學生ト共同討論シ或ハ學生ヲシテ自ラ提出セシメテ之ヲ討論セシム。

3 因果關係ノ究明 教師ハ講義又ハ討論ノ時ニ於テ史蹟ノ因果關係ノ説明ヲ重視スベシ。説明ノ中、史實ト現代問題トノ關係ヲ注意スベシ。

4 圖表ノ應用 地圖ト表解ハ教師ハ宜シク充分ニ應用スベシ、圖片、模型ノ類ハ充分ニ蒐集ニカメテ一ツノ特殊ナ陳列室ニ布置スベシ。(初中歴史課程標準ヲ參照)此ノ外常ニ學生ヲ領導シテ可能ノ範圍内ニ於テ實地考察ニ從事セシムベシ。

5 自學ノ提倡 高中ノ歴史課程ニハカメテ學生ノ課外工作ヲ増加シ、以テ其ノ自由學習ノ能力ヲ養成スベシ。參考書ノ閲覽、筆記作業、論文ノ試作等、學生ノ程度トソノ時々ノ標準トヲ按ジテ常ニ適宜ナル指導ヲ與ヘ、此ノ種ノ作業ニ在リテハ、教師ハ學生ニ問題發見ト問題研究ノ方法ヲ指示スベシ。

(2) 外國史ノ部分

(一) 作業要項

- 1 講義ト教科書 教科書ハ一種ノ綱領ヲ掲ゲタル書ニシテ死讀スベカラズ、又學生ニ暗誦ヲ獎勵スベカラズ、而シテ學生ノ了解ト興趣ニ注意スベシ。完全ナル外國史教科書ノ無イ前ニ在リテハ、教師ハ本教材大綱ヲ參照シテ自ら講義ヲ編ミ、同時ニ幾種カノ價値アル東西洋分類ノ教科書ヲ指示シテ以テ學生ノ參考ニ供スベシ。
- 2 參考書ハ二類ニ分ツベシ。一ハ某一時代或ハ某一地方、或ハ某一史實ノ專門書。二ハ普通外國史ニ係ルモノナリ。中國文書籍ノ缺乏ト中學生ノ外國文ノ程度ノ幼稚ナルニ由リテ、一ツノ極メテ寛大ナル標準ヲ定ム、即チ每一學年ニ教師ハ本校圖書館ニ在ル範圍内ニ於テ一書ヲ指示シ、學生ノ練習應用ノ參考書ト爲スベシ、若シ外國文ノ原書ヲ讀ム者有ラバ淺明ナル外國文ノ參考書ヲ定ムベシ。
- 3 筆記及ビ綱目 此ハ學生ノ最も重要ナル課外工作ニシテ、シカラザレバ則チ死讀ニ終ル。凡ソ一學年ニ在リテハ學生ヲシテ筆記ヲ學バシメ以テ其ノ教室ニ於ケル聽講ト讀書ノ要點ヲ記サシムベシ。第二學年ニ在リテハ學生ヲシテ兼テ綱目(大綱ト細目)ヲ學バシム、其ノ方法ハ教師ニ由リテ先ニ一ツノ示範ヲ作り、且力メテ困難深奥ヲ避クベシ。然ル後ニ教師ハ數個ノ特別ナル題目ヲ提出シ各學生ヲシテ自ら其ノ一ツヲ擇バシメ、教師ハ參考ノ時ニ必要ナル書ヲ提示スベシ。

(二) 教法要點

- 1 地理及ビ年表ハ之ヲ稱シテ歴史ノ二目トナス。地理ハ歴史ヲ研究スル爲ノ一基本學科ナリ。忽セニスルベカラズ、年表モ亦極メテ重要ナリ。但シ帝王年表ニ限ルベカラズ。且學生ヲシテ死記セシムベカラズ。常ニ其ノ年表ノ檢査及ビ利用ノ能力ヲ訓練スベシ。尙所謂圖表タルモノハ、乃チ幾多ノ複雜ナル且相互關係ヲ有スル史蹟ヲ整理スルニ用フルモノニシテ、此ノ類ノ圖表ハ最も學生ニ精確ナル歴史觀念ヲ得サシムルニ

役立ち、隨時之ガ練習ニ努メシムベシ。

2 外國史研究ノ目的ハ學生ヲシテ國際間ノ現代社會情勢ヲ了解セシムルニ在リ、故ニ古代史ノ教授ニ當リテハ隨時隨地ニ現代ノ特別情勢ヲ舉ゲ以テ彼此互證ノ用ト爲ス。例ヘバ佛蘭西革命ノ教授ニ際シテハロシヤ革命ヲ引用シテ比較セシメ、且學生ヲシテ既往ノ佛蘭西革命ヲ了解セシムルニ止ラズ、進ンデ現代ノロシヤ革命ヲ了解セシメ、其他一切ノ革命ニ對シ更ニ明確ナル了解ニ到ラシム様セシムベシ。

3 一切ノ史蹟ハ突然ニ發生シ、或ハ單獨ニ存在スルモノニ有ラズ、故ニ歴史教授ノ重要關鍵ハ一ハ各種史蹟ノ因果關係ヲ説明スルニアリニハ特殊史蹟ノ背景ト環境トヲ指示シ、三ハ兩種ノ史蹟上ノ相互關係ヲ指示スルニ有リ。

4 上述ノ三項ニ一ツノ通弊アリ、即チ各種關鍵ヲ説明スルニ急ナルガ故ニ因果ニ非ラザルヲ因果ト説キ、背景ニ非ラザルヲ背景ト説ク事ナリ。此ノ弊ヨリ免レント欲セバ當ニ見當ヲ去ル事ニ注意シ事實ニ基イテ原理ヲ推出シ未ダ實證ヲ經ザル原理ヲ以テ事實ヲ判斷スベカラズ。

5 前人往々ニ歴史ヲ片面的ニ視ル、之ハ固ヨリ全體ヲ見ザルモノニ屬ス現在ノ歴史ヲ分ケテ政治、經濟、宗教、社會ノ各門ト爲ス、亦割裂失真ノ弊有リ。歴史ハ則チ多元的ナリト雖モ又一個ノ整個タルモノナリ、以テ之ヲ分ケテ政治宗教ノ各類ト爲スハ研究ノ便ノ爲ニ非ラザルハナシ、猶歴史ヲ分ケテ幾多ノ時期ト爲スモ亦研究上ノ便利ニ資センガ爲ナリ。之ヲ總ジテ縱ノ方面ヨリ之ヲ觀ルニ、歴史ハ一條不斷ノ河流ナリ、横ノ方面ヨリ之ヲ觀ルニ一ツノ各音ヲ包含セル和音ナリ。歴史ヲ持テ黑色模索ノ一團ト看做スハ固ヨリ不當ニ屬ス裂髮癆糸的ニ歴史ヲ截チテ片段ト爲スモ亦歴史ノ眞諦ヲ了解スルモノニアラズ。是ヲ以テ教師ハ此ノ兩極端ノ間ニ在リテ健全ナル史眼ニ憑リ一條ノ適宜ナル道路ヲ尋ネ出シ學生ヲ導ク標準ト爲スベ

シ。

6 教法ノ要點ハ此ノ數條ニ止ラズ、學生ノ歴史ニ對スル興味ヲ喚起スルガ如キハ一般人ノ認メタル極メテ重要ナル事柄ナリ。但シ如何ニシテ能ク興味ヲ喚起スベキヤハ一半ハ方法ニアリ、一半ハ教師ニアリ。方法ノ一面ニ在リテハ學生ノ發問ヲ獎勵シ歴史上ノ人物及ビ事蹟ヲ活化シ以テ學生ニ對シ事物ニ根據セル探究ヲ獎勵スルニハ教師ノ試験ニヨルヲ可トス。此ノ類ノ細節ハ續述スルニ及バズ要ハ教師ガ隨時隨事ニ各種ノ方法ヲ應用シテ學生ヲシテ歴史ニ對スル濃厚ナル興味ヲ發生セシムルニ在リ。

◎高級中學地理課程標準

第一 目 標

- (一) 學生ヲシテ本國ノ地理狀況ノ區域性及ビ各區域間相互ノ關係ヲ明瞭ニシ、以テ其ノ國土愛護ノ觀念ヲ養成スベシ。
- (二) 學生ヲシテ總理ノ實業計畫ト國防及ビ國民經濟建設ノ關係ヲ明瞭ニスベシ。
- (三) 學生ヲシテ外國地理狀況ノ區域性及ビ現在國際間形勢ヲ形成スル地理背景ヲ明瞭ニセシムベシ。
- (四) 學科ヲシテ環境ト人生トノ相互關係ヲ明瞭ニシ以テ其ノ自然利用ノ能力ヲ養成スベシ。

第二 時 間 支 配

每學年每週二時間。第一學年及ビ第二學年第一學期ハ本國地理、第二學年第二學期及ビ第三學年第一學期ハ外國地理ヲ授ケ、第三學年第二學期ニ自然地理ヲ受ク。

第三 教材 大綱

本國地理

(1) 概論

本國ノ自然地理、人文地理及ビ其ノ相互ノ關係ノ總説。

(一) 自然ノ部

1 位置

2 境域及ビ面積

3 地形

4 水系

5 氣候

6 土壤

7 動植物ト礦産

(二) 人文ノ部

1 人口

2 産業

3 交通

4 都市

5 國防

(三) 自然區域ノ分割

(2) 區域分論

初中ノ本國地理ノ六部分法ニ根據シテ再ビ天然及ビ發展狀況ヲ區ニ分ケテ敘述ス。但シ充分ニ各區ノ各種特徴ヲ表現スベシ、區域ヲ敘述スル時ハ下記事項ニ注意スベシ。

(一) 位置、地形、氣候及ビ土壤

- (二) 居民
- (三) 物産(農産、礦産、林産、畜産、水産、鹽産及ビ製造品)
- (四) 交通
- (五) 工業
- (六) 都市
- (七) 國防
- (3) 結論
- 下記ノ各點ニ就キ各區域ノ相互關係及ビ其ノ發展ノ徑路ヲ敘述ス。
 - (一) 糧食供給問題
 - (二) 移民開墾拓殖問題
 - (三) 礦産開發問題
 - (四) 工業發展問題
 - (五) 國防建設問題
 - (六) 其ノ他
- 外國地理
- (1) 概説
 - (一) 世界水陸及ビ氣候ノ分布
 - (二) 世界人口ノ分布

(三) 世界ノ物産ト交通

(2) 地方誌

(一) 亞洲

- 1 日本
 - 2 南洋群島
 - 3 印度支那半島
 - 4 印度
 - 5 伊朗高原
 - 6 土耳其
 - 7 阿剌伯諸國
 - 8 ソ領亞細亞ノ部(外コーカサス、中央アジア、シベリア)
- (二) 歐洲
- 1 ソ聯
 - 2 波羅的海東岸諸國
 - 3 斯干的那維亞半島(附)
 - 4 ホーランド
 - 5 獨逸
 - 6 和蘭及ビ白耳義
 - 7 大ブリテン
 - 8 佛蘭西
 - 9 スイス及ビオースリリヤ
 - 10 ハンガリー
 - 11 チェツコスロバキヤ
 - 12 バルカン半島

13 イタリ

(三) 北アメリカ洲

1 アメリカ合衆國

3 メキシコ

(四) 南アメリカ洲

1 南アメリカ諸國

3 ブラジル

(五) アフリカ洲

1 アフリカ洲ノ獨立國

(イ) 埃及(附スエズ運河)

(ハ) リベリヤ

2 歐洲列強統治下ノアフリカ概況

(六) 大洋洲

1 オーストラリヤ

3 大洋洲其ノ他ノ諸國

(七) 兩極概況

説明……地方誌ヲ敘述スル時ハ下記事項ヲ注意スベシ。

1 位置及ビ面積

2 地勢ト氣候及ビ其ノ區域性

14 イベリヤ半島

2 カナダ

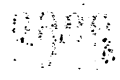
4 中米諸國及ビ西印度群島

2 アルゼンチン

4 チリ

4 アビシニヤ

(ロ) ニュージラント



- 3 人民
- 5 主要都市下交通
- (3) 結論
- (一) 列強領土ノ分布及ビ其ノ比較
- (二) 世界主要物産ノ分布
- (三) 世界主要商務路線ノ分布及ビ其ノ商務概況
- (四) 世界政治經濟ノ中心地點ノ分布
- (五) 我國ト世界主要國家ノ國際關係
- (六) 其ノ他
- 自然地理
- (1) 地球ノ運動及ビ其ノ形狀
- (一) 地球ノ自轉公轉及ビ晝夜四季ノ變化
- (二) 地球ノ經緯度五帶及ビ方位
- (2) 陸界
- (一) 陸地ノ分布
- (二) 地形ノ成因
- (3) 水界
- (一) 海洋ノ分布
- 4 物産ト工業ノ分布
- 6 其ノ他特殊事情

(二) 海水ノ運動

(4) 氣界

(一) 氣層

(二) 氣温

(三) 氣壓ト氣流

(四) 雨量

(5) 生物界 生物ノ分布

第四 實施方法概要

(1) 作業要項

(一) 學生ヲシテ地圖及ビ統計、圖表等ヲ利用セシメ學習ノ參證ト爲スベシ。

(二) 課外ノ自習材料及ビ圖書等ヲ提供シテ自動作業ノ參考資料ト爲スベシ。

(三) 學生ヲシテ野外旅行及ビ各種參觀實習等ヲ利用シテ以テ實地ノ觀察ト爲スベシ。

(四) 學生ヲシテ初步ノ測量、製圖等ヲ練習セシメ以テ地理觀念ノ正確ヲ求ムベシ。

(五) 學生ヲシテ比較統計及ビ筆記要點等ヲ利用セシメテ以テ學習内容ノ綜合ヲ求ムベシ。

(六) 國防及ビ建設問題ニ關スル教授ニハ左記各項ニ注意スベシ。

1 省區形勢及ビ交通路線

3 喪失セル國土ニ關スル問題

2 邊疆及ビ沿海各省ノ地理形勢

4 我方國及ビ外國ノ重要ナル軍港ノ形勢

(2) 教法ノ要點

◎高級中學圖書課程標準

第一 目 標

- (一) 初中ノ教材ト聯絡シテ其ノ内容程度ヲ高クシ、其ノ重複ヲ避ケテ學生ヲシテ濃厚ナル趣味ヲ得サシムベシ。
- (二) 教授時間中ニハ教科書ヲ以テ教材ノ綱要トナシ、別ニ學生ニ參考資料ノ蒐集ヲ指導シテ以テ自動研究ノ基礎ヲラシムベシ。
- (三) 教授時ニハ力メテ設計方法(教授法)ヲ利用シ、學生ヲシテ自動的ニ設計討論セシムベシ。
- (四) 教授時ニハ寫眞、繪畫、標本、模型、幻燈及ビ實驗儀器ヲ利用シテ以テ直觀ノ補助ヲラシムベシ。
- (五) 教材ヲ解釋スル時ハ教科書ノ遺漏ノ有無及ビ最近ノ變動ニ注意シテ以テ補充教材ヲ加ヘ、實際生活及ビ本國ト外國トニ關係アル時事ニ注意セシムベシ。

- (一) 繼續的ニ美的徳性ト趣味トヲ培養セシムベシ。
- (二) 藝術ニ關スル製作能力ヲ増進セシムベシ。
- (三) 圖書ノ程度ヲ高メテ蘊奥ヲ極ム豫備ヲラシムベシ。
- (四) 思想感情ヲ表現スル創作能力ヲ培養シテ以テ新生命ノ實現ヲ促進セシムベシ。

第二 時 間 配 當

音樂ト毎兩週ニ交互ニ一次教授ス、每次一時間三學年共同ジ。

★(註) 學生ニシテ若シ圖書ノ學習ヲ願フ者ハ音樂ノ時間ヲ改メテ圖書トナス事ヲ得。

第三 教 材 大 綱

(1) 第一學年

- (一) 石膏像、靜物風景等ノ基本畫法ニ對シテハ初中ノ學習ニ繼續シテ、精確且簡ニシテ當ヲ得タル描寫練習。
- (二) 鉛筆畫、木炭畫、水彩畫ニ對スル各種畫法ノ研究
- (三) 圖案構成法

(2) 第二學年

- (一) 複雑ナル題材ノ構圖法
- (二) 圖案構成法
- (三) 投影畫

(3) 第三學年

- (一) 投影法
- (二) 圖案製作

第四 實施方法ノ概要

(1) 作業要項

(一) 研究ト鑑賞

- 1 中西ノ繪畫、建築、彫刻等ノ内容及ビ方法上ノ比較觀
- 2 美術工藝ト社會進歩ノ原理
- 3 古代、近代等ノ名作ト現代精神トニ對スル比較觀

(二) 實習

◎高級中學音樂課程標準

第一目 標

- 1 美術練習工ノ普通技能及ビ製作
 - 2 圖案製作ノ練習
 - (イ) 圖案組織法
 - (ロ) 生物形態ノ便化法
 - (ハ) 設計圖案
- (2) 教法要點
- (一) 研究教材ヲ選擇スルニハ普通高中程度ニ適シ、能ク其ノ知、情、意ヲ平均的ニ發展セシムルヲ以テ標準ト爲スベシ。
 - (二) 實習教材ヲ選擇スルニハ學生ノ現在ノ修養ニ關係ヲ有シ將來ノ進學ニ有益ナルモノ或ハ一般ノ應用ニ適スルヲ以テ標準ト爲スベシ。
 - (三) 作業方面ニハ隨時ニ其ノ偏激ナル思想及ビ不良ナル技風ヲ矯正スルニ注意スベシ。
 - (四) 鑑賞方面ニハ學生ヲシテ消極、頹廢等青年ニ不利ナル傾向ニ流レシムル勿レ。
 - (五) 創作方面ニハ其ノ自由趣旨ニ順應シテ表現ヲ暢達シ、批評ニ苛酷ナルベカラズ、又特殊ナル方法ヤ派別ヲ以テ其ノ天才ノ發育ヲ阻害スベカラズ。
 - (六) 教員ハ指導ノ地位ニ居リ徳性ヲ以テ青年ヲ感化スベシ。

- (一) 繼續的ニ學生ノ音樂ノ才能ト趣味ヲ發展セシムベシ。
- (二) 比較的程度高キ歌曲ヲ獨唱、合唱スル能力ヲ養ハシムベシ。
- (三) 音樂鑑賞ノ程度ヲ増加セシムベシ。
- (四) 諧和、優美、剛強、沈著ノ情感ヲ涵養シ竝ニ仁愛、和平、勇武、壯烈等ノ民族精神ヲ發揮セシムベシ。

第二 時間配當

圖書ト每兩週交五ニ一次教授ス、每次一時間、三學年共ニ同ジ。

*(註) 學生ニシテ若シ音樂ノ學習ヲ願フモノハ圖書ノ時間ヲ改メテ音樂トナス事ヲ得。

第三 教材大綱

(1) 第一學年

(一) 聲樂

1 發聲練習……音階及ヒ和音、音序ノ練習

2 讀 唱……各種音程及ヒ各種節奏ノ讀唱

3 唱 歌

(イ) 單音及ビ二重音歌曲ノ合唱

(ロ) 著名歌曲ノ獨唱

(二) 鑑賞

聲樂名曲ノ鑑賞

(2) 第二學年

(一) 聲樂

1 發聲練習……音階及ビ和音音序ノ練習

2 讀唱……Concepe 所載ノ練習曲ノ選唱

3 唱 歌

(イ) 前學年ニ同ジ、三部合唱ノ歌曲ヲ加フ

(ロ) 比較的程度高キ名曲ノ獨唱

(二) 鑑賞

器樂名曲ノ鑑賞

(3) 第三學年

(一) 聲樂

1 讀唱

(イ) 各種繁雜轉調ノ樂曲ノ視唱

(ロ) Concepe, Jenoine, Darnharsep 各人所集ノ練習曲ノ選唱

2 歌 唱

(イ) 前學年ニ同ジ、四部合唱歌曲ヲ加フ

(ロ) 各種名曲ノ獨唱。

(二) 鑑賞

西洋名歌劇及ビ本國劇曲ノ鑑賞

第四 實施方法概要

(1) 作業要項

- (一) 唱歌發聲ノ訓練
 - (二) 各種練習曲ノ讀唱
 - (三) 各類著名歌曲ノ獨唱及ビ合唱
 - (四) 西洋及ビ本國ノ名曲及ビ歌劇ノ鑑賞
 - (五) 樂器ノ練習(課外)
- (2) 教法要點
- (一) 此ノ後ハ宜シク首調唱法ヲ廢除シテ代フルニ各國現行ノ固定唱名法ヲ以テス。
 - (二) 高中ノ音樂ハ時間ニ限り有ルヲ以テ聲樂ノ一方面ニ偏重スルモ已ムナシ。
 - (三) 樂曲ヲ選擇スルニハ、雄壯、快樂、活潑、勇敢、莊嚴、和平等ノ曲趣ヲ以テシ、我が國民民族性ニ適合スル者ヲ主トス。
 - (四) 樂曲ヲ聲唱スル時ハ、教員ハ必ず伴奏ヲ彈クベシ、但シ宜シク學生ガ自動的ニ唱歌シ、且琴オルガンヲ離レテモ能ク獨唱スル習慣ヲ養成スル事ニ注意スベシ。
 - (五) 音樂ヲ鑑賞スル事モ亦本課程目標ノ一ナリ、故ニ各學校トモ必ず蓄音機及ビ中外古今ノ名曲レコードヲ設備シ、力メテソノ完備ヲ期スヲ可トス。
 - (六) 名曲鑑賞ノ時間ハ教員之ヲ適宜ニ定ムルモ、每學期少クトモ三次有ルヲ要ス。
 - (七) 鑑賞ニ當リテハ教員ハ隨時ニ名曲ノ來歴及ビ意義等ヲ解説シ、以テ學生ヲシテ領悟スルヲ得サシメ、鑑賞、

- (八) 樂曲ノ選擇ニ至ツテハ各大家、各時代、各樂派ノ代表作品ヲ顧慮スベシ。
 毎次ノ教課ニ在リテハ必ず發聲練習及ビ讀唱練習ヲ行ヒ、約十分ヲ限度トス、其ノ餘ノ時間ハ歌曲ヲ教授ス
 ベシ。
- (九) 學生中ニ若シ小學或ハ初中ヨリ系統的ニ某種ノ樂器ヲ學習セルモノ有ラバ教員ハ宜シク便宜ヲ與ヘテ其ノ繼
 續練習ヲ可能ナランメ、課外ノ規定時間ニ於テ切實ニ指導シ、其ノ天才ヲ埋没セシムル勿レ。
- (十) 學生中ニ特別ナル素質アリテ樂器ノ學習ヲ願フ者ハ課外ニ於テ之ヲ指導スベシ。
 合唱ノ時各人ノ音域ニ注意スル外併セテ適當ナル部類分ケニ注意スベシ。
- (三) 各種ノ集會及ビ儀式舉行ノ時ニ在リテハ力メテ唱歌ヲ利用シテ其ノ雄偉團結ノ精神ヲ鼓舞スベシ。

(高中課程標準終)

8960

昭和十四年七月十二日印刷
昭和十四年七月十五日發行

臺灣總督府文教局學務課

臺北市新富町一丁目一九四番地

印刷者 楊 成 茂

臺北市新富町一丁目一九四番地

印刷所 光明社印刷商會

6960

文教局學務課譯

教育法令彙編

第一輯

臺灣總督府

0260

0261

文教局學務課譯

教育法令彙編

第一輯

臺灣總督府

1260

0000

本書ハ中華民國新文化工作ニ携ル
モノノ参考ニト思料シ國民政府教
育法令ヲ和譯シタルモノナリ

教育法令彙編 第一輯

目次

- 一、教育部並ニ其ノ所屬機關ノ組織 一
- 一、教育部ノ組織法ノ修正 一
- 二、教育部ノ各司(局)分科規定 四
- 三、教育部ノ督學規程 〇
- 四、教育部ノ督學事務細則 二
- 二、通則 二
- 一、中華民國訓政時期ノ約法國民教育章 一五
- 二、中華民國ノ教育宗旨及其ノ實施方針 一六
- 甲、教育宗旨 一六
- 乙、實施ノ方針 一六
- 三、確立セル教育ノ實施趨向辦法 一七
- 四、三民主義ヲ教育ニ實施スル原則 一九
- 第一章 初等教育—幼稚園、小學 一九
- 第一節 目標 一九

第二節 實施綱要	元
第二章 中等教育	一
第一節 目標	一
第二節 實施綱要	二
第三章 高等教育	三
第一節 目標	三
第二節 實施綱要	三
第四章 師範教育	五
第一節 目標	五
第二節 實施綱要	五
第五章 社會教育	七
第一節 目標	七
第二節 實施綱要	七
▼民衆學校	
▼圖書館、博物館、新聞閱覽所等	
▼公園、劇場、映畫館等	
第六章 蒙藏教育	一〇
第一節 目標	一〇
第二節 實施綱要	一一

第七章 華僑教育	三
第一節 目 標	三
第二節 實施綱要	三
第八章 派遣留學生ニ關スルモノ	三
第一節 目 標	三
第二節 實施綱要	三
五、整頓教育令	三
六、學風整頓令	三
三、學校教育	三
一、繁華都市ニ於ケル小學教育擴張ノ辦法	三
二、民國二十二年度ヨリ二部制小學ヲ施行ス(七七)	三
三、小學法(七四)	三
四、小學規程(七五)	三
第一章 總 綱	三
第二章 設置及管理	三
第三章 經 費	三
第四章 編 制	三
第五章 課 程	三

第六章	訓育	四
第七章	設備	五
第八章	成績考査	五
第九章	學期學年及休暇日期	五
第十章	入學及卒業	五
第十一章	學資及其他ノ費用	五
第十二章	教職員	五
第十三章	補導研究	五
第十四章	附則	五
	五、小學教員檢定暫行規程	五
	六、義務教育ノ臨時實施方案大綱	五
	七、實施サレル義務教育臨時施行法大綱ノ施行細則	五
第一章	總則	五
第二章	強制入學及緩學、免學	五
第三章	施行ノ順序	五
第四章	教師ノ資格	五
第五章	校舍及設備	五
第六章	經費	五
第七章	機關	五

第八章 懲戒及褒獎	七
第九章 附則	七
八、一年制短期小學ノ臨時施行規定	七
說明	七
(一) 目標	七
(二) 時間配當	七
(三) 國語課程ノ内容	七
(四) 作文科目ノ内容	七
(五) 書方科目ノ内容	七
(六) 算術科目ノ内容	七
(七) 公民訓練	七
(八) 休憩時間ノ體操及ビ唱歌遊戲	七
(九) 各省市ニ於ケル義務教育經費出支會計ニ關スル規定大綱	七
十、各省市ニヨリ募集ノ義務教育經費臨時施行法大綱	六
十一、民國二十五年庚ニ於ケル中央義務教育經費支給ノ取扱法	六
十二、學齡兒童調査ノ取扱法	六
十三、市縣分布小學區規定ノ修正	六
四、私立學校	五

一、私立學校ノ規定ヲ修正ス	三
第二章 小總綱	三
第三章 校董會	四
第四章 私立專門以上ノ學校	六
第五章 私立中等學校及小學並ニ其ト同等ノ學校	九
五、社會教育	九
一、勞工教育實施辦法大綱	九
二、識字運動ノ宣傳計畫大綱	一〇
三、民衆教育館暫行規程ノ修正	一〇
四、民衆學校ノ規定	一〇
五、民衆學校ノ常識教材ノ要點	一一
六、圖書館ノ規程	一一
七、社會教育ノ重要ナル三項實施ノ擴張	一二
八、各社會教育機關ニ於ケル黨義教育精神ニ違反セル取締通則	一二
附	
教育法令彙編 第二輯	
社會教育	

8260

教育部並ニ其ノ所屬機關ノ組織

教育部並ニ其ノ所屬機關ノ組織

一、教育部ノ組織法ノ修正

第一條 教育部ハ全國ノ學術及教育行政ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 教育部ハ各地方ノ最高行政長官本部主管事務ノ執行ニ對シ指示監督ノ責アリ

第三條 教育部ハ主管事務ニツキ各地方ノ最高行政長官ヨリノ命令或ハ處分ニ對シ法令ニ違背シ若クハ越權行爲ト認メタル者ハ申請ニヨリ行政院々長ヨリ行政院會議ニ提出シ議決ヲ經タル後ノ其ノ行爲ノ停止或ハ取消スルコトヲ得ベシ

第四條 教育部ハ左記ノ各司(局)ヲ置ク

一、總務司

二、高等教育司

三、普通教育司

四、社會教育司

五、蒙藏教育司

第五條 教育部ハ必要ニ應ジテ夫々ノ委員會ヲ置クコトヲ得其ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 教育部ハ行政院及立法院ノ議決ヲ經テ各司(各局)及ビ其ノ他ノ各機關ヲ増減スルコトヲ得ベシ

第七條 總務司ハ左記ノ各事項ヲ掌ル

一、收發分配決裁未決裁ニ關スル書類ノ調製及保存ニ關スル事項

- 二、部令ノ公布ニ關スル事項
- 三、官廳ノ印ノ保管ニ關スル事項
- 四、職員ノ任免進退事項ニ關スルモノ
- 五、統計報告書類ノ作製ニ關スル事項
- 六、公報及發行事項ノ編纂ニ關スルモノ
- 七、本部ノ經費ノ豫算決算及會計ニ關スル事項
- 八、直轄各機關ノ經費及會計檢査ニ關スル事項
- 九、本部官有物ノ保管ニ關スル事項
- 一〇、本部ノ庶部及其他ノ不所屬ノ各司ニ關スル事項

第八條 高等教育司ハ左記ノ各事項ヲ掌ル

- 一、大學教育及専門教育ニ關スル事項
- 二、外國留學ニ關スル事項
- 三、各種ノ學術機關ニ對スル指導ニ關スル事項
- 四、學位授與ニ關スル事項
- 五、其ノ他ノ高等教育ニ關スル事項

第九條 普通教育司ハ左記ノ各事項ヲ掌ル

- 一、中等教育小學教育幼稚教育ニ關スル事項
- 二、師範教育ニ關スル事項
- 三、職業教育ニ關スル事項

四、地方教育機關ノ設立及變更ニ關スル事項

五、其ノ他ノ普通教育ニ關スル事項

第十條 社會教育司ハ左記ノ各事項ヲ掌ル

一、民衆教育及識學教育運動ニ關スル事項

二、補習教育ニ關スル事項

三、低能及不具者ノ教育ニ關スル事項

四、美化教育ニ關スル事項

五、公共體育ニ關スル事項

六、圖書及保存文獻ニ關スル事項

七、其他ノ社會教育ニ關スル事項

第十一條 蒙藏教育司ハ左記ノ各事項ヲ掌ル

一、蒙藏地方教育ノ調査ニ關スル事項

二、蒙藏地方ノ各種ノ教育事業ノ施行ニ關スル事項

三、蒙藏教育ノ教員資格養成ニ關スル事項

四、蒙藏兒童入學ノ獎勵ニ關スル事項

五、蒙藏教育經費ノ計畫ニ關スル事項

第十二條 學校所用ノ圖書機具及其他ノ教育用品ハ教育部ノ査定ニヨル處理ハ教育部ニヨリ之ヲ定ム

第十三條 教育部ニ大學委員會ヲ設置シ大學委員會ノ組織條例ニ依リ全國ノ教育及學術上ノ重要ナル事項ヲ決定ス

大學委員會ノ組織條例ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 教育部ハ華僑教育設計委員會ヲ設置シ華僑ノ教育設計ニ關スル事項ヲ掌理ス
其ノ組織條例ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 教育部々長ハ本部ノ事務ヲ總理シ並ニ所屬職員及各機關ヲ監督ス

第十六條 教育部政務次長常務次長ハ部長ノ處理スル部ノ事務ヲ補助ス

第十七條 教育部ニ秘書四名乃至六名ヲ置キ部務會議及長官ヨリ委任サレタル事務ヲ分掌ス

第十八條 教育部ハ參事ヲ二名乃至四名ヲ置キ本部ノ法令ニ關スル事項ノ審査決裁ヲナス

第十九條 教育部ニ司長(局長ノコト)ヲ五人置キ各司ノ事務ヲ分掌ス

第二十條 教育部ニ督學ヲ六名乃至十名ヲ置キ全國教育事務ノ視察及指導ヲナス

第二十一條 教育部ハ科長ヲ十四名乃至十六名科員八十名乃至百六名ヲ置キ長官ノ命令指揮ニヨリ各科ノ事務ヲ分掌ス

第二十二條 教育部々長ハ特任次長參事司長秘書二名及督學四名ハ簡任秘書及科長ハ薦任科員ハ委任トス

第二十三條 教育部ノ處理スル規定ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

二、教育部ノ各司(局)分科規程

第一條 本部ニ於ケル各司(各局)ノ掌管事項ハ本規定ノ分科ニテ之ヲ處理ス

第二條 總務司ニ第一、第二、第三、第四分科ヲ置ク

第一科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル

一、收發配布スル公文書ノ作製ニ關スル事項

二、其他ノ各司ニ所屬セザル公文書ノ整理ニ關スル事項

- 三、法令公布ニ關スル事項
 - 四、役所公印ノ保管ニ關スル事項
 - 五、職員ノ進退任免及勤惰事項ニ關スル記録
- 第二科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、本部ノ經費出納及記帳等ノ會計ニ關スル事項
 - 二、本部ノ豫算決算及毎月ノ支出計算書等會計書類作製ニ關スル事項
 - 三、直轄各機關ノ豫算決算及毎月支出計算書等會計書類ノ検査ニ關スル事項
 - 四、帳簿及領收書類保管ニ關スル事項
- 第三科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、本部ノ公産公物ノ登記及保管ニ關スル事項
 - 二、本部ノ各設備ノ經營及管理ニ關スル事項
 - 三、本部ニ於ケル備品ノ購入及修繕ニ關スル事項
 - 四、本部ノ守衛及工人ノ管理ニ關スル事項
 - 五、本部ノ衛生ニ關スル事項
 - 六、其他各司ニ所屬セザル事項ニ關スルモノ
- 第四科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、専科以上ノ學校及外國留學ノ調査統計ニ關スル事項
 - 二、中等教育ニ關スル調査及統計事項
 - 三、初等教育ニ關スル調査及統計事項

- 四、學齡兒童ニ關スル調査及統計事項
 - 五、教育行政ニ關スル調査及統計事項
 - 六、社會教育ニ關スル調査及統計事項
 - 七、學術文化團體ニ關スル調査及統計事項
- 第三條、高等教育司ニ第一第二ノ二科ヲ設置ス
- 第一科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、大學ニ關スル事項
 - 二、學位ノ授與ニ關スル事項
 - 三、其他ノ大學教育ニ關スル事項
- 第二科ニ左記ノ各事項ヲ設置ス
- 一、專門學校ニ關スル事項
 - 二、專門學校ニ相當スル學校ニ關スル事項
 - 三、外國ニ留學ニ關スル事項
 - 四、各種ノ學校團體及學術機關ニ關スル事項
 - 五、其他ニ專門教育ニ關係アル事項
- 第四條、普通教育司ニ第一、第二、第三ノ三科ヲ設置ス
- 第一科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、中學ニ關スル事項
 - 二、師範學校ニ關スル事項

- 三、教員講習所及教員養成ニ關係アル各項ニ關スル事項
 四、中學及同程度ノ各學校ニ關スル事項
 五、中學及師範學校ノ教員資格訓練ニ關スル事項
 六、省教育機關ニ關スル事項
 七、中學及師範學校用ノ圖書機具及其他ノ教育用品ノ審査檢定ニ關スル事項
- 第二科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、小學ニ關スル事項
 二、幼稚園ニ關スル事項
 三、小學及幼稚園ニ相當スル各種學校ニ關スル事項
 四、義務教育ニ關スル事項
 五、小學教員ノ檢定服務待遇等ニ關スル事項
 六、私塾ノ整理ニ關スル事項
 七、市及縣ノ教育機關ニ關スル事項
 八、小學用ノ圖書機具及其他ノ教育用具ノ審査檢定ニ關スル事項
- 第三科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、職業學校ニ關スル事項
 二、職業學校ニ相當スル學校ニ關スル事項
 三、職業學校ノ教員資格訓練ニ關スル事項
 四、農工商人及婦女ノ職業補習教育ニ關スル事項

- 五、職業學校用圖書器具及其他教育用具ノ審査檢定ニ關スル事項
 - 六、職業指導ニ關スル事項
 - 七、職業教育及ビ其他ノ關係アル機關或ハ團體ノ合作計畫ノ推行ニ關スル事項
- 第五條 社會教育局ニ第一、第二ノ二科ヲ設置ス
- 第一科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、民衆教育ニ關スル事項
 - 二、注音符號及識字運動ニ關スル事項
 - 三、民衆讀物ニ關スル事項
 - 四、通俗講演ニ關スル事項
 - 五、補習教育ニ關スル事項
 - 六、低能及不具等ノ特殊教育ニ關スル事項
 - 七、國民曆ニ關スル事項
 - 八、本部ノ圖書館ニ關スル事項
- 第二科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル
- 一、民衆教育館ニ關スル事項
 - 二、博物館ニ關スル事項
 - 三、圖書館ニ關スル事項
 - 四、文獻古物ノ保存等ニ關スル事項
 - 五、美化教育ニ關スル事項

- 六、風俗及民衆娛樂ノ改良ニ關スル事項(公園劇場映畫及民間歌謡風俗等ノ如キモノ)
- 七、公共體育ニ關スル事項
- 八、中央教育館ニ關スル事項

第六條 蒙藏教育司ニ第一、第二ノ二科ヲ設置ス

第一科ハ左記ノ各事項ヲ掌ル

- 一、蒙古ノ地方教育ノ調査ニ關スル事項
 - 二、蒙古ノ地方各教育事業着手ニ關スル事項
 - 三、蒙古ノ教育經費ノ計畫ニ關スル事項
 - 四、蒙古ノ教員資格ノ養成ニ關スル事項
 - 五、蒙文教育圖書及法令編纂翻譯ニ關スル事項
 - 六、蒙古地方ノ學術考査及發明發見ノ獎勵ニ關スル事項
 - 七、其他ノ蒙古教育ニ關スル事項
 - 八、蒙古ノ兒童ノ入學進級獎勵ニ關スル事項
- 第二科ハ左ノ各事項ヲ掌ル
- 一、西藏地方教育ノ調査ニ關スル事項
 - 二、西藏地方ノ各種教育事業ノ興辦ニ關スル事項
 - 三、西藏教育經費ノ計畫ニ關スル事項
 - 四、西藏教育ノ教員資格ノ養成ニ關スル事項
 - 五、西藏兒童ノ入學進級ノ獎勵ニ關スル事項

六、藏文ノ教育圖書及法令ノ編輯及翻譯ニ關スル事項

七、西藏地方ノ學術考查及其ノ發明發見ノ獎勵ニ關スル事項

八、其他西藏教育ニ關スル事項

第七條 本規程ニシテ不備ノ點ハ部令ヲ以テ之ヲ修改スルコトヲ得

第八條 本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

三、教育部ノ督學規程

第一條 本部ハ教育部組織法第二十條及第二十二條ノ規定ニ依リ督學四名乃至六名ヲ置ク内二名ハ簡任後ハ薦任トス

全國ノ教育事務ノ視察及指導ヲナス尙部員ヲ派シテ協同シテ事務ヲトルコトヲ得ベシ

第二條 簡任或ハ薦任文官ノ資格ヲ有シ且教員職務二年以上ニ任ジタルモノハ簡任若クハ薦任督學ニ任用スルコトヲ得ベシ

第三條 督學トシテ視察及指導スベキ事項左ノ如シ

一、教育法令ノ推行ニ關スル事項

二、學校教育ニ關スル事項

三、社會教育ニ關スル事項

四、地方教育行政ニ關スル事項

五、其他教育ニ關係アル事項ニ關スルモノ

六、部長ノ特命ニヨル視察或ハ指導ニ關スル事項

第四條 地方教育ノ視察ニ定期及臨時ノ二種ニ分チ定期視察ハ年ニ一回一回ノ期間ハ二箇月ヨリ五箇月トシ臨時視察ハ部長ノ臨時ノ命令ニヨリテ之ヲ行フ

第五條 督學視察ノ區域及期間及其ノ任務ノ分擔ハ部長ノ所定ニ依リテ施行ス

第六條 督學ハ第三條第一款ヨリ第五款ノ事項ニヨリ出發前ニ於テ研究討論ヲナスノ標準ヲ豫定スベシ

第七條 督學各地方ノ學校或ハ其他ノ教育機關ヲ視察セントスル時ハ豫メソノ時期ヲ通知シ置クベシ

第八條 督學ハ各地方ニ於ケル當地ノ行政長官省市縣督學公立學校々長及其他ノ教育ニ關係アル人員ト協定討論ヲナスコトヲ得、以テ當地地方ノ過去ノ教育ノ沿革史及現在ノ實況及將來ニ對スル計畫ヲ知ルベシ

第九條 督學視察時教育法令ニ違反スル事件アル時ハ直ニ之ヲ糾正スベシ

第十條 督學ハ必要ト認メタル時學生ノ數ヲ調べ又學生ノ成績ヲ考查スルコトヲ得

第十一條 督學ハ職務執行ノタメ必要ノ時ハ學校ノ授業時間ヲ變更スルコトヲ得

第十二條 督學ハ各學校及其他ノ教育機關ヲ視察スル時各種ノ帳簿ヲ檢關スルコトヲ得

第十三條 督學ハ視察巡視中教育機關或ハ公所ヲ借住スルコトヲ得レドモ但シ其ノ供應ヲ受ケルコトヲ得ズ

第十四條 督學ハ第三條ニ關スル視察及指導事項ハ隨時ソノ概要ノ狀況ヲ部長ニ報告スベシ

尙視察終ルヲ俟テテ口頭報告ノ外詳細ナル報告書類ヲ作製シ竝ビニ改良スベキ意見書ヲ部長ニ提出シソノ檢關ヲ受クベシ

尙提出シタル意見書ヲ部長ヨリソノ關係司ヘ轉達シテ協議セラルベシ

第十五條 部長ニ於テ特殊情況アリテ必要ト認メル際ハ臨時ノ專門視察員ヲ聘任スルコトヲ得ベシ

四、教育部ノ督學事務細則

教育部第七〇號部令公布 民國二十年九月二十三日

第一條 本細則ハ教育部規程第十六條ニ依リテ之ヲ定ム

第二條 督學ハ事務所ヲ設ケ部長ハ各督學中ヨリ順番ニ一名指定シ一切ノ事務ヲ處理シ併セテ科員書記ヲ置キテ補助ス

其ノ處理スベキ事務左ノ如シ

一、督學室往來ノ公文書ノ分配ニ關スル事項

二、各督學ニ報告シタル表冊整理事項

三、督學室ニ報告シタル簿冊ノ保管事項

四、視察ノ登記及調査ニ關スル事項

五、各種會議ノ通知及記錄事項

六、視察報告ノ特刊編輯事項

七、其ノ他ノ事項

第三條 督學室ニ視察登記簿及調査表ヲ備ヘ各督學出發ノ期日及到着期日行先ヲ詳記スベシ

未ダ出發セザルモノハ部ニ於ケル出勤狀況ヲ記入スベシ

前項ノ簿表ハ各週毎ニ部長及次長ノ檢閲ヲ受クベシ

第四條 督學ハ出發前左記ノ各事項ニ依リ開會シテ研究スベシ

一、視察ノ計畫及進行ニ關スル事項ハ部長又ハ次長ニ參事、司長ノ召集ヲ申請シ開會シテ之ヲ研究ス

二、視察上ノ準備ニ關スル事項ハ督學ニ由リ集合シテ之ヲ研究ス

三、特殊事項ニ關シテハ主管各司處ノ各科員ヲ集メテ特別ニ之ヲ研究ス

第五條 督學出發前ハ本部管理ノ書類ノ暫行辦法第十七條乃至第二十條ノ規定ニ依リ書類ヲ作製シ署名捺印ノ上本部文書、

係ノ檢閲ヲ經テ視察ニ關係アル書類ノ必要アル場合ハ寫スコトヲ得

第六條 督學ノ出發前ニ指定サレン区域及期間豫定經過地及地點ヲ各省視察ノ後先ノ豫定及歸任スル期日ヲ部長ニ提出ス

ベシ

第七條 督學ハ出發前秘密ノ電報及記號頼信紙旅行券公用紙封筒等ヲ受取コトヲ得但シ公用ニ限ル

第八條 督學ハ出發前部長ノ承諾ヲ得テ補助トシテ書記一名隨行セシムルコトヲ得

第九條 督學ノ視察出張ニ車馬費及宿泊料ヲ支給シソノ標準ハ國內出張旅費規則ニ依リ支給スベシ

第十條 督學ハ到着地行先地及現在地ノ毎日ノ行動ヲ速達郵便ニ依リテ簡單ニ報告スベシ、尙至急ノ要件アルトキハ電報ヲ以テ處理スベシ

第十一條 督學視察出張中ニ病氣或ハ事故ノ爲三日以上職務ヲ遂行シ得ザルトキハ電報ヲ以テ部ヘ報告シ許可ヲ願フベシ

第十二條 督學視察後督學規程第十四條ノ規定ニ依ル處理以外ニ參事司長ヲ集メテ談話會ヲ開キ視察概要ヲ報告スベシ

第十三條 督學ノ報告及書類ハ本人ニテ署名捺印スベシ、機密書類ニ關シテハ親筆スベシ

第十四條 督學ノ視察ニ依ツテ得タル重要材料ハ本部ノ公報ニ登載シ視察特刊ヲ編輯スルコトヲ得
尙部長次長ノ検査ニ送呈スベシ

第十五條 本細則ニ不備ノ點ハ隨時之ヲ修正ス

第十六條 本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

2660

通

則

通 則

一、中華民國訓政時期ノ約法（假憲法）國民教育章

民國二十年六月一日國民政府公布

- 第四十七條 三民主義ハ中華民國ニ於ケル教育ノ根本原則ナリトス
- 第四十八條 男女教育ノ機會ハ一律平等ナリ
- 第四十九條 全國ニ於ケル公私私立教育機關ハ一律ニ國家ノ監督ヲ受ケ並ニ國家所定ノ教育政策ヲ遂行スル義務ヲ負フベシ
- 第五十條 既ニ學令ニ達シタル兒童ハ一律ニ義務教育ヲ受クベシ、其ノ詳細ナル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十一條 未ダ義務教育ヲ受ケザル人民ハ一律ニ成年補習教育ヲ受クベシ、其ノ細則ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十二條 中央及地方ニ於テ廣ク教育上ノ必須ナ經費調達ヲ計畫シ其ノ經費ハ法ニ依リテ獨立セシメ保障セシム
- 第五十三條 私立學校ニシテ成績優良ナルモノニ國家ハ獎勵或ハ補助スベシ
- 第五十四條 華僑教育ニ對シテハ國家ハ獎勵及補助スベシ
- 第五十五條 學校教職員ニシテ成績優良長ク職ニ任ジタルモノニ國家ハ獎勵及保障スベシ
- 第五十六條 全國ノ公私私立學校ニハ學費免除及獎學資金ヲ設ケ以テ上級學校ヘ進ミ得ザル品學優良ナル學生ヲ獎勵スベシ
- 第五十七條 學術及技術ノ研究竝ニ發明ニ對シ國家トシテ其ノ獎勵及保障ヲスベシ
- 第五十八條 歴史ニ關スル文化及藝術ノ古蹟古物等ハ國家ニ於テ保護及保存ニ努ムベシ

二、中華民國ノ教育宗旨及其ノ實施方針

甲 教育宗旨

中華民國ノ教育ハ三民主義ニ立脚シ人民生活ノ充實ヲ計リ以テ社會ノ生存ヲ扶植シ國民ノ生計ヲ發展セシメ民族生命ノ延續ヲ目的トナス、務メテ民族ノ獨立民權ノ普遍民生ノ發展ヲ期シ以テ世界大同ノ機運ヲ促進スベシ

乙 實施ノ方針

前項教育宗旨ノ實施ハ下列ノ方針ヲ遵守スベシ

一、各級ノ學校ニ於ケル三民主義ノ教育ハ全體ノ課程及課外作業ト一貫シタル連絡ヲトリ歴史地理ノ教科ヲ以テ民族ノ眞諦ヲ闡明シ集團生活ヲ以テ民權主義ノ運用ヲ訓練シ以テ各種ノ生産的勞働ノ實習ニナレシメ民生主義實踐ノ基礎ヲ培養スベシ、務メテ知識道德ヲシテ三民主義ト融合疏通シ以テ篤信力行ノ效ヲ收ムベシ

二、普通教育ハ總理ノ遺教ヲ根據トシテ兒童及青年ニ「忠孝仁愛信義和平」ノ國民道德ヲ陶冶融合シ竝ニ國民ノ生活技能ヲ養成シ國民生産能力ノ増進ヲ主要目的トナス

三、社會教育ハ先ヅ人民ニ國際事情ヲ認識セシメ民族ノ意義ヲ理解シ尙且ツ近代都市及農村生活ノ常識家庭經濟改善ノ技能公民自治必須ノ資格公共事業及森林保護ノ習慣、老ヲ養ヒ貧ヲ救ヒ防災互助ノ美德ヲ備ヘシムベシ

四、大學及専門教育ハ實用科學ニ重キヲ置キ科學ノ内容ノ充實ヲ計ルベシ、専門ノ知識技能ヲ養成シ竝ニ國家社會ノタメニ服務スル健全ナル實質ノ品格陶冶ニ努ムベシ

五、師範教育ハ三民主義ノ國民教育ノ本源ヲ實現センガタメ最モ適合セル科學教育及最モ嚴格ナル身心訓練ヲ以テ一般ノ國民道德上學術上最モ健全ナル教員資格ヲ養成スルヲ以テ主要ノ任務トスベシ、故ニ可能ノ範圍内ニ於テ設置ヲ獨

立セシメ出來得ル限り鄉村ノ師範教育ノ發展ヲ圖ルベシ

六、男女教育ノ機會(權利)ハ平等ナリ殊ニ女子教育ハ健全ナル徳性ノ陶冶ニ重キヲ置キ母性ノ特質ヲ保持シ並ニ良好ナル家庭生活ヲ建設スベシ

七、各級學校及社會教育ハ一様ニ國民體育ノ向上ニ留意スベシ、中等學校及大學專門學校ハ相當ノ軍事訓練ヲ受クベシ體育向上ノ目的ハ固ヨリ民族ノ體力増進ニアリ、須ク強健ナル精神ヲ鍛鍊シ規律アル習慣養成ヲ主要ノ任務トスベシ
八、農業ノ發展ハ農業教育機關ノ積極施設ニ由ル凡ソ農業生産方法ノ改進、農民技能ノ向上、農村組織及農民生活ノ改善、農業科學知識ノ普及乃至農民生産消費組合ノ促進ハ須ク全力ヲ以テ推行スベシ、尙產業界ト密接ナル連絡ヲ取り實用ニ奉獻セシムベシ

三、確定セル教育ノ實施趨向辦法

民國二十年六月十五日行政院第二八四號訓令

通達セル事項ハ國民政府文官處第四四三四號ニヨリ認可セル公文書ノ通り

「逕啓國民會議秘書處第一二七號ヲ以テ認可セル通り、國民會議ノ第二次會議ニ於テ國民政府ニシテ會議ノ結果確定セル教育施設ノ趨向案ノ送付ニ關シテハ既ニ教育審查委員會ノ審查ニ廻スコトニ決議ス、該委員會ヨリ詳細ナル協議審查ノ上ノ報告ニヨレバ、前略「大會ニ於ケル各代表ノ本案ニ對スル發表意見ヲ遵守シ十九項保留シ又大會ニ列席セル代表ノ提出シタル二項ニツキ一々逐條提出シテ詳細ニ協議ニ附シタルモ既ニ十八年四月二十六日國民政府公布ノ「中華民國教育ノ宗旨及其ノ實施方針」ノ規定ニアリ或ハ約法第五章ニ列出サレシモノト今次政府ノ提出セル趣旨ト一致セズ全案ノ一貫ノ精神ニ反スルトコロアルヲ以テ多數ノ贊同ヲ得ルニ至ラズ、協議ノ結果原案第三項ヲ削除スルコトニ決定シ「其ノ生産ヲ補助ス」ノ下ニ「知識與」ノ三字ヲ加ヘル外原案ノ條文ノ通り通過セリ

等ノ如シ更ニ五月十三日ノ第五次會議ノ決議ニヨリ「審査報告ニ通過セルモノ次ノ如シ

一八

(一) 各級學校ノ訓育ハ須ク總理ノ民族精神恢復ノ遺訓ヲ根據トシ一段ト實施ニ努力ヲ加ヘ特ニ忍苦勤勞ノ習慣ヲ養成シ且ツ嚴格ナル規律的生活ヲ培養スベシ

(二) 中小學校ノ教育ハ當地ノ社會情況ヲ考察シ一様ニ獨立生活ノ技能ヲ養成シ生産能力ヲ増加スルヲ以テ中心トスベシ
上級學校ヘ進ミ得ザル大多數ノ學生ヲシテ自立ノ能力ヲ持タシムベシ

(三) 社會教育ハ生産増加ヲ中心目標トシ人民現在ノ程度及實際生活ニソノ生産知識及技能ノ増進ヲ圖ルベシ
努メテ職業學校及各種職業補習學校ヲ増設スベシ

(四) 職業教育ノ制度科目ハ彈性ニ富ムモノヲ求メ尙經濟情況ニ接近セシムベシ
私人經營ノ職業學校ハ國家トシテ特別ニ保護獎勵スベシ

(五) 努メテ産業及國民生計ニ關係アル各種ノ專科學校ノ増設ヲ計ルベシ
(六) 大學教育ハ自然科學及實用科學ニ重キヲ置クコトヲ原則トナス

等ノ如ク案ニ記録シテ通達ス、以上ノ旨審査ノ上傳達サレタシ

等ニヨリ此ヲ認可ス、既ニ第二十二次國民政府ノ合議ニ提出シ行政院ノ處理ニ移スコトニ決議セリ、茲ニ國民政府ノ指令ヲ奉シ中央執行委員會秘書處及中央政治會議秘書處ヘ公文ヲ以テ傳達スル以外ニ記録及傳達ノ件ニツキ辨理スベシ

此ノ認可通り實施スベク傳達スル外該部ヘコレニ準據シテ實施スルヤウ命ゼラレタシ以テ命令ス

四、三民主義ヲ教育ニ實施スル原則

民國二十年九月三日第三回中央執行委員會第十七次常務會議ニ通過ス

第一章 初等教育—幼稚園・小學

第一節 目標

- 一、兒童ノ身心ヲ整理シ三民主義教育ノ中ニ融育セシムベシ
- 二、兒童ノ個性及群性ヲ三民主義教育指導下ニ於テ平均ノ發展ヲ圖ルベシ
- 三、兒童ヲシテ三民主義ノ教導下ニ實生活ノ初步ニ適合スル知識ヲ具有セシムベシ

第二節 實施綱要

一、課程

- 一、三民主義ノ重要ナル觀念ヲ以テ全課程ヲ編訂ノ中心トナスベシ
- 二、倫理ノ知識及實踐ニ重キヲ置キ以テ兒童ノ忠孝仁信義和平ノ徳性ヲ助長セシムベシ
- 三、自然科學ノ教授ニ留意シ兒童ノ自然ニ對スル愛好心ヲ養成スルト共ニ自然の趣味ノ改造及自然現象ニ對スル一切ノ迷信ヲ破除スベシ
- 四、實生活ノ知識及實習ニ留意スベシ
- 五、土地ノ狀況ニ鑑ミ適應スル特殊ノ課程或ハ教材ヲ制定シ兒童ヲシテ實生活ノ初步ニ適應スル技能ヲ養成スベシ
- 六、中山先生ノ遺教中ニアル兒童身心ノ發達事理ニ合致セルモノヲ根據トシ信條トナシ以テ其ノ規律アル生活ヲ指導ス

ペン

二〇

- 二、訓育及課程ノ連絡ニ留意シ尙學校訓育及家庭社會トノ連絡ヲ圖ルベシ
- 三、歴史、地理及各種記念會ノ講演ニ由リ兒童ノ民族愛、國家愛ノ精神ヲ啓發スベシ
- 四、遊戯、運動、學校衛生及課外作業ノ指導ニ由リ兒童ノ筋肉勞働ニ對スル趣味及生産的觀念ヲ養成ス
- 五、日常生活ノ實際知識ノ指導ニ由リ兒童好學ノ趣味ヲ喚起シ竝ニ童子軍ノ訓練ニ由リ以テ勇敢ニシテ純潔奉公ノ精神ヲ涵養スベシ
- 六、歌樂、圖畫等ニヨリ兒童ノ情操ヲ陶冶スルト共ニ自然界ト接觸スル機會ヲ多ク與ヘ以テ審美的情操ヲ培養スベシ
- 七、團體運動、集會等ノ訓練ニ由リ兒童ノ時間勤行ノ習慣ヲ養成ス
- 八、公共ノ場所ニ於テ公德ニ關スル標語ヲ揭示シ以テ兒童ノ公共衛生ヲ重ジ公共物愛護ノ美德ヲ養成ス
- 九、消費組合ノ訓練及儲蓄等ノ事項ノ指導ニ依リ以テ兒童ノ節儉ノ習慣ヲ養成ス
- 一〇、民權初歩ノ演習ニ由リ兒童ヲシテ四權ノ運用ヲ略知セシム

三、設 備

- 一、一切ノ設備ハ三民主義ノ精神ヲ含有セシメ且ツ兒童ノ日常生活ニ接近セシメ併セテ課程、訓育ノ連絡ニ注意スベシ
- 二、一切ノ設備ハ科學方法ヲ利用シ尙清潔、整頓、經濟ノ三要件ヲ備フベシ
- 三、書籍ノ設備ハ黨義課程ノ參考用書及學校ニ備フベキ書籍以外ニ經費ノ許ス限り常識啓發ノ書籍、雜誌、新聞等ヲ購入シ兒童ノ閱讀後ヲ利用シ一般民衆ノ閱讀ニ供スベシ
- 四、圖表ニ關スル設備ハ中山先生遺教中ノ兒童ノ民族精神ヲ激發喚起ニ足ルモノヲ選ビ尙卑近ニシテ簡明ナル標語或ハ圖畫ヲ採リ、揭示或ハ張替シテ以テ激勵ノ資料ニ供スベシ
- 五、學校ニテ可能ノ範圍内ニ於テ兒童恩物理科機械及學校園ヲ設置シテ兒童實習ノ機會ヲ多クシ併セテ實物實際トノ連

絡ヲ圖ルベシ

第二章 中等教育（初中、高中及同種同程度ノ學校ヲ含ム）

第一節 目 標

- 一、青年ニ三民主義ノ信仰ヲ確立セシメ尙其ノ忠孝、仁愛、信義、和平ノ國民道德ノ適切ナル陶冶ヲナスベシ
- 二、青年ノ個性及其ノ心身ノ發育狀態ニ留意シソレニ適當ナル指導及訓練ヲナスベシ
- 三、青年ニ對シ職業指導ヲ施シ併セテ職業ニ従事スルニ必要ナル知能ヲ養成スベシ

第二節 實施綱要

一、課 程

- 一、全課程ノ編制ハ三民主義ヲ以テ中心トスベシ
- 二、課程ノ教授ト訓育ノ實踐ト連絡アルベシ
- 三、學習事項ハ個性ヲ尊重シ自由活動ニヨリテ其ノ特徴ヲ發揮セシムベシ
- 四、理論ノ探究ハ實際作業或ハ實生活ト相疎通スルトコロナカルベカラズ
- 五、童子軍（初中）軍事訓練（高中）及看護實習（女生）ニ留意スベシ

二、訓 育

- 一、訓育ヲ實施スルトキハ團體化、規律化、科學化、平民化、社會化ニ根據スルヲ原則トスベシ、但シ孰レニモ三民主義ノ精神ヲ含有セシムベシ
- 二、國民道德ノ提倡ニ依リ民族意識ノ灌輸ヲ以テ國家ノ愛護民族精神發揮ノ青年ヲ養成スベシ
- 三、工藝ノ課外作業及其他ノ生産勞働ノ實習ニ由リ青年ニ克苦耐勞ノ習慣、職業愛好ノ心情ヲ訓練スベシ

- 四、體操、遊戲、競技等ノ運動ニ由リ青年ノ強健ナル體格ヲ鍛鍊ス
- 五、各種ノ學術ニ關スル自由研究ニ依リ青年ノ學問ニ對スル研究趣味ヲ養成スベシ
- 六、一切ノ訓練ハ實際生活ト接觸セシメ併セテ家庭及社會トノ連絡ヲ計ルベシ
- 七、教職員ハ皆教育ノ責任ヲ負ヒ横ヨリ青年ノ全生活ヲ教育ノ對象トシ縦ハ中學ノ小學ニ於ケル教育事項ノ連絡ヲ圖ルベシ
- 八、學生ニ自治會ノ組織及其ノ他各種集會ノ指導ニ由リ以テ青年ニ四權ノ運用ヲ訓練スベシ
- 九、各種ノ組合事業經營社會事業ノ參加ヲ指導シ以テ青年ノ協力互助ノ精神及社會ニ服務ノ情意ヲ訓練スベシ
- 一〇、家庭ノ倫理觀念ノ啓發ニ由リ青年ノ家庭ニ對スル責任ヲ喚起シ併セテ家庭依頼ノ心理ヲ革除スベシ
- 二、課外ノ娛樂指導ニ由リ青年ノ優美ナル情操ヲ陶冶スベシ
- 三、生理衛生ノ講義ニ由リ青年ノ性的衛生ニ對スル注意ヲ指示スベシ

三、設 備

- 一、一切ノ設備ハ三民主義ノ環境ヲ造成シ尙實用整潔ノ條件合致セシムベシ
- 二、校訓ハ中山先生ノ遺訓ヲ採用シテ根據トスベシ、尙其ノ嘉言懿行ヲ選定シテ標語トシ以テ激勵ニ資スベシ
- 三、教授上必要ナル器具圖書及黨義ニ關スル書籍新聞雜誌圖表ヲ備ヘ教授研究及課外ノ參考ニ資スベシ
- 四、童子軍(初中)軍事訓練(高中)看護實習(女生)ニ關シテハ各種ノ團體運動ノ場所及器具ハ努メテ完備ヲ計ルベシ
- 五、學校ノ圖書館及運動場ノ設備ハ可能ノ範圍内ニ於テ開放シテ一般民衆ノ利用ニ供スベシ

第三章 高等教育

第一節 目 標

- 一、學生ハ確實ニ三民主義ノ真諦ヲ理解シ併セテ實用科學ノ知能ヲ具備シ三民主義ノ使命ノ實現ニ務ムベシ
- 二、學校ハ學術及機關ノ機能ヲ發揮シ文化ノ中心トナスベシ
- 三、課程ハ國家建設ニ需要ナルモノヲ基點トシ以テ國家的文化材ヲ富マシムベシ
- 四、訓育ハ三民主義ヲ以テ中心トシ徳、智、體、群美兼備ノ人格ヲ養成スベシ
- 五、設備ハ充實ニ努メ併セテ課程訓育トノ連絡ヲ圖ルベシ

第二節 實 施 綱 要

一、課 程

- 一、社會科學ニ關スルモノ
 - 一、三民主義ノ精神ヲ以テ東西文化ノ長所ニ融合セシムベシ
 - 二、中山先生ノ全遺教ヲ教材ニ融合セシメ以テ三民主義的社會科學ヲ建設スベシ
 - 三、學理ノ蘊蓄ヲ究メ以テ三民主義的文化價値ノ創造ヲ期スベシ
- 二、自然科學ニ關スルモノ
 - 一、生産技術ノ知識及技能ニ留意スベシ
 - 二、物質建設ノ完成ヲ以テ研究或ハ設計ノ終結トナスベシ
 - 三、徹底的ニ科學ノ研究ニ従事シ併セテ人類ニ有益ニシテ文明ヲ増進スル發明發見ニ努力スベシ
- 三、黨義課程ニ關スルモノ
 - 一、中山先生ノ全遺教及本黨政綱ヲ闡揚シ政策ノ重要宣言ヲ以テ主要ナル任務トスベシ

- 二、理論及實際ニ依リ三民主義ヲ以テ國民革命ヲ完成シ世界大同ヲ促進スベキ革命唯一原理トナスベシ
 - 三、三民主義ニ依據シテ其ノ他ノ社會主義學術トノ比較、批判ヲナスベシ
 - 四、中山先生ノ遺教ノ訓導ニ依リ以テ三民主義ノ革命人生觀ヲ確立スベシ
 - 五、軍事教育、競技、運動等ノ嚴格ナル訓練ニ依リ以テ強健ナル體魄及堅忍奮闘スル精神ヲ鍛鍊スベシ
 - 六、學業考查ヲ勵行シ尙創作ヲ獎勵シ以テ徹底的研究ノ精神ヲ養成スベシ
 - 七、自然ヲ愛好スル情緒及禮樂ヲ崇尚スル美德ヲ陶冶シ以テ優美剛健ナル人格ヲ涵養スベシ
 - 八、節約運動ヲ勵行シ浪漫放縱ノ習慣氣風ヲ糾正シ以テ素樸勤勞ノ平民生活ニ慣レシムベシ
 - 九、學生ノ自治生活ヲ適切ニ指導シ以テ組織アリ規律アル習慣ヲ涵養スベシ
 - 十、各種ノ組合事業ノ實施ヲ指導シ以テ互助合作ノ精神ヲ養成ス
 - 十一、各種ノ團體、服務ノ組織ノ獎勵及指導ヲナシ社會内層マデニ浸入シ民衆知識ノ向上及社會利弊ノ改革ニ從事セシメ以テ犧牲ノ習慣及知識分子トシテ責任觀念ヲ養成スベシ
 - 十二、一様ニ總理記念週及其ノ他ノ革命記念日ニ參加セシメ以テ黨國愛護ノ精神ヲ増進スベシ
- 三、設 備
- 一、設備ニ對スル選擇ノ標準ハ三民主義ヲ實現シ三民主義ニ違反セザルヲ原則トスベシ
 - 二、設備ノ配置ハ學生ノ自習ニ便セシメ以テ自發的研究ノ趣味ヲ喚起スルヲ原則トスベシ
 - 三、設備ノ内容ハ充實ヲ計リ以テ高遠ナル學術研究ノ標準トシ併セテ一般ニ開放シ社會ノ觀察ニ資スベシ
 - 四、社會科學ノ各學院或ハ科系ニ關シテハソノ性質ニ依リ分別シテ三民主義、五權憲法、孫文學說等ノ研究室ヲ設置シ以テ三民主義ノ社會科學ノ建立ヲ期スベシ

- 五、自然科學及應用科學ノ各學院或ハ科系ニ關シテハソノ性質ニ依リ分別シテ實業計畫ニ關係アル研究室ヲ設置シ以テ物質建設ヲナン次第ニ實現サレンコトヲ期スベシ
- 六、實驗室、實習室以外ノ作業室ハ黨義ニ關スル實驗圖表ヲ掲グベシ
- 七、成可ク競技運動軍事訓練及國術ニ關係アル器具ノ完成ヲ圖ルベシ

第四章 師範教育

第一節 目標

- 一、三民主義ノ精神ヲ根據トシ併セテ社會生活ノ需要ヲ參照シ以テ最新式ノ科學及健全ナル心身ノ訓練ヲ施シ依テ三民主義教育ヲ實施スル有資格ノ教員ヲ培養スベシ
- 二、學校ハ社會ト疎通シ併セテ「教」(教育)「學」(學校)「做」(仕事)ノ三者合一ノ環境ヲ造成シ學生ヲシテ教育事業ニ對シ改進スル能力ヲ持クシ勤勞ノ精神ヲ培養スベシ
- 三、鄉村師範教育ハ農村教育ノ改善ニ留意シ尙其ノ需要ニ適應シ以テ鄉村教育或ハ社會教育ニ従事スル適切ナル人材ヲ養成スベシ

第二節 實施綱要

一、課程

- 一、課程ノ編制ハ教員養成ノ年限及地方ノ需要ニ順應スベシ
- 二、各科ノ教授ハ教材ノ運用及實習ニ注意シ以テ學生ノ教材自編ノ能力及趣味ヲ養成スベシ
- 三、師範學校ハ社會ノ實施ニ關係アル課程ヲ加味シ併セテ社會教育ノ教員ヲ兼任セシムベシ
- 四、鄉村師範ノ課程ハ農業生産及農村改良教材ニ留意スベシ

五、女子師範ノ課程ハ育嬰知識及家政實習ヲ兼ネシムベシ

六、本黨ニ於ケル師範教育ノ宗旨ヲ根據トシ併セテ黨員訓練ノ方式ヲ採用シ以テ全生活ノ指導ヲナスベシ

七、思想上ノ誘導及各種ノ記念集會ニ依ル適切ナル指示ニ依リ三民主義ニ對スル明確ナル認識及堅固ナル信仰ヲ養成スベシ

八、教育救國ノ眞義及中外ニ於ケル大教育家ノ教育事業ニ對スル献身的精神ヲ指示シ以テ畢生教育事業ニ盡瘁ノ志向ヲ固定セムベシ

九、國民道德ノ提倡ニ依リ民族意識ヲ灌輸シ以テ其ノ國家愛護、民族發揚ノ精神ヲ喚起スベシ

一〇、軍事訓練、運動、競技ニ由リ其ノ健全ナル體格ノ鍛鍊規律的生活及忍苦耐勞ノ習慣ヲ養フベシ

一一、科學研究實驗及成績考査ノ勵行ニ由リ以テ徹底的探究ノ精密觀察ノ能力ヲ養成スベシ

一二、各種ノ節約運動及組合事業ノ指導ニ由リ以テ其ノ勤儉ナル習慣團體的趣味ヲ養成スベシ

一三、正當ナル娛樂及適度ノ郊外旅行ヲ利用シ以テ審美的情緒ヲ陶冶スベシ

一四、家庭ノ倫理觀念ノ指導及勤勞操作ノ鼓勵ニ由リ以テ家庭生活改進ノ責任ヲ喚起スベシ(女子ニ對シテハ特ニ留意スベシ)

一五、學生ノ自治會及其ノ他ノ團體事業ノ指導ニ由リ以テ四權運用ノ能力及其ノ他公民生活ニ關スル準備等ヲ涵養スベシ

三、設備

一、一切ノ設備ハ可能ノ範圍内ニ於テ三民主義精神ノ發揮ニ努メ併セテ質樸適用ノ條件ニ合致スベシ

二、一切ノ設備ハ訓育及教授ト連絡ヲ計リ尙實驗學校及實驗區ノ設備トノ充分ナル連絡ヲ計ルベシ

- 三、一切ノ設備ハ努メテ社會ノ需要ニ適應シ併セテ民衆ノ觀察或ハ利用ニ資スベシ
- 四、一切ノ設備ハ一般ノ學校ノ設備ニ由ル外教育家ノ肖像畫ヲ掲ゲ尙中山先生ノ教育ニ關スル遺教ヲ校訓及信條トナスベシ
- 五、圖書器具ノ設備ニ關シテハ黨義及教育方面ニ留意シ尙兒童課外讀物ヲ備ヘ學生ノ研究用ニ供スベシ

第五章 社會教育

第一節 目標

- 一、民衆ノ知識ヲ向上セシメ現代都市及農村生活ノ常識ヲ具備セシムベシ
- 二、民衆ノ職業知能ヲ増進シ以テ家庭經濟ヲ改善シ竝ニ社會生産力ヲ増進セシムベシ
- 三、民衆ノ四權ニ熟達セルヤウ訓練シ自治ノ實行竝ニ忠孝仁愛信義和平ノ國民道德ヲ陶冶シ以テ三民主義下ノ忠實ナル公民ヲ養成スベシ
- 四、國民體育及公共娛樂ニ留意シ以テ其ノ健全ナル身心ヲ養成スベシ
- 五、社會教育ノ幹部人物ヲ培養シ以テ社會教育事業ノ發展ヲ計ルベシ

第二節 實施網要

▼民衆學校

一、課程

- 一、三民主義ヲ根據トシテ全課程及教材ノ中心ヲ編訂スベシ
- 二、當地ノ需要及生産狀況ニ順應シ以テ特殊ノ課程及教材ヲ制定スベシ
- 三、愛國の教材ヲ多量採用シ以テ民衆ノ愛國的思想ヲ啓發スベシ

- 四、成年班ノ課程ハ職業常識ニ留意スベシ
 - 五、兒童班ノ課程ハ具體的事實ニ注意シ抽象的理論ニ偏スベカラズ
 - 二、訓育
 - 一、訓育ノ實施ニツキテハ三民主義ノ精神ニ據リ公民ノ持ツベキ資格ヲ養成スベシ
 - 二、職業指導ニ由リ勞働作業ノ習慣ヲ涵養スベシ
 - 三、物理常識ノ教授ニ由リ迷信ヲ破除センメ科學思想ノ養成ニ努ムベシ
 - 四、學生ノ公共事業ノ愛護及養老、恤貧、防災互助等ノ美德ヲ培養スベシ
 - 五、課外運動及遊戯ニ留意シ以テ公民トシテ具フベキ健康體魂ヲ養成スベシ
 - 三、設備
 - 一、及ブ限り黨義及帝國主義ガ中國ヲ壓迫セル史實ニ關スル通俗的圖書ノ蒐集ニ努ムベシ
 - 二、當地ニ於ケル職業用具及生産品ヲ陳列スベシ
 - 三、廣キ場所ヲ開キ體育場ニ利用シ必要ナル運動器具ヲ購入シテ備フベシ
 - 四、校舍空地ヲ娛樂場ニ利用シ娛樂用具ヲ備フベシ
 - 五、一切ノ設備ハ經濟、清潔、整齊ノ諸要素ニ適合セシムベシ
- ▼圖書館、博物館、新聞閱覽所等
- 一、指導員ヲ聘請シテ懇切ニ指導セシムベシ
 - 二、全民衆ニ求知均等ノ機會ヲ計ルベシ
 - 三、學校ト連絡ノ方法ヲ講ジ以テ互助ノ効ヲ收ムベシ

四、閱覽者ノ便利ヲ計ルベシ

五、講演、雄辯會等ヲ利用シテ以テ閱覽ノ趣味ヲ喚起スベシ

二、設備

一、努メテ内容ノ充實ヲ計リ併セテ黨義ニ關スル書籍ヲ備ヘ或ハ革命記念物ヲ蒐集スベシ

二、當地ノ文化及生産ノ需要ニ適應スベシ

三、科學方法ヲ運用シ完全ナル設備ヲ施スベシ

四、各種ノ標語ヲ掲グベシ

▼公園、劇場、映畫館等

一、原則

一、當地ノ民衆ノ知識程度及經濟狀況ニ應ジカメテ大衆化及普及ヲ計ルベシ

二、三民主義ノ精神ヲ以テ民衆ノ情感陶冶ノ中心トスベシ

三、カメテ神道及迷信ヲ打破スベシ

四、標語、繪畫ヲ利用シテ民衆ノ公德ヲ培養スベシ

五、各種ノ標語ニ、設置、準備ニ關スル設備ヲ整ヘテ之ヲ利用スベシ

六、三民主義ノ環境ヲ作ラシムベシ

七、衛生ノ設備ニ留意スベシ

八、藝術ノ法則ニ依リ設備ノ精美ヲ計ルベシ

九、三民主義ノ精神ヲ含蓄シ尙國民道德ニ有益ナル材料ヲ備フベシ

十、卑近ナル文字ノ説明或ハ註釋アルベシ

公共體育場、國術館、游泳場等

- 一、經驗ニ富ム指導員ヲ招聘スベシ
- 二、各種ノ競技會ヲ多ク開會シ民衆ヲシテ練習ノ趣味ヲ喚起スベシ
- 三、運動機械ハ無料ニテ民衆ニ開放スルヲ原則トスベシ
- 四、各所ノ開放時間ハ可能ノ範圍ニ於テ制限セザルヤウニスベシ
- 五、運動器具ハカメテ完備ヲ計ルベシ
- 六、一切ノ設備ハ出來ル限り黨義ノ意義ヲ寓スベシ
- 七、救護ノ設備アルベシ
- 八、衛生休息所ノ設備アルベシ

第六章 蒙藏教育

第一節 目標

- 一、中華民國ノ教育宗旨及實施方針ニ依リカメテ蒙藏教育ノ普及發展ヲ計ルベシ
- 二、蒙古、西藏人民ノ特殊ノ環境ヲ根據トシテ蒙藏人民ノ知識ノ向上、生活ノ改善併セテ民族意識ノ涵養ニ留意シ自治ノ能力ノ訓練及生産技術ノ増進ヲ計ルベシ
- 三、中山先生ノ民族平等ノ原則ニ依リ教育ノ力ニ由リ蒙藏人民ノ言語ニ依リ意志ノ統一ヲ圖リ以テ五族共和ノ大民族主義國家ノ完成ヲ期スベシ

第二節 實施綱要

一、課程

一、各種學校ノ課程ハ奥地各種學校課程ノ標準ヲ根據トシ併セテ蒙藏ノ特殊ノ情況ヲ斟酌シテ編訂スベシ

二、小學校用ノ教科、圖書ハ蒙漢文、藏漢文ヲ使用シテ合編シ中等以上ノ學校教科圖書ハ漢文ヲ以テ編訂スルヲ原則トスベシ

三、各種學校ノ教材ハ以下列記ノ事項ニ注意スベシ

- (1) 中華民族融合ノ歴史
- (2) 邊疆及奥地トノ地理的關係
- (3) 帝國主義ノ蒙藏侵略ノ歴史及事實
- (4) 蒙藏人民及國民革命トノ關係
- (5) 蒙藏人民ノ地方自治及民權主義トノ關係
- (6) 蒙藏人民ノ經濟事業及民生主義トノ關係
- (7) 其ノ他蒙藏人民ノ特殊環境ニ關スル教材

二、訓育

一、各級ノ學校訓育ハ蒙藏民衆ノ生活狀況ヲ根據トシ奥地各級學校ノ訓育標準ヲ参照シテ之ヲ實施スベシ

二、各級學校ノ訓育實施ニ對シテ左ノ事項ニ注意スベシ

- (1) 科學ノ常識ニヨリテ自然界ニ對スル迷信ヲ破除スベシ
- (2) 民族精神ヲ喚起シ以テ部落思想ヲ破除スベシ

(3) 國際時事ノ講話及團體生活ノ訓練ニ由リ國家愛、民族愛ノ精神ヲ養成スベシ

三、設備

一、各級學校ノ設備ハ三民主義ノ精神及蒙藏各地ノ特殊ノ環境ニ合致スルヲ以テ原則トナス

二、各級學校ノ設備ハ以下ノ各項ニツキ特ニ注意スベシ

(1) 蒙藏各地ト關係アル各種ノ書籍及圖表ヲ備フベシ

(2) 奥地ノ各種文物ヲ陳列スベシ

第七章 華僑教育

第一節 目標

一、中國ノ教育ノ宗旨及其ノ實施ノ方針ヲ根據トシ以テ華僑教育ノ統一發展ヲ圖ルベシ

二、華僑特殊ノ環境ニ應ジテ國際上ニ於ケル華僑ノ地位ヲ向上セシメ中外民族間ノ平等ヲ促進セル目的ニ依リ教育方面

ヨリ華僑ノ民族意識ノ増進ヲ圖リ華僑ノ自治訓練及生活改進、生産能力ヲ養成スベシ

三、華僑ノ教育ハ實際狀況ニ應ジ華僑ノ普通教育、職業師範教育、社會教育及補習教育ノ改進發展ヲ計ルベシ

第二節 實施綱要

一、課程

一、國內各級ノ學校ト協調スベシ

二、當地ニ於ケル生活ノ必要ノ知識ニ注意シ海外生存ニ適應セル能力ヲ培植スベシ

三、以外ニ尙次ノ七項ニ注意スベシ

(1) 國民ノ移民及民族主義トノ關係

- (2) 華僑ノ自治事業及民權主義トノ關係
- (3) 華僑ノ經濟事業及民生主義トノ關係
- (4) 華僑及國民革命トノ關係
- (5) 各國ノ植民事業及華僑トノ關係
- (6) 日本ノ南侵政策ト華僑生存ノ問題
- (7) 世界ニ於ケル弱小民族及三民主義トノ關係

二、訓 育

- 一、國內各級ノ學校ト同様
- 二、學生ヲシテ當地ノ環境及自己ノ地位ヲ理解セシメ以テ中華民族ノ海外ニ於ケル發展任務完成ヲ期スベシ
- 三、此ノ外特ニ注意スベキ點左ノ如シ
 - (1) 中國古有ノ文化ヲ以テ國民道德ヲ陶冶ス
 - (2) 體育鍛鍊ニ注意シ以テ國外生存ニ適スル樣期スベシ
 - (3) 國內ノ時事ヲ宣傳シ以テ祖國ヲ愛護スル精神ヲ喚起ス
 - (4) 三民主義及海外發展ニ適切ナル具體事實ニ依リ個人家族及社會、國家及國際間ニ對シ取ルベキ態度ヲ喚起スベシ

三、設 備

- 一、國內各級ノ學校ト同様
- 二、力メテ當地ノ環境ニ適合セシム
- 三、以上ノ外特ニ注意スベキ點左ノ如シ
 - (1) 本國ノ文物ニ關係アル書籍圖表及標本ヲ多量ニ備フベシ

- (2) 國貨(國産品)ノ標本ヲ多量ニ陳列スベシ
- (3) 華僑ノ事業ト關係アル各種ノ書籍及圖表ヲ備ヘ置クベシ
- (4) 當地當地ノ物産ノ統計及標本ヲ陳列スベシ
- (5) 當地ノ歴史、地理、政治、經濟、法律、交通、工商等ノ書籍及圖表ヲ備フベシ

第八章 派遣留學生ニ關スルモノ

第一節 目 標

- 一、三民主義ノ精神ニ根據シ東西文化ノ長所ト融合シテ以テ三民主義ノ新文化ヲ造成スベシ
- 二、中國學術上ノ適切ナル需要ニ應ジ以テ各種學術上専門ノ人材ヲ造成スベシ
- 三、中國物質上ノ適切ナル需要ニ應ジ各種社會事業ノ建設的人材ヲ養成スベシ

第二節 實施網要

- 一、公費留學生ハ大學或ハ専門學校以上ヲ畢業シタル者ニシテ平素三民主義ニ違反スル言論行動無ク考査ニ合格シタル者ニ限り出國スルコトヲ得
- 二、私費留學生ハ高中以上ノ學校ヲ畢業シタルモノニシテ平素三民主義ニ違反セル言論行動ナク考査ニ合格シタルモノニシテ始メテ出國スルコトヲ得
- 三、公費或ハ私費ノ留學生ヲ問ハズ出國後ノ學業成績及言論行動ハ各該主管機ニ由リ嚴格ニ考査ヲ行フベシ、其ノ考査方法ハ別ニ之ヲ定ム

五、整頓教育令

民國二十一年七月行政院第十四號令

十數年來教育ノ風紀ハ愈々廢頽シ學校ノ風潮ハ日ニ繁シ學生ノ校長ニ對スルハ會議ノ主席ヲ推薦スルガ如ク任意ヲ恣ニシ教師ニ對シテハ宿舍ニ於ケル庖丁ヲ雇フガ如ク任意ニ忌避ス、甚シキニ至リテハ傳單ヲ播キテ漫罵シ群衆ヲ聚メテ毆辱ス、ストライキヲ以テ要求ヲ滿シ學年末ハ同盟罷校ヲ以テ終幕トナス、絃歌停歇シテ校舍騒然タリ、此ノ如ク教育ノ前途ニカ、ルトコロ重大ナリ、コレ速ニ解決セザレバ如何ニシテ吏治ノ澄清ヲ云々シ軍紀ノ整飭ヲ責メ得ベケンヤ抑々學潮發生ノ根源ハ固ヨリ多々アレドモ年變リテ以來ノ政府ハ種々ノ阻礙ノタメ學款ヲ延引スルニ至ラシメ各級ノ教育機關ノ學校經營者及教師ノ選擇ニ對シテハ亦慎重ヲ缺キ遂ニ身ハ教師ノ職ニアリツ、モ學生ヲ煽動シ風潮ヲ起スコト尠カラズ、此レ固ヨリ政府ハ自己ノ不徳トシ責ヲ引受クハ兩項ノ事情錯綜シテ交互ニ因果ヲナス、

教育行政ヲ積極ニ改良セザレバ學生ノ風紀整頓革清スル途ナン、政府ニシテ之方即時斷行セザレバ潔身自愛スル教員ハ教育界ヨリ身ヲ引ク畏レアリ學校經營及教師ノ人選愈々困難ナルベシ、

溯リテ歷年來ノ學潮ノ犠牲トナリタル學生ハ多クソノ輕キハ學業ヲ廢シ光陰ヲ空フシ重キハ慘案ヲ釀シテ生命ヲ失フモノアリ血氣盛リノ青年思慮淺ク風潮ノナルマ、附和雷同シテ一時ノ誤ハ遂ニ取返シノツカヌ恨ヲ千古ニ殘ス痛恨ノ限りナリ

思ヘバ師道ハ元ヨリ尊嚴ニシテ教職ハ清苦ナリトイフ、教育ニ從事シテソノ任務ハ煩勞ヲ極メ其レニヒキカヘ報酬ハ微々タルモノナリ、唯以テ自ラヲ慰藉スルモノハ學生ヲ育成スルコト及ソノ地位清崇アルノミ現在ノ如ク見ルベキ成績ハ舉ラズ尙個人ハ受辱ノ危險ニアルトキハ自愛自重ノモノハ別ノ職ヲ求メテ轉向シ教育ノ前途タルヤ黯黹タルモノニシテ案ズ

ベキモノアリ、尙我ガ國ノ入學兒童數ヲ考フレバ僅ニ人口ノ百分ノ十七ニモ達セズ大學ノ學生數ニ至リテハ總數ノ百分ノ一ニモ至ラズコレ等少數ノモノハ全國民中ノ唯一ノ恩惠ヲ受クモノナリトイフベシ、而シテ毎年コレ等少數ノ學生ヲ培養スベキ教育經費ハ孰レモ父老ノ膏血ノ結晶ナリ、コノ難澁ナル經費ニヨリ極ク少數ノ學生ヲ教育シ居ル現狀ニシテ尙之ヲ維持シ得ザレバ國民教育ハ最早破産ヲ告グベシ、教育危機目前ニ迫リテ堪ヘ難シ

政府ハコ、ニ鑒ミテ一大決心ヲナシ整頓ヲ勵行シ經費ニ對シテハ餘裕アル豫算ヲ立テ併セテ可能ノ範圍内ニ於テ獨立保障ノ實現ニ努ムベシ、同一區内ノ重複セル學院及學系ハ追々合理化シ力量ヲ集中シテ各學院ノ發展及充實ヲ圖ルベシ

尙教育行政人員及教師ニ對シテハ各機關及大學ニ慎重ナル人選ヲ命令シ努メテ其ノ職ノ確實ナルモノヲ求ム

學生ノ管理方針モカメテ宿弊ヲ矯正シ放任セザルベシ今後例ヘ少數ノ心得違ヒアリテモ聊々容赦セズ監督ヲ嚴格ニシ以テ多數ノ學生ノ安定ヲ計ルベシ、依ツテコノ暑中休暇中各學校ニ詳細慎重ナル審査ヲ行ハシメ屢々校則ヲ違犯セルモノハ分別シテ懲戒セントス、尙改悛ノ見込ナキモノハ斷然退學セシムベシ、若シクハ敢ヘテ法律ヲ犯シ大規模ノ破壞行動ヲ企圖スルモノアラバ當地ノ軍警ニ依頼シテ制止ヲ嚴勵スベシ

學校當局ニ於テハ假初ニモ庇フコトナカルベシ、政府ニアリテモ將來有爲ナル青年ニ對シテハ殷切溫情ヲ以テシソノ造成ヲ冀ヒ國家有爲ノ人物トシテ決シテ峻酷ナル法ヲ以テ彼等ニ強フルニアラズ、然レドモ重ネテ尙反省セズ改悛ノ見込ナキモノハ寧ろ除キテ良ヲ安ズル外ニ途ナシ、風氣スタレテ今日ニ至ルモ尙因循姑息スレバ遂ニ改革ノ日ナシ之國民ノ禍ノミナラズ亦實ニ學生ヲ利スルモノニアラズ、全國ノ教育界人士ハ教育ノ現狀ニツキテハ素ヨリ洞察スルトコロアルベシ之レガ積極ニ整頓スベキハ固ヨリ衆口同音ニシテ日ハ久シ願ハクハ協力シテ整頓ノ宗旨ヲ明察サレ教育ノ爲ニ更ニ生機ノ一線ヲ開カルベシ

政府ハ職責ノ負フトコロ努メテ執行シ例ヘ強固ナル反對非難ニ遭遇スルモ確立方針ニ邁進シテ聊モ變ルコトナカルベシ國難危急ノ秋、時ハ容赦ナシ、願クハ我ガ國人共ニ企圖セザルベケンヤ

六、學風整頓令

民國十九年十二月十一日教育部第一三〇四號訓令

行政院第四二五二號令案ヲ奉ジ「近年來我が國ノ學生ハ共產黨及一切ノ反動派ノ誘惑ヲ受ケ稍モスレバ校務改良ニ口實ヲ藉リテストライキヲ能事トシ甚シキニ至リテハ擅ニ集會シ傳單ヲ散發シテ人ノ利用ニ供ス、妄リニ派系ヲ分チ放縱ニ馴レナスベキ事ヲ爲サズ青年ハ墮落シテ將來ヲ憂慮セラル、因循シテ之ヲ改革セザレバ唯教育ノ破産ヲ見ルノミナラズ亡國滅種ノ憂アルベシ、政府ハ青年培養ノ綱紀整頓ノ責ヲ負フテ學風日ニ頹レツ、アルトコロ尙寬大ナランカ徒ラニ學生ヲシテ岐路ニ踏入レルヲ見ルノミ、早急ニソノ防止策ヲ講ゼザレバ職責ヲ放棄スルノミナラズ之等ノ青年及父兄ニ對シ申譯立ツベキヤ、軍事ハ最早終リヲ告ゲ前途ノ經緯ノ萬端ヲ建設スベキト雖ドモ百年ノ大計人ノ教育ヲ出發點トナスベシ

今後ニ於ケル政府ノ施政方針ハ自ら教育ノ改革ニ全力ヲ注グベキナリ、本院長兼行政院長トシテ精神及能力ヲ以テ學風ノ整頓ヲ計ルベシ、今後各學校ノ學生ハ專心人格ノ修養ニ努メ學問ニ努力シ大器ニ成就シ國家ノ用ニ立ツベシ

校長ハ政府之レヲ慎重選擇シテ任命シタルモノニシテ校長ニ反スルモノハ政府ニ反スルモノト異ラズ、抑職員ハ教師ノ地位ニ立チ學生ハ之ニ尊重服從スベク愛憎擅ニスベカラズ、固ヨリ名教職員ハ品行ヲ慎ミ以テ師表ヲ立テ教務ニ努力教職ニ勵ムベシ、教職員ニシテ行ヲ慎マズ教職ヲ辱シメルモノアラバ政府ハ懲戒ニ附シ群望ニ添フヤウ圖ルベシ

尙教育經費ハ學校存廢ニカ、ルモノナレバ政府トシテ責ヲ負ヒ豫算計畫ヲ立テ決シテ缺乏不足ナカラシメ基金ノ動搖ニ依リテ教育ノ發展及獨立ヲ妨ゲザランメントス、凡ソコノ要所既ニ政府及學校當局之ニ當リ學生唯一意力學アルノミ、心身ヲ涵養シ古人ノ訓戒ヲ守リ總理ノ三民主義ヲ信仰シ聊モ教育行政ニ干渉シ學業ヲ荒怠スベカラズ、尙再ビ反動派ノ利用ヲ受ケ越軌行動アルトキハ政府ハ固ヨリ青年ヲ愛護スレドモ學風整頓セントスル方針ヲ貫徹センガ爲唯法ノ執行アルノミ、以テ反動者ヲ處罰シ假初ニモ姑息ナルベカラズ、雜草ヲ除カザレバ作物ハ生育セザルガ如シ、若シ學風頹廢シテ收拾

1017

學
校
教
育

學校教育

一、繁華都市ニ於ケル小學教育擴張ノ辦法

民國二十年四月二十九日教育部第七二號訓令ヲ以テ頒發ス

- 一、人口繁華都市ニ於ケル小學ニシテ當地方ノ學齡兒童ヲ收容シ得ザルトコロハ本辦ニヨリ出來ル限リ擴張スベシ
- 二、繁華都市ノ教育行政機關ハ當市ノ發展狀況及改造スベキ趨勢ヲ小定教育擴張ノ方案ヲ具シテ主管政府ノ認可ヲ申請シテ建設計畫案中ニ編入スベシ
- 三、各都市ニ於ケル教育行政機關ハ所定計畫ニ準ジテ主管政府ノ認可ヲ申請シ官有地ノ收用或ハ私有民地ヲ買收シテ該市ノ小學建設ノ基礎トナスベシ
- 四、各都市ニ於ケル教育行政機關ハ主管政府ヨリ私人ニ大衆民屋ノ建築勸令出スコトヲ申請スルコト得ベシ
- 五、建築ニ際シ小學校舍合建築ノ最少限度ノ標準ニ依リテ小學校舎ヲ建築セシメ以テ公私立小學ノ借用ニ便セシムベシ
- 六、校舍建築ノ最低限度ノ標準ハ各市ノ教育行政機關ニヨリテ豫定シ工務機關ト合同シテ主管政府申請認可後教育部ニ送達シテ登錄ス
- 七、前項ニ於ケル私人ノ建築ハ五十戸毎ニ小學校舎一教室建築スルヲ原則トス
- 八、校舍不足ニシテ尙建築出來ズ或ハ建築不能ノ者ハ廳公所宗祠等ノ使用セザル家ヲ借用スルコトヲ得
- 九、各都市ニ於ケル教育行政機關ハ左記ノ各辦法ヲ參照シテ小學校經營ノ經費ヲ募集スベシ
- 十、甲、現在ノ教育經費ヲ整理シ不當利得ヲ除キ濫費ヲ節約スベシ

乙、本機關ノ政費ヲ減縮ス

四〇

丙、既ニ設立シタル中等以上ノ學校ニシテ必要トセザル所ハ縮少シ逐次ソノ經費ヲ減削スベシ

丁、主管政府ニ補助金ヲ申請ス

戊、兒童ノ家庭ノ生活程度ニ應ジテ學費ヲ增收ス

己、其他

七、現在小學ノ各級ノ兒童數ヲ五十人マデ擴充スベシ

八、現在ノ小學兒童數不足ノ學級ハ複式或ハ二部制ヲ採用シ二校以上ニシテ學級兒童數不足ノ場合ハ合併シ得ル所ハ合併スベシ

九、現在ノ小學幼稚園及低年級ハ午前午後ノ半日學校制ヲ採用シ以テ學齡兒童ノ多量收容ヲ期スベシ

十、現在ノ小學兒童ハ主管教育行政機關ノ指定セル全都市ノ學區ヲ入學スベキ兒童ノ住所ヨリ一學區ニ適當ニ配置スベシ兒童ノ通學區域ノ遠近ハ便宜ニヨリ勝手ニ都合ノヨキ學校ニ入ルベカラズ

二、小學ニテ新入生募集ノ時ハ教育行政機關ヨリ各學區ノ小學ノ教員ト會同シテ招生委員會ヲ組織シ兒童ノ入學考查ヲ受持合格シタルモノ各小學ニ平均ニ配置スベシ

三、現在ノ小學ニシテ新入生募集ノ時ハ正式入學者ノ外ニ補缺員數ヲ豫定シ始業二箇月内ニ缺員アルトキハ即時補缺スベシ

三、現在ノ小學ハ學期始ヨリ半學期ヲ越セザルトキニ各學級ニ缺員生シタル際編入希望者アラバ收容スベシ

四、現在市内ノ公私立中學ニ費用節減セシメ小學附設ヲ獎勵スベシ

五、各商工會ニ寄附ヲ勸メ私立小學ヲ興サシムベシ

六、私人ノ小學設立ヲ獎勵スベシ

一七、境内ノ私塾ヲ整頓シ塾師ヲ訓練シテ私塾ヲ代用小學ニ改良スベシ
 一八、各都市ノ行政機關ハ本辦法ニ準據シテ詳細具體的ナ計畫法ヲ立テ主管政府ニ認可ヲ申請シ竝ニ教育部ニ提出シテ登錄スベシ

二、民國二十二年度ヨリ二部制小學ヲ施行ス 七七

小學ハ一切ノ教育ノ基礎ニシテソノ使命タルヲ極メテ重大ナリ。近年各省市ニ於ケル小學ノ數ハ追々増加スル機運ニアレドモ今尙曉ノ星ノ如ク寥々タル有様ナリ

尙ホ教育普及ノ目的ニ達スル迄ハ遠達タル感アリ

溯リテ十八年度ノ統計ニ依レバ全國ニ於ケル小學ノ數ハ僅カニ二十一萬二千三百餘個ニ過ギズ而シテ全國ノ學齡兒童ノ數ハ凡ソ四千四百四十四萬一千餘リノ中既ニ初級小學ニ入學シタルモノハ僅カ七十一萬八千餘人ニ過ギズ

計失學兒童ハ百分ノ八十二以上ニ達スル有様實ニ寒心ニ堪ヘザル次第ナリ

通都大邑ニ於テ尙失學兒童ハ如此現狀ニ於テハ況ヤ窮鄉僻地ニ於テヤ發言ヲ待クザル所ナリ

各省市ハ既ニ小學ヲ設立シタレドモソノ編制上方法上經濟上尙ホ熟慮ヲ要ス特殊ノ狀況ニ置カレタルベキ餘地多々アリ今日ノ中國ニ於テハ適合シ難キ所アルベシ

經費難教員拂底ノ現狀ニ陥リタル小學ニ對シテハ務メテソノ發展及擴充ヲ計リ出來得ル範圍内ノ利用厚生ヲ企ツニアラザレバ百策盡キテ效ヲ納メル途ハナキナリ

唯一ノ途ハ各省市ニ於テ既ニ小學教育ノ普及セル地方以外ノ地方ノ各省市縣ニ於ケル該地方ノ需要ヲ考察シ情況ノ許ス限リ増設ニ努ム。竝ニ短期小學ノ積極進行ニ拍力ヲ加ヘ一面ハ現在比較的設備完全ナル小學ハ地方ノ需要以外ニ尙全日制ヲ施シツツアル所ハ可能ノ限り半日制或ハ二部制ニ改ムベシ。半日二部制ハ各教室ニ二組ノ兒童ヲ收容シ午前午後ノ二回

教授ニ分子得ル便アリ殊ニ教室及運動場ノ廣キ學校ニ二部制ヲ施行セバ同時ニ教室及運動場ヲ利用シ一時ニ二部ノ兒童ヲ收容シ一部ハ教室内ニ於テ授業シ一部ハ運動場ニ於テ自動作業或ハ遊戯ヲ施ス

中間ニ相五ニ場所及作業ヲ交替スル便アルベシ

此クノ如ク實現サレバ各校ノ教員ノ俸給ニ多少増俸ノ要アレドモ現在ヨリ一倍ノ兒童ヲ收容シ得ベケレバナリ

學校増築ノ必要モナク納メル效果ノ大ナルコト今更贅言ノ要モナシ

我國ノ現在ノ小學ハ師資ノ經費校地教室何レモ不足ヲ告グ現狀ニ徒ラニ教育普及ニ嚮心スル必要モナク窮スレバコソ別途ヲ求ムベキナリ

一年ノ短期小學及ビ小學ニアル初級四年制ヲ變更ス

小學ハ六箇年卒業ヲ以テ正軌トスベシ

然レドモコノ正軌ヲ循行セントセバ又コノ二部制ノ原則ヲ採用セルニアラザレバ效ヲ奏シ難シ

各省市ニ於テハ本年ノ夏季休暇ヨリコノ二部制ヲ採用スル準備ニ着手シ二十二年度ヨリ切實ニ之ヲ施行シ得ベク依ツテ

廣ク兒童ヲ集メ教育ノ效力ヲ宏ムベシ

斯クバヨク此ヲ體シ竝ニ所屬ニ二様ニ遵守センコトヲ轉達スベシ

三、小 學 法 七 四

民國二十一年十二月二十四日國民政府公布

第一條 小學ハ中華民國ノ教育宗旨及其ノ實施方針ヲ遵守シテ兒童ノ身心ノ發展ヲ計リ國民ノ道德基礎及生活必需ノ基

本知識技能ヲ培養スベシ

第二條 小學ノ修業年限ヲ六箇年トシ前四箇年ヲ初級小學トシ後二箇年ヲ高級小學トス

初級小學ハ地方ノ情況ニ鑑ミ單獨設立ヲナス

第三條 小學ハ市縣或ハ區坊郷ニ由リ之ヲ設立ス

其ノ特殊ノ情況ニアルモノハ省ヨリ之ヲ設立スルコトヲ得

私人或ハ團體亦小學ヲ設立スルコトヲ得

第四條 小學ハ市或ハ縣ニヨリテ設立シタルモノヲ市或ハ縣立トシ區ニ依リ設立シタルモノハ區立小學トナン坊或ハ鄉鎮ニ依リ設立サレタルモノハ坊或ハ鄉鎮立トス

小學ニシテニ區ニ坊或ハ二鄉鎮以上ニ依リ設立サレタルモノハ何々區何々坊或ハ何々鄉鎮聯立小學トナス

私人或ハ團體ニ依リテ設立サレタルモノヲ私立小學トス

第五條 師範學校附設ノ小學ハ師範學校附屬小學トス

第六條 小學ノ設立變更及停止ニテ省行政區域内ニ在ルモノハ省立小學以外ハ該管轄縣市ノ行政機關ノ認可ヲ經テ教育廳ニ申請シテ登錄スベシ

行政院ニ直屬セル市區内ニアルモノハ市教育行政機關ノ認可ヲ得ベシ

第七條 小學ノ學級編制ハ單式ヲ用ヒ但シ特殊ノ情況ニアルモノハ複式編制ヲ用ヒルコトヲ得

初級小學ニ在リテハ二部或ハ學級編制ヲ並用スルコトヲ得

第八條 小學ノ教授科目及課程標準ハ教育部ニ由リテ之ヲ定ム高級小學ハ地方ノ狀況ニ應ジテ簡易ノ職業科目ヲ設置スベシ

第九條 小學用ノ教科圖書ハ教育部編輯或ハ審定セルモノヲ採用スベシ

前項ノ編輯或ハ審定ハ各地方ノ郷土教材ニ重キヲ置クベシ

第十條 小學ハ幼稚園ヲ附設スルコトヲ得

第十一條 小學ハ校長一名置キ校務ヲ總理ス

省立或ハ行政院ニ直屬セル市立小學校長ハ教育廳或ハ市教育行政機關ノ人選ニ合格シタル人員ヲ任用ス

縣市立區立坊立或ハ鄉鎮立小學校長ハ縣市教育行政機關ノ人選ヨリ推薦ニ合格シタル人員ヨリ縣市政府ニ申請シテ之ヲ

任用ス尙教育廳ニ申請シテ登錄スベシ

私立小學校長ハ校董會(學務委員會)或ハ設立人ニヨリ人選推薦シテ合格シタル人員ヨリ之ヲ聘任ス

尙主管教育行政機關ニ申請シテ登錄スベシ

附屬小學校長ハ主管學校ヨリ合格シタル人員ヨリ聘請シテ充任ス尙ホ主管教育行政機關ニ申請シテ登錄ス

但シ私立學校ノ附屬小學ニシテ特殊ノ情況ニヨリ別ニ校董會ヲ設置シタルモノ校董會ニヨリ之ヲ聘任ス

第十二條 小學教員ハ校長ヨリ合格人員ヲ聘請シ充任ス

若シ合格人員ニシテ不足ナル場合ハ同等ノ資格ヲ有スルモノヲ聘請シテ之ヲ補充スルコトヲ得均シク主管教育行政機關

ニ申請シテ登錄スベシ

小學教員ノ檢定任用保障ノ各規程ハ教育ニ由リテ之ヲ定ム

第十三條 小學校長教員ハ均シク專任トナス校長ハ教科ヲ擔任スベシ

第十四條 小學ハ單獨或ハ聯合シテ校醫看護婦(衛生婦)ヲ置クコトヲ得、六學級以上ヲ有スルモノハ斟酌シテ事務員ヲ置

クコトヲ得ベシ

第十五條 初級或ハ高級小學ノ兒童ハ修業滿期後ハ考査ニ合格シタルモノハ學校ヨリ卒業證書ヲ授與ス

第十六條 小學ハ授業料ヲ徵收セズ、但シ地方ノ情況ニヨリ徵收スルコトアルベシ。公立小學ニ在リテハ一名ニ付各期ニ

一元以上徵收スルコトヲ得ズ、高級ハ二元以上越スコトヲ得ズ私立小學ニ在リテハ一名ニ付各學期ニ初級ハ三元以上徵

1024

1024

收スルコトヲ得ズ高級ハ六元以上越スコトヲ得ズ
 兒童ハ貧困ノタメ授業料ヲ納メ得ザルモノハ小學校長ニ於テ事情ヲ斟酌シテ學費ノ一部或ハ全部ヲ免除スルコトヲ得ベ
 第十七條 小學規程ハ教育部ヨリ之ヲ定ム
 第十八條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、小學規程 七五

民國二十二年三月教育部公布

第一章 總 綱

- 第一條 本規程ハ小學法第十七條ノ規程ニ準據シテ之ヲ訂定ス
- 第二條 小學ハ國民ノ義務教育ヲ施ス段階トシテ小學法第一條ノ規定ニ準據シテ左記ノ各項ノ訓練ヲ實施ス
- 一、兒童ノ健全ナル體格ヲ培育ス
 - 二、兒童ヲ善良ナル品性ニ陶冶ス
 - 三、兒童ノ審美的趣味ヲ發展セシム
 - 四、兒童ノ生活知能ヲ増進ス
 - 五、兒童ノ勞働習慣ヲ訓練ス
 - 六、兒童ノ科學思想ヲ啓發ス
 - 七、兒童ノ互助團結ノ精神ヲ培養ス

八、兒童ニ愛國愛群ノ觀念ヲ養成ス

第三條 小學ハ學齡兒童ヲ收容ス、修業年限ハ六箇年トス

教育未普及前ニ在リテ四箇年ヲ修業セシモノヲ義務教育修了セシモノト見做ス

第四條 小學ヲ二級ニ分チ前四箇年ヲ初級小學トナシ單獨ニ設立スルコトヲ得後二箇年ヲ高級小學トシ初級小學ト合併設立ラナスベシ

第五條 義務教育ヲ推行スル目的ノタメ上述ノ小學以外ニ各地方ニ於テ簡易小學及短期小學ヲ設立スルコトヲ得ベシ簡易

小學ハ初級小學ニ入學シ得ザル學齡兒童ヲ收容ス其ノ修業期限ハ授業時間ヲ縮少シテ二千八百時ヲ最少限度トスベシ

短期小學ハ滿十歳ヨリ滿十六歳ノ年長失學兒童ヲ收容ス其ノ修業期限ハ一箇年トス授業時數ヲ縮少シテ五百四十時ヲ以

テ最少限度トス

簡易小學及短期小學ハ教育部第一期ノ義務教育實施辦法及ビ短期義務教育實施辦法ニ依リテ處理ス

第二章 設置及ビ管理

第六條 小學ハ小學法第三第四第五ノ各條ノ規定ニ依リテ之ヲ設立ス

第七條 各縣市ハ設立小學ノ擴張及ビ管理ニ便セシ目的ノタメニ自治區ヲ以テ學區トナスベシ、自治區域ノ範圍廣キトキ

ハ便宜上二學區ハ三學區ニ分ケルコトヲ得ベシ

第八條 省ヨリ設立サレタル小學ヲ省立小學ト稱ス

第九條 師範學校附屬小學ハ師範學生ノ實習ニ供スル外其ノ性質ハ獨立小學ト異ナラズ

第十條 各省市ニ於テ教育方法實驗ノ目的ニ設立シタル小學ハ省立或ハ市立實驗小學ト稱ス

第十一條 省立小學ハ其ノ學校所在地ノ地名ヲ附スベシ

縣市以下ノ公立小學ハ區域ヨリ小ナル地名ヲ以テ校名トス一地方ニ於テ二校以上同稱ノ公立小學設立サレタル時ハ數ノ順序ヲ以テ之ヲ區別スルコトヲ得

私立小學ハ專有ノ名稱ヲ採用シ地名ヲ以テ校名トスルコトヲ得ズ

第十二條 小學ハ各教育行政機關ニ由リテ分別シテ之ヲ管轄ス其ノ範圍ハ左ノ如シ

一、省立小學ハ教育廳ニ由リテ管轄ス

二、市立小學及市内ノ私立小學ハ市教育行政機關ニ由リテ管轄ス

三、縣區鄉鎮設立ノ小學及ビ縣境内ノ私立小學ハ縣教育行政機關ニ由リテ管轄ス

第十三條 小學ノ設置變更及停止ハ主管行政機關ニ申請シ認可ヲ得テ登錄スベシ

第十四條 教育行政機關以外ノ各機關特設ノ小學ハ所在地ノ主管教育行政機關ニ由リテ之ヲ監督指導ス

第十五條 小學ハ每學期開始後一箇月内ニ全校ノ組織概況學級編制教職員名簿兒童名簿ヲ主管行政機關ニ報告シ認可ヲ經テ登錄スベシ

第十六條 省立小學及ビ國立專科以上ノ學校ノ附屬小學ハ各學期開始後二箇月内ニ其ノ學期ノ兒童名簿及前學期卒業兒童

名簿等ヲ所在ノ縣市教育行政機關ニ報告シテ檢閲ヲ受クベシ

第十七條 實驗小學ハ其ノ實驗ノ計畫及結果ヲ作製シテ主管行政機關ヨリ教育部轉達シテ詮議ノ上認可ヲ受クベク登錄シ

置クベシ

第十八條 中華民國ノ人民或ハ其ノ組織ノ團體ニアラザルモノハ中華民國領土内ニ中國兒童ヲ教育スル小學ヲ設立スルコ

ト得ズ

第十九條 私立小學ノ設置ハ小學法及本規程ノ規定ニヨリ準據スル以外私立學校規程ニ遵守シテ處理スベシ

第三章 經費

第二十條 小學設立費ハ其ノ校舍建築及設備ノ二項、ソノ割當ハ六對四或ハ七對三ノ比ニスベシ

第二十一條 小學經常費ノ支出ハ以下ノ如キ百分比ヲ以テ原則トスベシ

教職員ノ俸給約百分ノ七十

圖書機具運動機械教具等ノ設備費約百分ノ十五 實驗文具水電薪炭等ノ消費費約百分ノ九

旅行保險等ノ特別費約百分ノ三

預備費約百分ノ三

前項ノ豫備費ハ其ノ主管教育行政機關ノ認可ヲ經ルニアラザレバ動用スルコトヲ得ズ

第二十二條 小學經費ノ標準ハ各省市教育行政機關ノ訂定ニ由リ教育部ニ申請シ登錄シテ施行サル

第二十三條 小學經費ノ支出ハ節約確實ヲ旨トシ其ノ公開檢査ニツキテノ方法ハ各省ノ教育行政機關ニ由リテ訂定シ教育部ニ報告認可ヲ得テ施行ス

第四章 編 制

第二十四條 小學ノ學級ハ兒童入學當時ノ年齡能力ニヨリ分別シ編制スベシ

第二十五條 小學ノ學級編制ハ小學法第七條ノ規定ニ依リ其ノ人數ハ各學期共四十人ヲ以テ原則トシ最少限度ハ二十五人

トス

第五章 課 程

第二十六條 小學教授科目及毎週ノ教授時間數ハ左表ノ如シ

第二十七條 小學科目ハ地方ノ狀況ニヨリ適當ニ分合スルコトヲ得ソノ方法左ノ如シ
 一、社會自然衛生ノ三科ハ初級小學ニ在リテハ常識科ト合併スルコトヲ得

科 目	下學年		中學年		高學年	
	一年級	二年級	三年級	四年級	五年級	六年級
公民訓練	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
衛生	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
體育	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一八〇
國語	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇
社會	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	一八〇
自然	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	一五〇
算術	六〇	一五〇	一八〇	二四〇	二四〇	二二〇
勞作	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	一五〇
美術	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
音樂	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
總計	一一七〇	一二六〇	一三八〇	一四四〇	一四四〇	一五六〇

一、右表欄内ニ記入シタル時數ハ孰レモ三ニテ除スレバ三十分或ハ四十五分又ハ六十分ニ分配シテ一節トス
 二、總時間數ハ便宜上ノ適當ノ標準數ヲ示シタルニ過ギズ地方ノ狀況ニヨリ各過ニ九十五分内ニ増減スルコトヲ得

二、勞作科中ノ農事工藝作業三種ヨリ一種ヲ選擇シソノ選擇シタル名目ヲ以テ〇〇科トスベシ

其ノ他ノ科目ニシテ作業ヲ必要トスルトキハ性質ノ相似ノ各科目ニ併入スベシ

三、美術科ハ低年級ニアリテハ勞作科ト合併シテ工料ト稱スベシ

第二十八條 小學課程ハ教育部ニ規定サレタル課程標準ニ依ルベシ

第二十九條 小學教科書ハ小學法第九條ノ規定ニ依リ各學校ニ於テ選定採用ス

第三十條 小學教授ハカメテ兒童ノ身心ニ適應シ以テ其ノ自動能力ヲ啓發シ茲ニ民族精神ヲ培養スベシ

國語社會各科ハ其ノ運用ヲ指導シ讀本ノ不足ヲ補充シテ十分ノ效果ヲ擧グベシ

自然勞作ノ各科ハ實驗及實際工作ニ重キヲ置クベシ

第三十一條 各地方ノ郷土教材ハ主管教育行政機關ノ編輯ニ由リ上級教育行政機關ヨリ教育部ニ轉送シ教育部之ヲ審定ス

第三十二條 小學課程内容ハ教育部ノ編輯或ハ審定セル教科書ニ準據スル以外ニ各省市主管教育行政機關ノ課程標準ノ規定ニ依ルベシ

之ヲ分別シテ訂定ス

第六章 訓 育

第三十三條 小學ノ訓育ハ公民訓練ヲ以テ其ノ中心トナスベシ

教員ハ兒童ノ授業中及以外ノ活動並ニ家庭及其ノ土地ノ公共機關ト連絡ヲ採リ以テ積極ニ之ヲ指導ス

第三十四條 小學ハ兒童ノ團體生活ノ訓練ヲナシ種々ノ集團活動ニ慣レンメ茲ビニ兒童ノ組織シタル自治團體ヲ指導スベシ

第三十五條 小學ハ個別訓育ヲ便センガタメ訓導團制ヲ施行スルコトヲ得小學教師ハ均シク直接ニ兒童訓育ノ責任ヲ負フ

第三十六條 小學ハ教育訓練ノ效果ヲ増進セン目的ニ隨時兒童ノ父兄ト連絡ヲ採リ訓育ニ關スル實際問題ヲ協議スベシ

第三十七條 小學兒童ニ體罰ヲ施スベカラズ

第三十八條 小學兒童特別ノ事情アル以外ハ制服ヲ着用スベシ

其ノ服裝及用品ハ國貨ヲ使用スベシ

第三十九條 小學公民訓練ノ標準及實施方法ハ教育部ノ規定ニ依ルベシ

第四十條 小學ハ各學期各週ノ訓育事項ハ各地方ノ小學公民訓練標準ニ準據シテ地方必要ナル事項ヲ參酌シテ之ヲ訂定ス

第七章 設 備

第四十一條 小學校ノ校地ハ兒童通學上便利ナル地點ヲ選定スベシ

尙善良ナル環境ヲモ考慮スベシ

第四十二條 小學校舎ハ質樸堅固ニシテ教授管理及衛生ヲ旨トシ、尙本國ノ様式及本國ノ材料ヲ採用スベシ

第四十三條 小學校ニハ運動場工場農場若クハ校園ヲ設クベシ

其ノ面積ハ孰レモ使用ニ餘裕アル様ニ考慮スベシ

第四十四條 小學兒童用ノ机腰掛ハ兒童ノ身長ノ比例ニ適合スベシ

第四十五條 小學ハ學校衛生施設方案ヲ參照シカメテ衛生及運動ノ設備ノ充實ヲ計ルベシ

第四十六條 小學ハ圖書機械教具等ノ設備ニ關シテハカメテ充實ヲ計ルベシ

第四十七條 小學ハ教授訓育ニ關スル各種ノ重要帳簿圖表ヲ備フベシ

第四十八條 小學設備ノ標準ハ教育部ニ由リテ別ニ之ヲ定ム

第八章 成績考査

五二

第四十九條 小學兒童ノ學業成績考査ハ平素ノ考査以外ニ臨時試驗學期試驗卒業試驗等ニ分別シテ行フベシ

第五十條 臨時試驗ハ教員ガ毎月ノ月末ニ於テ之ヲ行フ

各學期中最少限度三回行フベシ

第五十一條 學期試驗ハ教員ニテ學期末ニ於テ之ヲ施行ス

但シ卒業前ノ一學期ハ學期試驗ヲ免除シ平素ノ成績ヲ學期成績トナス

第五十二條 卒業試驗ハ小學校長ニ由リ各科教員立會ノ下デ卒業試驗ヲ施行ス

第五十三條 小學兒童ノ各科成績計算方法操行體育考査方法及兒童ノ進級原級留置ノ方法ハ省市教育行政機關ニ依リテ之ヲ定ム教育部ニ申請シテ認可ヲ得テ登錄スベシ

第九章 學期學年及休暇日期

第五十四條 小學ハ毎年ノ八月一日ヲ以テ學年ノ始メトシ翌年ノ七月三十一日ヲ以テ學年ノ終リトス

第五十五條 一學年ヲ二學期ニ分チ八月一日ヨリ翌年ノ一月三十一日ヲ第一學期トシ二月一日ヨリ七月三十一日ヲ以テ第二學期トス

一學期トス

第五十六條 小學ノ休暇日ハ教育部ニ依リテ別ニ之ヲ定ム

規定ノ休業日以外ハ任意ニ休暇或ハ停業ヲナスコトヲ得ズ

第五十七條 鄉村ニ設立セル小學ハ地方特殊ノ事情ニヨリ學校所在地ノ農業狀況ヲ酌量シテ暑中休暇日數ヲ變更減少シ或

ハ休暇日數段ニ分チ間隔ノ休暇トナスコトヲ得ベシ

(例ヘバ放盞暇麥暇秋收穫休暇等ヲ暑中休暇ヨリ減少ス)但休暇日數ノ總數ハ規定ノ暑中休暇日數ヲ超過スルコトヲ得ズ

尙各市主管教育行政機關ノ認可ヲ經ルベシ

第五十八條 寒暑假、休暇日期ノ始メト終リ竝ビニ嚴寒酷暑ノ省市境內ハ當地ノ事情ヲ酌量シテ變更スルコトヲ得
但休暇ノ總日數ハ學校休暇日數規定ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十章 入學及卒業

第五十九條 小學兒童ノ入學年齡ハ滿六歳トシ但シ特別ノ事情アルモノハ滿九歳マデニ延長スルコトヲ得

第六十條 小學ノ學級ニ於テ缺員アル時ハ各學期始メヨリ三箇月內ニ臨時ニ補缺生ヲ募集スベシ

第六十一條 小學兒童ハ身體或ハ家庭ノ特別ノ事故アルモノハ學校ニテソノ實情ヲ調査シタ上一學期間或ハ一學年間休學
期限完了時更ニ復校スルコトヲ得

第六十二條 小學兒童ハ身體或ハ家庭ノ特殊ノ事故ニヨリ學校ニテソノ實情調査シタ上轉學若クハ退學ヲ許スコトヲ得

第六十三條 小學兒童ハ學業修了時試験ニ合格シタルモノハ小學法第十五條ノ規定ニ準ジテ學校ヨリ卒業證書ヲ授與スベ
シ

第六十四條 高級小學兒童ノ卒業ニ關シテハ主管教育行政機關ヨリ上級教育行政機關ニ申請シ認可ヲ得テ卒業ノ立會考査
ヲ施行スベシ其ノ方法ハ教育部中小學畢業會考ノ方法ニ依リテ之ヲ規定ス

第十一章 學費及其他ノ費用

第六十五條 小學ハ授業料ヲ徵收セズ、但シ義務教育實驗區外ハ地方ノ狀況ニ依リ小學法第十六條ノ規定ニ準ジテ主管教
育行政機關ニ申請シテ認可ヲ得テ徵收スルモ差支ナシ

第六十六條 學費ヲ徵收セル小學ハ三分ノ一以上ノ貧困兒童數ノ免除額ヲ豫想シテ控除シ置クベシ

第六十七條 小學ハ免除兒童ヲ蔑視スベカラズ尙授業料納付者及免除ヲ區別シテ學級編制ノ標準トナスヲ得ズ

第六十八條 小學ハ兒童ヨリ一切ノ雜費ヲ徵收スルコトヲ得ズ
 第六十九條 小學ニテ必要ナル學用品等ハ學校ヨリ供給スルコトヲ得、或ハ學校或ハ地方教育行政機關ニヨリ組織シタル消費組合ヨリ低廉ナル價格ニテ兒童ニ配給スルコトヲ得ベシ
 第七十條 小學ハ特別ノ事情以外ハ(條文不明ニ依リ省ク)

第十二章 教 職 員

第七十一條 小學ハ校長一名置キ各學級ニ級主任一名置キ尙事情ニ依リ專科教員或ハ助教員ヲ置クコトヲ得、但シニ學級毎ニ平均三名置クコトヲ限度トス

第七十二條 小學ハ單獨或ハ聯合シテ校醫或ハ衛生婦ヲ置クベシ

六學級以上ノ所ハ事務員ヲ置クコトヲ得

但シソノ時ハ主管教育行政機關ニ申請シテ認可ヲ受クベシ

第七十三條 小學教職員ハ學校或ハ學校所在地ノ區域内ニ住居スベシ

第七十四條 小學校長ハ全校ノ事務ヲ總理シ擔任教科以外ニ教職員ノ分掌セル教務及訓育事項ヲ指導スベシ

第七十五條 師範大學及大學教育學院教育科系ノ畢業者高等師範學校或ハ專科師範畢業者舊制師範學校本科或ハ高級中學

師範科或ハ特別師範科畢業者ハ孰レモ級主任或ハ專科教員トナルコトヲ得

第七十六條 小學級主任及專科教員ハ前條ニ學ゲタル資格ニ該當セザルモノハ主管教育行政機關ノ組織セル小學教員檢定

委員會ノ檢定ヲ受クベシ

第七十七條 小學ノ級主任及專科教員ノ檢定ハ無試験檢定及ビ檢定試験ノ二種ニ分ツ無試験檢定ハ各項ノ證明書類ノ審査

ニヨリ(畢業證書修業證書服務證明書著作等)之ヲ決定ス試験檢定ハ其各項ノ證書ヲ審査スル以外ニ尙試験ヲ行フモノトス

第七十八條 左記ノ資格ノ一ニ該當スルモノハ無試験檢定ヲ受クコトヲ得

一、舊制中學或ハ高級中學以上ノ學校ヲ畢業セシモノニシテ會ツテ一年以上ノ小學教員ヲ奉職シタルモノ或ハ會ツテ當地ノ教育行政機關或ハ大學教育院師範學校等開催セル暑期學校ニ於テ教育科ヲ二暑期補習シタルモノ

二、二箇年以上ノ師範講習科或ハ簡易師範學校簡易師範科ヲ畢業シ會ツテ二箇年以上ノ小學教員ノ職ニ任ジタルモノ若シテハ上述ノ暑期學校ニ於テ三暑期補習セルモノ

三、三年以上ノ小學教員ニ在職シ教育行政機關ヨリ優良ナル成績ヲ認メラレタルモノ或ハ會テ上述ノ暑期學校ニテ四暑期間補習シタルモノ

四、會テ小學教員トシテ三箇年以上在職シタルモノ小學教育ニ關シタル著作或ハ發表アリテ主管教育行政機關ノ確實ナル價值ヲ有スルト認メラレタルモノ

第七十九條 左記ノ一ニ該當スルモノハ試験檢定ヲ受クベシ

一、會テ舊制中學ニ在學シ或ハ高級中學ヲ畢業セシモノ

二、會テ師範學校或ハ高級中學ニテ一箇年修業シ一箇年以上ノ小學教員ノ職ニ在リタルモノ

三、會テ師範講習科簡易師範學校或ハ簡易師範科ヲ畢業セシモノ

四、會テ小學教員ヲ三箇年以上在職セシモノ

五、専門ノ科目ニ長シ尙小學教員一箇年以上在職セシモノ

第八十條 小學教員檢定規程及小學教員檢定委員會ノ組織規程ハ教育部ニヨリ別ニ之ヲ定ム

第八十二條 第七十五條ノ一ニ該當スル資格ヲ具有シ或ハ檢定ニ合格シタル教員ニシテ二箇年以上服務シ相當ノ成績ヲ舉ゲタルモノト具有シタルモノハ小學校長トナルコトヲ得

第八十二條 小學教員ハ校長ニテ小學法第十二條ノ規定ニ依リ學年開始ノ一箇月前ニ於テ任命ス任命後即時主管教育行政

機關ニ報告シ登録スベシ不合格ノモハ主管教育行政機關ニテ更ニ人選シテ任命ヲ命ズルコトヲ得

第八十三條 小學ハ地方ノ事情ニヨリ第七十五條ノ規定ノ有資格ノモノ或ハ檢定教員ノナキトキハ第七十九條規定ノ一ニ

該當スル資格ヲ有スルモノヲ代用教員トナスコトヲ得

但シ主管教育行政機關ニ申請シテ認可ヲ受クベシ

第八十四條 小學教員ノ俸給ハ其ノ學歷及經驗ニ準ジテ待遇スベシ

但シ學校所在地ノ個人生活費ノ二倍ヲ以テ最少限度ノ標準トスベシ

第八十五條 小學教職員ノ俸給ハ月ヲ以テ計算シ一年ハ十二箇月ヲ以テ計算ス

第八十六條 小學教職員ノ毎日ノ在勤時數ハ七時間ヲ最少限度トシ擔任時數ハ毎月二百分ヲ最高限度トス

第八十七條 小學女教職員ハ出産時期内ニ豫メ六週間ノ休息ヲ與フベシ其ノ補缺者ニ對スル俸給ハ學校ヨリ主管教育行政

機關ニ申請シテ別ニ之ヲ支給ス

第八十八條 小學教員ハ繼續シテ同一學校ニ十二年ニ在職シタルモノハ一箇年ノ休暇ヲ貰ヒ研究調査ヲナシ其ノ研究物ヲ奉

職學校ヨリ主管教育行政機關ニ轉送スルコトヲ得

前項ニ依ル休暇中ノ教員ハ尙在職中同様ノ俸給ヲ給ス但シ如何ナル副業ヲモ兼任セザルモノニ限ル

第八十九條 小學教員俸給ノ等級年功加俸ノ方法ハ省市教育行政機關ノ規定ニ依リ教育部ニ申請シテ認可ヲ得テ施行ス

第九十條 小學教員ノ養老金及郵金ノ實行法ハ國民政府公布ノ學校教職員養老金條制ニ依リテ處理ス

第九十一條 小學教職員ニシテ左記ノ事項ノ一ニ該當セザルモノハ解職スルコトヲ得ズ

一、刑法ニ違犯シ確實ナル證據アルモノ

二、行爲ヲ愼マズ不良ナル嗜好趣味ヲ有スルモノ

三、職務ニ怠慢ナルモノ

四、成績不良ナルモノ

五、身體不具或ハ痼疾アリテ任務ニ堪ヘザルモノ

第九十二條 小學教員ノ任用待遇及保障規定ハ教育部ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第九十三條 小學教員ニシテ教授上相當ノ成績ヲ擧ゲタルモノハ昇給或ハ昇格ノ獎勵ヲ受クベシ。其ノ進級及獎勵方法ハ省市教育行政機關ニ依リテ其ノ方法ヲ定メ教育部ニ申請認可ヲ得テ施行ス

第十三章 補導 研究

第九十四條 小學教員ハ當校及當地ノ教育ニ關スル研究組織團體ニ參加シ兒童生活上ニ表現セル事實及教訓方法ヲ研究スベシ

第九十五條 小學教員五名以上アレバ教育研究会ヲ組織シ校務及教授訓育等ノ事項改進ヲ研スベシ、當校ノ全職員ヲ以テ會員トナシ毎月一回開會シ會長ヲ以テ主席トス

第九十六條 小學ハ一學区内ニアルトキハソノ区内ニ組織サレタル小學教員研究会ト聯合シ區小學教育ノ改進ニツキ研究ヲナスベシ、小學教育研究会ハ學区内全體ノ小學教員及其ノ區ノ教育委員ヲ以テ會員トナス、二箇月毎ニ少クトモ一回開會シ主管教育行政機關ノ指定セル其ノ區ノ小學校長或ハ教育委員ヲ以テ主席トナス

第九十七條 小學ハ行政院ノ市或ハ縣市内ニ直屬セルトキハ聯合シテ全市或ハ全縣市小學教育研究会ヲ組織シ當地方ノ小學教育ノ改良振興ニツキ研究スベシ

該小學教育研究会ハ主管教育行政機關ノ指定セル各學區ノ小學代表ヲ會員トナス、半年毎最少限度一回開會スベシ、市縣教育行政長官或ハ督學ヲ以テ主席トナス

第九十八條 小學ガ五縣市乃至七縣市ニ在ルトキハ省分區ノ小學教育研究会ヲ組織シ當省分區ノ小學教育ノ改良振興策ニ

ツキ研究スベシ、省教育廳ノ指定セル各縣市小學代表ヲ以テ會員トナス、毎年最少限度一回開會スベシ、省立師範學校長或ハ附屬小學校長若クハ省立小學校長或ハ督學ヲ以テ主席トナス

第九十九條 小學ハ省ニ在リテハ全省小學教育研究會ヲ組織シテ全省小學教育ノ改良振興ニツキ研究スベシ、省教育廳ノ指定セル省分區小學代表及省教育廳々長主管課長督學等ヲ以テ會員トナス、毎年一回開會スベシ省教育廳々長或ハ其ノ代表ヲ以テ主席トナス

第一百條 教育部ハ全國各省市ノ小學代表及初等教育主管人員ヲ召集シ全國小學教育研究會ヲ開會シ全國初等教育ノ改進ニツキ研究スベシ、其ノ規定ハ該項ノ研究會召集時ニ別ニ之ヲ定ム

第一百一條 各省市ハ省教育廳ヨリ省分區内ノ省立師範學校附屬小學ヲ該分區ノ中心小學ト指定スベシ、其ノ規定ハ該項ノ研究會召集時ニ別ニ之ヲ定ム

行政院ニ直屬セル市及縣市教育行政機關ノ如キハ各學區内ノ一小學ヲ中心小學ト指定ス

前項ノ中心小學ハ充分研究セル結果ヲ該分區或ハ該學區内ノ小學ノ實施參考ニ供スベシ、但シ校名ニ中心ヲ表明セル文字ヲ使用スベカラズ

第一百二條 幼稚園ノ教員ニテモ小學教育ニ關係アル教育人員ハ均シク小學教育ノ研究ニ參加スルコトヲ得

第一百三條 各種ノ小學教育研究會ハ各級教育行政機關ニ於テ輔導ノ責ヲ負フモノトス

第一百四條 省市以下ノ小學教育研究會ノ組織規程ハ省市教育行政機關ニ於テ之ヲ訂定シ教育部ニ申請シテ登錄ス

第十四章 附 則

第一百五條 本規程ハ教育部ニ於テ必要アル時之ヲ改修スルコトヲ得

第一百六條 本規程ハ中華民國二十二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

五、小學教員檢定暫行規程

民國二十三年五月二十一日教育部第五八二四號部令ヲ以テ公布ス

第一條 小學教員ニシテ小學規程第七十五條ニ規定セル資格ヲ有スル以外ニ各省市教育行政機關ニ由リ組織セル小學教員檢定委員會ノ本規定ニ準ジテ之ヲ檢定ス

檢定委員ノ組織規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 小學教員ノ檢定ニ無試驗檢定及試驗檢定ノ二種ニ分ツ無試驗檢定ハ檢定委員ニ依リ其ノ各項ノ證明書類ヲ審査シテ之ヲ決定ス

試驗檢定ハ其ノ各項ノ證明書類ヲ審査スル以外ニ學科試驗ヲ行フ

第三條 試驗檢定ハ少クトモ三年ニ一回施行ス、無試驗檢定ハ每學期始ニ之ヲ施行スベシ

第四條 小學教員檢定ハ所屬地方ノ事情ニヨリ各區ニ分チテ施行スルコトヲ得

第五條 左記ノ資格ノ一ニ該當セルモノハ無試驗檢定ノ出願ヲナスコトヲ得

一、舊制ノ中學或ハ高級中學以上ノ學校ヲ畢業シタルモノニシテ嘗テ小學教員ニ一年以上在職シ或ハ嘗テ當地教育行政機關、大學教育學院師範學校等ノ開催セル夏季學校ニ於テ二夏季ノ教育科ヲ補習セルモノ

二、二年以上ノ師範講習科或ハ簡易師範學校簡易師範科ヲ畢業シタルモノニシテ二箇年以上小學教員ニ奉職シタルモノ或ハ上述ノ夏季學校ニ於テ滿三暑期ノ補習ヲ終ヘタルモノ

三、小學教員トシテ三年以上在職シ教育行政機關ヨリ優秀ナル成績ヲ舉ゲタルモノト認メラレタル者或ハ上述ノ夏季學校ニ於テ滿四箇年補習ヲ受ケタルモノ

四、三年以上小學教員ノ職ニ在リ尙小學教育ニ關シ專門ノ著述發表ヲ有スルモノニシテ主管教育行政機關ヨリ價値アル

モノト認メラレタルモノ

第六條 左記ノニ該當スル資格ヲ有スルモノハ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一、舊制ノ中學或高級中學ヲ畢業セルモノ
- 二、師範學校或ハ高級中學ニ於テ一箇年修業シ尙一箇年以上小學教員ノ職ニ在リタルモノ
- 三、師範講習科簡易師範學校或ハ簡易師範科ヲ畢業セルモノ
- 四、小學教員トシテ三箇年以上在職セルモノ
- 五、專科ノ技能ヲ有シ尙一箇年以上小學教員ニ在職セルモノ

第七條 小學教員ニシテ檢定ヲ出願スル時ハ左記ノ書類ヲ調製シテ提出スベシ

- 一、畢業證書或ハ修業證書
- 二、服務證明書

三、本人ノ履歷書志願書及最近ノ寫眞

教育行政機關ヨリ教育及訓育等ニ關シ授與セラレタル成績表彰及小學教育ニ關スル著作等モ一切添附シテ提出スルコト

第八條 各省市ニ於テ小學教員檢定ヲ施行スル場合ハ其ノ三箇月前ヨリ各省市教育行政機關ヲ通シ豫メソノ期日及施行法ヲ新聞ニ登載シテ公布スベシ

前項ノ期日施行法及試験檢定無試験檢定ノ結果ハ分別シテ教育部ニ報告スルト共ニ登録スベシ

第九條 試験檢定ハ筆試及口試或ハ實習ニ分ツ

第十條 小學級主任ノ資格試験科目ハ公民(黨義ヲ包括ス)國語、算術、自然、衛生、歴史、地理、教育、概論、小學教授法等トナス

但シ初級小學ノ級主任教員ノ試験ハ上記ノ科目ヨリ選擇シテ適當ニ其ノ程度ヲ引下ゲルコトヲ得

第十一條 專科教員ノ試験科目ハ受験科目(音楽、體育、美術、勞作等)以外ニ教育概論及受験科目ノ教授法ノ試験ヲ受クベシ

第十二條 級主任教員試験檢定ハ各科目平均滿六十點ヲ以テ合格トナス

第十三條 專科教員ノ試験檢定ヲ受ケルモノハ受験科目及其ノ科ノ教授法孰モ滿六十點ヲ以テ合格トス

第十四條 試験得點ノ按分ハ筆試ヲ十分ノ八トシ口試或ハ實習ヲ十分ノ二トス

第十五條 檢定ニ合格シタルモノハ省市教育行政機關ヨリ檢定合格證書ヲ授與ス

第十六條 檢定ニ合格シタル教員資格ノ有効期間ハ檢定合格證書下附ノ日ヨリ四年間トス

檢定合格有効期間内ニ教授上ノ成績特別優秀ト認めラレ省市督學ニ内申アリ或ハ縣教育局長ニ直接報告アルモノ或ハ暑季學校ニ服務シテ相當ノ成績ヲ擧ゲテ證明書ヲ得タルモノハ效力期間滿了後尙繼續的ニ四箇年ノ有効ノ合格證書ヲ下附スルコトヲ得ベシ

連續的ニ合格證書ヲ二回モ取得シタルモノハ長期的有效ノ合格證書ヲ下附ス

其ノ成績不良ナルモノハ合格證書ノ效力期間滿了後ハ更ニ檢定スベシ

第十七條 試験檢定ニハ合格セザレドモ受験科目中ノ科目ニ滿六十點以上ノモノアラバ其ノ科ノ合格證明書ヲ給シ次期ノ

檢定ニソノ科目ノ受験ハ免除スルコトヲ得

第十八條 各省ニ於テ特別ノ事情アリテ其ノ区内一部分ノ小學教員檢定ノ猶豫ヲ必要ト認ムル場合ハ教育行政長官ヨリ教

育部ニ報告シ之ニ審査ヲ受クベシ

第十九條 本規程ハ中華民國二十三年七月一日ヨリ施行ス

六、義務教育ノ臨時實施方案大綱

六一

第二條 茲ニ第四期中央執行委員會第五次全體會議ノ義務教育實施議決案ノ方針並ニ取扱事項等ニ準據シ臨時施行方案ノ大綱ヲ制定ス、其ノ目的ハ全國ノ學齡兒童ヲシテ（六歳ヨリ十二歳ノ兒童）十箇年間ノ期限内ニ於テ逐次一年制二年制ヨリ四年制マデノ義務教育ヲ受ケシム

第三條 義務教育ノ實施ニアタリ實際生活ノ教育ニ留意スベシ之ヲ三期ニ分テテ進行ス

1 民國二十四年（昭和十年）八月ヨリ二十九年（昭和十五年）七月マデ第一期トナシコノ期限内ニ一切ノ年長失學兒童及未入學兒童ニ少クトモ二年制義務教育ヲ受タベク各省市ニ於テ一年制ノ短期小學ノ取扱ニ留意スベシ

2 民國二十九年（昭和十五年）八月ヨリ三十三年（昭和十九年）七月マデ第二期トナシ此ノ期限内ニ一切ノ學齡兒童ニ少クトモ二箇年制ノ義務教育ヲ受クベシ各省市ハ二年制ノ短期小學ノ取扱ニ留意スベシ

3 民國三十三年（昭和十九年）八月ヨリ第三期トシ義務教育ノ期間ヲ四年ト定ム

第三條 前條ノ規定期間ハ經費充實ノ時之ヲ短縮スルコトヲ得

第四條 全國ノ各省市ヲ若干ノ小學區ニ分割シ義務教育實施ノ準備ヲナスベシ

第五條 義務教育ノ施行ニツキ短期小學ノ經營ヲ除ク外尙左記ノ各事項ヲ施行スベシ

- 1 初級小學ノ擴張ヲ計ル
- 2 在來ノ學級ノ兒童數ノ充實ヲ計ル
- 3 二部制ノ勵行
- 4 私塾ノ改良
- 5 巡迴教育ノ試行

第六條 義務教育ノ經費ハ地方ノ負擔ヲ以テ原則トス。但シ交通不便ナル僻地貧瘠ナル省及其他特殊ノ情況ニアル省市ニ對シ中央ノ斟酌ニヨリ之ヲ補助スルコトヲ得

第七條 義務教育ノ實施ニ關シ中央及地方直轄ノ教育行政機關ハ均シク特設サレタル義務教育委員會ニ協力援助スベシ

第八條 現在ノ學校數ニテ該地ノ學齡兒童ヲ收容シ得ル地方ニアリテハ凡ソ身體ノ健全ナル學齡兒童ハ均シク入學セシムベシ、違犯スルモノハ政府ニ於テ適當ナル行政處分ヲトリ強制入學セシム第一期內ニ於テ年長失學兒童ニ對シテモ同ジ

第九條 教育部ハ本臨時施行法大綱ノ實施一年後ニ於テ各地ニ實施サレタル情況ニ應ジ結果ヲ根據トシテ義務教育法案ヲ擬定シ行政院ニ提出シ立法院ニ轉送審議ノ上公布ス

第十條 本臨時施行法大綱ノ細則ハ教育部ニヨリ本大綱ヲ根據トシテ訂正施行ス

第十一條 本臨時施行法大綱ハ行政院ノ審議ノ上認可シテ施行ス、尙ホ國民政府ニ報告書ヲ提出スベシ

七、實施サレル義務教育臨時施行法

大綱ノ施行細則

第一章 總 則

第一條 本施行細則ハ實施義務教育臨時施行法大綱ニ準據シテ之ヲ訂正ス

第二條 全國ノ學齡兒童ニテ普通小學ニ入學シ居ル者ヲ除ク外義務教育實施第一期間ニアリテハ(自民國二十四年八月)本細則ニ依リ二箇年ノ短期小學教育ヲ受クベシ

第二期間ニアリテハ(自民國二十九年八月)本細則ニ依リ二箇年ノ短期小學教育ヲ受クベシ

國家觀念ノ養成ニ留意スベシ。短期小學ノ課程ハ國語、常識、算術及公民訓練トシ第二期間内ニアリテハ稍程度ヲ高メ
 並ビニ其他ノ科目モ斟酌シテ殖スコトヲ得

第四條 短期小學ハ授業料ヲ徴收セズ

第五條 短期小學ノ兒童用教科書ハ學校ヨリ無料ニテ配布ス

第二章 強制入學及緩學、免學

第六條 普通小學及短期小學ハ該地ノ學齡兒童ヲ收容スルニ足ル地方ニ在リテハ凡ソ身體健全ナル學齡兒童ハ所在地ノ義務教育ヲ取扱フ機關ハ其ノ年齢及家庭狀況ニ依リ普通小學或ハ短期小學ニ入學スルコトヲ督促スベシ

凡ソ入學スベキモノニシテ入學セザル者ニ對シテハ其ノ家長或ハ保護者ニ豫メ一定ノ規限内ニ書面ヲ以テ必ズ就學スベキコトヲ勸告スベシ、其ノ勸告ヲ受入レザル者ニハ其ノ姓名ヲ揭示シ警告ヲナスコトヲ得、尙不服者ハ縣市教育行政機關ヲ通シ縣市政府ヨリ一元以上五元以下ノ罰金ヲ科スルコトヲ得、尙期限附ニテ入學ヲ命令スベシ

前項ノ罰金ハ義務教育經營ノ費用ニ充ツ

第七條 學齡兒童ニテ疾病或ヒハ其他一時入學不可能ノ原因アル者ハ其家長或ハ保護者ヨリ理由ヲ具シテ緩學ヲ申請スルコトヲ得、痼疾アリテ教育ヲ受クルニ堪エザル者ハ其家長或ハ保護者ヨリ理由ヲ具シテ免學ヲ申請スルコトヲ得

第八條 義務教育第一期間實施ニアリテ學齡兒童ニシテ本細則第十條ノ規定シタル一年制短期小學教育ヲ受ケタル者ヲ除ク者ノ既ニ其義務教育ノ完成ト認ムベキ外ニカツテ普通小學ニテ二箇年ノ課程ヲ修メタル者ハ既ニ義務教育ヲ受ケタルモノニ準ズ

義務教育實施第二期間内ニ於テ學齡兒童ニシテ十一條ノ規定ニ依リ既ニ其義務教育ヲ完了シタルモノト認メルニ二箇年間ノ短期小學ノ課程ヲ修了シタル者以外ニ曾テ普通小學校ニテ三箇年ノ課程ヲ修メタルモノハ既ニ義務教育ヲ受ケタルモノニ準ズ

義務教育實施第一、第二兩期間内ニアリテ學齡兒童ニシテ既ニ私塾或ハ家庭ニ於テ義務教育相當ノ程度ノ教育ヲ受ケタル者ハ該地ノ普通小學或ハ短期小學ノ考査ニ合格シ證明書ヲ受ケタルモノハ既ニ義務教育ヲ受ケタルモノニ準ズ

第三章 施行ノ順序

第九條 民國二十四年度ニ於テ各省ヨリ所屬縣市ヨリ現在ノ鄉村城鎮(都邑)ノ人口ニ依リ小學區ヲ劃定シ以テ義務教育ノ實施ノ緒ヲ開キ短期小學單位ノ制定ヲ命令スベシ、一小學區毎ニ平均人口約一千人ヲ有スル所ヲ以テ標準トナス、行政院ノ直轄市モコレニ準ズ

五、小學區ヨリ十小學區内ニ逐次一箇所ノ普通小學校ヲ設置スベシ

第十條 各省市ニ於テ義務教育實施第一期內ニ兒童ヲシテ一箇年ノ義務教育ヲ受ケシム見地ヨリ次ニ舉ゲタル事項ヲ經營スベシ

- 1 短期小學ノ増設、限令(期限附ノ命令)ヲ以テ各小學區ニ於テ學校ノ豫定地ニ一年制ノ短期小學ヲ設置シテ滿九歲乃至滿十二歲ノ失學兒童ヲ募集スベシ、此項ノ小學ハ二部制ノ編制ヲ採用スルコトヲ原則トス、毎日午前午後ニ各々半日授業或ハ全日授業ヲナシ少クモ授業時間數ヲ三時間若クハ四時間ヨリ下ルコトアルベカラズ、修業年限ハ一箇年トス
- 2 鄉村ニ於ケル短期小學ニテハ農繁期ニ臨休スルコトヲ得、但シ其レニ應ジテ其他ノ休暇ヲ短縮シ不足時間數ノ補充ヲ計ル、普通小學及其他ノ學校若クハ公共機關内ニ前項規定ノ短期小學班ヲ附設スルコトヲ得
- 3 改良私塾、限令ニヨリ各地從來ノ私塾ヲ整理改良シ一律ニ短期小學或ハ普通小學ノ課程ノ取扱ニ準據シ改良私塾ト改稱ス、其比較的優良ナルモノハ短期小學或ハ普通小學ニ改ムルヲ得
- 3 巡迴教學ヲ施行ス、命令ニヨリ各地方ニ於テ巡迴教員ヲ置クコトヲ得、時ニ順番ニテ窮郷僻地不便ナ地方ニ廻リ

失學兒童ヲ教授ス、其ノ程度モ短期小學ニ準ズ各省市ヲシテ義務教育ノ擴張ヲ計ルニ便センガクメ以上學ゲタル取扱實施法以外ニ其他適宜ナル方法ヲ採用スルコトヲ得

第十一條 各省市ニアル義務教育實施第二期ノ各學區内所有ノ一年制短期小學ヲ逐次二年制ノ短期小學ニ改メ滿八歳ヨ

リ滿十二歳ノ失學兒童ヲ募集シ、尙ニ部編制ヲ採用スルヲ原則トス、修業年限ハ二箇年トス

前條(二)等項ニ規定シタル實施法ハ均シク繼續シテ經營スベシ

第十二條 各省市ニ於テ義務教育第三期實施ニ當リタル(民國三十三年八月ヨリ)時各地ニアル二年制ノ短期小學ヲ逐次

第四學年制ノ普通小學ニ改ムベシ

第十條(三)各款ノ規定通り繼續シテ處理ス

第十三條 義務教育實施ニアリテノ第一、第二各期內各省市ニ於テ經營スル第十、第十一ノ二箇條ノ短期小學ヲ除ク外同

時ニ左記ノ各事項ノ經營ニ應ジテ普通小學教育ヲ擴張スベシ

1 普通小學ノ増設ヲ考慮スルコト

2 限令ヲ以テ普通小學ニ斟酌シテ二部制ヲ採用スルコト

3 在來普通小學ニ有スル兒童數ノ増加ヲ計ルコト

但從來ノ普通小學ヲ短期小學ニ改ムルコトヲ得ズ

第十四條 各省市ニ於テ第十、第十一ノ二箇條ノ規定ニ準據シテ義務教育ヲ施行スベシ、義務教育實施第一期ノ年度末マ

デニ務メシム、一年制ノ短期小學教育ヲ受ケタルモノ或ハ之ニ相當スル教育ヲ受ケタル兒童數ガ少クトモ學齡兒童總數

ノ百分ノ八十二ニ達セシム、第二期ノ年度末ニ於テハ二年制ノ小學教育或ハ之ニ相當ノ教育ヲ受ケタル兒童數ガ少クトモ

學齡兒童數ノ百分ノ八十マデニ達セシム

第四章 教師ノ資格

第十五條 各省市ハ義務教育實施第一期開始以後ヨリ省市立或ハ縣立初高級中學及師範學校内ニ短期小學教師資格訓練班(講習所)ヲ増設スベシ

初級中學卒業ノ程度ニ相當スル學生ヲ募集シ豫メ短期(速成)ノ師範訓練ヲナシ其ノ課程ハ小學教材及教授方法ノ研究ヲ中心トス、訓練滿期ニハ試験ニ合格シタルモノニ證書ヲ與フ、短期小學教員タル資格ヲ與ヘ任命ス

第十六條 各省市ハ第一期内ニ於テ相當ノ學識アリ常識ヲ有スルモノニシテ短期小學教員ヲ志願スルモノヲ募集シ學力試験ニ合格シタルモノニ免狀ヲ授與シ一年制ノ小學教員ニ任命スルコトヲ得、各省市ハ事情ヲ斟酌シ各公務員ヲシテ短期小學ニ服務ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 各省市ハ省市ニ於テ必要ナル小學資格ノ教員數ヲ豫想シ師範學校、簡易師範學校、簡易師範科ヲ増設シ以テ小學資格教員ヲ養成スルト同時ニ短期小學教員及不合格ノ小學教員志願者ノ講習養成ニ應ズベシ、尙小學教員ノ檢定規定ニ準據シ逐次檢定セシメ資格ヲ取得セシム

第十八條 各縣市ハ縣市ニ於テ初級中學或ハ師範學校若クハ縣市立小學校ノ規模大ナル校内ニ於テ私塾教師ノ訓練班ヲ設ケ私塾教師ヲ募集シテ短期ノ講習ニヨリ専ラ短期小學課程ノ教材及教授法ヲ授ケ訓練滿期ニ考査ノ上合格シタルモノニ免狀證ヲ給シ改良私塾ノ教員ニ任ズ

第五章 校舍及設備

第十九條 各小學區ニ於テ新設サルベキ短期小學ハ該地ノ公所ヲ無條件ニ利用スルコトヲ得、尙民屋ヲ借用或ハ租借シ或ハ臨時用ノバラツクヲ建ツコトヲ得

第二十條 各學區ハ十年間ニ於テ相等ノ地點ヲ撰定シ別ニ普通小學ノ正式校舍ヲ建ツベシ、建築費ヲ募集シ得ザルトコロ

ハ縣市政府ノ補助ヲ申請スルコトヲ得

第二十一條 短期小學ノ設備ハ普通小學ノ設備及取扱ヲ参照シ其机腰掛ハ小學ヨリ減ズルコトヲ得

第二十二條 各小學區ニ於テ十箇年間ノ内ニ設備ノ經費ヲ準備シ以テ短期小學ヲ普通小學ニ改ム一切ノ設備ノ費用ニ備フ

第六章 經費

第二十三條 義務教育ノ經費ハ其市區ニアルモノハ政府ヨリ支出シ省區ニアル各縣市ノモノハ省縣ノ酌量ニヨリ分擔スルヲ原則トス、中央ニ於テ省市ノ事情ヲ斟酌シテ之ニ補助スルコトヲ得、邊僻ナル省地及貧困ノ省ノ義務教育費ハ中央ニ於テ特別ナル補助費ヲ給スルコトヲ得ベシ

第二十四條 省及市ノ義務教育經費ハ地方ノ情況ニ應ジ或ハ省市總收入ノ豫算ヨリ若干割ヲ捻出シ或ハ特別豫算ヨリ計上スベシ

第二十五條 縣市ノ義務教育經費ハ各地方ノ情況ニヨリ或ハ指定サレタル校産若クハ特別ニ指定サレタル寄附税金ニ依ツテ充ス、尙地方ノ人民ノ寄附義捐ヲ勸誘シテ募ルコトヲ得ベシ

第七章 機關

第二十六條 義務教育ノ實施ニツイテハ中央ヨリ教育部ニ主トシテ取扱ハシム、各省市ハ省市ヨリ主管ノ教育行政機關ニ取扱ハシム、各縣市ハソノ主管スル教育行政ノ課局ニヨリ主トシテ扱ハシム

第二十七條 各級ノ義務教育ヲ主トシテ扱フ、機關ノ均シク義務教育委員會ヲ組織シ義務教育ノ事務ヲ輔佐ス

教育部ハ全國ニ義務教育委員會ヲ設置シ其規定ハ部令ヲ以テ定ムベシ、各省市ハ省市ヨリ義務教育委員會ヲ設置シ其規定ハ省市主管ノ教育行政機關長ヲ以テ委員長ニ任ズベシ、尙省市政府ハ教育

界ニ於テ見識及人望アル人士若干名ヲ委員トナシ其組織ノ規定ハ省市ヨリ主管教育行政機關ラシテ定メシム尚教育部
ニ届ケテ手續ヲトルベシ

各縣市ハ各々其ノ設置シタル義務教育委員會ニ其ノ組織ノ規定ヲ各省ノ教育廳ヨリ認可ヲ得テ定ムベシ

第二十八條 各級ノ義務教育委員會ノ主要ナル任務ハ左ノ如シ

1 全國ノ義務教育委員會

甲 提案及審議ニヨリ義務教育ノ促進方策ヲ計劃ス

乙 義務教育ニ關スル一切ノ章則及經營法ヲ審議ス

丙 各省市ニ經營スル義務教育ノ成績ヲ考查ス

2 省市ノ義務教育委員會

甲 全省市ノ義務教育ノ促進ニツキ方策ヲ考ヘ計劃ス

乙 省市ノ義務教育ノ經費及中央ヨリ該省市義務教育補助費ノ保管及用途ニツキ監督ス

丙 年度別ノ教員資格養成所ノ方策ニツキ考慮ス

丁 各縣市ノ經營ノ義務教育ノ成績ヲ考查スベシ

3 市縣ノ義務教育委員會

甲 全縣市ノ義務教育ノ促進方策ヲ計劃シ案ヲ作製スベシ

乙 各縣市ノ義務教育經費及上級政府ヨリ各縣市義務教育ノ補助金ノ保管及用途ニツキ監督ス

丙 所屬ノ義務教育經費ノ豫算及決算ヲ審査ス

丁 所屬管理ノ義務教育ノ成績ヲ考查ス

第二十九條 市縣ニ於ケル各小學區ノ義務教育ノ事務ニ關シ縣市教育行政機關ヨリ五小學區乃至十小學區ニツキ學務委員

ヲ一名指定シテ取扱ハシム、其任務ハ左ノ如シ

- 1 義務教育工作ノ重要ナルコトヲ宣傳セシム
- 2 本學區ノ義務教育ノ實施計劃案ヲ作製ス
- 3 經費ノ準備
- 4 豫算ノ編製
- 5 學齡兒童ノ調査
- 6 學校ノ設立準備
- 7 學齡兒童ノ強制入學
- 8 私塾改良ノ督促

縣市教育行政機關ニ於テ必要ト認メタル時ハ都合ニヨリ指導或ハ顧問ヲ置クコトヲ得、之ニヨリ學務委員ノ取扱事務ヲ指導或ハ輔佐ス

第八章 懲戒及褒獎

第三十條 義務教育事務取扱ノ情況ハ地方行政人員ヲ考査スル時ニ特別ノ注意事項ト認ムベシ

第三十一條 人民ノ寄附募集ニヨリ經營セル義務教育ノ經費ハ寄附獎學資金取扱法ニヨリ獎勵スルコトヲ得

第三十二條 義務教育促進懲獎取扱法ニ關シテハ教育部ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第九章 附 則

第三十三條 本細則ハ教育部ノ公佈及申請ニヨリ行政院ニ届ケ認可ヲ得テ施行ス

第三十四條 本細則ノ公佈後ハ教育部ニ於テ以前頒布シタル第一期ニ實施シタル義務教育取扱ノ大綱並ビニ短期義務教育

實施取扱大綱ハ均シク廢止ス

八、一年制短期小學ノ臨時施行規定

第一條 本規定ハ義務教育實施臨時取扱法大綱第二條ノ規定ニ準據シテ之ヲ訂正ス

第二條 第一期ノ義務教育實施ノ期間ニ於テ各省市縣ハ均シク一年制短期小學ノ取扱法ニ留意スベシ

第三條 各縣市村ノ學校缺乏ノ小學區ハ極力短期小學ノ設置ニ盡力スベシ以テ容易ニ教育普及ヲ期ス

第四條 短期小學ノ獨立設置若クハ普通小學及其他ノ學校或ハ公共機關内ニ附設スルコトヲ得

第五條 五小學區乃至十小學區内ノ短期小學ハ一個ノ普通小學ヲ中心小學ニ利用スベシ、各短期小學ハ均シク其ノ指導ヲ

受クベシ

第六條 短期小學ハ年齢滿九歳乃至滿十二歳ノ兒童ヲ募集ス

第七條 短期小學ハ授業料ヲ徵收セズ、一切ノ教科書及學用品ハ學校ヨリ支給ス

第八條 一短期小學毎ニ同時ニ二組ノ兒童ヲ募集スルヲ原則トス、各組ノ兒童數ハ五十名迄トシ半日二部制ノ編制ヲ採用

ス、午前午後ノ教授ニ分チ教室ノ使用者ハ或ハ全日二部制ヲ採用シ掛持授業ヲナス

第九條 短期小學ノ各區ニ於テ毎日三時間乃至四時間ノ授業ヲナシ毎時間ヲ四十五分トス、課程ハ國語、算術、公民訓練

及體育ノ四種トナス、毎日ノ授業時間ハ左表ノ如シ

其標準ハ別ニ定ム

國語 毎日少クトモ二時間

算術 毎日約半時間

公民訓練 毎日約十分間

體育 毎日五分間乃至十五分間

第十條 短期小學ノ教員ハ各二組毎ニ一名ヲ置クヲ原則トス

第十一條 普通小學ニ附設サレタル短期小學ハ成ルベク現在ノ學校ノ教員ヲ利用スベシ

第十二條 本規定ハ公佈ノ日ヨリ施行ス

一年制短期小學ノ臨時課程

一 說

第八一 本課程ハ國語(常識ソノ作業トシテ讀書作文、書キ方等ヲ含ム)算術(暗算、珠算、筆算ヲ含ム)ヲ以テ基礎ト

第九二 本課程ハ專ラ滿九歳乃至滿十二歳ノ兒童ノ一年間ノ教育ニ供ス

第九三 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第九四 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第九五 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第九六 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第九七 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第九八 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第九九 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十一 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十二 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十三 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十四 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十五 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十六 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十七 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十八 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第十九 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第二十 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第二十一 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第二十二 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

第二十三 本課程實施ニツキテ土地ノ實狀或ハ材料ニ留意シ利用シテ兒童ノ理解ヲ容易ナラシムベシ

三 時間配當

以テ言語統一ノ目的ニ到達セシムコトヲ期ス

科	毎週教授時間數	毎教授時間ノ長サ	毎週教授時間ノ合計
日語	一二	四五分	五四〇
國語	一二	四五分	五四〇
作文	二	三〇	六〇
書方	四	三〇	一二〇
算術	六	三〇	一八〇
公民訓練	六	一五	九〇
休憩時間ノ體操	六	一五	九〇

說明

- (1) 半日二部制、兒童ヲ午前午後ノ二組ニ分チ其ノ教授時間數及時間ハ午前午後ハ同ジ
- (2) 全日二部制、兒童ヲ二組ニ分ケ一日學校ニ於テ二組ヲ複式教授ニシ其教授時間數及時間ハ上ノ表ト同ジ一組ガ授業シテ居ル間他ノ一組ハ自習或ハ課外作業ヲ配備ス
- (3) 一日半日組混合二部制、兒童ヲ二組ニ分ケ一組ハ一日一組ハ半日登校ス(午前或ハ午後)一日登校シタル組ノ教授時間數ハ半日組ト午前午後ニ交互スルヤウニ配備スベシ。但シ半日組ノ授業時間ニ一日組ハ同時ニ自習或ハ課外作業ヲ課スル様ニ考慮スベシ

四 國語課程ノ内容

1 編制方面

イ 歴史、地理、公民、自然、衛生等ノ重要材料ヲ排列シ童話、物語、神話等ノ類ヲ用ヒズ

ロ 日常實用文、簡單ナル書信、書簡文、招待狀、佈告、日記等閱讀

ハ 簡易ナル説明、記敘文等ノ讀ミ方

ニ 字引ノヒキ方練習

ホ 普通ノ標點、符號ノ辨別

ヘ 注音符號ノ辨別及ビ應用

2 教材方面

甲 歴史

イ 名人ノ言行録及ビ歴史上ノ偉大ナル事蹟民族ノ自信及ビ自重ヲ喚起スル事項ニ留意ス

ロ 現代ノ國力及ビ改革民族意識及近代の國家構成ノ要件ニ留意スベシ

ハ 中山先生ト國民革命、中山先生ノ國民革命ニ盡力シタル事蹟ニ留意スベシ

乙 地理

イ 我國ノ地勢、山脈、河川、氣候、產物、交通、行政區域等ニ關スル概要「我國ノ獨特ノ天恵竝ビニ總理ノ建

設計劃概要ニ注意シ國家愛護及ビ物質的建設ノ思想ヲ喚起ス

ロ 我國ノ首府及重要ナル都市、都市及農村ノ關係ニ注意シ以テ農村建設ノ重要ナルコトヲ知ラシム

ハ 各割讓地、租界、治外法權、外國船ノ奥地河川ヘノ航行權及ビ鐵道鑛產ノ分讓等ニ關スル外國人ノ所有權ニ

ヨリ國家ノ權利ノ損失ヲ説明シ國恥ヲ雪グ事項ヲ覺醒セシメ、自強ヘ促進セシムベシ

ニ 地球ノ形狀、大洋、大洲、我國及ビ世界重要國家ノ位置ヲ認識シ列強及ビ我國トノ關係ニ留意シ我國ノ國際

間ニ於ケル地位及ビ重要ナル國防ヲ知ラシム

丙 自然

イ 一年中ノ氣候ノ變化及ビ生物トノ關係

ロ 雲、雨、霜、露、氷、雪、霰、風向、溫度、濕度等

ハ 雷電ノ作用ト避電方法

ニ 日蝕、月蝕、虹、日月暈、流星、慧星、地震、火山等ノ原因及ビ自然現象ニ對スル迷信的ナ事項ヲ排除

ホ 蚊蠅等ノ害及ビ其ノ驅除方法

ヘ 益蟲及ビ害蟲ノ農産物ニ及ボス關係

ト 日常必需品デアル衣、食、住、行（道路交通ノコト）ノ説明

チ 開墾及植林ノ獎勵竝ニ造林ニ留意スルコト

リ 主要農産物ノ説明

ヌ 水災旱魃火災等ノ防止

丁 衛生

イ 人體ノ外形的構造機能及保健

ロ 人體内部ノ構造機能及保健

ハ 煙草酒等ノ嗜好品ノ害ニ關スルコト

ニ 傳染病ノ豫防及急救法

ホ 公衆衛生

五 作文科目ノ内容

1 語句ノ適用練習

- 2 簡單ナル書信。書簡文等ノ如キ實用文ノ練習
- 3 普通句讀點及符條ノ應用

六 書方科目ノ内容

- 1 既知文字ノ書取練習
- 2 實用文ノ書取練習
- 3 日常最モ通用サレル行書ノ判別

七 算術科ノ内容(筆算珠算混合教育)

- 1 數的認識及ビ數字ノ書キ方
- 2 加減法
- 3 九々呼聲、乗除法九々
- 4 法一位乃至三位ノ乘法
- 5 法一、二位ノ除法
- 6 四則ノ應用問題
- 7 小數四則ノ應用問題
- 8 我國ノ度量衡及貨幣ノ換算
- 9 記帳及運算ノ形式
- 10 暗算及珠算ノ練習

八 公民訓練

- 1 清潔、強健、快活及其他各種ノ衛生的習慣ノ養成

- 2 誠實、公正、敏捷、進取、規律、責任、五助、勇敢等ノ徳性陶冶
- 3 勤勞、生産、節儉、儲蓄等ノ習慣養成
- 4 奉公守法、愛國群衆愛等ノ政治的意識ノ陶冶

九 休憩時間ノ體操及ビ唱歌遊戯(教本ハ別ニ編制)

- 1 室内作業體操
- 2 室外作業體操
- 3 唱歌遊戯
- 4 郷土遊戯
- 5 競技(繩跳、脚毬ノ如キモノ)
- 6 姿勢訓練

九、各省市ニ於ケル義務教育ノ經費出

支會計ニ關スル規定大綱

- 一、中央ヨリ毎月支給サレル義務教育補助費及各省市自辨スル義務教育經費ハ『實施義務教育臨時施行大綱ノ細則第二十八條第二款乙項規定』ニ準據スベシ
- 各省市、主轄教育行政機關(官廳)及ビ該省市義務教育委員會ノ指定シタル確實ナル銀行(或ハ其他適當ナル儲蓄銀行)兩方立會ノ元ニテ預金スルコト
- 二、上項ノ經費ノ用途ハ義務教育事業ノタメノ使用ニ限り使用スル場合ハ既ニ規定サレタル法規ノ方法ニ準ズベシ、コ

- ノ件ハ各省市主管教育行政機關及義務教育委員會兩方立會ノ元デ處理ス、他ニ委任スベカラズ
- 三、各省市ニ於ケル義務教育委員會ハ毎月中央ヨリ支給サレタ義務教育補助費及市ヨリ支給サレタ募集ノ義務教育經費ノ總出支決算ヲ教育部ヘ具中スベシ
- 各省市主管ノ教育行政機關ハ毎月ノ初メニ前月中支出シタル義務教育經費ノ總額及用途ノ書類ヲ作製シテ具申シ審査ヲ受クベシ
- 前項ノ報告書類ハ該省市ニ於ケル義務教育委員會過半数ノ賛成及ビ簽印ヲナスベシ
- 四、以上ノ規定ノ施行ニツキ不審若クハ本都合ヲ發覺シタル場合ハ中央ヨリ補助費ノ支出ヲ停止スルコトヲ得ベシ、尙其ノ必要アリテハ適當ナル處置ヲ採ルコトアルベシ

十、各省縣市ニヨリ募集ノ義務教育經費

臨時施行法大綱

- 一、本施行法ハ實施義務教育臨時施行法大綱第六條及施行細則第六章ノ規定ニ準據シテ訂正ス
- 二、各省縣市ノ各小學區内ノ義務教育經費ハ其設備スル學校ノ學級數ニ應ジテ必要ナル經費ニ相當スル額ヲ當地ノ各縣・市ヨリ半額以上募集スルヲ原則トス
- 三、各省縣市ノ各小學區内ノ義務教育ノ經費ハ其ノ縣市教育行政官廳ノ確實ナル審査ヲ經テ縣市豫算内ニ編入スベシ
其ノ豫算公佈後再増加シタルモノハ追加豫算手續ヲ採リテ編入スベシ、尙地方財務機關ノ管理監督ヲ受クベシ
- 四、各省縣市ニ於ケル各小學區内ノ義務教育經費ノ收支ハ公開ニ務ムベシ、尙學期末ニ該小學區内ニ公佈シ一般ニ周知セシムベシ

五、各省縣市募集ノ經費ハ次ニ舉ゲタル各項ノ範圍内ニテ爲スベシ

- 1 縣市政府ヨリ省府ニ具申シ學產ノ收入ヲ指定サルベシ
- 2 縣市政府ヨリ省府ニ申請シ合法的課稅及附加稅ノ收入ヲ指示ス
- 3 縣市政府鄉村或ハ學区内ニ於テ現在所有ノ學產及其ノ増加ノ收入ヲ整理スベシ
- 4 公益ニ熱心ナル人士ノ義務教育經費ノ自發的寄附ニヨル
- 5 縣市或ハ鄉村ノ人士ニヨル自發的分擔寄附ハ規定ニヨリ認可スベシ
- 六、各省縣市鄉村ヨリノ増加シタル義務教育經費ノ收入ハ其ノ支出ノ原因及性質ニヨリ全縣市ニ屬スルモノハ全縣市ニ統一サレ支配ヲ受クベシ、其中一鄉或ハ一學區ニ屬スルモノハ該鄉村或ハ學區ニ於テ支出シテ使用スベシ

十一、民國二十五年於ケル中央義務

教育經費支給ノ取扱法

一、本年度ニ於ケル中央義務教育經費ハ國庫支出ノ義務教育經費邊疆教育經費及ビ庚款機關ヨリマワシタル義務教育ノ經費ニヨリテ補充ス

二、二十五年各省市ヨリ募集シタル經費ハ前年度募集シタル經費ノ倍額ニナルヲ原則トス、少クトモ中央ヨリ補助シタル經費額ニ等シカルベシ、尙不足ノ場合ハ中央ニ於テ一時補助費ヲ停止スルコトヲ得、但シ邊疆貧瘠ナ地方ニ對シテハ其ノ情況ニヨリ斟酌シテ方法ヲ換ヘルコトヲ得

三、各省市ヨリ募集シタル義務教育經費額ハ教育部ノ審査シタル後不正或ハ中途不足額ガ生ジタル時或ハ計劃通り實施シ得ザルモノハ中央ニ於テ一時補助費ノ支給ヲ停止シ得ベシ

四、各省市ノ前年度剩餘ノ義務教育經費ハ次年度ノ義務教育經費ノ豫算内ニ繰上テ書類ヲ作製シテ報告スベシ
 五、各省市義務教育經費ノ保管及收支ノ取扱ハ本部前年度發令ノ「各省市義務教育經費取扱法大綱」ニ準據シテ取扱フ
 ベシ

十二、學齡兒童調査ノ取扱法

- 一、各省縣市行政院直轄市主管教育行政機關ハ每學年度開始前ニ於テ其ノ年度内ノ學齡兒童ヲ調査完了スベシ
- 二、學齡兒童ノ調査ハ一小學區ヲ單位トナシ各小學區内ノ既ニ入學濟ノ兒童及失學兒童數ヲ同時ニ調査スベシ
- 三、學齡兒童ノ調査ニツイテ各縣市主管ノ教育機關ノ監督ニヨリ小學區内ノ學務委員ニヨリ責任ヲ負フテ進行スベシ
 既ニ初級小學ヲ設ケタルコロノ小學區内ノ小學教職員ハ學務委員ト協力シテ事務ヲ處理スベシ
- 四、學齡兒童調査ニ縣長、公安局長、區長、鎮長、鄉長、甲長等共ノ事務ニ協力シテ處理スベシ
- 五、學齡兒童調査ニ關シ必要アル時ハ公安局ヨリ巡查ヲ派遣シテ説諭シテ進行ヲ促ス法ニ協力セシムルコトヲ得
- 六、各小學區内學齡兒童調査完了ノ時ハ書類ヲ作製シテ教育委員ヘ報告スベシ、教育委員ニ於テハ各小學區ヨリノ調査報告ヲ整理シ更ニ書類ヲ作製シテ直轄行政機關ニ報告スベシ
- 七、主管教育行政機關ハ報告サレタル書類ヲ以テ各小學區ニツキ人員ヲ派遣シテ再調査ヲナサシメ不確實及不備アル時ハ更ニ調査ヲ命ズベシ
- 八、各縣市ニ於テ全縣市ノ學齡兒童調査ノ處理修了後統計ヲ取り書類ヲ作製シテ省教育廳ノ認可ヲ申請スベシ、省教育廳ニ於テハ各縣ニ調査員ヲ派遣シ再調査ヲナサシメ不確實或ハ不備ナル點ニツキ再調査ヲ命ズベシ
- 九、各省ニ於テ學齡兒童調査處理後ハ統計ヲ取り書類ヲ作製シ每學年度ノ始ニ教育部ニ報告スベシ
- 十、學齡兒童調査シタル結果ヲ各種ニ表示サレル表統計書類形式ハ教育部ニ於テ別ニ定ム

- 一〇、各省縣市ノ調査シタル學齡兒童ノ必要ナル經費ハ各自ニ於テ募集スベシ、ソノ時ハ上級官廳ニ申請シテ認可ヲ受クベシ
- 一一、各地方ニテ學齡兒童ヲ調査スル前ニ於テ事前宣傳ヲ充分ニスベシ、之ニ依リ民衆ヲシテ十分了解セシメ意外ノ支障ヲ除クベシ
- 一二、學齡兒童調査ニツキ本事項ノ進行ヲ妨害煽動スル分子ヲ發覺シタル時ハ地方主管官廳ニ於テ法ニヨリ嚴重ニ處罰スベシ
- 一三、本規定ハ公佈ノ日ヨリ施行ス

十三、市縣分布小學區規定ノ修正

- 一、各市縣ハ實施義務教育臨時施行法大綱施行細則第九條ノ規定ニ準據スベシ、全市縣ヲ若干ノ小學區ニ區分シ以テ實施義務教育ノ最小單位トナス
 - 二、小學區ノ區分ハ每區人口一千名アル所ヲ以テ原則トナス、但シ戸口人口ノ密度及地方交通ノ情況竝ニ地方在來ノ自治或ハ保甲組織ニヨリ斟酌シテ適當ニ配置スベシ
 - 三、各縣市ハ保管ノ都合上五小學區乃至十小學區ヲ合セテ聯合小學區トナス
 - 四、一聯合小學區毎ニ學務委員一名ヲ設ケ一小學區毎ニ學務委員補助役一名ヲ配置ス、之ハ主管教育行政機關ニ於テ地方ヨリ教育ニ熱心ナル篤志家ヨリ人選シテ之ニ任ズ
- 次ノ如キ事項ヲ扱フ事
- 1 義務教育ノ重要ナルコトヲ宣傳ス
 - 2 區内ノ義務教育ノ實施計劃ヲ具申ス

- 3 區内ノ興學義捐ニ勸誘スルニ努ム
 - 4 學齡兒童ノ調査
 - 5 學校増設ノ準備計劃
 - 6 兒童ヲ勸誘或ハ強制入學ニ務ム
 - 7 私立塾ノ改良ヲ督促ス
- 前項ノ學務委員及學務委員補助ハ保甲制度ノ實施サレタル地方ニ於テハ區長、聯保長或ハ保長ニヨリテ兼任スルコトヲ得、但シ執レモ無給ノ名譽職トス必要ノ場合ハ斟酌シテ公費ヲ支給スルコトヲ得、主管教育行政官廳ハ義務教育ノ效果ヲ舉ゲンガタメ豫メ短期訓練ヲナスコトヲ得
- 五、比較的區域廣ク人口ノ稠密ナル市縣ハ三個以上ノ聯合小學區或ハ一自治區毎ニ教育委員一名ヲ置クコトヲ得、主管教育行政機關長官ノ指揮ヲ受ケ區内一切ノ教育事務ヲ掌ル、教育行政機關ヨリ小學校長ノ資格ヲ有スル者或ハ教育ニ經驗アリテ成績ヲ舉ゲ得ル者ヲ人選シテ之ニ任ズ、前項ノ學務委員ハ區長ノ優良小學校長ニヨリテ兼任スルコトヲ得
- ベン
- 六、各縣市ニ於テ小學區ヲ區分完了後ハ區分シタル情況ヲ報告書類ニ作製シ教育廳ニ報告シ審査ニ供スベシ
 - 七、各省市ニ於テ全省市ニ小學區ヲ區分完了後ハ區分及經營ノ狀況ヲ教育部ニ報告シ審査ヲ受クベシ
 - 八、本規定ハ二十五年六月一日ヨリ施行ス

1062

私立
學校

私立學校

一、私立學校ノ規定ヲ修正ス

民國二十二年十月十九日教育部第一〇六九號公布ノ部令

第一章 總 綱

第一條 私人或ハ團體設立ノ學校ヲ私立學校トス、外人設立ノ學校モ亦之ニ準ズ

第二條 私立學校ノ開校變更及廢止ハ主管教育行政機關ノ認可ヲ經ルベシ

私立專門學校以上ノモノハ教育部ヲ以テ其ノ主管機關トシ（私立中等學校ハ私立專門學校以上ノ附屬中學校モ同ジ）省市（行政院直轄市）教育行政機關ヲ以テ主管機關トナシ私立小學及ピソレト同等ノ學校私立中等以上ノ學校ノ附設小學及其レト同等ノ學校モ同ジ）ハ市（行政院直轄市モ亦内ニ含ム）縣教育行政機關ヲ以テ主管機關トナス

第三條 私立學校ハ主管行政機關ノ認可ヲ經テ主管行政機關ノ監督及指導ヲ受クベシ

其ノ課程組織及其ノ他一切ノ事項ハ現行教育法令ヲ遵守シテ處理ス

第四條 私立學校ハ分校ヲ設ケルコトヲ得ズ

第五條 私立專門以上ノ學校ハ必要ノ時ニ非ザレバ附屬中學或ハ小學ヲ設立スルコトヲ得ズ

第六條 外國人ハ中國領土内ニ於テ中國兒童ヲ教育スル小學ヲ設立スルコトヲ得ズ

第七條 私立學校ノ校長ハ專任トスベク其ノ他ノ職務ヲ兼任スルコトヲ得ズ

外國人ノ設立セル中等以上ノ私立學校ハ中國人ヲ以テ校長或ハ院長ニ任ズベシ

第八條 私立學校ハ宗教科目ヲ必修科トシ又ハ教科内ニ於テ宗教宣傳ヲナスベカラズ

宗教團體設立ノ學校内ニ於テ學生ニ宗教儀式ノ參加ヲ強制シ或ハ勸誘スベカラズ

小學及其レト同等ノ學校ニ於テハ宗教儀式ヲ舉行スベカラズ

第九條 私立學校ノ經營ニ不備或ハ法令ニ違反シタル時ハ主管教育行政機關ニ於テ其ノ認可ヲ取消シ停止ヲ命ズルコトヲ得、開校三年ヲ經過シテ尙認可願ヲ提出セザルモノハ主管教育行政機關ニ於テ停止並ニ認可取消ヲナスコトヲ得

第十條 私立學校ノ名稱ハ學校ノ種類ヲ明確ニ表示スベシ、省市縣等ノ地名ヲトリテ校名トスベカラズ尙校名ノ上ニ私立ノ二字ヲ附スベシ

第二章 校董會

第十一條 私立學校ハ校董會ヲ以テ其ノ設立者ヲ代表ス、初任ノ校董ハ適當ナ人ヲ設立者ヨリ人選シテ之ヲ組織セシム

設立者ヲ當校ノ校董トナス、設立者多數ノ場合ハ一名乃至三名ヲ互選シテ校董トナスヲ得

第十二條 校董會ノ校董人數ハ十五名ヲ超過スルコトヲ得ズ校董ハ互選シテ一名ノ董事長ヲ舉グベシ

第十三條 校董會ノ組織及職權並ニ校董ノ任期改選ノ辦法ハ校董會章程ノ中ニ之ヲ規定ス

第十四條 校董會ノ組織ハ最少限度四分ノ一ハ管テ教育ニ經驗ガアリ或ハ學校經營ニ經驗ノアル校董ヲ任ズベシ

現在ノ主管教育行政機關及其ノ直轄ノ上級教育行政機關ノ人員ハ校董ヲ兼任スルコトヲ得ズ、特別ノ事情ニ由リテハ外

人ヲ校董ニナスコトヲ得、但シ其ノ人數ハ三分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ、董事長ハ必ズ中國人ヲ以テ任ズベシ

第十五條 校董會成立後左記ノ事項ヲ記入セル書類ヲ主管教育行政機關ニ提出シテ認可ヲ受クベシ

(1) 名稱

(2) 目的

- (3) 事務所ノ所在地
- (4) 校董會ノ章程
- (5) 財産資金或ハ其ノ他ノ收入明細項目及其ノ確實ナル收入支出ノ書類
- (6) 校董ノ氏名年齢籍別職業及住所
- 認可後第三、第五、第六ノ各項ニ變更アルトキハ一箇月内ニ詳細ナル事情ヲ主管教育行政機關ニ届クベシ
- 第十六條 校董會ニテ認可申請時ニ私立専門以上ノ學校ノ校董ハ該管轄ノ省市(行政院直轄市)教育行政機關ヨリ教育部ヘ審査方ノ傳達ヲ依頼スベシ
- 私立中等學校々董會ニ在リテハ該管縣市教育行政機關ヨリ教育廳或ハ該管市(行政院直轄市)教育行政機關ニ検査ヲ申請スベシ
- 私立小學及其レト同等ノ學校々董會ハ該管轄市(行政院直轄市)内ニ含ム)ヨリ縣教育行政機關ニ審査ヲ申請スベシ
- 轉達ノ時ハ前條列記ノ事項ハ確實調査シテ意見ヲ具申シ其ノ審査ニ備フベシ
- 第十七條 既ニ申請ニ認可ヲ經タル中等學校々董會ハ該管省市(行政院直轄市)教育行政機關ヨリ教育部ニ登録ヲ傳達スベシ、認可済ノ私立小學及其レト同等ノ學校ノ校董會ハ該管縣市教育行政機關ヨリ教育廳ヘ傳達シテ登録スベシ
- 第十八條 私立専門以上ノ學校附屬セル中等學校及私立中等以上ノ學校ニ附設セル小學竝ニ其レト同等ノ學校ハ別ニ校董會ヲ設ケ其ノ認可及登録申請ノ手續ヲナスベシ、普通私立中等學校及小學竝ニ其レト同等ノ學校モ之ニ準ズ
- 第十九條 校董會ノ職權ハ左記ノ各項ヲ原則トナス
- 但シ特別ノ事情ニ由リ主管教育行政機關ノ認可ヲ經タルモノハ此ノ限ニアラズ
- 一、學校ノ會計ニ關スル校董會ノ負フベキ責任ハ左ノ如シ
- (1) 經費ノ準備計畫

(2) 豫算及決算ノ審査

(3) 會計ノ保管

(4) 會計ノ監査

(5) 其ノ他ノ會計ニ關スル事項

二、學校ノ行政ニ關シテハ校董會ノ選任セル校長或ハ院長ニ由リテ責任ヲ負ヒ校董會ハ直接之ニ参加スルコトヲ得ズ

選定シタル校長或ハ院長ハ主管教育行政機關ノ認可ヲ要スベシ、但シ校長或ハ院長休職シタル場合ハ校董會ニ於テ隨

時之ヲ改選スベシ

主管教育行政機關ニテ認定セル董事會選定ノ校長或院長ノ承認セザル時ハ校董會ニ別ニ入選ヲ命ズベシ、選定シタル

校董會ニ紛糾ヲ起シテ停校シタル時ハ主管教育行政機關ハ期限付ヲ以テ改選ヲ命ズルコトヲ得

必要アル場合ハ主管教育行政機關ニ由リテ之ヲ改組スルコトヲ得ベシ

私立専門以上ノ學校ノ附屬中學校及私立中等以上ノ學校ニ附設セル小學並ニ其レト同等ノ學校ノ校長ハ別ニ設立セル

校董會ニ由リテ之ヲ選任ス

第二十條 校董會ハ毎學年末修了後一箇月内ニ左記ノ事項及財産目錄ヲ分別シテ主管教育行政機關ニ報告シテ登録スベシ

一、學校ノ校務事項

二、前年度ノ重要事項

三、前年度ノ收支金額及項目

四、校長及教職員學生ノ一覽表

第二十一條 主管教育行政機關ハ各學年ニ於テ必ず一回ハ校董會ノ會計及事務狀態ヲ検査スベシ、必要ノ場合ハ臨時ニ之

ヲ行フコトヲ得

第二十二條 私立學校ハ事故ノ爲停止シタル場合校董會ハ十日以内ニ主管教育行政機關ヨリ派遣シタル人員立會ノ下デ其ノ財産ヲ清算スル事ヲ申請スベシ、清算後整理人ヨリ主管教育行政機關ニ報告シ登録スベシ

第二十三條 私立學校及其ノ財産ヲ公有ニ沒收スルコトヲ得ズ

但シ學校停止シ校董會其ノ存在ヲ失フク場合主管教育行政機關之ヲ處理ス

第二十四條 校董會ノ債權債務ニ關スル諸事項ニ紛糾發生シタル時法院ニ處理ヲ依頼スベシ

第二十五條 校董會自體ノ解散ハ主管教育行政機關ノ許可ヲ經ルベシ

第三章 私立専門以上ノ學校

第二十六條 私立専門以上ノ學校ノ設立ハ左記ノ規定ノ順序ヲ遵守シテ處理スベシ

一、開校申請ハ校董會立案後ニ之ヲ行フ、主管教育行政機關ノ認可ヲ得テ開校シタルモノニ非ザレバソレヨリ早く學生ヲ募集スルコトヲ得ズ、報告時左記ノ各事項ヲ具シ全校ノ平面圖及説明書ヲ添附シテ審査ヲ願フベシ

(1) 學校ノ名稱(外國文字ニヨル名稱モ記入スベシ)及其ノ種類

(2) 學校ノ所在地

(3) 校地及校舎ノ狀況

(4) 經費ノ出所及經常費ヨリ支出スベキ豫算表

(5) 編制及課程ノ組織

(6) 參考書或ハ教科書ノ目錄

(7) 圖書館全部ノ圖書目錄及實驗室全部ノ器具標本目錄及其ノ他ノ價值

(8) 校長或ハ院長及教職員ノ履歴表

二、立案申請ハ開校一年後ニ於テ之ヲ行フベシ、申請時左記ノ各事項ヲ具シテ調査ヲ願フベシ

(1) 開校後ノ經過狀況

(2) 前項第四款ヨリ第八款ノ各事項

(3) 各項章程規則

(4) 學生一覽表

(5) 訓育實施ノ狀況

第二十七條 私立専門以上ノ學校ハ開校ノ届出及立案申請時ニ當校々董會ヨリ公文及附屬書類ヲ提出シ該管省市(行政院

直轄市)ノ教育行政機關ヨリ教育部ヘ審査ヲ申請スベシ、本書類ハ進達時前條列記セル各事項ニツキ確實ニ調査シ意見

ヲ具申シ以テ審査ニ供スベシ

第二十八條 私立専門以上ノ學校ハ左記ノ事項ヲ具シテ申請シタル後開校スルコトヲ得

一、大學或ハ私立學院ニシテ設クル學院或ハ學科ノ科目或ハ種類ニ應ジテ大學規程第十條ニ規定セル最少限度ノ設立經

費及毎年ノ經常費ヲ有スベシ

二、専門學校ハ豫定ノ専門學科ノ科目及種類ニ應ジテ少クトモ専門學校ノ修正規定第十條ニ規定セル設立經費及毎年ノ

經常費ヲ持ツベシ

附註

設立費及第一年ノ經常費ハ現在額ノママ銀行ニ預金スベシ

第二十九條 私立専門以上ノ學校ノ立案ハ左記ノ各項ヲ具スベシ

一、申請事項ヲ確實ニ調査シタルモノ

- 二、現行教育法令ヲ確實ニ遵守シ、並ニ嚴重ニ學校章則ヲ執行スルモノ
- 三、教職員ニ合格シタル専門教員全數ノ三ノ二以上占メタルモノ
- 四、學生ハ入學資格ニ合格シ尙學校ニ於テ成績優良ナルモノ
- 五、設備ガ完全ナルモノ
- 六、財産或ハ資金ノ工面及ソノ他ノ收入（徵收スル授業料以外）ガ確實ニシテ毎年ノ經常費ヲ維持シ得ルモノ

第四章 私立中等學校及小學並ニ其レト同等ノ學校

第三十條 私立中等學校及小學並ニ其レト同等ノ學校ヲ設立スルトキハ左記ノ規定順序ニ依リテ處理スベシ

一、設立申請ハ校董會立案後ニ之ヲ行フベシ

主管教育行政機關ノ設立認可ヲ經ザルモノハ學生募集ヲスルコトヲ得ズ、申請時ハ左記ノ各事項ヲ具シテ學校平面圖及説明書ヲ添附シ調査ニ提出スベシ

- (1) 學校名稱（外國文字ニテ名稱ヲ表シタルモノモ記入スベシ）及其ノ種類
- (2) 學校ノ所在地
- (3) 校地及校舍ノ狀況
- (4) 經費ノ出所及設立經費ノ豫算表
- (5) 編成及課程ノ組織
- (6) 教育書及參考書目錄
- (7) 圖書、機械、標本、校具及運動衛生各種ノ設備並ニ其ノ價值ニ關スルモノ
- (8) 校長及教職員ノ履歷書

二、立案申請ハ設立一箇年後ニ於テ之ヲ行フベシ、申請時左記ノ各事項ヲ具シテ審査ヲ申請スベシ

- (1) 設立後ノ経過ノ狀況
- (2) 前項第四款乃至第八款ノ各事項
- (3) 各項ノ章程規則
- (4) 學生一覽表
- (5) 教育ノ實施狀況

第三十一條 私立中等學校設立申請及立案申請時ハ當校ノ校董會ヨリ公文書及附屬書類ヲ具ヘ該縣市教育行政機關ヨリ教育廳ヘ轉送シ或ハ該管市行政院直轄市（教育行政機關）ノ審査ヲ受クベシ、申請時ハ前條ニ學ゲタル各事項ニツキ確實ニ調査シ意見ヲ添ヘテ審査ニ提出スベシ

私立小學及其レト同等ノ學校ニ在リテハ該校ノ校董會ヨリ公文書及附屬書類ヲ添附シ該管轄縣市（行政院直轄ノ市ヲ含ム）教育行政機關ノ審査ヲ受クベシ

第三十二條 私立中等學校及小學並ニ其レト同等ノ學校ハ左記ノ各事項ヲ具ヘテ設立ヲ申請スベシ

一、中等及高級職業學校

高級中學初級中學及高級職業學校ハ最少限度ノ左表ニ規定セル設立費及經常費ヲ有スベシ、唯第一年ノ經常費ハ既定額ノ三分ノ二アルベシ、左表ハ各校三學級各學級二組設立スルヲ標準トス

但シ各級共一組設クルモノハ其ノ經常費ノ三分ノ一ヲ減少スルコトヲ得、其ノ高中及初中ヲ同時ニ設立セルモノハ主管行政機關ノ認可ヲ得テ左表通りニ經費ヲ減少スルコトヲ得

校	別	設	立	費	經	常	費
---	---	---	---	---	---	---	---

附註

設立費及第一年ノ經常費ハソノ現額ノママ銀行ニ預金スベシ

二、初級職業學校

經費

確定ノ財産及資金ソノ利子ニヨリ毎年ノ經常費ヲ維持シ得ルモノ或ハ別ニ確定ノ收入アリテ毎年ノ經常費ヲ維持ニ足

高級中等學校	建築費 設備費	三萬圓 二萬圓	三萬圓
初級中學	建築費 設備費	二萬圓 一萬五千圓	二萬圓
高級農業職業學校	建築費 農場及其設備費 其他ノ設備費	二萬圓 二萬圓 一萬圓	三萬圓
高級工業職業學校	建築費 工場及其設備費 其他ノ設備費	三萬圓 三萬圓 二萬圓	四萬圓
高級高等職業學校	建築費 設備費	三萬圓 一萬圓	二萬圓
家事學校	建築費 設備費	三萬圓 一萬五千圓	二萬圓

ルモノ

設備

自ラ建築或ハ借用セル校舎ニシテ相當ノ校地、運動場、理科實驗室、實習場所、標本、機具、圖書、校具等アルモノ

三、小學及其レト同等ノ學校

經費

確定ノ收入アリテ毎年ノ經常費ヲ維持スルニ足ルモノ

設備

相當ノ校地、校舎、運動場、校具、機具、圖書ヲ有スルモノ

第三十三條 私立中等學校ノ立案ハ左記ノ各項ヲ具フベシ

一、申請事項ヲ確實ニ調査シタルモノ

二、現行教育法令ヲ確實ニ遵守シ學校規則ヲ嚴密ニ執行セルモノ

三、教職員ノ人數資格及任務ニシテ中等規程及職業學校規程ニアルモノニ適合スベシ

四、學生ハ入學ニ合格シ尙在校學生ノ成績良好ナルモノ

五、設備ガ使用ニ間ニ合フモノ

六、財産或ハ資金ノ工面及ソノ確定シタル收入（授業料以外）ヲ以テ毎年ノ經常費ヲ維持スルニ足ルモノ

第三十四條 私立小學及其レト同等ノ學校ノ立案ハ左記ノ各事項ヲ具スベシ

一、申請事項ハ確實ニ調査シタルモノ

二、教職員ノ人數資格及任務孰レモ小學規程ノ規定ニ適合セルモノ

三、設備ガ使用ニ不足ナキモノ

第三十五條 既ニ立案認可セル私立中等學校ハ省市(行政院直轄市)教育行政機關ヨリ教育部ヘ登録スベシ

既ニ認可セル私立小學及其レト同等ノ學校ハ縣市教育行政機關ヨリ教育廳ヘ登録ヲ申請スベシ

登録申請後其ノ立案手續ハ完了セリトイフベシ

第三十六條 私立専門以上ノ學校ノ附屬中等學校及私立中等以上ノ學校ノ附屬小學竝ニ其レト同等ノ學校ノ設立申請ニツキテノ設立申請及登録手續ハ普通ノ私立中等學校及小學ト同様

第三十七條 本規定ニ依リ登録手續ヲ完了セザル在校生及畢業生ハ立案手續ノ完了セル私立學校ノ學生ト同等ノ待遇ヲ受ケルコトヲ得ズ

第三十八條 本規定ハ公布ノ日ヨリ實施ス

1074

社
會
教
育

社會教育

一、勞工教育實施辦法大綱

民國二十一年二月一日教育實業部第七三六號會令公布

第一條 實業部及教育部ハ工人ノ知識ヲ増進シ技能及工作ノ能率並ニ工人ノ生活ノ向上ヲ計ル目的ヨリ茲ニ勞工教育實施辦法大綱ヲ制定ス

第二條 勞工教育ヲ識字訓練公民訓練及職業補習ノ三種ニ分ツ各地方ハ最短期間内ニ於テ工人ノ教育程度ニ應ジ分別シテ實施スベシ

第三條 農工商各界ノ勞工ハ前條ノ三種ノ訓練ヲ受クベシ各地方ニ於ケル教育行政機關ヨリ當地ノ農工商及其ノ他各種ノ工場公司商店ニ以上ノ訓練ニツキ全責任ヲ負フベキコトヲ督勵スベシ

第四條 各工場、公司、商店等ノ傭工五十名以上二百名以下ノトコロハ勞工學校若シクハ勞工班ヲ設クベシ、工人數二百人増加スル毎ニ一組増設スベシ、但シ五十名未滿ノモノハ附近ノ各工場、公司、商店ト聯合シテ之ヲ處理スルコトヲ得

前項ノ各班ノ學生ノ定員數ハ三十名乃至五十名ヲ以テ標準トス

第五條 勞工學校ノ教授科目左ノ如シ

- 一、識字訓練ニ關スルモノ
- 二、三民主義千字課
- 三、常識

珠算或ハ筆算

音楽

之レ以外ニ歴史、地理、自然及其ノ他ノ卑近ナル讀物ノ教授ヲ兼ヌルコトヲ得

第二ニ公民訓練ニ關スルモノヲ云フ

第三ニ民主主義ノ理解、地方自治ノ淺説ニ關スルモノヲ云フ

第四ニ地方自治ノ淺説、地方自治ノ意義、地方自治ノ歴史、地方自治ノ組織、地方自治ノ運営ニ關スルモノヲ云フ

第五ニ公民道德ニ關スルモノヲ云フ

第六ニ以上列記セル各科目ニ付キ講演及卑近ナル讀物ニヨリ教授シ尙課外ニ學生ノ各種ノ集合及實際訓練ヲ指導スベシ

第三ニ職業補習ニ關スルモノ

第四ニ服務ノ道德ニ關スルモノ

第五ニ農工或ハ商業ノ常識

第六ニ職業専門ノ知識技能科目(各工人ノ需要ニ應ジテ設クベシ)

第七ニ第六條 勞工學校或ハ勞工班ハ前條ノ各科目ヲ教授スル外學生ノ課外ノ生活ヲ顧慮シ工友訪問講演會、同樂會及展覽會等ヲ開催スベシ

第七條 勞工學校或ハ勞工班ノ教授ハ工作時間以外ニアルベシ其ノ時數ハ各班共各訓練ガ完成スル時期マデ毎週最少限度

八時間トス、識字及公民訓練期間ハ一年限リトス職業補習ハソノ需要及地方狀況ニ應ジ各學校ニ於テ定メ市縣教育行政

機關ノ認化ヲ經テ後之ヲ施行ス、但シ施行期間ハ長クテ二箇年ヲ越スコトヲ得ズ

第八條 勞工學校若クハ勞工班ノ學生ニシテ各科ノ修了時試験ニ合格シタル者ハ學校或ハ設立シタル機關ヨリ證書ヲ下附

シ其ノ成績優秀ナル者ハ表彰スベシ

第九條 勞工學校或ハ勞工班ハ卒業生ニ對シテハ校外ノ學修ニ付キ之ヲ指導シ出來得ル限り其ノ自修ノ材料ヲ提出スベシ

第十條 勞工學校ノ校長及主任教員ハ設立機關ノ招聘ニ由ルベシ、尙當地ノ市縣教育行政機關ニ報告シテ登錄スベシ

唯勞工班ノミノヲ設立セルモノハ設立機關ヨリ主任一名増員スルコトヲ得

第十一條 校長或ハ主任ハ設立機關ヨリ任命シ或ハ設立機關ト關係アル教育ニ熱心ナル者ニシテ其ノ職業ニ付キ深キ經驗

ヲ有シ或ハ該職業ニ對シ專門ノ學識ヲ有スルモノヨリ人選シテ任命スベシ

識字及公民訓練教員ハ各地ニ於ケル小學以上ノ教職員社會教育機關ニテ服務セル人員或ハ中等學校ノ卒業生及其他確實

ニ其ノ職ニ堪フル人ヨリ人選シテ之ヲ任命ス

勞工學校ハ專門科目ヲ擔任スル以外ノモノハ專任トスルヲ原則トス

第十二條 專科擔任以外ノ教員校長或ハ勞工班ノ主任及教員ノ待遇ハ設立機關ヨリ當地ノ生活程度ニ應ジ尙民衆學校或ハ

職業學校長教員ノ待遇ヲ參照シテ標準ヲ定メ當地ノ市縣教育行政機關ノ同意ヲ得テ然ル後之ヲ施行スルコトヲ得

校長主任教員トシテ設立機關ノ職員ヨリ兼任スル者ハ義務職トナスベシ

第十三條 勞工學校或ハ勞工班ノ經費ハ設立機關之ヲ負擔シ、聯合合併セルトコロハ共同シテ之ヲ負擔スベシ

第十四條 勞工學校或ハ勞工班ハ相當ノ設備アリテ以テ教授ノ便ニ供スベシ

第十五條 勞工學校或ハ勞工班ハ識字訓練以外ニ教育部ノ頒行セル三民主義千字課ヲ基本教材トナシ尙教員自ラ編制シ

タルモノ或ハ適當ナル課本ヲ選用スベシ、但シ當地ノ市縣教育行政機關ノ審査ヲ經ルベシ

第十六條 勞工學校若クハ勞工班ハ授業料及其ノ他ノ費用ヲ徵收セズ書籍文具等ハ一切學校ヨリ供給ス

第十七條 各市縣教育行政機關ハ勞工教育ニ對シ指導督促及考查ヲ負フベシ、省主管機關ハ本辦法大綱ニ依リ當地ノ

第十八條 勞工學校或ハ勞工班ヲ開始セントスル時ハ成立ノ經過及一切ノ章則ニ同校ノ經費表ヲ添ヘ當地ノ主管機關ニ報告シ登錄スベシ

第十九條 勞工學校或ハ勞工班ハ半年毎ニソノ經過ノ狀況ヲ當地ノ市縣主管機關ヨリ省主管機關ニ彙報シ尙實業教育兩部ノ審査ニ轉送スベシ

第二十條 各勞工教育ノ主管機關ニシテ勞工教育ニ對シ特ニ研究サレ相當優良ノ成績ヲ擧ゲタルモノハ當地ノ市縣主管機關ヨリ事實及證明文件ヲ整ヘ省主管機關ヨリ實業教育兩部ヘ轉達シ獎勵スルヤウ申請スベシ

前條及本條ノ報告或ハ申請事項ハ行政院直轄市ニ在リテハ市管機關ヨリ直接部ヘ提出スベシ

第二十一條 各工場、公司、商店等ハ本辦法大綱公布後六箇月内ニ勞工學校及勞工班ヲ設置セザルモノハ工場法第七十一條ノ規定ニ依リ處理スル以外尙二箇月ノ猶豫ヲ與ヘ成立ヲ準備スベシ

第二十二條 本辦法大綱ニツキ疑義アル場合ハ實業及教育部兩部立會ノ下デ之ヲ解釋スベシ

第二十三條 本辦法大綱ニ不備ノ點ハ實業及教育部兩部ニヨリ臨時之ヲ修正ス

第二十四條 本辦法大綱ハ公布ノ日ヨリ施行ス

二、識字運動ノ宣傳計畫大綱

民國十八年二月十三日教育部ヨリ公布

訓政施シテ以來國家ノ要務ハ漸ク建設ノ緒ニアリ

抑々建設ノ道ハ千端萬緒ナルモ先ヅ民衆ノ知識ヨリ着手スルニ非ザレバ其ノ綱領ヲ全フシ其ノ初基ヲ樹ツニ足ラズ

之レ中央ハ近來各級黨部ノ下層工作自治運動項中ニ識字運動ノ規定ヲ決議スルニ至レリ

考フルニ全國現在文字ノ讀メザルモノ確實ナル調査ナシト雖モ百分ノ七十ヲ下ラズ、若シ全人口四億ヨリ論ズレバ字ノ讀メザルモノ二億ノ數字ヲ示セリ、此ノ大多數ノ國民ニ均シク知識ヲ普及セントセバ固ヨリ義務教育ノ根本辦法ノ實行ヨリ始ムベシ、而シテ目下ノ急ヲ救フ途ハ民衆教育及識字運動ノ擴張ノ宣傳ヲ計ルノミナリ、本部ハ既ニ民衆學校辦法大綱ノ辦法ノ頒發アリ、尙茲ニ「識字運動」ノ宣傳計畫ノ大綱ヲ擬シテ左ニ掲グ、本大綱ヲ兩節ニ分チテ説明ス

第一節ハ組織トシ第二節ヲ辦法トナス

組 織

甲 各省或ハ各特別市ニ識字運動宣傳委員會ヲ設立スベシ

一、委員ノ人選

- 1 省政府首席、特別市長或ハ省市政府ノ代表
 - 2 大學區校長、教育廳長或ハ特別市教育局長
 - 3 教育廳、大學區大學、教育局ノ主管科長、處長或ハ課長
 - 4 省或特別市黨部宣傳部長及民訓會常務委員
(省市政府ヨリ書面ヲ以テ參加ヲ勸誘ス)
 - 5 省或ハ特別市各民衆團體宣傳部長常務委員各一名
(省市政府ヨリ書面ヲ以テ參加ヲ勸誘ス)
 - 6 其ノ他(省市政府ニテ事情ヲ斟酌シテ増設スベシ)
- 二、組 織
- 1 本會ハ省政府ノ主席特別市々長或ハ省市政府代表ヲ以テ主席トナン大學區校長、教育廳長、教育局長ヲ副主席

トナス

- 2 本會ハ特別ノ事情アル時ハ主席團ヲ組織スルコトヲ得、黨部及民衆團體ニ出席セル委員、省政府主席、特別市
長、教育廳長、大學區校長、教育局長之ヲ推薦ス
- 3 本會ハ秘書或ハ幹事ヲ設クルコトヲ得、コノ人選問題ハ省部主管教育機關中ノ職員ヨリ指定ス

三、職務

- 1 本省市ニ於ケル識字運動計畫ニ對スル整理
- 2 本省市ノ識字運動宣傳ノ期間及時間ヲ決定ス
- 3 本省市教育局長會議社教機關代表會議或ハ其他ノ會議ヲ利用シテ識字運動ノ宣傳或ハ之等ノ會議中ノ一二日裂
イテ之レヲ行フ

乙 縣市ハ識字運動宣傳委員會ヲ設置スベシ

一、委員ノ人選

- 1 縣長或ハ市長
- 2 縣市教育局長
- 3 各區々長(江蘇、浙江省等ノ如シ)
- 4 縣市黨部宣傳部長及民訓會常務委員(縣市政府ヨリ書面ヲ以テ參加ヲ勸誘ス)
- 5 縣市各民衆團體宣傳部長及常務委員各一名(縣政府ヨリ書面ヲ以テ參加ヲ勸誘ス)
- 6 其ノ他(各縣市政府ノ事情ニ由リ斟酌シテ増設ス)

二、組織

- 1 本會ハ縣長或ハ市長ヲ以テ主席トナシ教育局長ヲ以テ副主席トナス

3 映畫館
4 辻或ハ壁

二、宣傳週或ハ宣傳日ヲ舉行スル時

1 公共場所(公共講演所、遊戯場、映畫館)

2 料理屋、茶屋

3 廟

4 工場

5 學校

6 商店

7 軍隊

8 家庭(個別的ニシテ完全ナル組織アルベシ)

9 町ヤ路地ノ入口

10 各種ノ集會(鄉村ノ賣買集會及各民衆團體ノ代表大會)

丙 期

一、宣傳週ハ全省或ハ特別市ニ於テ之ヲ行フ、毎年少クトモ一回ハ行フベシ

二、宣傳日ハ各縣市ニ於テ分チテ之ヲ行フ、毎年少クトモ一回ハ行フベシ(省令ニヨリテ之ヲ行フ宣傳週以外ニ)

三、各種ノ會議ヲ利用シテ一日或ハ二日宣傳ヲ實行スベシ

丁 人 員

一、黨部及各機關各團體職員

- 二、各學校ノ教職員
- 三、後期小學以上ノ生徒
- 四、其ノ他

戊 印刷物

一、種別

- 1 宣言書
- 2 民衆ニ告グ書
- 3 宣傳大綱
- 4 識字要義
- 5 識字ノ方法
- 6 其ノ他

二、配分

- 1 民衆ノ集中密度ヲ標準トス
- 2 貧困僻地ナル地方ニ留意スベシ

己 資料

一、一般的ナルモノ

- 1 三民主義及識字ノ實行
- 2 民生問題及識字ノ解決
- 3 民衆識字ノ基本方法

- 4 列強ノ識字人數下ノ比較
 - 5 中國ニ於ケル識字及不識字者ノ比較
 - 6 國恥及識字
 - 7 個人職業及識字
 - 8 家政處理及識字
 - 9 識字及時間
 - 10 識字ノ利益
 - 11 不識字ノ苦
 - 12 不識字ノ多キ理由
 - 13 皆ガ識字ニ努力スベシ
 - 14 何處ニ識字ノ場所アリヤ
 - 15 民衆學校及民衆書籍新聞閱覽所へ往クベシ
 - 16 民衆學校入學ノ手續
 - 17 民衆學校ハ無料ナリ
 - 18 民衆書籍閱覽所ハ自由ニ出入シ得ルトコロナリ
 - 19 民衆ニ對スル希望
 - 20 其ノ他
- 二、特殊ナルモノ
- 1 本省或ハ本市縣ニ於ケル識字及不識字ノ比較

- 2 地方風俗、人情、習慣及識字
- 3 地方ノ經濟狀況及識字
- 4 地方ノ發展及縣市民ノ識字
- 5 其ノ他

三、民衆教育館暫行規程ノ修正

民國二十四年二月八日教育部ヨリ公布

第一條 民衆教育館ハ省市縣ニ由リテ之ヲ設立ス

地方自治機關或ハ個人ニ於テモ民衆教育館ヲ設立スルコトヲ得

第二條 民衆教育館ニシテ省市ニ由リテ設立セルモノハ省市政府ヨリ左記ノ事項ヲ教育部ニ報告シ登錄スベシ、縣市ノ設立セルモノハ縣市政府ヨリ左記事項ヲ教育廳ニ報告シ尙コ、ヨリ教育部ヘ轉送シテ登錄スベシ

地方自治機關ノ設立セルモノハ地方自治機關ヨリ左記ノ事項ヲ縣市政府ノ認可ヲ經タル後教育廳ヘ廻シテ登錄スベシ

個人ノ設立セルモノハ個人ニ依リテ左記ノ事項ヲ主管教育行政機關ニ報告シ其ノ認可ヲ得テ登錄ヲナスベシ

一、名稱

二、場所

三、經費(設立、經常ノ二項竝ニ出所ヲ分別シテ記載スベシ)

四、章則(略則)

五、計畫

108

既ニ設立セル民衆教育館及本規程公布後ハ前項ノ手續ヲ補行スベシ

第三條 民衆教育館ノ變更及停止ニツキテハ省市設立ノモノハ省市政府ヨリ教育部ニ報告シ認可後登録スベシ

縣市設立セルモノハ縣市政府ヨリ教育廳ニ報告シ認可ヲ得タル後教育部ニ廻シテ登録スベシ

地方自治機關ニヨリテ設立セルモノハ同機關ヨリ縣市政府ニ報告シ認可ヲ得タル後尙教育廳ニ廻送シ登録スベシ、個人

ノ設立セルモノハ個人ヨリ主管教育行政機關ニ報告シ認可ヲ得テ登録スベシ

第四條 民衆教育館ハ毎年度開始前一箇月内ニ來年度ノ豫算書ニ同進行計畫書ヲ作製シテ主管教育行政機關ニ提出シ審査

ヲ經テ登録スベシ、ハ毎年度終了後一箇月内ニ前年度ノ決算書及進行概況書ヲ作製シテ主管教育行政機關ニ提出シ審査

スベシ、民衆教育館ハ毎年度終了後一箇月内ニ前年度ノ決算書及進行概況書ヲ作製シテ主管教育行政機關ニ提出シ審査

スベシ、民衆教育館ハ毎年度終了後一箇月内ニ前年度ノ決算書及進行概況書ヲ作製シテ主管教育行政機關ニ提出シ審査

スベシ、民衆教育館ハ毎年度終了後一箇月内ニ前年度ノ決算書及進行概況書ヲ作製シテ主管教育行政機關ニ提出シ審査

スベシ、民衆教育館ハ毎年度終了後一箇月内ニ前年度ノ決算書及進行概況書ヲ作製シテ主管教育行政機關ニ提出シ審査

第六條 民衆教育館ニ左記ノ各組ヲ分設ス

一、教導組 館内ノ民衆學校ノ教授及館外民衆學校ノ指導、講演、映寫、幻燈ノ巡迴映寫等ハ之ニ屬ス

二、閱覽組 書籍、新聞、雜誌、圖表、標本、模型等ニ關スル館内ノ閱覽及館外借出、巡迴文庫、各種展覽會ノ處理等ハ之ニ屬ス

三、健康組 體育ニ關シテハ館内外ノ運動場所、機械等ノ設備、運動事項ノ指導

衛生ニ關シテハ疾病ノ治療防疫、清潔等ノ指導之ニ屬ス

四、生計組 園藝、牧畜及其ノ他農工技術ノ傳授、各種ノ組合組織等ハ之ニ屬ス

五、事務組

文書會計其ノ他各組ニ所屬セザル事項ハ之ニ屬スルモノハ、
以上ノ全部或ハ一部ノ設置若クハ合併設置ハ當地方ノ狀況ニヨリ斟酌シテ處理スベシ

省市(行政院直轄市)立民衆教育館ハ前記ノ五組ノ設置以外ニ組ノ數ヲ増設スルコトヲ得其ノ名稱ハ各省市ニ於テ自ラ定

ムベシ

第七條 民衆教育館ハ擴張ヲ圖ル準備トシテ研究及實驗工作ニ從事スルコトヲ得ベシ

第八條 民衆教育館ハ館務増進ヲ計ルタメ各地方ノ社會教育ニ熱心ナル人士ト聯絡ヲ取り各種ノ委員會ヲ組織スベシ

第九條 民衆教育館ニ館長一名ヲ置キ館務ヲ總理ス省立ナルモノハ教育廳ヨリ人選ニ合格シタル人員ヲ省政府委員會議ニ

提出シ通過シタルモノ或ハ省政府、教育廳ヨリ派遣シタル人ヲ之ニ任ズ

省市(行政院直轄市)立ノモノハ市教育行政機關ノ人選ニ合格セル人員ヲ市政府ノ審査ヲ經テ派遣方ヲ申請スベシ縣市立ノ

モノハ縣市政府ノ人選ニ合格セル人員ヲ教育廳ノ審査ヲ經テ派遣方ヲ申請スベシ

地方自治機關ノ設立セルモノハ設立機關ノ人選ニ合格シタル人員ヲ市政府ノ審査ヲ經テ派遣方ヲ申請スベシ

私立民衆教育館長ハ設立人ノ兼任若クハ招聘シテ之ニ任ズ、但シ主管行政機關ノ審査ヲ申請シテ登錄スベシ

民衆教育館長ハ一組ノ主任ヲ兼任スベシ、但シ俸給ハ兩方ヨリ支給スルコトヲ得ズ

第十條 民衆教育館ノ各組ニ主任一名館員若干名ヲ置キノ人選ハ館長ノ權限ニ由リテ之ヲ任用ス、人選決定後ハ主管教

育行政機關ニ報告シ登錄スベシ

第十一條 民衆教育館ノ經費配分ノ標準ハ俸給ニ百分ノ五十ヲ超過シ事業費方百分ノ四十ヲ下ルコトヲ得ズ、事務費ハ百

分ノ十トス

第十二條 民衆教育館事務ノ細則ハ館長ニ由リテ之ヲ定メ主管教育行政機關ニ審査ヲ申請シ登錄スベシ

第十三條 本規則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

四、民衆學校ノ規定

民國二十三年六月二十六日教育部第七八六號部令公布

第一條 民衆學校ハ中華民國ノ教育宗旨及其ノ實施方針ニ依リ年表ノ失學者ニ簡易ナル知識及技能ヲ授與ス

民衆學校ハ必要ニ應ジテハ高級班ヲ設クルコトヲ得

第二條 民衆學校ハ郷、鎮、坊及各教育機關、民衆團體、工廠、商店等ニ種別シテ之ヲ設立ス

省市縣政府、區公所及個人ニ於テモ民衆學校ヲ設立スルコトヲ得

第三條 民衆學校ノ設立變更及停止ノ時ハ主管教育行政機關ニ報告シ認可ヲ經テ登錄スベシ

第四條 民衆學校ハ年度別ノ豫算書、計算書及進行計畫書ヲ作製シテ主管教育行政機關ニ報告シテ審査後登錄ノ手續ヲナ

スベシ

第五條 民衆學校ハ各組授業開始一箇月内ニ教職員ノ履歷書係給表ヲ作製シ學生名簿教授時間數表等ヲ添ヘテ主管教育行

政機關ニ報告シ登錄ノ手續ヲトルベシ

第六條 總テ十六歳以上ノ失學者ハ民衆學校ニ入學スベシ

民衆學校ノ課程ヲ終了シ或ハ其レト相當ノ程度ノ學力ヲ有スルモノハ高級班ニ入ルコトヲ得

未ダ短期義務教育ノ設立ナキ地方ニ於テハ十歳以上ノ失學者モ亦民衆學校ニ入學スルコトヲ得

第七條 民衆學校ノ學級編制ハ學習能力ヲ以テ標準トナス、但シ必要ニ應ジテハ年齢及性別ニ依リテ組分教授ヲナシ得ベ

第八條 民衆學校ハ授業料及其ノ他ノ費用ニツキテハ一切徴收セズ、尙經費充實シタル時ハ貧困ナル者ニ學用品ヲ配給スルコトヲ得

第九條 民衆學校ノ學生ノ授業總時數ハ二百時ヨリ減少スルコトヲ得ズ、但シ高級班ノ學生ハ規定ノ課程ヲ修了セシ時ヲ以テ終リトス

民衆學校ノ毎日ノ教授時數ハ二時間ヲ以テ原則トス、尙休暇中若クハ夜間ヲ利用シテ之ヲ行フコトヲ得

第十條 民衆學校ノ學生ハ修業終了後ノ試験ニ合格シタル者ハ學校ヨリ學業成績ノ證明書ヲ給ス

第十一條 民衆學校ハ學生ノ修業終了後ニ各學生ノ氏名、性別、年齢、籍別及學業成績ヲ作製シ主管教育行政機關ニ報告シ登録スベシ

第十二條 民衆學校ノ學科ハ國語(公民及常識ヲ含ム)算術(珠算或ハ筆算)樂歌體育等トナシ高級班ハ國語(公民及常識ヲ含ム)算術樂歌、體育及職業ニ關スル科目トス

第十三條 民衆學校ノ教科書ハ教育部ノ編輯或ハ審定セルモノヲ採用スベシ

民衆學校ハソノ環境及需要ニ適用セントシテ補充課本ヲ編纂スルコトヲ得

第十四條 民衆學校ハ課外作業ノ提倡並ニ實施ニ努メ各校ノ環境及需要ノ狀況ニ應ジテ之ヲ定ムベシ

第十五條 民衆學校ニハ校長一名教員若干名ヲ置キ小學教員資格ヲ有スル者及民衆教育ノ訓練ヲ受ケタル教員ヲ以テ任ズベシ

校長ニシテ專任ナル者ハ教授ヲ兼任スベシ

第十六條 省市縣立ノ民衆學校ノ校長ハ省市縣教育行政機關ニ於テ之ヲ任用ス

各級ノ自治機關、教育機關、民衆團體、工廠、商店及個人設立ノ民衆學校ノ校長ハ設立者ニ由リテ任用シ主管教育行政機關ニ報告シテ登録ノ手續ヲ取ルベシ

民衆學校ノ教員ハ校長ヨリ之ヲ招聘シテ任命ス

第十七條 本規程ハ必要ニ應ジ教育部ニ於テ之ヲ修正ス

第十八條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五、民衆學校ノ常識教材ノ要點

民國二十年七月二十日中央訓練部制定教育部第一二七號訓令ヨリ轉發

一、三民主義千字課(本課目ハ既ニ教育部ノ編定ニ由ル)

二、習字(本課目ハ三民主義千字課ノ中ノ新字ヲ教師ニ由リテ酌用ス)

三、常識

甲 公民常識教材ノ要點

1 衣食住行ニ由リ衛生、節約等ノ整理ニ關スル事項

2 心身ノ陶冶ニ關スル事項

3 國家愛民族愛ニ關スル事項

4 中國々民黨ノ擁護及革命事項ノ參加ニ關スル事項

5 四權ノ運用及地方自治ニ關スル事項

6 公益ヲ愛シ規律ヲ重シ時間勵行ニ關スル事項

乙 職業常識教材ノ要點

1 勸工、興業ニ關スル事項

- 2 農林、牧畜、園藝、水産、鑛業等ニ關スル事項
- 3 手工業及機器工業ニ關スル事項
- 4 商業及貯蓄組合

(註) 234各項ノ教材ハ學校ノ環境ニヨリ取捨スルコトヲ得

四、算術

甲 算術教材ノ要點

- 1 加減乗除ノ理解及應用ニ關スルモノ
- 2 日常生活ニ必須ナル算術常識

乙 珠算教材ノ要點附簡易簿記

- 1 加減乗除ノ應用ニ關スルモノ
- 2 普通簿記ノ現行形式及應用ニ關スルモノ

六、圖書館ノ規程

民國十九年五月十日教育部第六九號訓令

第一條 各省及特別市ニハ圖書館ヲ設ケ各種ノ圖書ヲ蒐集シテ一般公衆ノ閱覽ニ供スベシ、但シ各縣市ニ於キテハ地方ノ事情ニ依リテ設立スルコトヲ得

第二條 私人或ハ個人モ本規程ノ規定ニ依リテ圖書館ヲ設立スルコトヲ得

第三條 各省市縣ニ設立セルトコロノ圖書館ヲ公立圖書館ト稱シ私人若クハ個人ノ設立セルモノヲ私立圖書館ト稱ス

省立或ハ特別市立ノ図書館ハ省或ハ特別市教育行政機關ヲ以テ主管機關トナス
 市縣立圖書館ハ市縣教育行政機關ヲ以テ主管機關トス
 私立圖書館該館所在地ノ教育行政機關ヲ以テ主管機關トス

第四條 省立或ハ特別市立圖書館ヲ設置セシ時ハ主管機關ヨリ教育部ニ報告シ登録ノ手續ヲ取ルベシ

市縣立ノ圖書館設置スル時ハ主管機關ヨリ教育廳ニ申請シ登録スベシ

申請時ハ左記ノ各項ヲ具フベシ

一、名 稱

二、場 所

三、經費(臨時費及經常費)ノ二項ニ分テ其ノ出所ヲ註明スベシ

四、現在ノ書籍冊數

五、建築圖及其ノ説明書

六、章程及規則

七、開館ノ期日

八、館長及館員ノ履歷職務係給等

私立圖書館ハ其ノ董事會ヨリ前記ノ各項及經費及管理人ノ氏名履歷書ヲ作製シ主管機關ニ提出シテ其ノ検査ヲ申請ス

ベシ尚主管機關ヨリ上級教育行政機關ニ轉送シ登録ノ手續ヲトルベシ

圖書館ノ名稱、場所、經費、建築、章程、館長、保管人等ニ變更アル場合ハ本條ノ規定ニ依リテソノ都度報告スベシ

第五條 公立圖書館ノ設立停止ヲセントスル場合ハ主管機關ヨリ上級教育行政機關ニ報告シ登録ノ手續ヲ取ルベシ

私立圖書館ノ設立停止ノ時ハ主管機關ノ認可ヲ經テ尚主管機關ヨリ上級ノ教育行政機關ニ登録スベシ

第六條 公立圖書館ハ中外圖書ヲ蒐集スル以外ニ尙其ノ土地ニ於ケル既刊未刊ノ各種ノ價值アル著作作品ノ蒐集及保存ノ責ヲ負フベシ

第七條 圖書館ハ一般ノ閱覽ニ供センガタメ分館、巡迴文庫及代辦處ヲ設クルコトヲ得尙近所ノ學校ト特別協助ノ約ヲ訂定スルコトヲ得

第八條 圖書館ニ館長一名館員若干名ヲ置クコトヲ得

第一、内外國圖書館專科ノ卒業者

第二、圖書館ニ三年以上服務セル者ニシテ相當ノ成績ヲ舉ゲタルモノ

第九條 圖書館ノ職員ハ毎年三月末ニ事務ノ狀況ヲ主管機關ニ報告スベシ

第十條 省市縣立圖書館及私立圖書館ノ概況ハ毎年一回六月末日ニ省教育廳或ハ特別市教育局ヨリ案ヲ繕メテ具サニ教育部ヘ報告スベシ

第十一條 私立圖書館ハ董事會ヲ以テ設立者ノ代表トシ圖書館ノ經營ノ全責任ヲ負フ

私立圖書館ノ董事會ニハ財産ノ處分、館長ノ推薦人事行政ノ監督、豫算、決算、議決ノ權限ヲ有ス

私立圖書館ノ董事會ノ初代董事ハ創立者ノ招聘ニ由ル、以後ハ該會ノ自由推薦ニ由ル

第十二條 私立圖書館ノ董事會ハ成立時ニ於テ左記ノ各項ヲ具シテ主管機關ニ審査ヲ申請スベシ尙主管機關ヨリ上級教育機關ニ登録スベシ

一、名稱、稱號、稱謂、稱號ノ變更、稱謂ノ變更

二、目的、業務ノ範圍

三、事務所ノ所在地

四、董事會ノ組織關職權ノ規定ニ關スルモノ

五、財産資金及其ノ他收入ノ規定ニ關スルモノ

六、董事ノ氏名籍職業及住所ノ規定ニ關スルモノ

七、上記各項ニ變更アル場合ハ臨時主管機關ニ報告スベシ

第十三條 個人ノ私財或ハ寄附金ニ依リテ設立セル圖書館ハ主管機關ノ捐資興學褒獎條例ニ依リ教育部ニ報告シ檢査シテ獎勵スベシ

第十四條 本規定ハ公布ノ日ヨリ實施ス

七、社會教育ノ重要ナル三項施設ノ擴張

社會教育ハ學校教育ノナシ得ザル處ヲ補ヒ又一般民衆ヲシテ絶エズ教育ヲ受クル機會ヲ與フル所ヨリ見テ重要ナル使命ヲ有ス

目下訓政勵行期ニ際シ一段ト積極的進行ニ努力シ以テ民智ノ増進ヲ期シ而シテ訓政ノ完成ヲ促進スベシ

然レドモ我が國ニ於ケル社會教育ノ施行ハ比較的遅々タルモノアリ近年來各省市ハ漸ク注目スル機運ニナリツ、アルモ其ノ實際ヲ見レバ其ノ施設ハ尙粗漏ナルトコロアリ、各地方教育當局ニ於テモ尙附帶事業ト閱視スルモノ多シ

本部ニ於テハ率先シテ各方面ノ指導獎勵ニ努ムルモ適切確實ニ進行セルモノ尙多ク見ズ茲ニ社會ノ需要ニ適應シ訓政工作ヲ完成セントスル見地ヨリ特ニ各省市ニ指令ヲ出シ社會ノ促進ニ當リ注意スベキ事項ヲ左ニ掲グ

一、全國ニ於ケル教育改良方案中ニ成年補習教育及社會教育方案ニ關スルモノニシテ未ダ當局ノ審査ヲ經ザル頒布以前ノ

モノハ各省市縣ニ於テモ尙變更シタル法令ヲ遵守シ社會教育ニ關スル經費ノ增收ヲ計リ以テ社會教育經費ノ既定額マデニ達スルヤウ努力スベシ、其ノ既定額ノ標準ハ各該省市縣教育費總額ノ百分ノ十乃至二十トス

二、各省市ノ社會教育或ハ民衆教育ノ人材ヲ訓練養成スル機關ヲ設クベシ、ソノ場所ハ各該省ニ從來ノ教育學院或ハ師範學校内ニ専系或ハ専科ヲ設立シ此ノ方面ノ人材ヲ培養スベシ、既ニ設立シタル所ハ其ノ充實ヲ計ルベシ

三、各省市ノ教育廳局ハ一樣ニ社會教育ヲ掌理スル専科ヲ設置スベシ、各該省市ノ教育局ハ經費ノ事情ヲ斟酌シテ該局内ニ専科ヲ設置シ或ハ專員ヲ指定シテ社會教育ノ事務ヲ掌ルベシ

上記ノ一、三兩項ハ訓令ノ到着スル日ヨリ即時遵守シテ施行スベシ

其ノ第二項ハ經營者以外ニ各省市教育行政機關モ迅速ニ其ノ計畫書ヲ作製シ當局ノ審査ヲ受ク手續ヲ取ルト共ニ準備ニ着手シ以テ早期成立ヲ期スベシ

此ノ度ノ發令後本部ハ各省市ノ社會教育促進ノ成績ニ對シ直チニ審査スベシ

以上擧ゲタル三項ハ取敢ヘズ之ヲ處理スベキモノナリ、尙部分的ニ施行スル項目以外ハ各省市ニ於ケル教育行政機關ハ訓令通り確實ニ遵守スベシ、監督下ニ在ル所屬ノ機關ニ對シテモ一切嚴守スベキ旨ヲ通達シ以テ本部ノ社會教育ノ重要ナル趣旨ニ副ハンコトヲ乞フ

八、各社會教育機關ニ於ケル黨義教育精神ニ

違反セル取締通則

民國十七年七月十六日第一五六次中央執行委員會常務公議ニ修正通過ス

第一條 公私團體或ハ個人ノ經營セル社會教育機關若クハ責任者ニシテ黨義教育ノ精神ノ各施設又ハ言行ニ對シテ違反セ

ルモノハ國民政府ニ於テ此ノ通則ニ依リ所屬ノ各級教育行政機關及民政機關ニ嚴重之ヲ取締リスルヤウ命令スベシ
 第二條 各社會教育機關ニ黨義ノ教育精神ニ違反セル各項ノ取締規則ハ國民政府ニ於テ本通則ニ依リ分別制定シテ頒布施行ス

第三條 各社會機關ノ施設或ハ其ノ機關ノ責任ヲ負フモノ、言行ニ左記ノ一ニ該當スルモノハ分別シテ懲戒處罰シ嚴重ニ取締ルベシ

1 黨義教育ノ趣旨ニ違反セルモノ

2 黨義教育ノ施設ニ對シ各級ノ黨部或ハ各級教育行政機關ノ規定ヲ遵守セザルモノ

3 黨義教育ノ精神ヲ遵守セズ善良ナル風俗ニ違反セル施設或ハ言行ヲナスモノ

4 黨部或ハ政府ノ一切ノ施設ニ對シ故意ニ破壞スルモノ

5 黨義教育ノ精神ヲ遵守セズ之ヲ迷信的ナ施設或ハ言行トナスモノ

6 國旗黨旗及總理遺像遺著遺囑等ニ對シ故意ニ凌辱シタルモノ

7 其他ノ反革命ニ關スル宣傳ヲナスモノ

第四條 國民政府所屬ノ各級教育行政機關及各級民政機關ハ各教育機關ヲ取締ル爲ノ各項規則ヲ頒行ス、凡ソ本通則ノ規定ニ抵觸セザルモノハ繼續シテ施行スベシ

第五條 各級ノ黨部ハ其レト同級ノ教育行政機關或ハ民政機關ニ對シ黨義教育精神ニ違反セル各種教育機關ノ取締事務及

監督糾正ノ責ヲ負ハシム

第六條 本通則ニ不備ナル點ハ中央執行委員會ニ於テ之ヲ修正スルコトヲ得

第七條 本通則ハ中國々民黨中央執行委員會ノ議決後施行ス

社會教育

目次

一、失學民衆補習教育實施ノ辦法大綱……………一

二、失學民衆補習教育實施方法ノ大綱施行細則……………二

第一章 總 則……………三

第二章 強制入學……………四

第三章 施行順序……………五

第四章 教師ノ資格……………五

第五章 校舍ノ設備……………六

第六章 經 費……………六

第七章 機 關……………六

第八章 獎 懲……………六

第九章 附 則……………七

三、教育部民衆學校課本印刷規定……………七

四、注音漢字推行促進規定ノ修正……………八

五、各省市ニ實施サレル映畫教育ノ規定……………九

六、各省市ニラヂオ教育實施ノ規定……………二

- 七、中等學校ニテラヂオ教育ヲ利用セルモノノ心得……………二
- 八、民衆教育館ノラヂオ教育ヲ利用スルモノノ心得……………三
- 九、各省ニ於ケル電化教育人員ノ服務規定……………四
- 一〇、贛・鄂・皖・豫・閩各省ノ中山民衆學校ノ規定……………一六
- 一一、贛・鄂・皖・豫・閩各省ノ中山民衆學校高級組暫行規定……………三〇
- 一二、贛・鄂・皖・豫・閩各省ノ特種教育經費處理規定ノ大綱……………三二

第一章 總則……………一

第二章 組織……………二

第三章 職員……………三

第四章 經費……………四

第五章 附則……………五

6601

支那教育法令彙編

支那教育法令彙編 (教育部編)

社會教育

一、失學民衆補習教育實施ノ辦法大綱 (二五・八・四)

第一條 教育部ハ全國ニ於ケル義務教育年齡ヲ超過シタル失學民衆ノ爲ニ短期間内ニ於テ逐漸補習教育ヲ受ケシムル目的ヨリ本辦法ヲ大綱ヲ制定ス

第二條 失學民衆ノ之ヲ受クベキ補習教育左ノ如シ

一、公民教育(民族意識及ビ現代生活常識ニ重キヲ置ク)

二、識字教育(前二項ヲ除ク外尙適當ナル時期ニ於テ自衛訓練ヲ施行スルコトヲ得)

第三條 失學民衆ノ補習教育ヲ實施スル場所ヲ民衆學校トナス

第四條 失學民衆ノ補習教育ハ各省市ニ於テ二十五年内ニ於テ普及スベシ(各省市ニ於テ特別ノ事情アルモノハ認可ヲ得テ期限ヲ短縮或ハ延長スルヲ得ベシ)毎年各縣市内ニ二十乃至四十校ノ民衆學校ヲ増設スベシ各校ニ於

テ每年少ナクトモ二期開催シ各期共三箇月乃至六箇月トス(鄉村地方ニ在リテハ農繁期ヲ免カルベシ)各期共二組開催ス

ルヲ原則トス

第五條 前項ノ民衆學校ハ各小學及其他ノ學校各公共機關内ニ附設スルコトヲ得、但シ半數單獨ヲ以テ設立原則トナスベシ

第六條 失學民衆教育ハ先ヅ十六歳ヨリ三十歳マデノ男女ニ實施シ繼續シテ年齡ノ比較的長ズル民衆ニ及ボスベシ

第六條 失學民衆補習教育ヲ實施スル時入學ヲ強制スルコトヲ得
第七條 失學民衆教育實施ニ各縣市ハ二十五年ヨリ縣市教育經費ニ就キ幾制カラ裂キ出シテ民衆學校ノ經費ニ充當ス尙必
要ノ場合ハ省ニ由リ之ガ補助ニ應ズベシ

第八條 民衆學校ニ於テ使用スル教本ハ教育部ニヨリテ編印シ尙地方ノ事情ヲ斟酌シテ無料ニテ給スルコトヲ得

民衆學校ニ教育上ニ附屬シテ設備セルラヂオ活動寫真等モ教育部ヨリ各地ノ情況ヲ考察シ豫算ヲ以テ補助スルコトヲ得

其ノ辦法ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 失學民衆補習教育ヲ實施スルニ際シ各省市ハ本大綱ノ規定ニ準ジテ處理スベシ若シ變更スベキモノハ教育部ノ認

可ヲ經ルベシ各省市ニ於ケル教育行政ノ主腦機關ハ各年ノ失學民衆補習教育實施ノ計劃方案ヲ毎年ノ七月十五日以前

ニ教育部ニ報告申請ヲナスベシ、二十五年度ノ上項ノ計劃方案ハオソクトモ九月十五日迄ニ申請スベシ

第十條 本大綱ノ施行細則ハ教育部ニ於テ各地ノ實際情況ヲ考察シテ之ヲ規定ス

第十一條 本大綱ハ行政院ニ申請シテ認可ノ日ヨリ施行ス

二、失學民衆補習教育實施方法ノ大綱施行細則 (二五・九・九)

第一章 總 則

第一條 本施行細則ハ失學民衆補習教育實施方法大綱第十條ノ規定ニ準據シテ之ヲ訂定ス

第二條 全國ニ於ケル義務教育年齢ヲ超過セル失學民衆ハ失學民衆補習教育實施六箇年期限内(即チ民國二十五年八月ヨ
リ民國三十一年七月迄)一律ニ民衆學校ニ入學シ補習教育ヲ受クベシ、各省市ニ於テ特別ノ事情アルモノハ申請ニヨリ期

限ヲ短縮或ハ延長ノ認可ヲナスコトヲ得

第三條 失學民衆補習教育ハ中華民國ノ教育宗旨及其ノ實施方針ヲ遵守シ實際生活ノ需要ニ適合セシメ失學民衆ヲシテ短
期間内ニ公民教育(民族意識及現代生活ノ常識ニ重キヲ置ク)識字教育ヲ受ケシムベシ都合ニヨリテハ自衛訓練ヲナスコ
トヲ得)民衆學校ノ教科目ハ國語(公民ヲ包括ス)算術、音樂、體育トナス(自衛訓練ヲ施行セルトコロハ體育ヲ設クル
コトヲ得ズ)

第四條 民衆學校ハ學費(授業料)ヲ徵收セズ

第五條 民衆學校ノ課本ハ教育部ニ由リ編印シ尙地方ノ情況ヲ考察シテ無料ニテ配給ス其他ノ優良課本ニテ教育部ノ審定
ヲ經タルモノモ各省市ニ於テ採用スルコトヲ得、民衆學校ニ於テ使用セル補充課本ハ各省市ニテ編纂スルコトヲ得、但
シ教育部ニ送リテ審定ヲ俟ツベシ

第二章 強制入學

第六條 民衆學校ニテ既ニ當地ノ失學民衆ヲ收容ニ定マリタル地方ニアリテハ凡テ身體ノ健全ナル失學民衆ニ對シ所在地
ノ失學民衆補習教育ヲ處理スル機關ニヨリテ其ノ年齢及家庭ノ狀況ニ依リ民衆學校ニ入學スルコトヲ指令スベシ尙各省
市ニ由リテ強制入學ノ處理法ヲ訂定シ得ベシ、前項ノ強制入學處理法ハ教育部ニ届ケテ提出スベシ

第七條 失學民衆補習教育實施期限内ニアリテ本細則第八條ニ依リ民衆教育ヲ受ケタル者ヲ除キ既ニ其ノ補習教育ヲ完成セ
ルモノト認ムベキ外ニ曾テ短期小學或ハ普通小學ニテ一年間授業ヲ受ケタル者或ハ既ニ他種ノ訓練ヲ受ケ及ビ既ニ私塾
家庭工場製造所公司商店ニ於テ民衆學校ノ程度ニ相當スル教育ヲ受ケタルモノハ當地ノ民衆學校ノ考查ニテ合格シタル
モノニ證明書ヲ給シタル者ハ均シク曾テ民衆補習教育ヲ受ケタル者ニ準ズ

第三章 施行順序

四

第八條 各省市ハ民國二十五年年度ニ所屬縣市ニ發令シ自治ニヨリ區坊鄉鎮ノ區域（自治組織ニシテ尙ホ完成セザルモノハ保甲制或ハ在來ノ鄉村ノ區域ニ依ルコトヲ得）ヲ失學民衆補習教育ノ單位トナス、分期シテ民衆學校ヲ設立スベシ

第九條 各縣市設立ノ民衆學校ハ最少限度半數ヲ以テ單獨設立ヲ爲スベシ其他ハ各級學校或ハ公共機關内ニ附設スルコトヲ得ベシ、各校少クトモ二組ヲ設ケ各組ノ毎日ノ授業時數ハ約二時間教授時間ハ休暇或ハ夜間ニ行フコトヲ得（鄉村地方ハ農繁期ヲ避免スベシ）各組四箇月間ヲ以テ完成期トナス（必要ニ應ジテハ三箇月ニ短縮シ或ハ六箇月ニ延長スルコトヲ得但シ教授總時數ハ二百時ヨリ減少スルコトヲ得ズ）一年ニ二回開催シ計四組各組五十名各校ニ毎年二百名收容スベシ

第一年度内ニ大キイ縣ニ四十校、中縣ニ三十校小サイ縣ニ二十校設立スベシ以後各縣市毎年二十校マデ増設スベシ

第十條 凡ソ義務教育年齢（十二歳）ヲ超過シタル失學民衆ハ均シク入學スベシ、但シ十六歳ヨリ三十五歳マデノ男女ヨリ先ニ實施スベシ繼續シテ比較的年齡ノ長ズル者ヨリ少キ民衆ニ及ボスベシ

民衆學校ノ組分ハ補習教育ヲ受クベキ人數ノ比較的多キ地方ニテハ年齢性別或ハ職業種類ニヨリ分別シテ編制授業ス

第十一條 各縣市ハ本辦法大綱施行細則頒布以前ヲ除キ既ニ設立セル民衆學校ハ繼續シテ處理スル以外ニ尙ホ本細則第九條ノ規定ヲ遵守シ年ヲ追フテ既定額マデニ増設スベシ

第十二條 失學民衆補習教育實施ニツキテハ各省市ハ失學民衆補習教育實施辦法大綱及本細則ノ規定ニ準ジテ處理スベシ特殊ノ事情アリテ變更ヲ要スルモノハ教育部申請シテ認可ヲ得ベシ

第十三條 各省市ハ失學民衆補習教育辦法大綱及本細則ノ規定ニ準據シテ各省市六箇年實施計畫大綱並ビニ第一年度ノ詳細ナル實施計畫ヲ擬シテ具申スベシ、遅クトモ二十五年九月十五日以前マデニ教育部ニ申請シ以後ハ毎年度實施スベキ

詳細ナル實施計畫及び前學年度ノ實施經過ハ七月十五日以前迄ニ教育部ニ報告スベシ

第四章 教師ノ資格

第十四條 單獨シテ設立ノ民衆學校ハ其組數二組以下ニアルモノハ校長兼教員一名ヲ置キ組數ガ二組以上ノモノハ教員ヲ增加スルコトヲ得

第十五條 教育部ニ於テ必要ニ應ジテ中央設立ノ民衆教育教員資格幹部講習會班ニ各省市ヨリ民衆教育ヲ辦理スル人員ヲ選派シテ京ニテ講習セシム講習終リタル後ハ各省市ニ歸リ民衆學校教員資格ノ訓練及事務ヲ處理スベシ

第十六條 各省市ハ失學民衆補習教育實施開始後ヨリ區ヲ分子民衆教育教員資格訓練班ヲ設立シ(初級中學卒業程度ニ相當ノ學生ヲ招集シ(教育ノ普及セザル地方ニテハ高小卒業程度ノ學生ヲ募集スルコトヲ得)豫メ一箇月乃至二箇月ノ訓練ヲナシ其ノ課程ハ民衆學校ノ教材ト教授法及自衛技能ヲ研究ノ中心トシテ訓練ヲナス

期限終ル頃考査ニ合格シタルモノニ證書ヲ授與シ民衆學校ノ校長及教員タルコトヲ免許ス

第十七條 各省市各機關學校團體ニ附設セル民衆學校ノ教員資格ハ附設セル機關ニ由リ相當ノ學識ヲ有シ常識豊富ナル人材ヲ指定シテ之ノ任ニ充ツ、各省市ハ尙情況ヲ斟酌シテ公務人員ヲ派シテ民衆學校ノ校長或ハ教員ニ充任スベシ

第五章 校舍ノ設備

第十八條 各鄉鎮ノ單獨設立ノ民衆學校ハ當地在來ノ機關學校或ハ公所祠堂(氏神、祖先ヲ祀ルオ寺)寺院ノ屋敷ヲ使用ニ利用スルコトヲ得、尙借用或ハ租用ノ民屋利用或ハ借用ノナキモノハ暫時簡單ナル假小屋アンベラヲ建テテ使用スベシ

第十九條 各鄉鎮ノ民衆學校ノ机及腰掛ニテ利用ノナキモノハ學生ヨリ自備(持參)スベシ

第二十條 各鄉鎮ノ民衆學校ノ單獨設立者ハ六箇年期限内ニ在リテ遂次設備内容ヲ充實スベシ、以テ小學或ハ民衆教育機關

第ノ用ヲ改ムルニ備フベシトシ、其ノ用ニ當ルハ、各重要ナル郷鎮ノ民衆學校ニ施設セル教育ノ附屬設備ニラデオ活動寫眞等ノ如キモノ教育部ニテ各地方ノ情況ヲ斟酌シテ豫メ補助ヲナス其辦法ハ別ニ規定ス

第六章 經費

第二十一條 失學民衆補習教育經營ノ經費ハ直轄市ニ在ルモノハ市政府ヨリ統制シテ準備シ省區所屬ノ各縣市ノモノハ省縣市ノ斟酌ニヨリ分擔スルヲ以テ原則トナス

第二十二條 省市ノ失學民衆補習教育ノ經費ハ地方ノ情況ニ應ジテ省市教育經費及省市總收入項下ニ在ルモノハ若干割ヲ出シ或ハ專ラ使用スルヤウニ指定シテ充ツベシ

第二十三條 縣市失學民衆補習教育ノ經費ハ地方ノ情況ニ應ジテ學產或ハ特種ノ捐稅ヲ指定シテ之ヲ充ツ、尙地方ノ人民ニ勸誘シテ助力寄附ニ努力セシム

第七章 機關

第二十四條 失學民衆補習教育ノ實施ハ中央ハ教育部ニ由リテ主辦セシム各省市ハ省市主管ノ教育行政機關ヲシテ主辦セシム各縣市ハ主管ノ教育行政科局ニ由リテ主辦ス

第二十五條 各縣市ハ區ヲ分チ民衆教育館ヲ指定スベシ中心民衆學校或ハ其他ノ主要ナル民衆學校ヲシテ各區民衆學校、輔導調査ノ責ヲ擔任セシム併セテ全區ノラデオ教育及映畫教育ノ事務ヲ處理セシム

第八章 獎懲

第二十六條 失學民衆補習教育處理ノ狀況ハ地方行政人員ニ於テ調査スル時特別ノ注意事項ト視ルベシ

第二十七條 人民助捐ニヨリテ經營セル失學民衆補習教育ヲナスモノハ衆學獎勵寄附ノ規定ニヨリテ成績ノ優良ナルモノ

ハ獎勵スベシ

第二十八條 失學民衆補習教育ノ規定進行ニ關シテハ教育部ニ由リテ別ニ之ヲ定ム

第九章 附 則

第二十九條 本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

三、教育部民衆學校課本印刷規定 (二五・九・五)

第一條 教育部ニテ編輯セル民衆學校ノ課本ハ教育書報發行ノ書店ヨリ印刷發行スルコトヲ得、但シ本規定ヲ遵守シテ處

理スベシ

第二條 印刷ヲ引受ケタル書店ハ申請書及見本二冊ヲ添ヘテ教育部ニ申請シテ認可ヲ得タル後發行シ得ベシ

第三條 申請書ニ左記ノ事項ヲ記入スベシ

一、發行版數及各版ノ部數

二、賣 價

三、申請シタル印刷機關

四、發行人ノ姓名住所履歷

第四條 民衆學校ノ課本ノ印刷ヲ引受ケタル書店ハ文字挿繪、形式及内容ハ増刷或ハ變更ヲナスコトヲ得ズ、用紙モ本國

紙ヲ使用スルヲ原則トス

第五條 印刷ヲ引受ケタル書店ハ印刷セル表紙ノ裏ニ教育部ヨリ印刷許可ノ文ヲ登載スベシ

第六條 印刷課本ノ表紙ニ書名ヲ除イテ外「教育部編輯」ナル註明及印刷引受ノ書定ノ名稱外ニ其他ノ文字模様ヲ印刷スル

コトヲ得ズ、表紙ノ裏面ニ廣告文及其他ノ文字ヲ登載スルコトヲ得ズ

第七條 課本ノ賣價ハ必ず教育部ノ認可ヲ經ルベシ

第八條 本規定ニ依ラズ勝手ニ印刷シタルモノハ縣市政府ノ調査ニヨリテ明カニナリタル時上級ノ機關ヨリ教育部ニ報告

シ其發行ヲ禁止スベシ

第九條 本規定ハ公布ノ日ヨリ施行ス

四、注音漢字推行促進規定ノ修正 (二五・四・三〇)

一、民衆學校ノ課本及ビ短期小學課本ノ文字ハスベテ注音漢字ヲ使用スベシ

二、初級小學國語課本ノ新字ハスベテ注音漢字ヲ使用スベシ

三、初級小學ノ常識高級小學ノ國語社會(或ハ公民地理歴史)自然課本ハスベテ注音漢字ヲ使用スベシ

四、初小一年級ノ上學期入學ノ始メ先ツ注音符號ヲ授クベシ、練習熟達ヲ俟テ再ビ漢字ノ正文ヲ授クベシ、爾後新編ノ

初小國語教科書ハ第一冊ノ前ニ別ニ首冊ヲ編纂スベシ、専ラ注音符號ヲ用ヒテ故事ヲ編成シ教授ノ用ニ供ス、教授ノ方

法ハ先ツ綜合ヲ以テシ後分析シテ(綴音練習及各個符號ノ認識)ヲ標準トナス

前項ノ規定ハ注音符號ヲ教授スル教員資格ノ少ナキ地方ニ在リテハ當地ノ教育行政機關ニ由リテ暫時適當ナル方法ニ變

更スベシ

五、民國二十五年七月ヨリ新編ノ小學及民衆學校用ノ教科圖書ハ一様ニ本規定ヲ遵守シテ處理スベシ、違反セルモノハ審定ヲセズ

六、各省市ニ於ケル各級師範學校ハ注音符號ヲ教授スベシ

師範ノ卒業生ヲシテ均シク注音符號教授ノ技能ヲ持タラシムベシ

七、過渡期ニアリテハ各小學ハ國語科ヨリ一部ノ時間ヲ裂キテ專ラ注音符號ノ教授ニ充ツベシ

八、民國二十五年一月ヨリ凡ソ兒童及民衆讀物ヲ編輯スルモノハ一様ニ注音漢字ニ印刷スベシ

九、本部及各省市教育行政機關ニ由リテ各新聞ニ勸令ニ由リソノ出來得ル範圍内ニ注音漢字ヲ印刷スベシ

五、各省市ニ實施サレル映畫教育ノ規定 (二五・八・二二)

一、教育部ハ各省市ニ映畫教育實施ヲ促進センガ爲メ特ニ本規定ヲ制定ス

二、映畫教育實施ヲ普及センガ爲メ各省市教育廳局(或ハ社會局)主管社會教育ノ分科ニ於テ職員一名ヲ指定シ映畫教育行政ノ事務ヲ掌ランメ(ラヂオ教育ノ事務ヲ兼任セシムルコトヲ得)各省ニ區域ヲ劃定シ映畫教育ヲ巡廻セシメ各區ニヨリテ映畫人員ヲ設置シ映畫教育ノ事務ヲ掌ラシム

三、巡廻映畫教育ノ映寫員及助手ハ各省市教育廳局ヨリ任用ス、但シ映畫員ノ任用ハ教育部訓練ニ合格ノ人員ヲ以テ限度トナシ其服務規定ハ別ニ之ヲ定ム

四、教育映畫ハ各區ニ映寫員ヲ一名置キ助手一名併セテ左ノ如キ各項ノ機具備品ヲ設置スベシ

1 十六種ノ映寫機

2 家庭發電機(110V交流1200W)

- 3 映寫機内ノ電球(備付)
 - 4 幕
 - 5 雜具(フィルムヲ接ギ合ハス藥品、フィルムニ塗ル藥、油、ベシチノミ等)
 - 以上各器具ノ費用約一千圓、映畫教育ノ必要ナル設備各區共設置スベキモノナリ
 - 6 映寫機
 - 7 公共マイク(10V交流)
 - 8 レコーダ
- 以上ノ各機具ハ補助機具ニシテ經費困難ナル所ハ後レテ設置シテモ差支ナシ
- 五、映寫機(4)(5)ノ二項ヲ除ク外ハ教育部ニ由リテ準備シ注文或ハ製作注文ヲナシ各省市教育廳局ニ金額ヲ用意セシメ受取リテ之ヲ使用セシム
 - 六、映寫員及助手ノ俸給ハ映寫機購入ノ費用及經常費ハ各省市教育費項目ヲ中ヨリ支出ス、但シ經費支出ニ難澁ノ省地方ハ教育部ガ事情ヲ斟酌シテ各機具備品購入一部ノ費用ヲ補助スルコトヲ得
 - 七、教育フィルムハ教育部ノ準備ニ由リ無料ニテ配給ス、其配給ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム
 - 八、教育映畫巡迴映寫員ハ其區ニ於ケル各縣市ニ映畫時期ヲ平等ニ配置シ一縣市ニ巡迴シ來ル度ニ同縣市政府教育科局或ハ省立中等以上ノ學校省立社會機關ノ主管人員ヲ合同シテ當縣境内ノ中小學校ニ應ジテ社會教育機關及重要ナル鄉鎮ニ協定シテ映寫日程ヲ定ムベシ
 - 九、教育映畫ハ無料ヲ原則トス
 - 一〇、各省市ノ中等學校及民衆教育館ハ經費ノ許ス範圍内ニ單獨ニ映畫教育ヲ經營シ必要ノ技術人員及設備ハ教育巡迴映畫區ノ規定ニ按ジテ處理スルコトヲ得

7-6011

1110

- 二、各地ニ於テ已ニ映畫館經營者アル地方ハ當地ノ教育行政機關ヨリ此ノ映畫館ニ兒童映畫デーノ設置ヲ督促セシメ毎月兒童教育ニ適合スルフィルムヲ數回安キ入場料ニテ觀覽ニ供スベシ
- 三、各省市教育機關ニテ自製ノ教育フィルムハ教育部ノ映畫教育委員會ニ送り審定シ、ソノ優良ナルモノハ獎勵セシム

六、各省市ニラヂオ教育實施ノ規定

- 一、教育部ハ各省市ニラヂオ教育實施ヲ促進センガクメニ特ニ本規定ヲ制定ス
- 二、ラヂオ教育實施普及スル目的ノタメ各省市教育廳局ハ主管社會教育ノ各科課ニ職員一名ヲ指定シラヂオ教育行政事務ヲ處理セシメ或ハ映畫教育經營ト合同シテ電化教育行政人員一名ヲ置クベシ
- 三、各省市ハ全區域ニ劃定セルラヂオ教育指導區ニツイテ各區ニ指導員ヲ一名置キ各該省市教育廳局ノ趣旨ヲ繼承シテ本區ラヂオ教育ノ事務ヲ處理スベシ、此項ニ於ケル人員ハ本區内比較的規模ノ大ナルラヂオセツトニ關シテラヂオ訓練ニ合格シタル教職員ニツイテ先任用ス（經費支出ニ困難ナルトコロハ此項ノ指導員ハ從來機關ニ服務セル職員ニシテ會テ訓練ヲ受ケタルモノヲシテ兼任セシムルヲ得ベシ）、多少ノ報酬ヲ與フ、其服務規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 四、各省市教育廳局ハ教育部ヨリ頒行セル全國中等學校及民衆教育館ニ裝置ノラヂオセツト規定大綱第二、第三、第四ノ三項ニ準據シテ各校館ニ期限付ニテラヂオセツト裝置セルコトヲ嚴令スベシ、併セテ教育部ヨリ各校ニ頒布セル各校館ニラヂオセツト利用心得ヲ遵守シ切實ニ處理スベシ
- 五、無線電ラヂオセツトハ教育部ヨリ統制シテ購入或ハ注文シテ各省市教育廳局ニ交付シ尙ホ部ヨリ各省市ノ教育廳局ノ無線電ラヂオセツト價款辦法（代金納メ法）第三、第四ノ兩項ニ依リ代金ヲ納メテ受取ルベシ、各省市モ亦各校館無線電ラヂオセツト裝置辦法ニ依リ補助シ務メテ貧困ナル地方ヲ普及シテ裝置サレルヲ期スベシ

- 六、各省市ニ於ケルラヂオ放送指導區ノ指導員ノ依給及ラヂオセット装置ノ費用及經常費ハ各省市教育經費ノ項ヨリ支出ス、尙ホ將來ハ常備費積立ヲ計入スベシ
- 但シ經費難澁ノ省地方ハ教育部ハ情況ヲ斟酌シテラヂオ購入及装置費用ノ一部或ハ全部ノ補助ヲナスコトヲ得
- 七、各省市ノ教育廳局及ラヂオ放送指導區ハ工作進捗ノ便利上分別シテ放送教育服務處ヲ設立スルコトヲ得、放送教育ヲ處理スル行政人員及各區放送教育指導員ニ由リテ責任ヲ負フテ機械裝置修繕注文ラヂオ裝置ノ取繼ギ及各界ノラヂオニ對スル疑問ノ解答等ノ事務ニツキ處理ヲナス
- 八、各省市ニ於テ既ニラヂオ放送臺ヲ設ケタル所ハ時間ニ應ジテ中央放送局ノ教育プログラムノ中繼及自局ノプログラムヲ放送ス
- 九、各省市ノ教育廳局ハラヂオ放送教育行政人員及ラヂオセット機關(役所)ノラヂオ教育ノ懲獎ニ關スル規定ヲ制定スベシ、併セテ期限付ヲ以テ工作ノ情況ヲ報告シ以テ其成績考察ノ參考タルベシ、各廳局ニ於テ尙ホ各界ノラヂオ教育ニ參加セルモノノ測驗ヲナスコトヲ得以テソノラヂオセットノ成績ノ考查ヲナスベシ
- 一〇、各省市縣ノ督學教育委員ガ學校視察時ニ各中等學校及民衆教育館ノラヂオ處置ニ關スル情況ヲ注意シ、併セテ各學校館ノ成績ノ一ニ列スベシ
- 一一、各省市ノ教育廳局ハ每學期ノ終了後一箇月内ニ前學期ノラヂオ教育ノ情況ヲ教育部ニ報告スベシ、以テ各省市教育行政成績ノ一トナス

七、中等學校ニテラヂオ教育ヲ利用セルモノノ心得 (二四・九・二五)

一、中等學校ニ於テラヂオ教育進行委員會ヲ組織スベシ、其ノ計劃及取扱事項ハ次ノ如シ

- 1 收音設備及聽講場ノ擴張或ハ改善ニ對スル計劃
 - 2 ラヂオ講題ノ教材或ハ教具ニ關スル計劃、學生聽講時ノ利用ノ便ニ供ス（地圖・表・掛圖・標本・機械ノ如キ理解ヲ容易ナラシム實物及其他ノ教材等ノ如シ）
 - 3 講題ニ關シ専門知識ヲ有スル教員ヲ推薦シテ學生ノ筆記ノ指導ヲナシ、併セテ放送終リタル後放送ノ内容要點ヲ學生ニ對シ大要講述セシム
 - 4 ラヂオ教育ヲ利用スル其ノ他ノ方法ノ研究
 - 二、ラヂオ教育進行委員會ハ教務主任（或ハ教導主任）訓育主任各科ノ教員ヲ委員トナシ教務主任（或ハ教導主任）ヲ以テ主任委員トナス、
 - 三、各校ハラヂオ教育ニ關スルプログラム・演題・要綱・時間及教材等ヲ事前ニ於テ分列シテ本或ハパンフレットトシ學生ニ通告或ハ印刷シテ學生ニ配ルベシ
 - 四、毎次ノラヂオ放送ヲ正式ナル一時間ノ授業ト認メ各校ニ於テハ其時ニ應ジテ學生ヲ督率シテ聽講セシメ尙出席簿ヲ備ヘ逐次出席ヲ記入スベシ
 - 五、各課ノ試験ヲ行フ場合ニ試験科目ニ關係アルラヂオ放送ノ資料内容ヲ各科ノ中ノ試験問題ニ編入シテ考查スベシ
 - 六、各科ノ教員ハ各科ト相關連絡アルラヂオ放送ニツキテノ學生ノ筆記ヲ責任ヲ負フテ檢閱スベシ
 - 七、本「心得」ハ本部ヨリ制定シ各省市教育廳局所屬ノ各中等學校ニ配給シテ遵守セシム
- 八、民衆教育館ノラヂオ教育ヲ利用スルモノノ心得（二四・九・二五）**
- 一、民衆教育館ハラヂオ教育進行委員會ヲ組織スベシ其ノ計劃及取扱事項左ノ如シ

- 1 民衆ニ聽講ヲ誘導スル方法ノ研究
- 2 收音設備及聽講場ノ擴張或ハ改善ニ關スル計劃
- 3 放送スル演題ノ教材或ハ教具ヲ備ヘル計劃、民衆ヲシテ聽講時利用ノ便ニ供ス(地圖・表・掛圖・標本・機械・理解ヲ助ケル爲ノ文字或ハ實物及其他ノ教具等ノ如キモノ)
- 4 指導員ノ推薦、ラヂオ教育放送ノ時間ニ在リテハ教材或ハ教具ヲ利用シ聽衆ヲシテ放送ノ内容ノ了解ヲ指導スベシ、毎度ノ放送終リタル時ソノ放送ノ要點ヲ聽衆ニ對シテ講述スベシ
- 5 ラヂオ放送ヲ利用スル其ノ他ノ方法ノ研究
- 二、ラヂオ教育進行委員會ハ民衆教育館長ハ教育行政機關ノ主管科々長(縣立民衆教育館ハ教育局々長或ハ科長トナス)教育會々長ヲ管理シ當地合法民衆團體代表及教育ニ熱心ナル人員若干名ヲ以テ之ヲ組織シ民衆教育館長ヲ主任委員トナス
- 三、民衆教育館ハ本部ノラヂオ放送ニ關スルプログラム演題、要綱、時間及教材等ヲ事前ニ分別シテ民衆ニ通知或ハ印刷シテ配布スベシ
- 四、民衆教育館ハ毎次ノラヂオ教育放送前ニ聽衆ヲ誘引スル方法ヲ講ジ尙民衆ヲシテ繼續シテ聽講スル興味ヲ喚起セシム
- 五、民衆教育館ハ毎次ノ放送後放送ノ内容ノ大要ヲ館ノ内外適當ナル場所ニ揭示シ民衆ノ注意ヲ喚起スベシ
- 六、民衆教育館ハ學期ノ終ル一箇月内ニラヂオ教育ヲ利用スル工作經過及改善意見ヲ主管行政機關ニ報告スベシ
- 七、本「心得」ハ本部ニ由リ制定シ各省市教育行政機關ヨリ所屬ノ民衆教育館ニ配布シテ遵守セシム

九、各省ニ於ケル電化教育人員ノ服務規定 (二五・二〇・三八)

- 一、本規定ハ部ヨリ各省市ニ頒布セル映畫教育規定第三項及各省市實施セルラヂオ教育規定第三項ノ規定ヲ準據シテ之ヲ制定ス
- 二、本規定ノ電化教育人員ト稱スルモノハ映畫教育人員助手及ラヂオ教育ノ指導員ヲ云フ
- 三、電化教育人員ハ各省市教育廳局（或ハ社會局）ヨリ委任ス、但シ教育映畫員及ラヂオ教育指導員ノ任用ハ會テ専門技術ノ訓練ヲ經タル人員ヲ以テ制限ス本部ノ訓練ニ合格シタル人員ハ先ニ任用スベシ
- 前項人員委任リタル後ハ其氏名、性別、年齢、籍別、履歷、待遇等ヲ書類ニシテ報告スベシ
- 四、映畫教育員ノ職務左ノ如シ
 - 甲、教育映畫ノ映寫及説明
 - 乙、活動寫眞機械ノ裝置、修繕及管理
 - 丙、フィルムノ保管及發送
 - 丁、ラヂオ教育ト協力シテ進行ス
- 助理員ハ映寫員ノ扱フ職務ヲ補助ス
- 五、ラヂオ教育指導員ノ職務左ノ如シ
 - 甲、各收音機關ハ放送ニ關スル無線電信收音機ノ裝置修繕及其ノ收音方法ヲ指導ス
 - 乙、直流機ヲ取扱フニ必要ナルモーターヲ注文スルコト
 - 丙、各ラヂオ放送局ハラヂオ教育放送ノ内容ヲ有效ニ民衆ニ傳達スル様ニ指導ス
 - 丁、各放送局ヲラヂオ教育ニ利用シタル成績ヲ考査ス
 - 戊、映畫教育ノ進行ト協力ス
- 六、映畫教育ノ映寫員ハ毎年度開始前ニ所屬映寫區ニ平等ニ互ル映寫日割ヲ作製ス、各省市映畫教育實施規定第八項ノ規

定ニ依リ映寫順序ヲ豫定シ巡廻映畫教育ノ事務ヲ處理ス
 七、映畫教育員ハ毎度ノ映寫後左記ノ事項ヲ詳細ニ記録シ毎月主管教育廳局(或ハ社會局)ニ提出シ本部ヘ廻送セシムベシ
 フィルムノ名稱、種類、卷數、長さ、映寫地、映寫ノ期日、觀衆人數及教育程度別、フィルムノ説明大要
 其他講演ノ要項、結果、備考

八、教育映畫映寫員ハ主管教育廳局(或ハ社會局)ニ申請シテ本部ノ教育フィルムヲ受取り、ソノ保管ノ職責ヲ負フベシ、
 規定通りノ期間内ニ返還スベシ、破損及遲延ナカラシムベシ

九、ラヂオ教育指導員ハ工作進捗ノ便ニ供センガ爲主管教育廳局(或ハ社會局)ニ管轄指導區域内ニラヂオ放送教育事務服
 務處ヲ設ケ機械ノ裝置修繕電氣モーターノ注文代理又ハラヂオニ關スル質問ニ回答等ノ事項ヲ申請スルコトヲ得

一〇、ラヂオ教育指導員ハ毎學期少クトモ二回指導区内ノラヂオ放送局ヲ巡視スベシ尙學期ノ終ル一箇月内ニ工作ノ情況及
 各收音機關ノ處理概況ヲ作製シテ報告スベシ尙主管教育廳局(或ハ社會局)ニ報告シ本部ヘ傳達セシムベシ

二、電化教育人員ノ給料及經費ハ各省市教育經費ノ項目中ヨリ支給ス、其ノ給料待遇ハ社會教育人員ノ職務相當ニ比スベ
 キ待遇ヲナスコトヲ得

三、電化教育人員服務ノ細則ハ各省市教育廳局或ハ社會局ニ由リ自ラ制定シテ施行ス
 三、本規定ハ教育部ノ通令頒行セル日ヨリ施行ス

十、贛(江西)鄂(湖北)皖(安徽)豫(河南)閩(福建)

各省ノ中山民衆學校ノ規定 (二五・六・二七)

第一條 贛・鄂・皖・豫・閩各省ノ匪區ヲ回收シタル部分ノ縣ハ特種ノ教育ヲ施スニ中山學校ヲ以テ實施ノ中心トナス

第二條 中山民衆學校(以下中山民校ト簡稱ス)ハ各省ノ教育廳之ヲ管理ス、併セテ縣所在ノ教育行政機關之ヲ指導監督ス

第三條 中山民校ノ設立變更及休學ハ均シク教育廳ニヨリ之ヲ決定ス

第四條 中山民校ハソノ省ニアル縣名ヲ冠シ併セテ字畫ヲ以テソノ順序ヲ決定ス

第五條 中山民校ノ經費ハ教育廳ヨリ支給ス、但シ毎年少クトモ十分ノ補助經費ヲ寄附ヨリ募集スベシ、以テ將來完

全ニ地方ノ接收ヲ期ス

第六條 中山民校ハ以下ノ如キ組ヲ分設ス

1 成人組 年齢十六歳以上五十歳以下ノ民衆ヲ募集ス三十人乃至五十人ヲ以テ一組トナス、毎日二時間授業ヲシ

畫或ハ夜間ニ之ヲ行フ四箇月ニテ卒業ス

2 婦女組 婦女二十人ニ滿ツレバ婦女組ヲ專設スルコトヲ得、二十人未滿ノ時ハ男女共學トス

3 高級組及職業補習組

本校成立後一年以上ニナレバ經營上相當ノ成績ヲ擧ゲタルモノハ必要ニ應ジテ申請シテ高級班或ハ職業補習組ヲ設立

スルコトヲ得、ソノ取扱規定ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 中山民校ハ成人組・婦女組ノ經營ヲ以テ原則トナス必要ニ應ジテハ兒童組ヲ附設スルコトヲ得、但シ小學或ハ短

期小學ノ規定ニ準據シテ處理スベシ、併セテ思想矯正ニ關スル科目ニ注意シテ加入スベシ

第八條 中山民校ハ地方事業ノ進行ヲ輔導スベシ其項目ハ左ノ如シ

- 1 管理、教育、養護、衛生ニ關スル通俗講演ヲ舉行ス
- 2 地方自衛工作ニ參加シ併セテ農村自衛團體ノ組織ヲ指導ス
- 3 保甲及壯丁訓練編組ニ協助スベシ
- 4 農村及農業ノ擴張ヲ輔導ス

5 新生活運動及識字運動ヲ推行ス

6 勞働服務ヲ獎勵指導ス

7 公共衛生ヲ經營ス

8 正當ナル娛樂ヲ獎勵ス

9 其他地方改進黨スベキ事項

第九條 中山民校ハ校長一名教師一名ヲ設ケ組數二組以上ニアルモノハ教師人員ヲ増員スルコトヲ得

校長教師ハ教育廳ニヨリ特種教育教員資格訓練組ヨリ卒業セルモノヲ任用ス、不足缺員ノ場合ハ口答試問ニ合格シタル

モノヨリ之ヲ補充ス

第十條 中山民校ノ校長ハ教育廳民政廳ニヨリ省政府ニ合同申請シテ區、公所或ハ區署服務員ニ委任ス、區政ノ進行ヲ協

助シ無給ナリ

第十一條 中山民校成人組ノ課程及教授要點ノ規定左ノ如シ

1 國語(公民常識ヲ包括ス)三民主義ヲ宣揚シ赤匪ノ錯誤ノ指摘及罪惡糾正シ民衆ノ思想及言行ヲ指導ス更ニ禮儀廉恥

及忠孝仁愛信義和平等ノ美德ヲ教ヘ歴史上民衆國家ノタメ生存ヲ争フタメニ犧牲ニナリタル偉人ノ事蹟ヲ表揚スベシ

國家現在ノ地位ヲ解釋シ國際環境ヨリ共愛國思想及行動ヲ喚起シ同時ニ普通文應用文歌曲等ヲ教授シ讀書教聞ヲ讀マ

シメ以テ其知識ヲ増長セシム

2 算術 術 日常生活ノ計算能力ニ留意シ民生觀念ヲ養成ス

3 勞作 農業常識、家事常識、家庭工藝、農事副業技能ヲ授ケ併セテ各種ノ合作社ノ組織ヲ指導ス

4 自衛(體育ヲ包括ス)保甲、偵察、看護、衛生ノ訓練ヲ施行ス

5 音樂 民族復興ノ意識ヲ含有セル歌詞及地方ニテ良好ナル風俗ニ關スル歌謠ニ留意スベシ

第十二條 中山民校成人組婦女組授業時數百分比規定左表ノ如シ

課程、時數、組別	成人組		婦女組	
	成人組	婦女組	成人組	婦女組
國語	四〇%	四〇%	四〇%	四〇%
算術	一五%	一五%	一五%	一五%
勞作	一五%	一五%	二〇%	一五%
自衛	一五%	一五%	一五%	一五%
音樂	一五%	一五%	一〇%	一〇%
合計	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

明 說
 (1) 各組ノ授業時數及各單元ノ時數、組別及組數科目ノ性質ヲ分別シテ規定ス
 (2) 表内ノ百分比ハ實際ノ情況ヲ斟酌スルモ多少ノ變更アルベシ
 (3) 自衛勞作ハ教授ノ情況ヲ斟酌シテ畫間ニ行フ

第十三條 中山民校ノ教科書ハ教育部編輯ノ特種教育課本ヲ採用スベシ、但シ環境ニ適應シ及特殊需要ヲナスモノハ各省ノ教育廳ニヨリ別ニ教材ヲ編纂シテ教育部ニ報告スベシ

第十四條 中山民校ハ雜費ヲ徵收セズ、併セテ書籍及文具ヲ考慮シテ配給ス

第十五條 中山民校々舎ハ公共ノ建物ヲ利用シ必要ニ應ジテハ民屋ヲ借用スルコトヲ得

第十六條 中山民校ハ輔導委員會ヲ設ケルコトヲ得、校長ヨリ地方人士ヲ招聘シテ委員トナシ校務ノ進行ニ協助セシム

第十七條 中山民校ハ日曜及寒暑休暇ヲ廢止ス(國定紀念日ハコノ限リニアラズ)但シ地方ノ情況(農繁期ノ如キモノ)ト習慣トニヨリ若干日ノ休日ヲ得レドモ休日總日數ハ修業期間ノ六分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十八條 中山民校各組成立及終了時ニ學生名簿學業成績ヲ報告提出スベシ、尙四箇月毎ニ工作計劃ヲ届出ツベシ各月ノ

工作經過ヲ表ニ現ハンテ報告スベシ、年末ニ工作狀況ヲ作製シテ報告スベシ、工作月報ノ表式ハ教育廳別ニ之ヲ定ム

第十九條 中山民校長教師ノ進級及賞罰等ノ規定ハ各省教育廳別ニ之ヲ定メ併セテ教育部ニ報告スベシ

第二十條 中山民校ノ經費ノ處理規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 中山民校規定施行細則ハ各省ノ教育廳之ヲ制定ス、併セテ教育部ニ報告スベシ

第二十二條 本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

十一、贛・鄂・皖・豫・閩各省ノ中山民衆學校

高級組暫行規定 (二五・九・一六)

第一條 本規定ハ贛・鄂・皖・豫・閩各省ノ中山民校規定第六條ノ規定ニ準據シテ之ヲ制定ス

第二條 各中山民校高級組ヲ設置スル時ハ各省ノ教育廳ニ申請シ視察員ヲ派遣シテ設立ノ必要ヲ認メタル時始メテ設立ス

ルコトヲ得

第三條 高級組ノ學生募集ハ本校成人組又ハ婦女組ノ卒業者ヲ以テ制限シ三十人乃至五十人ヲ一組トナス

第四條 高級組ハ毎日ノ授業時間ヲ二時間トス晝或夜ニ行フモノトス、六箇月ヲ以テ卒業シ必要ニ應ジテ一箇年マデニ延

長スルコトヲ得

第五條 高級組ノ學科及授業時數ノ百分比ノ規定ハ左ノ如シ

國語 三〇%

社會 一五%

自然	一五%
算術	一五%
自衛	二〇%
音楽	五%

第六條 高級組ノ教科書ハ各省ノ教育廳ノ特種教育ヲ斟酌シテ選擇シ編纂スルコトヲ得、併セテ思想ノ矯正ニ關スルモノ
地方事業及郷土等ノ教材モ編入スベシ

第七條 高級組ハ特ニ課外作業ノ實施ニ重キヲ置クベシ、中山民校規定第八條ノ各項ノ地方事業ニ關スル輔導ハ下ノ學生
ニモ其ノ實際活動ニ均シク參加セシムベシ

第八條 各中山民校高級組ノ各組ノ學生ガ卒業後尙ホ繼續ノ必要アル時ハ先ニ申請シシカル後設立スルコトヲ得ベシ
第九條 本暫行規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

十二、贛・鄂・皖・豫・閩各省ノ特種教育經費

處理規定ノ大綱 (二五・八・一一)

- 一、各該省ノ教育廳ガ每期ニ部ヨリ支給サレンシ特種教育經費領收後ハ即日特種教育經費ノ名義ヲ以テ中央銀行或ハ其他ノ
當地確實ナル銀行ニ預金スベシ、同時ニ印章ヲ備ヘテ拂戻及預金ニ供ス
- 二、上項ノ經費ハ廳原定ノ豫算ニ準ジテ月ニ應ジテ支給ス
- 三、各省ノ教育廳ハ各中山民校ニ對シ其ノ毎月ノ支出收入ヲ最モ簡單ナル形式ニヨリ報告スベシ、同時ニ支出ノ領收書ヲ
添ヘテ廳ニ提出シテ調査及保管ニ備フベシ

1120

1110

四、各省ノ教育廳ハ毎月特種教育經費ノ收支報告ヲナスベシ、併セテ支出ノ領收書ニ各中山民校ノ領收書ヲ添ヘテ提出ス

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

1121

昭和十四年七月八日印刷
昭和十四年七月十日發行

臺灣總督府文教局

臺北市建成町三ノ五

印刷人 栗田兵衛

臺北市建成町三ノ五

印刷所 栗田印刷工場